

研究題目

草創期の幼稚園教育における豊田英雄の理論と実践

心理・教育学専攻 人間教育学コース  
4608002 清水 陽子



## 目 次

序章	1
1 本研究の課題	
2 先行研究の検討	
3 研究の方法と論文の構成	
第1章 草創期の東京女子師範学校附属幼稚園と豊田英雄	4
第1節 草創期の東京女子師範学校附属幼稚園	4
1 附属幼稚園創設の経緯	
2 附属幼稚園開設当初の主な教員と保母	
第2節 最初の日本人保母 豊田英雄	8
1 豊田英雄の生い立ちと幼稚園保母になるまで	
2 女子教育への志	
第3節 松野クララの保育方法の伝習形態と内容	11
1 伝習形態	
2 伝習された保育内容と方法	
第4節 豊田英雄筆記「代紳録」	14
1 三冊の「代紳録」の内容の構成	
第5節 附属幼稚園の保育内容にみる フレーベルの幼児教育	18
1 附属幼稚園規則にみる保育内容（明治9（1876）年11月制定）	
2 附属幼稚園規則にみる保育内容（明治10（1877）年7月制定）	
3 二つの附属幼稚園規則の比較にみる松野クララの伝習の影響	
第2章 豊田英雄筆記「代紳録」にみられる 松野クララの幼稚園教育論	27
—明治9（1876）年11月6日 ～明治10（1877）年3月17日の受講記録—	
第1節 子ども観及び幼児への教育方針	28
1 子ども観	
2 幼児への教育方針	
第2節 子どもの遊びと援助方法	31

1	遊びと目的	
2	自然物に触れる教育的意義	
3	幼児と環境	
4	援助方法における留意事項	
第3節	幼稚園教育の役割と恩物の教育的意義	34
1	幼稚園教育の役割	
2	心の教育—畏敬の念の育成—	
3	恩物の教育的意義	
第4節	教授方法の特徴	37
1	「代紳録 一の浄写」にみられる教授内容	
2	「代紳録 全」にみられる教授内容	
3	「代紳録 二」にみられる教授内容	
第3章	豊田英雄の幼稚園教育の実践的展開	
	—「代紳録」から「恩物大意」へ—	52
第1節	「恩物大意」の構成と内容	52
1	「恩物大意」の構成	
2	「代紳録」と「恩物大意」の比較	
第2節	鹿児島女子師範学校附属幼稚園の開設と 保育実践の特徴	59
1	鹿児島女子師範学校附属幼稚園の開設	
2	東京女子師範学校附属幼稚園と 鹿児島女子師範学校附属幼稚園の比較	
3	鹿児島女子師範学校附属幼稚園の保育の特徴	
第3節	鹿児島女子師範学校附属幼稚園 保育見習科における保姆養成	67
1	保育見習科規則からみた保姆養成	
2	豊田英雄の保姆養成の特徴	
第4章	豊田英雄の幼児教育理論の形成	73
第1節	イタリアでの教育・保育調査と視察	73
1	イタリアへの渡航と滞在記	
2	女子教育施設の視察報告	
3	幼児保育施設および小学校の施設報告	
4	豊田英雄がイタリア視察から学んだこと	
第2節	「代紳録」から「保育の栞」へ	76

- 1 保育内容と方法の拡充
- 2 「保育の葉」にみる豊田芙雄の保育者論

終章 豊田芙雄のフレーベル幼児教育理論  
の受容と展開 …………… 86

あとがき

年表

現代語私訳と資料 1 「代紳録 一の浄写」

資料 2 「代紳録 全」

資料 3 「代紳録 二」

# 序 章

## 1 本研究の課題

明治初期に始まった日本における幼稚園教育の導入は、文部大輔田中不二麿と東京女子師範学校摂理中村正直の尽力によるものである。田中不二麿は、東京女子師範学校の摂理に中村正直を抜擢し、明治9（1876）年11月16日に東京女子師範学校附属幼稚園開園が実現した。

中村正直は幼稚園教育の理念を紹介し、幼稚園の普及に努めた。中村は「フレーベル氏幼稚園論の概旨」の中で、幼児は「人の苗」であり、幼児期は人間として育つ萌芽の時期であって、良い教育を受けることで、幼児の「自然の性」が自由に発達するような機会を造る必要があることと、幼児の「天性」の開発のために組織的な集団保育としての幼稚園が有効であると幼稚園教育について論じている<sup>1)</sup>。中村の幼稚園構想に基づき、附属幼稚園の監事関信三は、アメリカの幼稚園教育の文献を翻訳し、『幼稚園記』（明治9年）の著書を発表した。それ以前に出版されたフレーベルの幼稚園教育の文献は、桑田親五訳『幼稚園』上巻（明治9年）一冊であった。明治9（1876）年11月に、ドイツ人の主席保姆松野クララが附属幼稚園に着任し伝習が開始されるまでは、豊田たち日本人保姆は、この2冊の文献を読んでフレーベルの保育方法を手探りで学んだと考える。

関信三は松野が日本人保姆たちに保育方法を伝習する際の通訳を務め、実際的な保育内容や方法の導入にも貢献した。その松野の講義を、豊田は3冊の「代紳録」と命名した資料に残している。豊田の記した著述物としてよく知られているのは、「恩物大意」と「保育の栞」である。この二冊は作成年が記されていないため、資料の位置づけが明確にできなかったが、本研究で着目した「代紳録」は、松野の伝習の期間と教授した内容が明確であるという意義を有する。本研究では、「代紳録」を中心に「恩物大意」と「保育の栞」の内容分析や、東京女子師範学校附属幼稚園や鹿児島女子師範学校附属幼稚園における教育実践の検討を通して、①草創期の幼稚園教育の内容や方法の拡充および展開の実態を明らかにすること、②豊田英雄の事例から保育者が幼児に適した内容や方法を選択し実践することを通して、幼児教育の理論と実践の形成過程を具体的にとらえることを課題とする。

## 2 先行研究の検討

草創期の幼稚園教育や豊田英雄に関する研究は、『日本幼児保育史』第一巻（日本保育学会編）、『日本近代教育百年史』（国立教育研究所）、『幼稚園教育百年史』（文部省）、『幼稚園の歴史』（津守真、久保いと、本田和子）をはじめ、通史的な幼児教育史研究の中で論述されている。その中でも『日本幼稚園成立史の研究』（湯川嘉津美）は、「恩物大意」に着目し、「球」から「碁石」までの十六種の「恩物」の紹介と、「用法」として「針画」から「模型法」までの九種があげられていることを指摘し、松野クララがゴルダマー（Goldammer, H.）の方法を保姆たちに伝授したと論述している。その後、豊田が鹿児島女子師範学校附属幼稚園を開設した際に、二十恩物を導入し

たことについても言及しているが、それは『幼稚園法二十遊嬉』（関信三）の影響であるとの指摘で、豊田の保育内容や方法の拡充および展開についての検討はされていない。

草創期の幼稚園教育に貢献した人物を中心とした研究では、『中村正直の教育思想』（小川澄江）、『日本幼稚園史序説 関信三と近代日本の黎明』（国吉栄）等がある。『中村正直の教育思想』の中で、本研究で着目した豊田英雄については、松野クララと共に東京女子師範学校附属幼稚園の教育を担っただけでなく、草創期の幼児教育界のリーダーとして活躍したことが記されている。

『日本幼稚園史序説 関信三と近代日本の黎明』では、豊田英雄が明治10（1877）年に、東京女子師範学校附属幼稚園において「幼稚園記」の講義を担当し、松野クララや関信三と共に保姆養成に貢献したことが記されている。また、最初の松野クララの伝習についても論述し、松野はピアノ演奏の教授ができたにもかかわらず、豊田たちにピアノの指導をしなかったことや、唱歌の導入に関与しなかったこと、関信三が式部寮雅楽課の伶人に音楽唱歌の作曲を依頼したのは、関が讚美歌の影響を排除したかったため、西洋音楽の導入を拒否した結果であるという新しい見解を述べている。国吉は、松野クララの伝習および初期の保姆養成の状況について関を中心として描いているため、伝習された方法や内容について、伝習を受けた保姆の視点から検討したい。

松野クララ研究では、平成22（2010）年に出版された『松野礪と松野クララ—林学・幼稚園教育事始め—』（小林富士雄）が、クララの夫松野礪関係の資料を使用して、クララの生涯についても詳細に記している。同年に発刊された『豊田英雄と草創期の幼稚園教育』（前村晃、高橋清賀子、野里房代、清水陽子）は、豊田英雄のライフヒストリーを中心に草創期の幼稚園教育の実相を詳しく描いている。この著書の中で、前村はフレーベルの幼稚園教育理論が定着していく様子を恩物と保育唱歌を中心に解明し、「代紳録」や「恩物大意」、「保育の栞」の性格や位置付けについて言及している。この点が、これまでの研究にはない新しい視点である。また、前村は松野クララの「英文テキスト」による伝習についても指摘しているが、具体的な文献名については言及していない。

前村の豊田英雄に関する関係論文<sup>2)</sup>では、幼稚園の開設前後の状況を豊田英雄に関する新資料を使用し、豊田が東京女子師範学校に着任することになったいきさつを、中村正直と根本正の關係に着目し考察している。

そこで本研究では、「代紳録」の分析を通してさらに、先行研究の課題や検討不足の諸点を指摘する。具体的には伝習された方法や内容について、伝習を受けた保姆の視点から検討し、松野の伝習と豊田の幼稚園教育の実践と理論形成の関連について言及したい。言い換えれば、豊田が松野クララから学んだゴルダマーの恩物用法とその後の実践への展開について検討を加える。また、関が考案したといわれる「恩物」等保育に関する用語についても、「代紳録」の分析を通してさらに検証を進めたい。

### 3 研究の方法と論文の構成

本研究では、明治9（1876）年から明治23（1890）年までの豊田の教育活動に関する資料を研究対象とする。中でも3冊の「代紳録」は豊田英雄が松野クララから学んだ幼稚園教育を、豊田

自身が保育の実践を通して自分の理論を形成し、その後松野に代わって豊田が見習生に幼稚園教育理論や保育法を教授するための講義ノートとなった。

前述の①、②の課題を解明するために、主として東京女子師範学校附属幼稚園規則、鹿児島女子師範学校附属幼稚園規則、「代紳録」と「恩物大意」、「保育の栞」の比較検討により分析を行う。

第1章の第1節～第4節では、先ず東京女子師範学校附属幼稚園草創期の経緯と豊田英雄の保姆教育の根幹をなす契機となった松野の伝習の実像について述べる。第5節では、仮定の幼稚園規則（明治9年11月制定）と幼稚園規則（明治10年7月制定）を比較し、松野の伝習が草創期の附属幼稚園に与えた影響を明らかにする。

第2章では、豊田が筆記した松野の幼稚園教育理論について検討する。「代紳録 一の浄写」には子ども観や幼児への教育方針、子どもの遊びと援助方法等が記されている。*Der Kindergarten* (ゴルダマー)の序文『幼稚園と幼児の遊びの意義』(Marenholtz-Bülow, B.B)と比較し、マーレンホルツ・ビューローと松野の幼稚園教育の近似点について述べる。次に、ゴルダマーの恩物の用法と比較し、松野が伝習の際に拠り所とした「英文テキスト」について解明する。

第3章では、「代紳録」と「恩物大意」を比較することで、豊田の幼稚園教育の方法の特徴について論じる。その後、鹿児島における幼稚園での実践と東京女子師範学校附属幼稚園との実践を比較し、保育方法および内容の変容と拡充について考察する。

第4章では、「代紳録」とイタリアでの保育・教育視察後に書かれた「保育の栞」とを比較し、豊田の幼稚園教育理論の形成の過程について論述する。

終章では、豊田英雄のフレーベル幼児教育理論の受容と展開について総括する。

尚、史料の引用は原則として原文の通りとしたが、旧字体の漢字は新字体に改め、合字は開いた。また、読み易さを考慮して、句読点を加えた。

---

1) 「フレーベル氏幼稚園論ノ概旨」『同人社文学雑誌』第5号 六～八丁 1876年9月16日

2) 「豊田英雄と草創期の幼稚園教育に関する研究(1)～(6)」『佐賀大学文化教育学部研究論文集』第12集 第1号他 2007年～2008年

# 第1章 草創期の東京女子師範学校附属幼稚園と豊田英雄

明治9（1876）年に創設された東京女子師範学校附属幼稚園は、文部大輔田中不二麿と東京女子師範学校摂理中村正直の尽力によるものであったといわれる。小学校教育もまだ定着していない状況の中、近代国家への道を歩み始めた日本にとって、行政が幼児教育をリードしなければ幼稚園の開設は不可能であった。

本章では、幼稚園教育の草創期にあつて、最初に保姆となった豊田英雄を中心に附属幼稚園創設のために尽力した人々について論述する。次に、松野クララから伝習された幼稚園の保育方法に焦点をあて、豊田英雄筆記の受講ノート「代紳録」について解説する。やがて、この「代紳録」は受講ノートに終わらず、豊田英雄が保姆見習生に伝習する際の講義ノートとしての役割も果たすようになる。松野クララが教授した幼稚園教育の理論及び方法は、豊田らに受け継がれ定着していく。そして、その伝習の影響は、正式制定された附属幼稚園の幼稚園規則にみることができる。松野クララの伝習の影響を実証するために、仮定の幼稚園規則（明治9年11月制定）と幼稚園規則（明治10年7月制定）との比較をし、松野クララの保育方法の特徴について考察した。

## 第1節 草創期の東京女子師範学校附属幼稚園

### 1 附属幼稚園創設の経緯

明治7（1874）年1月4日、文部大輔田中不二麿は、女子師範学校創立の伺書を太政大臣三條實美に提出した。設立の趣旨としては、「女子の性質」が教育者として適任であることと、「幼稚を撫養する」役割があることの二つであった。田中不二麿は、明治4（1871）年11月から約1年4ヶ月間、文部省理事官として欧米の教育事情を視察した。そのことが後の附属幼稚園開設の構想となったことは、『日本幼児保育史』第一巻<sup>1)</sup>等先行研究で記されている通りである。田中不二麿は、明治8（1875）年7月7日に附属幼稚園開設の儀の伺いを提出したが許可されず、同年8月20日に再応伺を提出した。結果として、附属幼稚園は9月15日に、文部省から設立許可の布達が出されるという経過をたどった。同年、東京女子師範学校摂理に就任した中村正直は、附属幼稚園の開設に尽力し、幼児教育を実践するための適任者の人選を進めた。そして、監事に関信三、主席保姆に松野クララ、保姆に豊田英雄と近藤濱が登用された。附属幼稚園の園舎は、明治9（1876）年に建築の意匠などを設定し、同年11月に竣工した。園児七十五名を迎え、東京女子師範学校附属幼稚園が開園されたのは、竣工間もない11月16日だった。開園翌日の「読売新聞」第547号は、当時の幼稚園の状況を「女教師は子どもの気の向いたやうに遊ばせながら物を教えますが、一中略一 女教師もまだ日本の事情を知らず、何しろ始めてすることゆえ、まづ三四ヶ月生徒を教へて見た上でなければ規則や等級もわからず、いづれ三四ヶ月たちましたら、本当の開業式があつて定めて盛大になりまじやう」と書いている。この記事からは、まだ規則もクラス編成も定まっていなかった開園式時の附属幼稚園の様子を知ることができる。女教師とは松野ク



ララのことだが、この記事が示す通りこの時松野は来日して日も浅く、日本の幼児の実態をほとんど知らなかった。松野クララがドイツでは経験したことのない大人数の幼児の集団に対して、幼児の主体性を尊重した遊びを通しての教育をするという方法で保育をすることに無理が生じたと考える。そのため、園児の募集は当分の間差し止められることになった。同校第一回卒業生であった青山千世は、保姆数に対し園児数が多かったため、東京女子師範学校の生徒三、四人が、裁縫の時間に附属幼稚園に保育の手伝いに行っていたと当時のことを語っている<sup>2)</sup>。つまり、附属幼稚園開園に向けて幼稚園規則は作成され、幼稚園の一日の生活の枠組みは決まっていたが、実質的な幼稚園の内容や方法は未定の状況であった。

## 2 附属幼稚園開設当初の主な教員と保姆

附属幼稚園開園当初の保育内容を創り上げることに貢献した四名について、豊田との関わりや附属幼稚園で果たした役割を中心に論述する。

### (1) 東京女子師範学校摂理 中村正直

中村正直は、天保3（1832）年5月26日に、二条城交番同心中村武兵衛重一の長男として生まれ、十七歳の時に昌平坂学問所寄宿寮に入寮し、朱子学を学んだ。慶応2（1866）年、中村は、三十五歳の時に幕府遣英留学生取締として十二名の留学生を引率し、イギリスに留学した。明治元（1868）年パリを発し、6月25日横浜に到着した。この留学で得た知見を元に、中村は、啓蒙思想家として国民教育論を展開し、明治教育史上、女子教育や幼児教育、障害児教育などの分野で先駆的な役割を果たした教育者として位置付けられている。幼児教育においては、中村が『母親の心得』<sup>3)</sup>に記した「母親之心得序」から、母親の幼児への感化力の大きさを認識していたことは明白である。また、中村が母親の影響の重要さと母親教育の必要性を認識していたことは、明治8（1875）年3月16日の明六社定例会における「善良ナル母ヲ造ル説」の演説の中で、母親の役割と幼児の教育の重要性について述べた内容からも窺い知ることができる。

次に、中村の幼稚園教育の構想についてである。明治初期におけるフレーベルの教育理論は、中村が紹介した「フレーベル氏幼稚園論ノ概旨」が、『幼稚園』（ドゥアイ著）と『フレーベル及び幼稚園』（ペイン著）の二冊を翻訳し、まとめたものであると湯川は考察している<sup>4)</sup>。中村は「フレーベル氏幼稚園ノ概旨」に於いて、3歳以上の幼児は、集団で教育を受けることがよいとのフレーベルの説に賛同している。このように幼児の集団教育施設を構想した中村は、キリスト教的思想に基づき、神を敬い人を愛することを説いた「敬天愛人説」を提唱した。以上のことから、中村はキリスト教を基盤とした幼児のための集団教育施設の教育的意義を認め、幼稚園開設の推進役となった。中村が近代国家にふさわしい新しい国民意識を形成しようとした教育活動の背景には、キリスト教的な人類愛の思想があったといわれるが<sup>5)</sup>、幼児期の教育機関として附属幼稚園開設を構想していたと考える。附属幼稚園開設後、中村は保姆となった豊田に「愛敬歌」を贈った。豊田も中村に鹿児島へ出立する前に、「拝神の辞」をかい添削を依頼している。この一事から、豊田がキリスト教に基づく保育思想の感化を中村から受け、神への畏敬の念を持っていたことがわかる。明治24（1891）年6月7日、中村は東京女子師範学校長在職中に死去した。

## (2) 東京女子師範学校附属幼稚園監事 関 信三

関信三は、天保 14 (1843) 年 1 月 20 日、三河国幡豆郡一色村の真宗大谷派の安休寺に生まれた。関信三については、前述の『日本幼稚園史序説 関信三と近代日本の黎明』に詳しく記されているが、その著によると、大谷派の京都高倉学寮で学び、広瀬淡窓の咸宜園で研鑽した。明治 4 (1871) 年 11 月頃に太政官直属の諜者となり、安藤劉太郎と名のって、横浜で諜報活動をしていた。安藤は、明治 5 (1872) 年 2 月 2 日、宣教師バラから受洗した九人の日本人の一人となった。この時、安藤はバラの英語学校の生徒であり、日本基督公会の創立メンバーの一人であった。諜者としてキリスト教とのつながりを持った安藤は、プライン、クロスビー、ピアソンの三人の婦人宣教師とも交流があり、居留地に開設された混血児の救済をするためのアメリカンミッションホーム(亜米利加婦人教授所)で、中村正直と出会っている<sup>6)</sup>。中村と関にとってアメリカンミッションホームで三人の婦人宣教師と出会ったことが、最初の幼児教育との出会いとなった。

明治 5 (1872) 年 10 月 19 日、関は海外事情視察のために東本願寺法嗣現如が洋行するにあたって随行を命じられ、イギリスに約二年間滞在し明治 7 (1874) 年に帰国した。

帰国後は非常勤の英語教員として、東京女子師範学校に雇われた後、附属幼稚園監事に抜擢された。関信三に依頼された英語の幼稚園文書の翻訳の仕事は、中村正直が紹介したドゥアイ(Douai, A.)の『幼稚園』(*The Kindergarten*)を完訳することであった。この書は創設期の幼稚園教育の指針となり、当時の附属幼稚園の保育見習生たちは、『幼稚園記』(明治 9 年)から幼稚園教育について学んだ。附属幼稚園でドイツ人の主席保姆クララ・ジッテルマン(Zitelmann, 後の松野クララ)を雇うことになったが、伝習は英語で実施されたため、関信三が通訳を担当した。続いて、関信三は、『幼稚園記附録』(明治 10 年)、『幼稚園創立法』(明治 11 年)、『幼稚園法二十遊嬉』(明治 12 年)を著した。関信三は前述の『幼稚園創立法』の中で、二十恩物は幼稚園の保育内容の中でも重要であり、遊びながら自然と幼児の知的発達を促進する知的教育の第一歩として、最も適した方法であると述べている<sup>7)</sup>。関信三は、幼児は遊びを通して学習し、学習の一つの方法として恩物を使用するという考え方を持っていた。関は、その優れた英語力を駆使して海外の幼児教育に関する文献を訳すことで、保育内容や方法を紹介し、豊田たちに影響を与えた。関信三の翻訳は、訳語の選択や文章の加筆、削除、誤訳、楽譜の削除など関自身の価値観が強く現われていることを、国吉は指摘している。つまり、日本のフレーベルの幼児教育思想は、関信三というフィルターを通して受容されたといえる。関は病弱であり、豊田が鹿児島で幼稚園開設のために出張中であった明治 12 (1879) 年 11 月 4 日に亡くなった(死亡年月日は墓石による)。

関は、幼児に適切な環境を与え、幼児の自発的な遊びを通して教育が行われることにより、人類の幸福に寄与するという幼稚園像を抱いていたが、これはアメリカの博愛主義による幼稚園運動が目指していた方向性と同じであり、幼児期の人間形成における重要性を認識していたと考えられる。

## (3) 同園主席保姆 松野クララ

松野クララは、ドイツ人の女性であり、ベルリンで生まれ育った。旧姓はクララ・ジッテルマン(Clara Zitelmann 1853 年 8 月 2 日生—1941 年)<sup>8)</sup>である。明治 9 (1876) 年 8 月 14 日、フランスの郵船タナイス号で日本に來日したのは、クララが二十三歳の時であり、明治政府の官吏

であった松野礪と結婚するためであった。婚約者の松野礪は、明治3（1870）年に渡欧し、ベルリン郊外にあったエーベルスワルデ森林アカデミーに入学した。松野礪は、明治7（1874）年にベルリンの St. Jacobi 教会で、クララとその姉のマリーの立ち合いのもと洗礼を受け、キリスト教徒となった。礪はその翌年の明治8（1875）年8月8日に帰国している。クララはその約一年後来日し、木戸孝允の紹介により、明治9（1876）年9月26日より翌年1月までの約束で、東京女子師範学校の英語教師となる。

しかし、クララが英語だけでなく、フレーベルの幼稚園教育の方法を知っていることにより、東京女子師範学校附属幼稚園の主席保母として採用されることになった。クララがどこで保母養成の教育を受けたかは不明である。明治9（1876）年11月6日から、クララが英語で保育法を話し、関信三が通訳する「幼稚園伝習」が始まった。クララは附属幼稚園開園の約一ヵ月後の12月17日に、静養軒で松野礪と結婚披露宴をしている。そして、翌年10月12日に、女兒文を出産した。クララは私生活においても結婚、妊娠、出産、子育てと附属幼稚園開設当初の時期に、多忙な生活を送っていた。

附属幼稚園の開設を機に、その後いくつかの県が幼稚園に関心を持ち始めたが、その中でも大阪府は特に熱心で、明治11（1878）年2月に、府費による保母見習生の氏原銀と木村末を派遣してきた。同年3月に、横川榎子も保母見習生として選ばれ、附属幼稚園では各地の要請にこたえての保母養成事業が開始された。しかし、クララにとっては、第二期生ともいえる保育見習生達への伝習は、前述したような多忙な事情により、休講が多かったといわれている。

明治12（1879）年、クララは宮内省式部寮雅楽課四名（芝葛鎮 東儀季芳 奥好義 小篠秀一）を教える最初の官雇いピアノ教師となった。伶人たちが附属幼稚園園児に「唱歌伝習」をしていたこともあり、同幼稚園にてクララがピアノ演奏の教授をした。伶人たちのピアノの授業は一ヵ月の内十回（一回の授業は一時間）で、月謝は二十円であった。幼稚園の一台のピアノでは足らず、練習用に三條實美邸のピアノを使用したといわれる<sup>9)</sup>。

クララは、明治13（1880）年2月に幼稚園の主席保母を辞職し、3月からは員外保母となった。その翌月から、文部省体操伝習所でピアノ奏者として勤務し、ピアノ技術の伝習に貢献したと評価されている。松野クララが残した幼児教育関係の資料には「婦人のつとめ」（松野久良々演述「独逸学協会婦人懇親会講演録」1888年）と、「小児養育実験之説」（松野久良々述「三條家文書」）がある。

#### （4）同園保母 近藤濱

近藤濱は、天保10（1839）年2月に、松前藩江戸藩邸で生まれた。豊田より六歳年上である。女子師範学校が開校され、寄宿舎の舎長として採用された時は、三十六歳であった。

豊田と一緒に松野クララから最初の伝習を受けた二人の日本人保母のうちの一人である。『保育唱歌』の中には、豊田と共に近藤が作詞したものも多く、「山時鳥」（明治12年9月13日）、「山家」（明治12年11月）、「四季」（明治12年12月9日）、「花見ノ駒」（明治13年5月20日）等の歌がある。明治11（1878）年3月、保母見習生制度による授業が開始されると、近藤は豊田と共に、「手技製作」の講義を受け持つようになる。

近藤は、和歌、英学、洋算、漢籍を学んだ、当時としては教養の高い女性であったといわれて

いる。明治14(1881)年10月、近藤は附属幼稚園を退職したが、明治16(1883)年に松平忠恕たち五名で共立幼稚園を設立し、生涯幼稚園教育および保姆養成に貢献した。

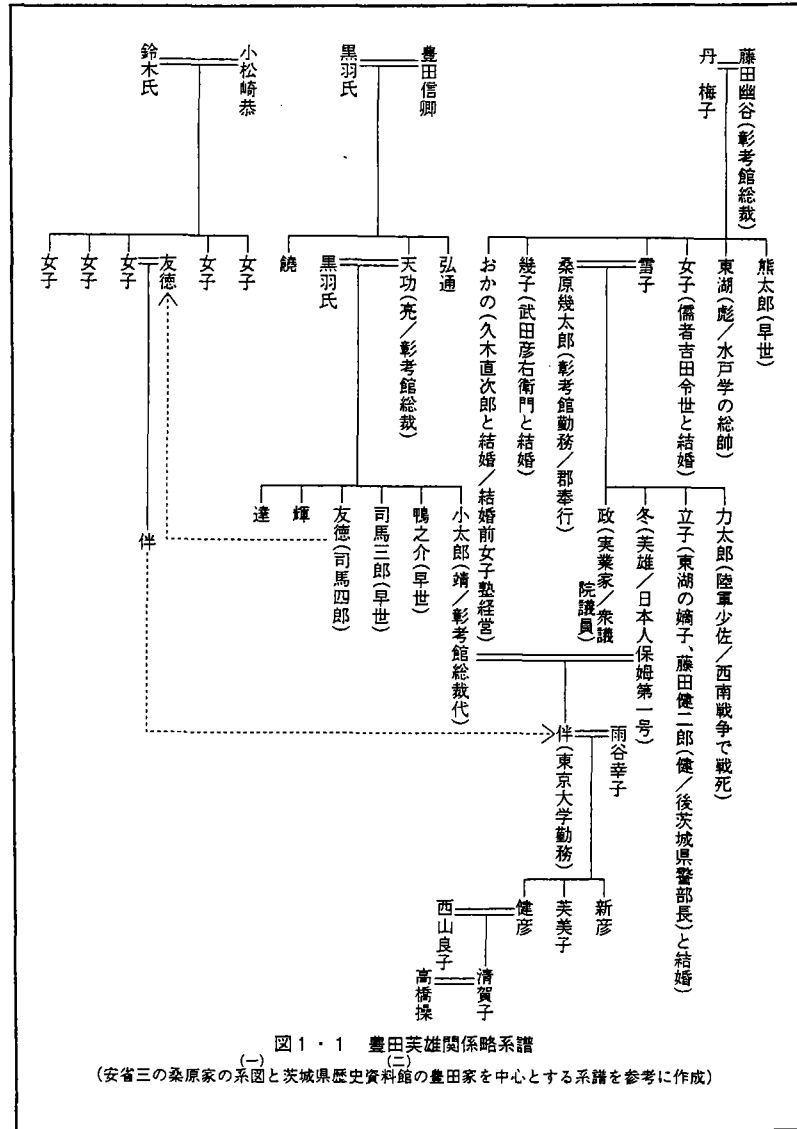
## 第2節 最初の日本人保姆 豊田英雄

### 1 豊田英雄の生い立ちと幼稚園保姆になるまで

豊田英雄は、弘化2(1845)年10月21日、水戸藩士の父桑原幾太郎と、母雪子の五女(桑原冬)として生まれた(図1「豊田英雄関係略系譜」参照)。英雄は十八歳の時、後に彰考館総裁心得となる豊田小太郎と結婚する。英雄の夫小太郎は、水戸藩の儒学者であった父豊田天功と共に、「大日本史」の編纂や蘭学修行を藩から命じられた。小太郎は水戸藩の勤皇精神と進歩主義的な考えを併せ持っていた。結婚の四年後に、夫小太郎が京都で暗殺されたため、夫の弟の遺児(当時五歳)を嗣子として豊田家を守り、私塾を開き女子教育の道を志す。未亡人となったのは、冬が二十二歳の時のことであり、その時に英雄という名前に改称したと言われる。英雄は夫小太郎の遺志を継いで、和漢洋学を修めて女子のための家塾を開いた。

その後、豊田英雄は発桜女学校の教員として教鞭をとっていたが、明治8(1875)年11月20日、茨城県より辞職が承認されるとすぐに上京した。同年11月25日、東京女子師範学校出校の通知を受けとり、翌々日に教員試験を受けて、28日に東京女子師範学校の読書教員として任命された。東京女子師範学校では、漢学・歴史・地理を担当する。約一年後の明治9(1876)年10月12日に、本校訓導のまま、附属幼稚園保姆の辞令を受ける。松野クララが主席保姆として着任する一ヶ月間は、訓導としての仕事をしつつ『幼稚園』や『幼稚園記』等の文献を手がかりに、幼稚園教育の勉強をした。同年11月6日から松野クララの講義をうけ、同年11月16日幼稚園が開業された。

図1  
 豊田英雄関係略系譜  
 「第一章 豊田英雄の  
 生い立ちと結婚と  
 学問修行」前村晃  
 前掲『豊田英雄と  
 草創期の幼稚園教育』  
 (P. 4) より抜粋



明治11(1878)年3月からは、三名の保姆見習生を受け入れたため、豊田たち日本人保姆が保姆養成においても、この時期から指導的立場になる。豊田は松野クララが担当した「保育法」と同じ科目である「幼稚園記並に保育法」の授業を氏原たちに教授することになった。豊田英雄は松野クララから伝習された内容を確実に教授しようと、何度も松野の伝習の受講ノートを清書したと考える。

明治12(1879)年2月に、鹿児島からの要請を受け鹿児島女子師範学校附属幼稚園開設のため、約一年四ヵ月の期間出張する。豊田は藤田東湖の姪であり、学問好きの少女であったといわれるが、自分が保姆養成の時期に学んだ内容を丁寧に書き残している。特に、松野の伝習は翻訳文であったため、繰り返し推敲した跡も「代紳録」には残されている(表1「豊田英雄の残した著述物」参照)。

## 2 女子教育への志

明治13(1880)年6月、豊田は鹿児島での幼稚園開設と保姆養成の仕事を終えて、帰京した。

豊田が鹿児島を離れる日には、幼稚園関係者や園児、保護者等多くの人々が見送りに来たという。帰京後の明治 18 (1885) 年 3 月、豊田は幼稚園保育法と家庭科教員免許状を取得し、9 月に東京女子師範学校助教諭の辞令を受けた。翌年の明治 19 (1886) 年まで、豊田は東京女子師範学校及び附属幼稚園の職務を続けた。同時期に、東京女子師範学校の旧職員と共に、女子職業学校 (現・共立女子学園) の発起人となり、囑託として舎監を任された。豊田にとって、女性の自立のために職業学校を開設することは、本格的な女子教育への志の現われであったといえる。

明治 20 (1887) 年から 3 年間、旧水戸藩主徳川篤敬がイタリア公使として渡欧するにあたり、豊田は総子夫人のお相手役として随行することになった。帰国後の豊田の教育活動の概略を、次に記すことにする。明治 27 (1894) 年 4 月に、小学高等科卒業程度の学力を持つ女子を対象として、家事整理等実用のための高等の学科を修めるという目的で、寄宿舎方式の私塾翠芳学舎を開いた。翠芳学舎が軌道に乗った頃、文部大臣西園寺公望から宇都宮女学校の再建を依頼された。同時に栃木県尋常師範学校教諭も兼任し、宇都宮で約六年間を過ごした。明治 34 (1901) 年豊田五十七歳の時に茨城県立水戸高等女学校教諭として赴任し、同年に『女子家庭訓』(上下) を出版している。この書には、女性にとって必要な教養の修め方、育児の方法、夫や家族に対する態度、看護や育児の方法等家庭の管理全般に渡る女子のための修養論が書かれている。前述したように、この書には幼児教育に関する記述があり、大人の言葉や行動が幼児に与える影響の大きさについて述べられている。

豊田英雄は、七十八歳まで水戸高等女学校講師の職にあった。昭和 16 (1941) 年、九十七歳の時に水戸の自宅でその生涯を閉じた。

表 1 豊田英雄の残した著述物

著述物の作成年	著述物の名称	著述物の性格	作成場所
明治 9 年 11 月 4 日—明治 10 年 3 月 17 日	「幼稚園日録」	61 日分の松野クララの伝習の記録 (日記)	東京女子師範学校附属幼稚園
明治 9 年 11 月 4 日—明治 10 年 3 月 17 日	「幼稚園聞書稿」	松野クララが英語で口授した幼稚園教育の素原稿であり、伝習の一部のみ現存する。	
推定 明治 12 年	「代紳録 一の浄写 幼稚園教育理論 松野クララ口授聞書」	「幼稚園聞書稿」を浄写し、豊田の保育に関する考察も記されている。	同上
明治 10 年 3 月 8 日—明治 11 年 3 月 1 日	「代紳録 全」	松野クララからの伝習聞き書きノート	
明治 12 年 1 月 22 日	「代紳録 二」	松野クララからの伝習聞き書きノート	
推定 明治 10 年代後半	「恩物大意」	明治 9 年から 10 年にかけて書かれた「恩物法原書」を基に書かれた。	

明治 12 年 11 月 25 日	「代紳録 三」	講義ノート ※内容が未確定のため本稿では取り上げない。	鹿児島女子師範学校附属幼稚園
明治 13 年 5 月 18 日	「代紳」	鹿児島を離任する前に書き置きした保育の備忘録	
イタリア視察から帰国後（推定 明治 20 年代後半）	「保育の栞」	幼児教育理論	東京女子高等師範学校
明治 34 年 3 月 10 日	『女子家庭訓 上下』	女子の修養論（教養の修め方、育児の方法、家族に対する対応、看護の基本等）	水戸

### 第 3 節 松野クララの保育方法の伝習形態と内容

#### 1 伝習形態

最初に、ここで使用する「伝習」について定義しておきたい。『日本国語大辞典』（小学館）によると、「伝習という意味は、学問や技術を師から教えられて習うこと。また、習ったことを受け伝え、さらに他人に教え学ばせること」と記されている。つまり、伝習には保育理論や実践方法を習い、それを他の見習生に伝えるという二つの目的があり、教授とは異なる指導形態を含む言葉として使用されている。それは、実際の幼児の反応から指導法を見つけて学ぶという幼児教育の独自性によるものであり、保姆が幼児と関わる姿をみて、保育方法を学びとる要素を含む。

フレーベルは、恩物の使用法や保育の実践的知識を養成学校の生徒に口伝方式で教授したため、「生徒たちのノートや覚書・フレーベルとの書簡の中に実践的な手引きが記され、口伝方式はルイゼ夫人やミッデンドルフによってフレーベルの死後も養成学校で続けられていた」<sup>10)</sup>。松野の伝習においてもこの方法がとられたと考える。

松野による最初の講義は、東京女子師範学校附属幼稚園の開園十日前の明治 9（1876）年 11 月 6 日である。その後は附属幼稚園での保育を行いながら、実践とほぼ同時進行で実施された。豊田が残した幼稚園日誌「幼稚園日録」には「伝習の行われた場所、その日の天候と温度、来訪者の名前、伝習を受けた者の名前」<sup>11)</sup> など事務的な記述のみで、保育内容そのものは一切記されていないことや、伝習を受けたのは豊田英雄、近藤濱、山田、大塚の四人の名前が記録されている。来訪者には、摂理中村正直、太政大臣三條實美等の氏名が記されている。上記の記録は、いわゆる業務日誌的な内容であり、松野クララに関しても、「先生来ル」「クララ氏昇園」「傳習アリ」と、何種類かの記載があり、松野が概して二つの役割を果たしていたことが窺える。一つは、主席保姆としての保育の監督・指導の役割であり、もう一つは保姆養成の講師としての役割である。松野の伝習が開始した十日後、保育実践も併行するという状況で実施された伝習のスタイルは、次

の二つに分けることができる。

①幼稚園の保育中に保姆が幼児に関わりつつ、松野から助言を受けて学ぶ参加学習スタイル。

②松野が英語で保育法を話し、関信三が通訳する講義スタイル。

①は幼稚園の保育時間中、松野自身が恩物を使って日本人保姆たちに、子どもと関わる松野の姿を見せたり、ピアノをひいて遊戯の指導の援助をしたり、一緒に遊戯の輪に入って遊んだりする実地保育の指導スタイルである。松野が幼児と一緒に唱歌遊戯に加わり指導する際に、中村正直の娘たかや、勝海舟の娘目賀田夫人が英語の通訳をした<sup>12)</sup>。武村耕靄筆「幼稚鳩巢戯劇之図（複製）は「家鳩」の遊戯図である。上の洋装の外国婦人が松野クララ、右婦人が近藤濱、下方婦人が豊田英雄といわれるが、ピアノを使用せず、唱歌だけで遊戯をしている。



武村耕靄筆

「幼稚鳩巢戯劇之図（複製）

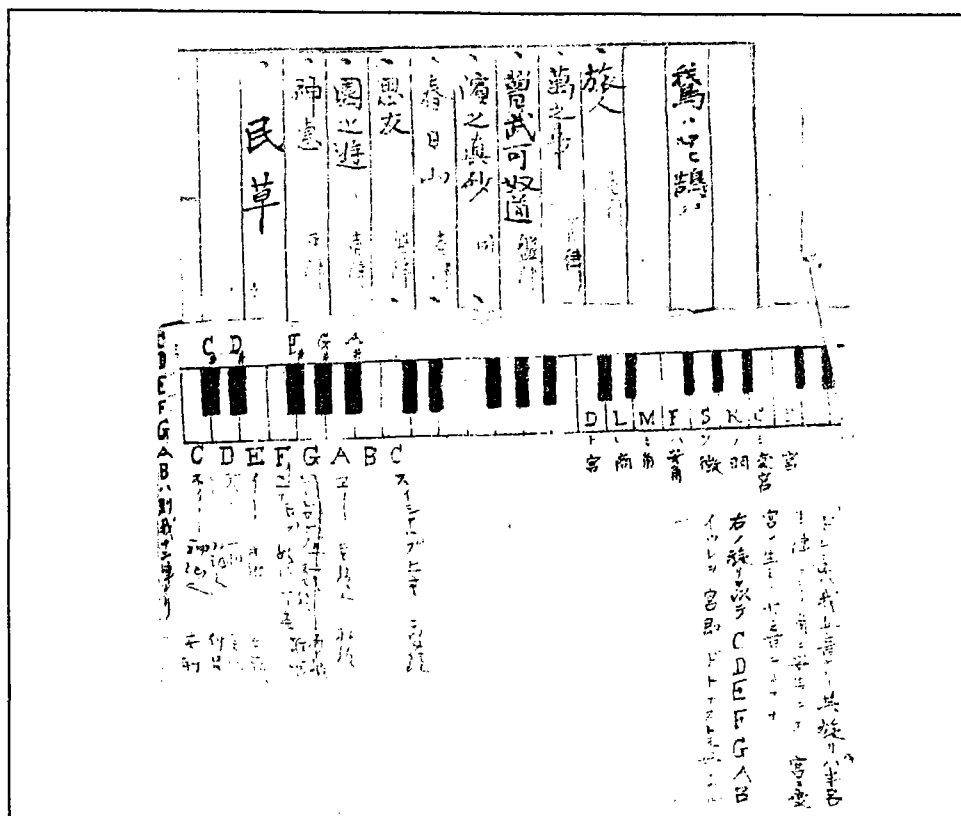
前掲『豊田英雄と

草創期の幼稚園教育』（表紙）

より抜粋

②の講義は、明治9（1876）年11月から明治10（1877）年3月17日までの四ヶ月十日間に渡り、六十一回実施された。この講義数の内訳は、11月は十七回、12月は十四回、1月は十二回、2月は十四回、3月は四回である。したがって、松野クララの教授方法は、日本人保姆と共に保育をする中での指導や、保育時間以外で保育方法を口授する等様々であった。松野が日本人保姆にピアノの演奏法を教えたという記録はないが、豊田はピアノの鍵盤や音階等を筆記し、「旅人」や「民草」等の数種類の唱歌を記したノートと共に保管していた。これは松野がピアノを保育に使用していた姿をみて、豊田が保育におけるピアノ演奏を学習する必要を認識し、主体的に学習していたためと考えられる。





## 2 伝習された保育内容と方法

### (1) 保育内容

松野が教授した内容を分類すると、次の通りである。①子どもへの関わり方、②子どもの遊びに対する考え方と援助、③遊戯の指導（「家鳩」の遊戯の例）、④戸外での遊び（土遊びの例）、⑤唱歌の指導法、⑥お話（小型の舟の図の例）、⑦恩物の指導法（恩物の指導例）。

松野が「フレーベル曰く」という言葉で始めた伝習の内容は、テキスト的なものを抛り所として話していると考えられる。前述の講義内容の順番に伝習が進められたので、開園前には、フレーベルの幼稚園教育学の主な理論と、第一恩物から第四恩物までは実際例を交えての内容が教授されたと考えられる。松野は遊戯や運動遊びを重視したので、第一恩物を使用してボール遊びの方法を教えている。<sup>13)</sup>

### (2) 保育方法

松野が恩物の指導の際に、第一恩物から実演をまじえ恩物の教授をしたことは、方法を伝達するのに効果的であった。特に、第一恩物の指導法の事例に見られるように、「幼稚園」上巻には書かれていない運動遊びの指導方法等の多様な遊び方を教授した。

また、「物体教科」（恩物）と「事業教科」（作業具）についての解説や、第三恩物の教授において、「營生式、修学式、摘美式」の身近な例をひきつつ説明を加えてその実際を見せたことは、豊

田たち日本人保姆が、理論と実践を統合した方法を獲得することに寄与したといえる。結果として、お話や歌で子どもの想像力を豊かにしながら、恩物で様々な形をつくり表現を楽しむ方法を伝習した。松野の伝習が開始される以前に出版された幼稚園教育書は、『幼稚園』上巻（桑田親五）と『幼稚園記』（関信三）の二冊であった。豊田たちは恩物の使用法が絵入りで記されている『幼稚園』で独習したり、幼稚園教育の目的等の概要については、『幼稚園記』を読んで学習できたが、具体的な指導法を理解するには不十分であったと考える。松野の伝習は、豊田たちがフレーベルの幼稚園教育学の理論と方法を結び付け、保育の実践力を養うことができた点において効果的であった。

## 第4節 豊田英雄筆記「代紳録」

「代紳録」の言葉の由来については、前出の『日本国語大辞典』等の辞書では見出すことができない。この「代紳録」という名称について、前村<sup>14)</sup>は北海道大学に「代紳録」という古文書があり、資料の中に「備忘録」の文言があることを指摘している。また、「代紳録」に類似した言葉に「書紳」があり、「紳（太帯）に書きつけること」という意味であると記している。この「代紳録」は、豊田が松野から講義を受けたノートを、豊田が付記した「浄写」という言葉が示すように、清書を重ね自分の実践事例や考察を忘れないように書きつけた「備忘録」であり、メモ的な性格をもつ講義ノートであった。この点が、「恩物大意」や「保育の栞」とは違う「代紳録」の特徴であり、明治初期における実践および実際の保育内容を窺い知ることができる第一級の資料であると考えられる理由である。

「代紳録」の資料の性格を簡潔にまとめるならば、その名称が示すように、先生（=紳）松野クララに代わって、豊田英雄が保育方法の講義をするために清書し作成したノートであった。特に、鹿児島に出張する直前に清書された「代紳録 一の浄写」は、松野クララの幼稚園教育理論が多く記載されているという特徴がある。ここでは、この代紳録を松野が講義をした順番に解説を加える。

### 1 三冊の「代紳録」の内容の構成

豊田英雄が筆記した松野クララの伝習に関する最初の記録は「幼稚園伝習聞書稿」である。この資料は、英語の通訳を日本語としての文章に何度も修正した筆跡が残されている。また、残っている資料は部分的なもので、完全な形では残っていない。「代紳録」は、この記録を基に、豊田が推敲し作成した松野クララの伝習内容の記録である。

豊田筆記の「代紳録 一の浄写」、「代紳録 二」、「代紳録 全」の名称は、豊田が各ノートに記載したタイトルである。この三冊は下記のような内容の構成になっている。尚、この三冊の「代紳録」のページ番号は、筆者が別冊資料につけたページ番号である。

(1)「代紳録 一の浄写 幼稚園教育理論 松野クララ口授聞書」

—明治 12 (1879) 年作成 (推定) —

作成日は記されていないが、「代紳録 一の浄写」というタイトルから、明治 9 (1876) 年 11 月 6 日より実施された最初の松野の伝習と考えられる。縦 12.5cm 横 17cm の和紙のこより綴りで五十一枚にわたっていて、毛筆を使用し文語調で書かれている。

松野が話した講義の前半部は、二十一則に渡る。この「則」とは項目を表す。一則の長さは書かれている文章の長さによって様々である。また、豊田は「代紳録」の中で、「則」だけでなく「条」を項目に使用している箇所もある。項目番号等に修正が加えられる等未整理になっていて順序が混乱している箇所もあったので、原文を尊重し筆者が番号を整理した。

記録内容を見ると、子ども観および子どもへの関わり方、子どもの遊びと援助の方法、幼稚園教育の役割と恩物の教育的意義が記されている。これはフレーベルの幼稚園教育理論だけでなく、松野自身の育児に対する考え方も含まれている。

豊田が松野の幼稚園教育理論に付記した感想部分は、明確に「実際に就て之れを証すべし」(六則 図 2)と「英雄経験に因って之れを証す」(十三則 図 3)と記され、二箇所のメモ風の記述がみられる。豊田は、実践を通して、松野が教授したとおり幼児の五感は遊びによって発達することを確信した。第六則では「家鳩」の遊戯を例に挙げて、幼児が「家鳩」の歌を歌ったり動作で表現したりすることで、鳩のイメージを持ったことを確認したと記している。十三則には、恩物の基本的な並べ方を教えると、その後幼児が自分で試したり考えたりしながら面白い形を創りだすようになることが、遊びの教育的意義であることを自分の経験から実証できたと記している。

図 2 「代紳録 一の浄写 六則」

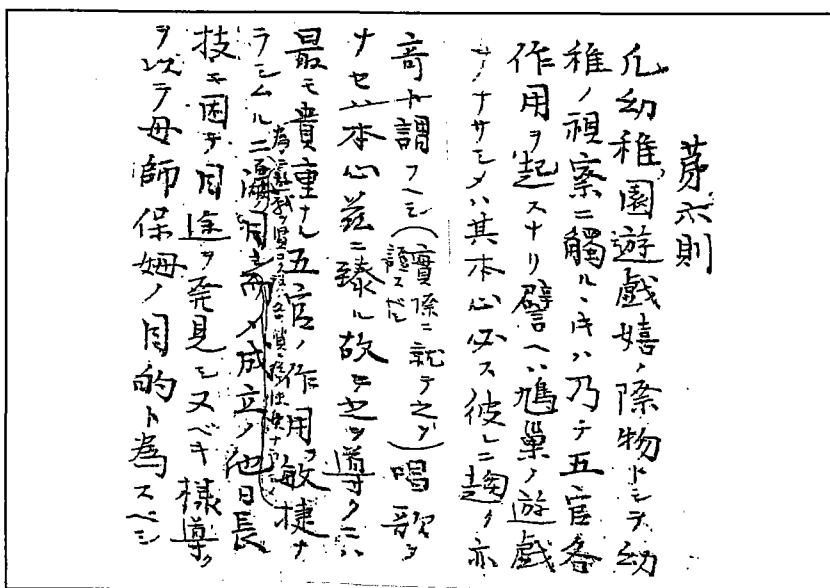


図3

「代紳録 一の浄写  
十三則」

並列ニ習フ中後々ハ自身ノ  
好ニ所ノ面白キ物々ノ物体未ダ  
リ出ス也其キヤハ思ノ娯樂山々  
音ナランま之乃一板モ直サス思  
考ノ精神一步進ヲ得ト  
云テ敢テ誨調ハ必ズ其堆積  
ニ因テ之ヲ證ス

總テ幼稚ノ視覚ニ觸ルハ毎クニ決  
テ其精神ヲ疎漏ニ徑過ヒモ可  
ラス苟モ些細ナルトモ幼稚ニ採  
リテハ必ず要テん知覺ニ及ボテ核會  
ナリ故ニ怒々切々誨導ニ注意  
スル片ハ戲嬉歡樂守ニ新ニ發明ノ  
心志モ出來ルナリタトハハ口ヘ行  
タトハハ才形本致ハ長形本ホリ

つまり、これは豊田が保育実践の経験によって確信を得たとの意味で記されている。前述した恩物の教育的意義に続いて第一恩物が教授されていることから、この書は松野クララの最初の講義内容と確定できる。

後半部の内容は、第一恩物から第三恩物までの使用法等について記されているが、フレーベルの幼児教育の理論をまじえて、恩物の使用法の実践例が記されている。この中で松野は「フレーベル氏の定むる所の法則に於いて、二十の恩物を要す」<sup>15)</sup>と、フレーベルが定めた法則において、二十恩物は幼稚園の教育に必要であると述べている。松野がどこで二十恩物を知ったかは不明であるが、伝習の初期（明治9年）にすでに二十恩物の重要性を伝えたことは明らかである。

(2) 「代紳録 全」 -明治11(1878)年3月1日作成-

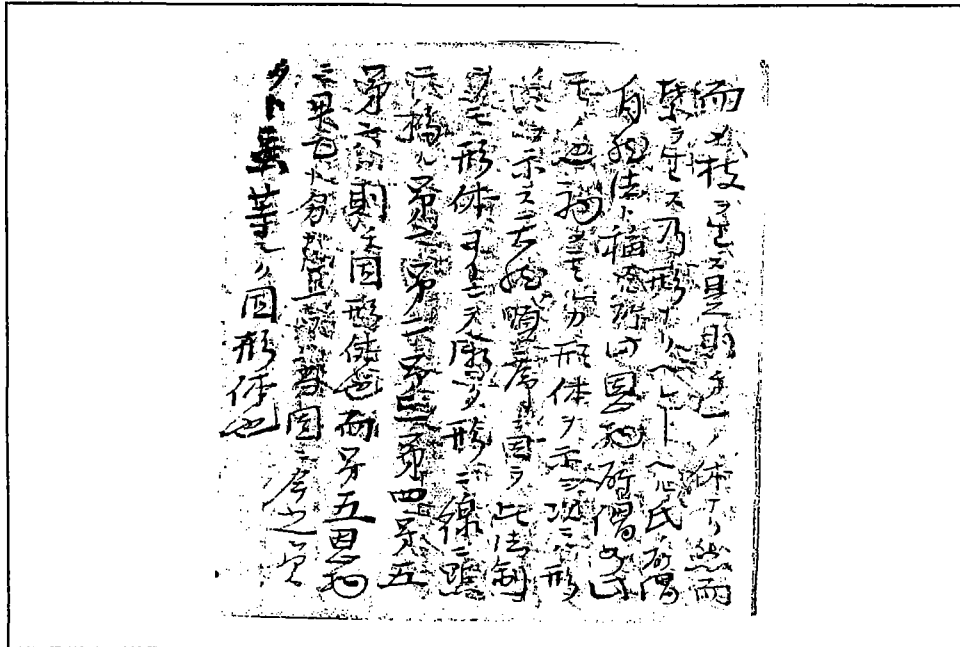
この書は、豊田英雄が明治11年3月1日から明治12年1月14日まで、見習生に「幼稚園記」及び保育法を講義する予定で、作成したものである。「一の浄写」と同じく和紙五十六枚のこより綴じの資料であり、毛筆を使用し文語調で書かれている。

「代紳録 全」の構成とその概要について述べると、下記の通りである。幼稚園の創始者フレーベルの略歴や幼稚園教育の目的、保姆の資質や恩物の使用法について記されている。幼児の教育施設である幼稚園は、「ゲルマン国のフレーベル氏」が考案し、その目的は、幼児の様々な能力を伸ばすことであると記している。3月1日の記録は、講義記録に加えて豊田自身の幼児教育観についての記述もみられる。それは、幼児の教育は農作物を育てる方法と同じであるという独自の表現を用いたものである。豊田はフレーベルのことを「樹木学者」と記し、幼児を育てることは植物の育て方と共通点があると述べている。また、簡単なフレーベル伝も記載されている。

恩物の使用法は、第一恩物から第七恩物までが記録されている。この書には、「代紳録 一の浄

写」と同じ内容が重複して記録されている。重複している内容は、第一恩物（六色球）、第二恩物、反対一致結合の理、第三恩物（置方）、物体教科・事業教科の箇所である（「代紳録 全」pp. 39-40）。新しく加わった恩物の教授は、第四恩物から第七恩物である。ここでは第五恩物が甲乙に分かれていて、一つは「当園に今之を欠く」けれども、「等しく固形体」つまり同じ積木であるという記載から、第五恩物と第五恩物Bのゴルダマー積木と推定される（「代紳録 全」p. 50 図4）。

図4「代紳録 全」p. 50



（3）「代紳録 二」—明治12（1879）年1月22日作成—

この書は、豊田英雄が明治12（1879）年1月21日から同年2月4日までの講義に使用するために作成したものである。前述の「代紳録」と同様縦12.5cm横17cmの和紙のこより綴じで三十九枚にわたり、毛筆を使用し文語調で書かれている。

第七恩物から第十一恩物までの解説が記されていることから、松野クララの後半部の講義内容であることがわかる。松野は、第七恩物を並べて形を作る「置形」は、多種類の構成方法があるが、最初に正方形の恩物から幼児に与えるように解説している（「代紳録 二」p. 2 図5）。次に、第八恩物は三角形の板を置くという教授から始まり、第十恩物までの教授法が記されている。粘土模型法や濡れ糸についても教授している。

図5「代紳録 二」 p. 2

一月廿日火曜日講義  
 ○第廿号 置形方多種類有リト  
 置形方一ニ正形ヲ以テル也ニ與ル  
 ラナス○正形ハ一アキニ面手  
 ラ有ニ四ノ角ヲ有ス而シテ等  
 而シテ上ト下ト側ト側ト相合スル  
 ト名ツクホニ實際之ヲ用ニ如ク細  
 々説キテ後テ机上ニ並列ス  
 ルヲ教エ可シ○並列、為モ方ハ  
 最初ニ置形方トテ出テ平面ニ置  
 クモノ有リ或ハ直角ト上ヘナシ  
 ノ位置ヨキトモニテ也既ニ置形

### 第5節 附属幼稚園の保育内容にみるフレーベルの幼児教育

この章の第1、2節では、東京女子師範学校附属幼稚園開設に関わった主な教員や保姆の役割について述べ、最初の日本人保姆豊田英雄の誕生について論述する。また、附属幼稚園開設当初は、幼稚園教育の枠組みは決まっていたが、実質的な幼稚園の内容や方法は未定であった状態からスタートした。そのような状況の中で、松野クララは恩物の使用法や実践的知識を保姆に伝習した。第3、4節では、松野クララの伝習内容から、草創期のフレーベルの幼稚園教育学の受容について考察を進める。

本節では、草創期の幼稚園におけるフレーベルの幼稚園教育学の受容の実態を解明するために、松野の伝習との関連について着目し、附属幼稚園の二つの幼稚園規則（明治9年11月制定と明治10年7月に制定された規則）の比較検討を試みる。

従来の研究では、明治10（1877）年6月27日に改正された「東京女子師範学校附属幼稚園規則」（以下、正式制定規則と記載する）が取り上げられることが多いが、実際には附属幼稚園開園の明治9年11月の段階で、仮定と付記されているが規則（以下、仮定規則と記載する）が作成され

ていた。この仮定規則に着目した研究は、『日本幼稚園成立史の研究』と『豊田英雄と草創期の幼稚園教育』があり、草創期の幼稚園の状況が報告されている。それによると、附属幼稚園開園当日（明治9年11月16日）、東京府は文部省に対して、東京府でも幼稚園の設置を検討していたので、参考のために附属幼稚園規則の照会を行った。「東京府では天馬町の獄舎跡に幼稚園を設置したいという構想まで持っていたようであるが、府の要請に対し、文部省学務課は、府側の要望を了解するが、まだ幼稚園は試行の状態であって規則等も不完全であるので、それを承知の上で仮定の規則及び時間割表を受け取って欲しい」<sup>16)</sup> 旨の説明をつけて、11月28日付で東京府に送付した。この仮定規則は、「第一章 幼稚園ノ趣旨」「第二章 通則」第一条から第五条までの「幼稚園規則」と、第一条から第三条までの「保育規則」、「保育時間表」で構成されている。

この仮定規則について前村は、発足当時の附属幼稚園において、中村正直、関信三、松野クララ、豊田英雄、近藤濱たちがどのような保育を目指し、実践したかを知ることができる貴重な資料であると指摘している。本章では、発足時の附属幼稚園においてフレーベルの幼稚園教育学の受容の実態について、松野の伝習との関係の点から検証してみたい。

## 1 附属幼稚園規則にみる保育内容（明治9（1876）年11月制定）

### （1）幼稚園の規則

「第一章 幼稚園の趣旨」として、幼稚園は学齢未満の幼児の「天賦の知覚」を発達させ、「固有の良心」を啓発し、自由に運動することができる「強固健全」な身体にすること、母親が幼児を教育する上で困難を感じている点を援助し、「不良の習慣」に染まることのないようにすることの三つの目的があると記している。

入園の対象年齢は、原則として満三歳以上満六歳以下の幼児となっているが、満二歳以上や満六歳以上を一、二年過ぎた幼児も入園対象とするという緩やかなものであった。

入園後、幼児が慣れるまでは付添人が必要であることや、在園時間は一日六時間と記されているが、保育時間表をみると実際の保育時間は、九時から十二時までの三時間と、午前中で終了するように短縮されていた（表2参照）。

表2 明治9年11月 仮定 東京女子師範学校

時間	月	同	火	同	水	同	木	同	金	同	土
九時ヨリ 九時半迄	揃ヒ	同	揃ヒ	同	揃ヒ	同	揃ヒ	同	揃ヒ	同	揃ヒ
九時半ヨリ 十時迄	数へ方	同	話シ	同	唱歌	同	画解キ	同	詩ノ誦	同	修身ノ 話シ
十時ヨリ十 一時迄	建方	同	画	同	箸細工	同	紙織	同	紙畳ミ	同	針画 繡モノ
十一時ヨリ 十二時迄	遊戯 運動	同	遊戯 運動	同	遊戯 運動	同	遊戯 運動	同	遊戯 運動	同	遊戯 運動
十二時ヨリ 一時迄	保母受業	同	保母受 業	同	保母受業	同	保母受 業	同	保母受 業	同	保母受 業

表3 東京女子師範学校附属幼稚園の二つの規則にみる保育内容の比較（一部抜粋）

比較する項目	附属幼稚園規則 明治9（1876）年11月	附属幼稚園規則 明治10（1877）年7月
幼稚園開設ノ主旨	第一章 本園ハ学齡未滿ノ小兒ヲシテ天賦ノ知覺ヲ發達シ固有ノ良心ヲ啓發セシムルト、身体ヲ自由ニ運動シ強固健全ナラシムルト、慈母教保ノ及ヒ難キ所ヲ補綴シ、不良ノ習慣ニ浸染セシメザルト、此三要旨ヲ目的トス。	第一条 幼稚園開設ノ主旨ハ学齡未滿ノ小兒ヲシテ、天賦ノ知覺ヲ開達シ、固有ノ心思ヲ啓發シ、身体ノ健全ヲ滋補シ、交際ノ情誼ヲ曉知シ、善良ノ言行ヲ慣熟セシムルニ在リ。
保育規則 クラス編成	保育規則 第一条 入園ノ小兒ヲ分テ三組トシ、曰第一年生、曰第二年生、曰第三年生ト區別ス。	第九条 入園ノ小兒ハ年齢ニ由リコレヲ分ツテ三組トス。 但シ滿五年以上ヲ一ノ組トシ、滿四年以上ヲ二ノ組トシ、滿三年以上ヲ三ノ組トス。
保育時間	保育規則 第二条 在園時限ハ一日凡六時間トス。 但、六時間内ト雖モ、当分都合ニヨリ帰宅スルモ妨ケナシ。	第十条 小兒保育ノ時間ハ毎日四時トス。 但シ当分ノ内保育時間内ト雖モ、小兒ノ都合ニ由リ退園スルモ妨ケナシトス。
保育日		第十一条 小兒在園ノ時間ハ、六月一日ヨリ九月十五日マテ、午前第八時ヨリ正午十二時ニ至リ、九月十六日ヨリ五月三十一日マデ、午前第九時ヨリ午後第二時ニ至ル。
保育内容	遊戯 運動 談話 唱歌 開誘	五彩球ノ遊ビ 三形物ノ理解 形体ノ積ミ方 形体ノ置キ方 木箸ノ置キ方 環ノ置キ方 剪紙 剪紙貼付 針画 縫画 石盤図画 織紙 畳紙 木箸細工 粘土細工 木片ノ組ミ方 紙片ノ組ミ方 貝ノ遊ビ 鎖ノ連接 計數 博物理解 説話 唱歌 体操 遊戯

## （2）保育内容

保育内容は、「遊戯 運動 談話 唱歌 開誘」（第三条）であり、「開誘」は、恩物を使用する内容であった。月曜日の例をあげると、朝九時から九時三十分までは「揃ヒ」といういわゆる集会活動で開始され、九時三十分から十時までは「数へ方」、十時から十一時まで「建方」、十一時



から十二時までの「遊戯 運動」で終了するという内容であった。園児が帰った後は、十二時から十三時まで「保姆受業」となっていて、松野クララによる伝習が実施されたと考えられる。日々の保育内容は、月曜日に「数へ方」（数の計算）、「建方」（積木（恩物）の構成遊び）、火曜日に「話シ」（談話）、「画」（絵をかく）、水曜日に「唱歌」（歌を歌う）、「箸細工」（箸の構成遊び）、木曜日に「画解キ」（談話）、「紙織」（折紙）、金曜日に「詩ノ誦」（詩の暗誦）、「紙畳ミ」、土曜日に「修身ノ話シ」、「針画」、「繡モノ」と計画されていた（表4参照）。

保育時間表をみると、フレーベルの著書に記されている第一～第六恩物を使用する時間が週に一回しか計画されていないことから、この仮定規則は、二十恩物を目指しつつも充分揃えることができない状況下で計画されたと考える。

松野の伝習内容と比較すると、保育規則第三条に記された保育内容は、松野が伝習した内容と共通している。しかし、保育時間表には、「建方」以外は、松野が教授した内容が入っていない。これをみると、仮定規則はフレーベルの著書に依拠して保育内容を作成したため、松野の伝習は反映されなかったと考える。

次に、この保育内容に『幼稚園創立法』に記載されていた二十恩物がどの程度使用されているかという視点でみると、「建方」→第三恩物～第六恩物、「画」→第十図画法恩物、「箸細工」→第八置箸法恩物、「紙織」→第十四織紙法恩物、「紙畳ミ」→第十八摺紙法恩物、「針画」→第十一刺紙法恩物と考えられる。

恩物の中でも、第一および第二恩物は、この規則には取り上げられていない。フレーベルの著書によればこれらの恩物は乳児向けであって、三歳以上の幼児を対象とする幼稚園には適当でないため、導入しなかったのは当然のことであろう。「数へ方」、「詩ノ誦」、「修身ノ話シ」等は小学校に準じた内容であり、詳細な内容は不明だが、幼稚園教育に対する理解がまだ不十分であったととらえられる。

表4 二つの保育時間表にみる保育子目の比較

※東京女子師範学校附属幼稚園規則（明治9年11月と明治10年7月制定）の保育時間表より抜粋

保育子目	附属幼稚園規則 (明治9年11月)	附属幼稚園規則 第一ノ組 小児満五年以上満六年以下 (明治10年7月)
恩物に関する子目 (作業も含む)	建方 画 箸細工 紙織 紙畳ミ 針画 繡モノ	形体積ミ方（第五箱、第六箱）及ヒ小話 形体置キ方（第七箱ヨリ第十一箱ニ至ル） 木箸細工（木箸ヲ折リテ四分ノ一以下分数ノ理ヲ知ラシメ或ハ文字及ヒ数字ヲ作ル） 木箸細工（豆ヲ用ヒテ六面形及ヒ日用器物等ノ形体ヲ模造ス） 環置キ方 剪紙及ヒ同貼付 針画 縫画 織紙 畳紙 木片組ミ方及ヒ粘土細工 図画及ヒ紙片組ミ方

恩物以外 に関する 子目	揃ヒ 数へ方 詩ノ誦 話シ 修身ノ話シ 唱歌 画解キ 遊戯・運動	室内会集 計数（一ヨリ百ニ至ル） 博物修身等ノ話 唱歌 遊戯 歴史上ノ話
--------------------	--	---

## 2 附属幼稚園規則にみる保育内容（明治10（1877）年7月制定）

### （1）幼稚園の規則

明治10（1877）年7月に正式に制定された幼稚園規則は整備が進み、第一条に掲げられた幼稚園の教育目的は、文言の修正が入り、「天賦ノ知覚ヲ開達シ、固有の心思ヲ啓発シ、身体ノ健全ヲ慈補シ、交際ノ情誼ヲ曉知シ、善良ノ言行ヲ慣熟セシムルニ在リ」の五つが併記された。最初の三つは仮定規則と同じ内容であって、知・徳・体の調和的発達を図るという点は変更ないが、「発達」という近代的な用語が「開達」に、「良心」が「心思」に変更されたのは、幼稚園普及のためにより理解されやすい表記に変更されたと推察する。

仮定規則に加えられた幼稚園の二つの趣旨は、友達との関わり方を知り、その中で人間らしい情愛を育むことや、良い言動をとることが習慣となるようにするという、積極的な意味あいのある表現に変更された。

入園の対象年齢や、保育料、保育料免除規定も、仮定規則と比較して変更がない。保育時間が四時間に短縮されたのは、当時の附属幼稚園の不慣れな保母や幼児の実態に応じた変更であったと考える。保育時間は、時間表によると九時に開始され、午後一時三十分までとなっていて幼児の実態に即した設定となり、幼稚園教育の理解が進んだことが窺える。

幼児が保母に慣れない時以外は、付添い人は必要ないと記されていることや、定員が百五十人と記されたことから、適正規模も明確になり保育が軌道にのってきたといえる。

### （2）保育内容

保育科目は、仮定規則には記載されていなかったが、正式な制定規則には記載されている。下記に示したように、関信三が、松野の講義の時に使用し、また『幼稚園記』においても使用した訳語の「営生式」「摘美式」「修学式」が、「物品科」「美麗科」「知識科」に変更されている。しかし、その内容には変更はなく、「物品科」は日用品や身の回りのものの性質や形状を知る、「美麗科」は美しいと感じる彩色等を知る、「知識科」は恩物を使用して立方体の構造について知る等の保育の目的を表している（表5参照）。

表5 保育科目（明治10（1877）年7月の幼稚園規則より抜粋）

第一	物品科	日用ノ器物即チ椅子机或ハ花、蝶、牛、馬等ノ名目ヲ示メス。
第二	美麗科	美麗トシテ好愛スル物、即チ彩色等ヲ示メス。
第三	知識科	観玩ニ由テ知識ヲ開ク、則チ立方体ハ幾個ノ端線、平面幾個ノ角ヨリ成リ、其形ハ如何ナル等ヲ示メス。

また、この三科目はフレーベルの恩物による表現の三形式を踏まえたものであって、二十五の子目が含まれる構成となっている。仮定規則になかった保育子目をあげると、「五彩球ノ遊ビ、三形物ノ理解、貝ノ遊ビ、鎖ノ連接、環ノ置キ方、粘土細工、木片ノ組ミ方、紙片ノ組ミ方」である。これをみると、約一年間で日本の伝統的な遊びである鎖の連接（輪つなぎ）なども取り入れられて、保育内容が多様化し三歳から五歳の幼児にあった保育内容に改善されたといえる。「五彩球ノ遊ビ」と「三形物ノ理解」を取り入れたのは、フレーベルの第一、第二恩物を受容し変容した例である。

仮定規則との比較のために、「第一の組」（五～六歳児）の月曜日の保育時間を例にあげると、下記の通りである。

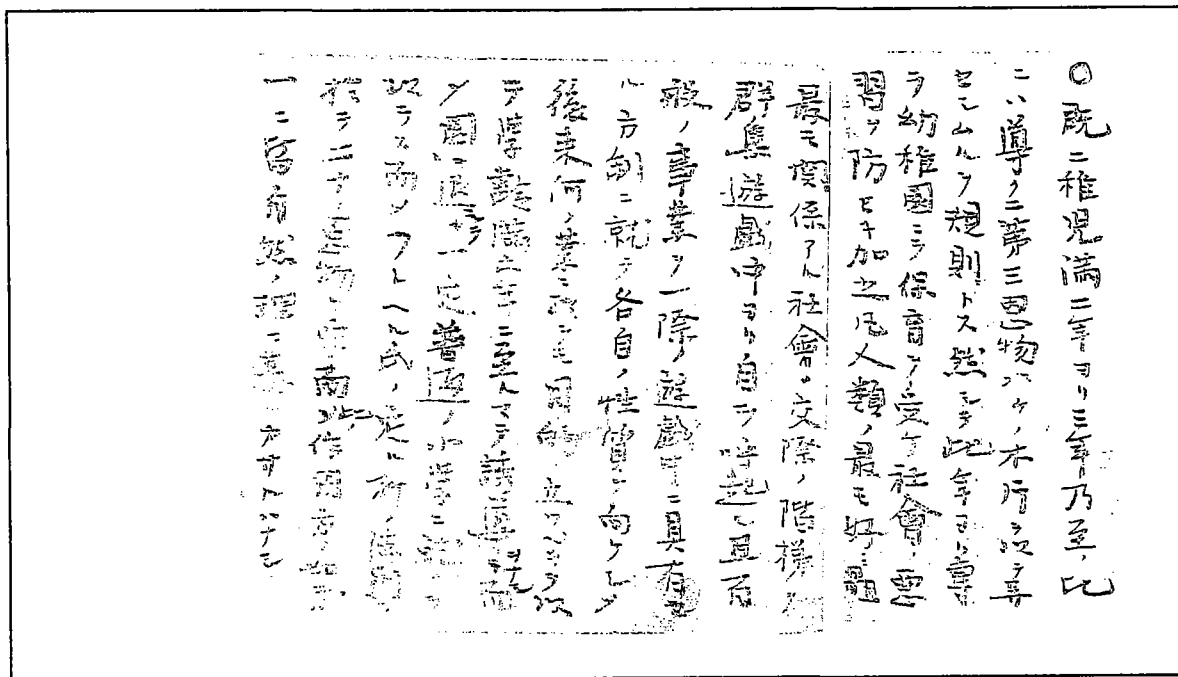
室内会集（三十分）— 博物修身等ノ話（三十分）— 形体置キ方（第七箱ヨリ第九箱ニ至ル）（四十五分）— 図画及ヒ紙片組ミ方（四十五分）— 遊戯（一時三十分）

この保育時間表には、「第十一箱」と記載されているが、第十一恩物と考えることができる。これをみると恩物がかなり購入されてはいるが、「恩物」という言葉がこの時期にはまだ使用されていなかったことがわかる。

### 3 二つの附属幼稚園規則の比較にみる松野クララの伝習の影響

松野は幼稚園教育の目的について、幼児が二、三歳の頃から幼稚園で保育を受けることは「社会の悪習」の防止になると教授したが、仮定規則の「幼稚園開設ノ主旨」にあるように「不良の習慣に浸染せしめざる」、つまり悪い習慣から幼児を守るという点で、共通点を見いだすことができる。松野は、前述の文章に続いて「之れに加えて凡そ人類の最も好み、且つ最も関係ある社会の交際の階梯群衆遊戯中より自ら呼起し」と、幼児が身近な社会において年齢に応じた集団での遊びによって、自分自身を発揮するように保育することを保姆たちに伝習した（図6「代紳録 一の浄写」 p. 23-24）。

図6 「代紳録 一の浄写」



正式制定規則の幼稚園教育の目的をみると、仮定規則が幼児を「不良の習慣」から守るという消極的表現であったが、正式制定規則では「交際の情誼を曉知し」という表現に変更された。これはフレーベルの幼稚園教育理論の遊びの教育意義が受容された一端を示すものであり、松野の伝習や保育実践による影響が背景にあったと考える。

仮定規則の保育内容をみると、フレーベルの幼児教育の中心的な活動である遊戯、お話、歌、恩物を取り入れられ、「遊戯 運動 談話 唱歌 開誘」という内容で計画されていた。保育時間表をみると、恩物は「建方」の遊び方のみであり、他は紙や木の棒、糸などを使った「作業」が記載されている。仮定規則の「数へ方」、「詩ノ誦」、「修身ノ話シ」等小学校的な内容は、正式に制定された規則（明治10年）では、「詩ノ誦」は削除され、「数へ方」は「計数」（一ヨリ百ニ至ル）へ、「修身ノ話シ」は「説話」（博物修身等ノ話）へと変更された。保育内容が、具体的に示された点は、保育内容に対する理解が進んだことに伴い、保育環境が整えられた様子が窺われる。しかし、計数の例に見られるように、百まで数えられることが五歳児にとって適切な保育内容であるか等の問題が残っており、小学校的な教育の色彩は、正式制定の規則にも継承されたといえる。

最初の規則にはなかった五彩球（第一恩物）と三形物ノ理解（第二恩物）が取り入れられ、正式制定規則ではフレーベルの考案した最初の内容とは異なって、六つの球から「五彩球の遊び」へと球の数が減少した。このように内容の変更を伴い、五彩球として第一恩物が導入された理由を、松野クララの伝習内容と比較して考察してみたい。附属幼稚園開園の十日前から開始された松野の保育方法の伝習では、第一恩物や第二恩物は乳児向けの恩物であると説明しつつも、これらを通してフレーベルの幼稚園理論を詳しく教授し、幼稚園では年少児に色を教えることに用いるようにと提言している。五彩球の遊びと名称を変更したのは、日本的な表現ではあるが、五彩つまり赤、青、黄、緑、紫の五色を知ることが、主要な保育の目的で使用されたためではないかと考える。

第二恩物は、まず、第一恩物と素材の違う球の性質を理解し、次に三つの形（球、円筒、立方体）の違いを理解させるために有効であることから、「三形物の理解」という名称に変更したと考える。つまり、色や形を認識するという知的教育に特化した形で、第一と第二恩物が名称を変えて、正式制定規則の保育内容に導入された。これらは、仮定規則にはなかったため、松野クララの保育法の伝習と保育実践による影響と考える。

また、正式制定規則の保育内容の変容に関する要因として、明治9（1876）年、アメリカ独立百周年を記念して開催されたフィラデルフィア万国博覧会に、文部省から文部大輔田中不二麿をはじめ五名が派遣され、併せて幼稚園の視察をしたことがあげられる。その視察の報告書である『米國百年期博覧会教育報告』の幼稚園の記事は①「バリット(Baritt, R.)によるフローベル(フレーベル)氏法幼稚園」②「米國法幼稚園」③「公立幼稚園」の三種に大別される<sup>17)</sup>。この報告によると「米國法幼稚園」でフレーベルの恩物を用いつつも、読み書きを重視したコー(Coe, E. M.)の保育法に文部省の一行は好意的な立場を示していることと、ハリス(Harris, W. T.)の幼児教育論に田中不二麿が共感し「就学の階梯」としての幼稚園政策の推進<sup>18)</sup>をするために幼稚園教育の整備をしたことも、正式制定の規則に反映されたと考える。

に田中不二麿が共感し「就学の階梯」としての幼稚園政策の推進<sup>18)</sup>をするために幼稚園教育の整備をしたことも、正式制定の規則に反映されたと考える。

その後、明治11(1878)年2月の附属幼稚園の規則改正では、保育課目の用語の変更程度であったが、明治14(1881)年7月の保育課目から「五彩球ノ遊ビ、三形物ノ理解、貝ノ遊ビ、木片ノ組ミ方、紙片ノ組ミ方」が削除された。その結果、明治14(1881)年7月制定の附属幼稚園規則の保育課目は「会集、修身ノ話、庶物ノ話、雛遊ビ、木ノ積立テ、板排ベ、箸排ベ、鑊排ベ、豆細工、土細工、鎖繋ギ、紙織リ、紙褶ミ、紙刺シ、縫取り、紙剪リ、結ビ物、画、数へ方、読ミ方、書キ方、唱歌、遊嬉、体操」の二十四課目となった。第一恩物はその後球の遊びとゴムボールの遊びとに分れて展開されることになるが、保育課目には入っていない。新しく加えられたのは「会集、雛遊ビ、結ビ物、読ミ方、書キ方」であった。以上のことから、保育内容は就学前教育を意識した知的な内容重視の傾向を持つように変容していったと言える。

#### 註

- 1) 日本保育学会編『日本幼児保育史』第一巻 フレーベル館 1968年 pp. 88-89
- 2) 山川菊栄「敬宇先生の額」佐波宣『植村正久と其の時代』教文館 1976年 新補遺 p. 224
- 3) 中村正直「母親之心得序」(近藤鎮三訳)『母親の心得』 1875年「敬宇文集」巻六所収 十四丁
- 4) 湯川嘉津美『日本幼稚園成立史の研究』風間書房 2001年 pp. 119-120
- 5) 小川澄江は『中村正直の教育思想』(コスモヒルズ 2004年 p. 451)の中で、「敬天愛人説」において、「何をか人を愛すと謂う。曰く、天を敬す、故に人を愛す。吾が同胞を愛するは、吾が父を愛するに由る」と中村正直が述べていることから、天とは真一神でキリスト教の神を意味し、人類愛の根拠を示していると考察している。
- 6) 国吉栄『日本幼稚園史序説 日本幼稚園史序説 関信三と近代日本の黎明』2005年 新読書社 pp. 112-137
- 7) 関信三『幼稚園創立法』『教育雑誌』第84号 1878年(p. 27)
- 8) 小林富士雄は松野クララの生涯について新資料を使用し、『松野礪と松野クララ』(大空社 2010年)の中で詳述している。松野クララの生い立ち等についてはこの文献より引用したが、松野クララがどのようにフレーベルの幼児教育法を学んだかは不明である。クララの旧姓は「チーテルマン」や「ツィーテルマン」をとる文献が多いが、本稿では小林氏の著書の「ジッテルマン(Zitelmann)」を使用した。
- 9) 同上 pp. 140-142
- 10) 荘司泰弘「フレーベルの恩物研究(第14報)―「遊具」の誤導入について―」山口大学研究紀要43号 1993年 pp. 269-281
- 11) 高橋清賀子「今日の幼児教育に語りかける日本の幼稚園草創期の事々―豊田英雄の文書から(その二)―」『乳幼児の教育』No.78 キュックリヒ記念財団 1997年 pp. 15-16
- 12) 高橋清賀子・野里房代・岸井慶子(保育史研究会)「豊田英雄の研究(その2)―水戸から御茶の水へ―その転任の経緯―」日本保育学会第48回大会研究論文集(1995.5.20. pp. 450-451)の中で、豊田の「幼稚園日録」をもとに、松野が附属幼稚園では通常英語を使用し、中村正直の娘たかや目賀田夫人が、松野の言葉のハンディを補うために通訳をしたと報告されている。
- 13) 豊田英雄「恩物大意」二丁
- 14) 前村晃「豊田英雄と草創期の幼稚園教育に関する研究(1)―豊田英雄の「代紳録 全」と氏原銀の「幼稚園方法」との関係―」『佐賀大学文化教育学部研究論文集 第12集第1号』 2007年 pp. 38-39
- 15) 小原國芳・荘司雅子『フレーベル全集 第四巻 幼稚園教育学』玉川大学出版 1981年

pp. 110-224

<sup>16)</sup> 前掲『豊田英雄と草創期の幼稚園教育』 「第三章 豊田英雄と恩物保育の受容と初期定着期の実相」(前村晃) pp. 116-117

<sup>17)</sup> 前掲『日本幼稚園成立史の研究』 pp. 96-97

<sup>18)</sup> 前掲『日本幼稚園成立史の研究』 p. 99

## 第2章 豊田英雄筆記「代紳録」にみられる

### 松野クララの幼稚園教育論

—明治9（1876）年11月6日～明治10（1877）年3月17日の受講記録—

松野クララが豊田英雄たちに教授した幼稚園教育論は、第1章で述べたように、附属幼稚園開園の十日前にあたる明治9（1876）年11月6日から開始された。松野クララは、最初の伝習でフレーベルの幼稚園教育の理論を講義した後、第一恩物の用法から伝習している。

松野の保育方法の伝習の概観を述べると、二十恩物を導入することを目指しつつも、実際にはゴルダマーの恩物の用法を教えた。松野がゴルダマーの恩物の用法を教授したことは、湯川が「恩物大意」の分析から指摘している。それによると、「フレーベルの遊具遊びと作業の体系を「恩物」と「用法」に分けて説明し、「恩物として球から基石までの十六種が、また用法（作業のこと）として針画から模型法までの九種があげられ、その実践方法が示されるのである。こうした恩物と用法の区別は、前述のゴルダマーの幼稚園書に近似」<sup>1)</sup>していることを根拠としての指摘であるが、「代紳録」の講義内容の分析からゴルダマーの書を抛り所として教授されたことが検証する。明治10（1877）年3月文部省が入手した *Der Kindergarten*（ゴルダマー）によると、ゴルダマーはフレーベルの遊具遊びと作業の三つのグループに分け、遊具遊び十六種と作業十二種について解説している<sup>2)</sup>。この著書の第一分冊は「遊具」についての解説であり、第二分冊は「作業」についてである。ゴルダマーが三つのグループに分けた遊具と作業は、以下のように分類されている。

<u>The Gifts</u> (遊具)	
Gift 1. The Ball.	(球)
Gift 2. Globe, Cylinder, Cube.	(球、円柱、立方体)
Gift 3. First Building-box.	(積木)
Gift 4. Second Building-box.	(積木)
Gift 5. Third Building-box.	(積木)
Gift 6. Fourth Building-box.	(積木)
Gift 5B. Fifth Building-box.	(積木)
<u>Surfaces</u> (板並べ)	
Gift 7. Squares.	(正方形)
Gift 8. Right-angled isosceles triangles.	(直角二等辺三角形)
Gift 9. Right-angled scalene triangles.	(直角(不等辺)三角形)
Gift 10. Equilateral triangles.	(正三角形)
Gift 11. Obtuse-angled isosceles triangles.	((鈍角)二等辺三角形)
Gift 12. Slats for Interlacing.	(組板)
Gift 13. Laying-sticks.	(棒並べ)
Gift 14. Rings.	(輪並べ)
Gift 15. The Thread.	(糸)
Gift 16. Stones.	(石)
Shells.	(貝)

### The Occupations (作業)

1. Pattern Pricking. (刺紙)
2. Pattern Stitching. (繡紙)
3. Drawing. (線画)
4. The Interlacing of Paper Bands. (組紙)
5. Plaiting. (織紙)
6. Straw-work. (わら細工)
7. Folding. (折紙)
8. Clipping. (切紙)
9. Pasting. (貼紙)
10. Pea-work. (豆細工)
11. Cardboard-work. (厚紙細工)
12. Clay modeling. (粘土細工)

(Goldammer, H. *Der Kindergarten* ドイツ語第3版の英訳第2版 (1895年版) 1877年P. 13)

本章では、松野が英語で講義した幼稚園教育理論の拠所となったテキストや、松野がドイツで学んだフレーベルの幼稚園教育学の伝習内容との関連から考察を進めた。研究の方法として、三冊の「代紳録」を中心に、松野クララが最初の日本人保姆に伝えた幼稚園教育理論と恩物の教授法について、フレーベルの「幼稚園教育学」に関する出版物と比較検討した。

三冊の「代紳録」の内容を分析した結果、「第1節 子ども観及び幼児への教育方針 1 子ども観 2 幼児への教育方針」、「第2節 子どもの遊びと援助方法 1 遊びと目的 2 自然物に触れる教育的意義 3 幼児と環境 4 援助方法における留意事項」、「第3節 幼稚園教育の役割と恩物の教育的意義 1 幼稚園教育の役割 2 心の教育—畏敬の念の育成— 3 恩物の教育的意義」、「第4節 教授方法の特徴 1 「代紳録 一の浄写」にみられる教授内容、2 「代紳録 全」にみられる教授内容、3 「代紳録 二」にみられる教授内容」の項目に分けて以下に記した。

また、この三冊の「代紳録」から、関信三が考案したといわれる「恩物」や「保姆」、「保育」の用語の使用時期を解明し、フレーベルの幼稚園教育学の定着について考察した。以下、三冊の「代紳録」の出典を示す際は、「代紳録」を省略して「一の浄写」「全」「二」と略す。これらの「代紳録」に記載したページ番号は、筆者が資料に付記したページ番号である。

## 第1節 子ども観及び幼児への教育方針

松野クララは、初回の講義で幼児の育て方について教授している。フレーベルの難解な「自然及び生命の法則」<sup>3)</sup>は省略され、実際的な子どもへの関わり方を中心に教えた点が松野の講義の特徴といえる。

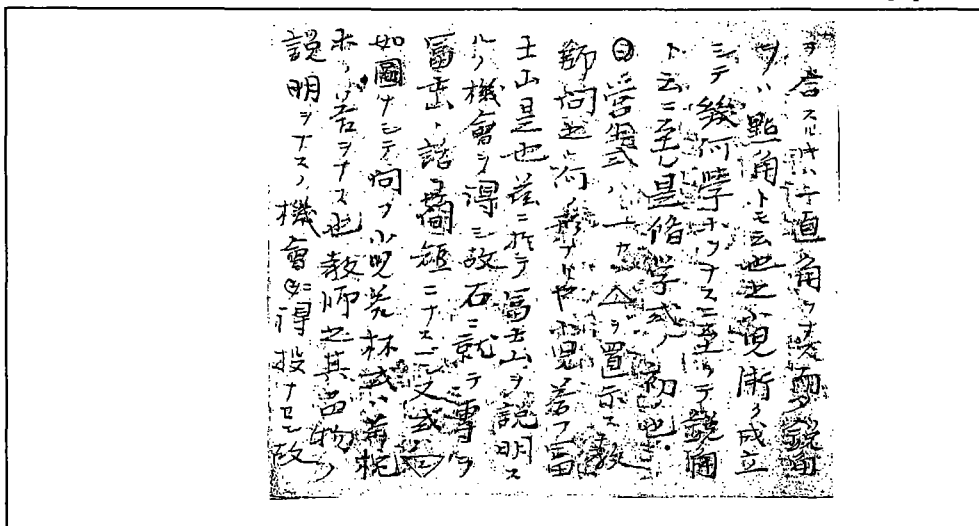
また、関信三が「保育」という用語を用いたのは、『幼稚園記附録』(明治10年7月)であったと国吉は指摘している<sup>4)</sup>。それによると、「保育」という語が導入されたのは、幼稚園の開設後であり、「保育」と共に「保姆」の用語も使用されたと記されている。明治11(1878)年3月に作



成された「代紳録 全」と明治12(1879)年1月に作成された「代紳録 二」には、「幼稚園教育者」「幼稚園教師」「園師」「師」が使用され、「保育」と「保姆」は使用されていない。それ以降に浄写されたと推定される「代紳録 一の浄写」には、「母師」、「保姆」、「保育師」の用語と「保育」の用語が初めて使用されている。このことにより、「保育」と「保姆」の用語は、明治12年以降に定着したと推定する。

また、『幼稚園』上巻では恩物は玩器という用語で表現されている。恩物という用語がいつ出現したかを文献からみると、関信三著『幼稚園記』(明治9年7月)が最初であり、ギフトという読み仮名がつけられている<sup>5)</sup>。この用語は、関信三によって「恩恵により仏や父母から賜った物」と意識されたと言われる<sup>6)</sup>。明治9(1876)年11月の松野クララの講義では、関は第一恩物を「六色球玩器」と訳しているが、第二恩物や第三恩物を教授する段階では「恩物」という用語を使用している。

図1「全」 p.10



明治11(1878)年4月12日の講義でも、豊田英雄は第一恩物を「六色球」、第二恩物の用語を使用し、保育見習生に教授した。「恩物」の使用について、附属幼稚園規則をみると、最初の仮定規則から恩物の種類が増加した明治14(1881)年の規則においても、「恩物」という用語は使用されていない(「全」p.10 図1)。「恩物」の用語は、関が『幼稚園記』や『幼稚園創立法』等自分の著書で使用することに限定されていたが、松野の伝習によって関の訳した用語が保姆に伝わり、恩物の教育的意義と共にその名称が普及した一面もあったと考える。

## 1 子ども観

松野は、「どの幼児も各々の幼児の性質によって導くようにし、その性質をまげて急によくしようとしてはならない」(「一の浄写 一則」)と教えた。そして、「最も大切に育むべきことは、幼児が自主的、主体的に穏やかに発達すること、特に乳児はゆったりと教育するという情緒の安定が大事である」(「一の浄写 一則」)と教授している。また、「幼児が生まれてすぐ手足を動かすのは、自然の摂理であり、心身の発達に伴い、援助することが発達の順序にあっている」(「一の浄写 三則」)ことを述べ、教育的な視点を持ち幼児の世話をすることを強調している。また、同様に「幼児が遊んだり、物を壊したりするのは、普通のことであって、子どもが活発に遊ばない時は、病気ではないかと考えるべきだ」(「一の浄写 三則」図2)と述べ、おとなしい子どもがよい子どもであるような大人に都合のよい考え方をしないように戒めている。

この記述はマーレンホルツ・ビューロー (Marenholtz-Bülou, B.B.以下、M.ビューローと記載)

が、遊びは自然発生的なもので、健康な子どもは活発に遊ぶという記述と近似している。M.ビューローは、幼児期の自由な活動が、幼児を成長させるための自然な手段であるというフレーベルの自発性の原理を紹介している。『幼稚園と幼児の遊びの意義』(Der Kindergartenの序文)の中で、M.ビューローは、子どもにとっての遊びと幼稚園教育の重要性について、次のように述べている。「健康な子どもは遊ぶ。そして、これが子どもの自然発生的な活動であるがゆえに遊ばなければならない。遊ばないあるいは、遊びを妨げられた子どもは全く子どもといえない。活動なしに発達はない。」<sup>7)</sup> このM.ビューローの記述に類似した松野の記述は、「幼児が生まれて約2ヶ月を経過する頃には、母親は子どもの教育を開始しなければならない」こと、つまり「生まれてすぐ知覚は発達する」ことに着目し、「母の笑顔が子どもの顔を始めて照らす時から、子どもを教える機会が始まる」と乳児への関わり方の基本を教え、乳児との遊びの教育的意義について解説した。(「一の浄写」図3)

図2 「一の浄写 三則」

後 第三則 此條の旨は  
 幼稚の常ニ遊戯又ハ物器ヲ破壊  
 スルホヲ為スク常情アリモ此ニツ  
 ナリハハ或ハ疾病アルト察ス  
 自體ニ察見スルニ由ル

図3 「一の浄写」

○フレーベル曰ク子生レテニヶ月ノ経  
 過スレバ慈母スルモノ之ヲ教育ニ着目シ  
 敢テ幼稚園ノ教保ヲ待タル也ト曰ク或  
 毎毎笑顔ハ小兒ノ面ヲ照スル中ヨリ  
 シテ子ヲ教ルル機會始マルト果シテ  
 以ヒヨリ知覚ヲ得ルニ至ルモノ也  
 庶ニ己ニニテ母ヲ諒スルハ思ヒテ  
 氏ヲ指自然ノ理ニ別リテ之ニ授ケル

## 2 幼児への教育方針

幼児のしつけの中でも、松野は最初に挨拶について挙げている。そして、「幼稚園の保育室やそれ以外の場所でも、関係の長官<sup>8)</sup>や、その他の客が出入りする時、幼児に必ず立礼をさせるように指導する」ことを教えている。その理由として、挨拶が「万物の霊長である人間だけがするものである」と人間の品格に関わることを示し、「一朝一夕には身につけることは難しいので、母や保母は、毎日この目的を忘れないように徐々に導く」(「一の浄写 二則」図4)ことを勧めている。

図4 「一の浄写 二則」

後 第二則  
 幼稚園諸室其他各處ニ入ル  
 關係ノ長官其他客自入来ル  
 時ハ必ず立禮ヲ行ハシムル也  
 人萬物ノ靈長ニ存スル故ニ區分ナク禮  
 儀ハ彼鳥獸ノ異ナクモ幼  
 稚クテ初生ヨリ此貴重ノ理  
 知ラシムル也然レモ一朝一夕ニテ  
 養成スルハ難シ故ニ諒テ  
 時々教テ易クシテ此以テ母保  
 姆ノ毎々此目的ヲ離ラサス

また、「幼児がもしわがままをいうならば、たびたび言い聞かせること、それでもやめない時は、部屋の外に連れ出すか、または遊戯の中に入れてないようにして、静かな場所で幼児自身に考えさせるような叱り方をする」（一の浄写 第十四則）ように具体的に教えた。この挨拶と自己抑制力の育成に関するしつけは、M. ビューローやフレーベルの著述物では、近似の表現を見出せなかった。松野クララ独自の子育て論と考えられる。

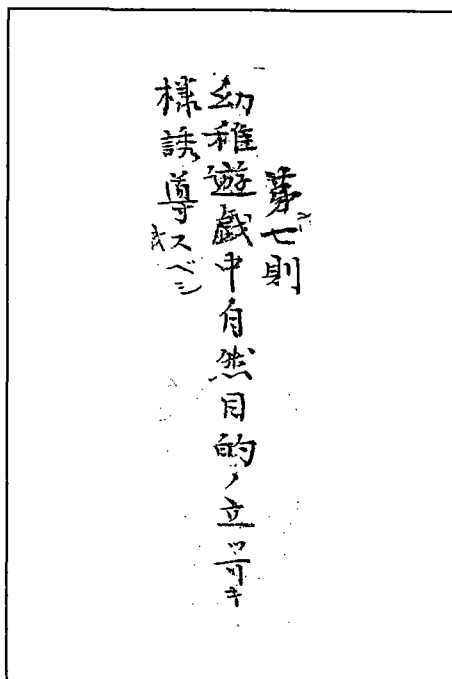
## 第2節 子どもの遊びと援助方法

### 1 遊びと目的

松野は、幼児の遊びの指導法について、「自然目的の立つべき様誘導すべし」（一の浄写 第七則）図5）と、子どもが主体的、自主的に遊べるように指導することの大切さを述べている。例えば「家鳩」の遊戯をする時は「その遊戯に内包される基本的なイメージが、必ず幼児の心に生まれる」（一の浄写 第六則）と述べて、次のようにその教育的意義を解説した。「①幼稚園で遊んだり遊戯をしたりすることや、幼児に様々な素材を見たり触れたりさせることは、五官の機能を刺激する、②唱歌を歌う時は、幼児の心が歌の中に入るように導き、最も大切な五官の作用が敏捷になるように遊戯を有効に構成する、③それぞれの発達の領域において幼児が楽しいと感じ遊戯をしている時に、幼児が目的を発見するように援助すること」（第六則）。

以上が、母や保育者の遊びの指導の目的であると述べる。類似した内容であるが、第十一則には、「遊戯中に特に事物を見たり触ったりする行為を通して、幼児の思考が深められるように導くこと」を重視するように教えている。松野は、「遊びの中で幼児の想像力を育成」する点を強調し、「小型の船の絵から大きな蒸気船の話にも展開できるように、幼児の想像力を喚起」（第十一則）するような指導の必要性について述べている。

図5 「一の浄写 七則」



また、積木遊び（恩物）の具体例をあげて、「幼児が、正方形の積木、或いは長方形の積木などを並列に並べる方法を学んだ後、各自が好む面白い様々な物体等を造り出そうとする」姿から、幼児の思考力や、工夫する力が発達した実践例を示し、幼児の遊びの意義を教授した。

### 2 自然物に触れる教育的意義

松野クララは、子どもの遊びの見方についても、具体的な事例を引いて、次のように述べている。「幼児が園庭でどろんこ遊びを喜ぶのは、自然のことであるが、多くの父母は、これを危険だと考えたり、悪いことと捉えたりして、幼児のどろんこ遊びを制止しがちだ」。（一の浄写 五則）図6）と指摘する。おとなが制止する理由について理解を示しつつ、はっきり「非に近し」という表現で幼児にとってよくないと述べる。

図6 「一の浄写 五則」

第五則

幼児ハ園圃ホニ到リ土穿キホテ喜  
 常ナリ然ルヲ尋常ノ父母ハ却テ之ヲ  
 危フミ又ハ惡シトシテ其望ム所ヲ抑  
 止ス一理由アルケレト却テ非ニ近シ  
 可トナレト幼稚將ニ啓テテト欲スル  
 知覺ヲ以テ偶意ニ土穿キ以テ草木  
 ノ性質ニ關シ石或ハ草木ノ性質等  
 見知出テ是即チ一ノ知覺ヲ開  
 発スルト謂テ可也而シテ隨意ニ歡  
 娛ラフサレバ比時ニ當テ草木ノ性質  
 及ニ其發生等ノ説教ヲモ蓋シ

「一の浄写 五則」の続き

幼稚一向ニ草木果實ニ摘損  
 ルヲ<sup>レ</sup>トスニ非ス敢テ<sup>レ</sup>論  
 スニ四時變遷ニ備セ他果緑葉  
 鳥虫<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>ノニ歌<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>ニ  
 接息シ人間モ亦是<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>觀樂ノ  
 興アリ以テ摘損ス可ラ<sup>レ</sup>理由ヲ  
 論<sup>レ</sup>モ強テ損<sup>レ</sup>トテ<sup>レ</sup>論<sup>レ</sup>而シテ  
 テ之ヲ作爲ス可キ事ヲ論<sup>レ</sup>而シテ  
 化ノ妙力愈々高<sup>レ</sup>且ツ益深遠  
 ナルヲ説キ教<sup>レ</sup>可也  
 請<sup>レ</sup>フ之ヲ重テ<sup>レ</sup>幼稚美麗<sup>レ</sup>  
 庭園ノ損害スル時ハ有<sup>レ</sup>之ヲ<sup>レ</sup>  
 為<sup>レ</sup>スベト云テ其難<sup>レ</sup>方<sup>レ</sup>留<sup>レ</sup>ラ<sup>レ</sup>  
 類ノ如ク<sup>レ</sup>

「幼児は土を掘ったり、草木に触れたりすることで、石や草木の性質を発見する。幼児がこのような探索行動をすることで、知的な面も発達することを理解し、幼児が思うように楽しんでい

る時にこそ、草木の性質を教える」（「一の浄写 五則」の続き）ことを保姆に勧めた。しかし、

「幼児が草木や果実などを取ったり、壊したりするのを勧めているのではない。幼児に、すべての動植物に命があり、人間と同じであるので、むやみに摘んだり壊したりするべきではない」（「一の浄写 五則」の続き）ことを、その時の状況に応じて言って聞かせること、そしてそれを聞き入れない幼児には「あなたはこれを造ることができますか」と論じて、「(神の) 創造の御業」のすばらしさを話すべきであると、キリスト教を基盤とした道徳教育を教示した。

M. ビューローも、フレーベルが自然との関わりを通して、子どもを創造主である神に導く方法

を示していることを解説している。M. ビューローの文章には、宗教教育（キリスト教）的な内容が多い。松野の教授内容と近似しているのは、次の文章である。「フレーベルは自然現象を通して、子どもの心に精神的なことを象徴によって示す方法、つまり、被造物から創造主へ徐々に子どもを導く方法を教えた。初めての庭造り、自然の芽と花の観察、月と星空、日の出と日暮れ、動物や植物の世話、これらのことすべてを通して、子どもたちは天の父を知り愛す」<sup>9)</sup>。

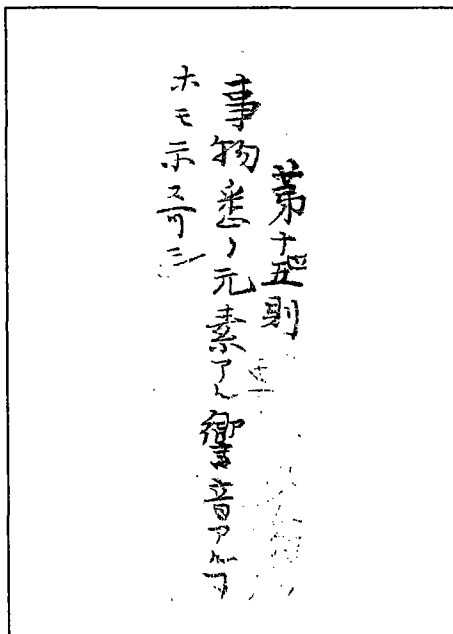
フレーベルの著書には「幼稚園における子ども達の庭」(第17章)に、幼児各自の小花壇の観察という内容で記述されている。氏原鋳は、松野に自然に親しむように教えられ、幼児と畑作りをしたことを手記に書いている。氏原は明治11(1878)年2月大阪から派遣された府費による保母見習生であった。その当時、松野は附属幼稚園で大豆を植えて試食をさせる等の保育も実践している<sup>10)</sup>。

### 3 幼児と環境

松野は、幼児にとっての環境が大切であることを、「総て幼稚の視覚に触るる毎々に、決して其の精神を疎漏に経過せしむべからず」(「一の浄写 十三則」)と教えている。幼児の目に入るものすべて、つまり環境は幼児に影響を与えるので、幼児が自分を取り巻く環境をどのように感じているか、よく観察する必要があることを教えた。その理由として、松野は「大人にとっては些細なことであっても、幼児にとっては大切な知的発達の機会であるので丁寧に導き、幼児が楽しみながら新しい発見や発明をする」(「一の浄写 十三則」)ように教育的な援助の方法について解説した。

M. ビューローは、人類が創造した文化の発達と子どもの発達の共通性について論じ、子どもの自由な活動をよく観察し、最初は目的を持たない幼児の遊びや行動を、次第に目的のある活動へと導くように述べている<sup>11)</sup>。

図7 「一の浄写 十五則」



### 4 援助方法における留意事項

幼稚園での保育方法及び留意点について、松野は「事ある毎に説明し、丁寧に関わるように」指導している。しかし、「活動内容の説明が細かすぎて、幼児が飽きてしまうような時は、幼児にとって益がないため、保母はよく注意をして、幼児に適切な言葉で、簡単に話す」ように教えている(「一の浄写 十五則」図7)。これは恩物の教授の場面と思われるが、その具体的な解説から、松野の体験から得た知見も含まれた指導と考える。また、松野は「幼児の能力が未熟である」ことを「自然の理」と理解するように指導し、「温良優長」つまり穏やかに根気強く幼児を導くように、保母に諭した(「一の浄写 九條」)。

松野はピアノが得意であったといわれるが、唱歌は必ず正しい旋律で歌うように勧めている。「一般に母親や乳母は、乳幼児を快く寝かせるために、子守唄を歌う例をひき、こ

のことが自然の理にかなっているように、運動遊戯をする時は、必ず唱歌を使用する必要がある」(「一の浄写 十七則」 図8)と指導している。M. ビューローも子守歌を例に挙げ、ほとんどの遊戯に歌を併用し、幼児の心を喜びで満たすことを勧めている。歌と遊戯の関係については、松

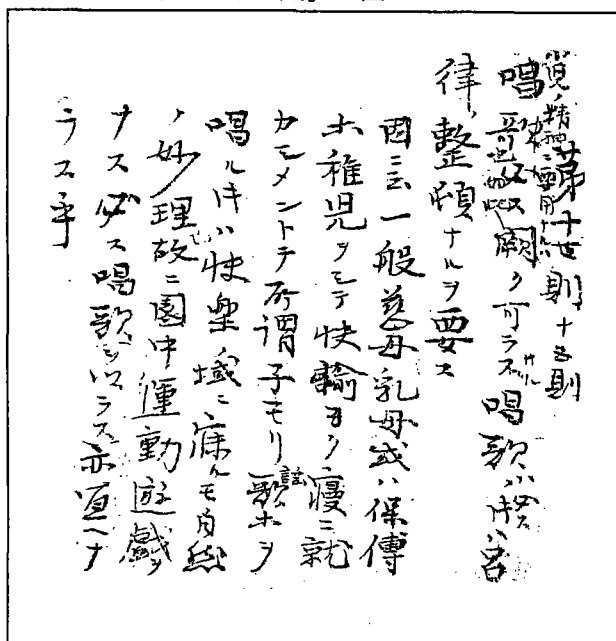
野の教授した内容と、『幼稚園と幼児の遊びの意義』の事例の引き方が近似していることから、松野自身がこの本を伝習の拠所としていたと考える。一例を挙げると、M. ビューローは、前述した序文の中で、音楽を遊戯に用いる効用について次のように述べる。「幼稚園のほとんど全ての遊戯、特に運動遊戯は子どもたちの歌を伴う。子どもの性質には、歌で喜びを感じることもある。」<sup>12)</sup>

また、幼児が「事業科（作業具）に従事する時は、一人では十分にできないことがたくさんあるが、傍らから教師が幼児を援助することはよくない」と述べている。その教育的意図として、「幼児の怠け心や依頼心が増幅しないように配慮し、できるだけ励まして幼児が自主的な創造への意欲を伸ばすように導く」ことを教授した（「一の浄写 十條」 図9）。

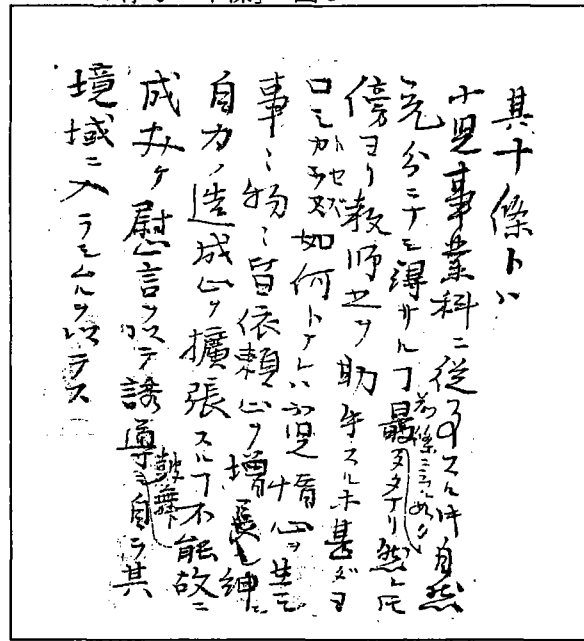
保姆の言葉の使い方にも言及し、「幼児には簡単でわかりやすい言葉を使って、繰り返し話すことが適していること、幼児の年齢が進むにつれて、教育的な話を交えて話す」ように解説した。

「一つの物質についての説明も、子どもの視点に立って簡単な言葉で説明することや、物質の作用や変化などその性質を説明する」ように教授した（「一の浄写 六則」）。

「一の浄写 十七則」 図8



「一の浄写 十條」 図9



### 第3節 幼稚園教育の役割と恩物の教育的意義

幼稚園教育の役割については、第1章で中村正直や田中不二麿の幼稚園構想を背景として、附属幼稚園の仮定規則と正式制定規則の比較を中心に論じた。その中で、フィラデルフィア万国博覧会や松野クララの伝習内容の影響について指摘した。ここでは、さらに松野クララのフレーベルの幼稚園教育と恩物の教育の理解について、フレーベルの著書及びゴルダマーやM. ビューローの著書等と比較し論述する。

#### 1 幼稚園教育の役割

松野は、三歳以降の教育について、「幼児が幼稚園で保育を受け、社会の悪習に染まることなく、

年齢別の集団遊びにおいて自分自身を発揮し、どのような活動においても、幼児自身が各自の個性に応じて、主体的に目的を見つけるように保育する」ことを、幼稚園教育の目的として教えた。幼児にはそれぞれの個性があり、「いわゆる器用不器用といわれる性質を持っているが、それにとらわれず、幼稚園に入園した以上は、どの幼児も器用さや敏捷性が身につくように教育しなければならない」と述べる（「一の浄写」 p.9 図10）。つまり、恩物を使って遊ぶことを通して、手先の器用さが発達し、ひいては幼児期の発達課題が達成できるという視点から、幼稚園の教育施設として意義があることを説いた。

図10 「一の浄写」 p.9

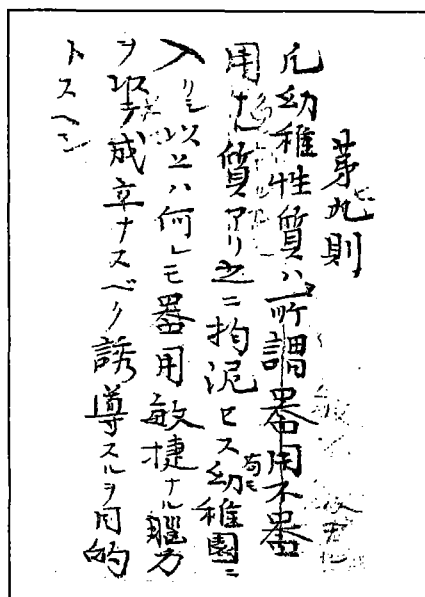
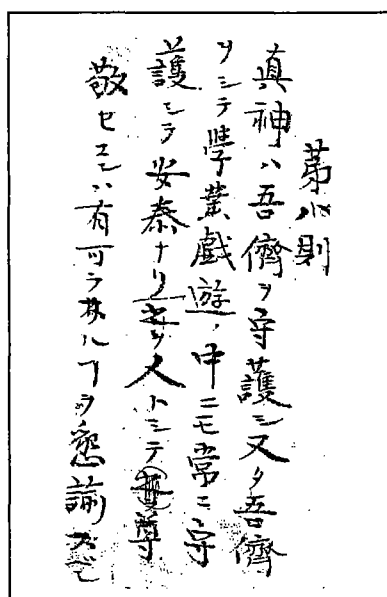


図11 「一の浄写」 p.8



## 2 心の教育—畏敬の念の育成—

松野は、キリスト教的色彩の強いフレーベルの幼稚園教育学を教授するにあたって、神の存在について次のように教えている。「真実なる神さまはいつも私たちと共にいて、学んでいる時も遊んでいる時も、私たちをいつも守ってくださるので安心です。人間として、神さまを尊敬すべきことを論じてきかせなさい。創造主と被造物という神と人間の関係から、どの人もみんな祖先がいたので、現在の自分が存在します。心や手足を使って、勉強をしなければ、生活することはできません。」（「一の浄写 八則」 p.8 図11）と簡単な言葉で、幼児が理解しやすいように、自分の存在の意味を話してきかせるように教えている。

次に、父母を敬愛することを幼児に教えることについては、「神は日々私達の父母をはじめ、私たちをいつも守り平安を与えている」（図12「一の浄写」 p.18）と、父母も同じ人間として神さまに守られていることと、父母の恩を忘れないように丁寧に論ずるように松野は教えているが、M.ビューローの著書にも類似の内容を見ることができる。

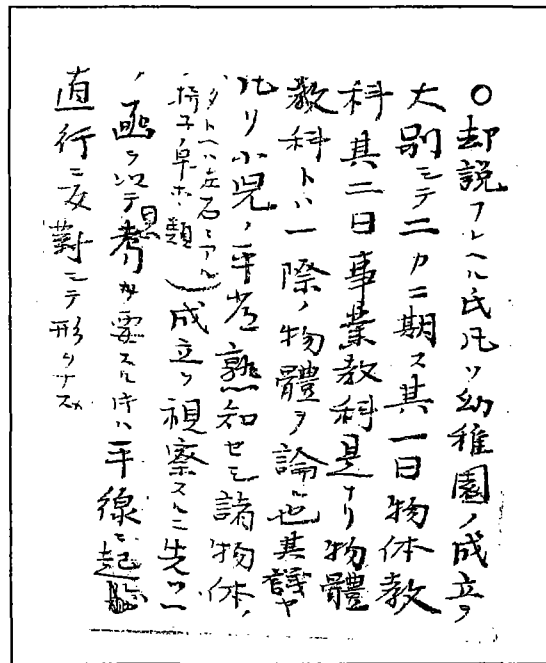
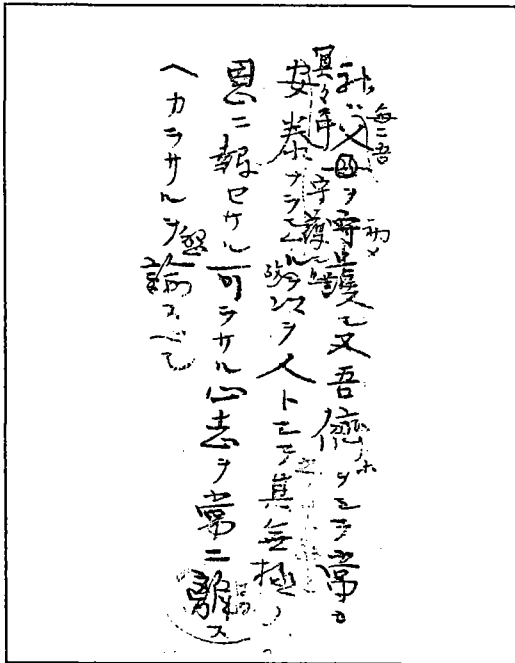
## 3 恩物の教育的意義

松野はフレーベルが考案した幼稚園教育理論によると、「二十の恩物が必要であり、すべてのは自然の法則に基づく」（第1章 図5参照）と述べている。フレーベルの説によると、「幼稚園の教育は、大きく分けて二つの科から成立する。その一つは物体教科であり、一切の物体に関

ることで恩物を指す。もう一つは、事業教科であり、諸事業諸工芸によって百般百物の模型を造る」（「一の浄写」p.25 図13）いわゆる工作や工芸、手工に関わる活動を指す「用法」（作業具）であると解説している。第六恩物までが、「物体教科」にあたる。

図12 「一の浄写」 p.18

図13 「一の浄写」 p.25



フレーベルは、幼児が恩物や作業具等での遊びを通して、自然と生命の法則にあわせて、多面的な発達を遂げることを意図していた。そして、幼児の遊びには、三つの意味を見出していたが、「代紳録」には次のように記されている。「當生式一身のまわりにある生き物や、生活の中の物の模倣である生活の形、適美式—統一された美の形、修学式—形や大きさや状態を比較する認識の形」<sup>13)</sup>が造り出される。

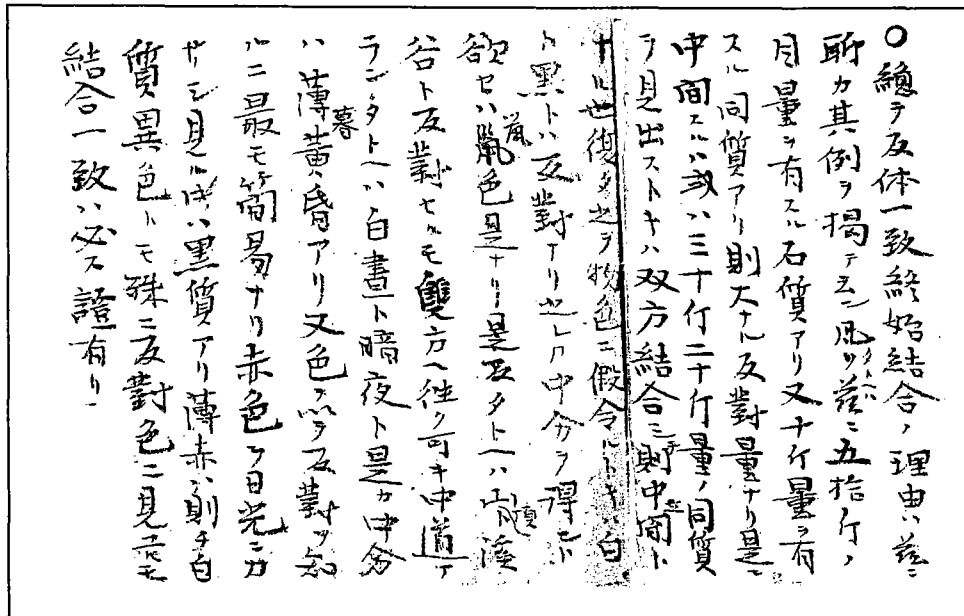
松野が教授している内容の中でかなりの頻度で出てくるフレーベルの幼稚園教育論は、「対立物の統一」であり、「私たちの住む世界には反対物が存在し、その中間には中分質（中媒）が必ず存在し、この中分質が反対にあるもの同士を結びつけるという考え方である。つまり、幼児が身近な物への理解を深め、その中に美しさを見つけ、物の性質や構造を知るといった知的な発達を促す」（「一の浄写」pp.16-17 図14）という視点を大切にして保育するように松野は指導していた。

松野は様々な事例をあげて指導しているが、様々な素材を取り入れて保育内容を充実する方向を目指していたと考える。M.ビューローも対照の法則として、一般的な特性は完全な対照ではなく、中間の形をつなぐものとの関連で相対的に論じられることを挙げている<sup>14)</sup>。例えば、物質、大きさ、形、色、重さ、音、数、方向や位置などの対照に存在するもの、また中間に存在するものやその関連を見つけることも必要な保育内容に入れていた。松野も、具体的な例をいくつか挙げてこれについて教授し、幼児が前述したような「対立物の統一」の考え方や、身近な物に対する知識を得ることで新しいことを発明したり、創造したりできると考えた。それは、恩物を使用した幼児の構成遊びの指導に必要な知識であり、幼児の認知の発達を援助するために、保姆が理



解しておく必要があると考え教授したと思われる。

図 14 「一の浄写」



## 第 4 節 教授方法の特徴

### 1 「代紳録 一の浄写」にみられる教授内容

#### (1) 六色球の玩器の教授

松野は、フレーベルの説を引き、「幼児は生後三ヶ月の頃より、五感が発達し、球や日用器具や玩器等についてたずねることがあるが、この時に母親は細心の注意をし、自分で物の形を観察したり、音にも聞き入ることができるようになった幼児が啓発される要因となることを、見つけること」（「一の浄写」p. 19）を勧めている。第一恩物についての記述は、恩物の形と大きさに関する説明と色の教授から始まる。つまり、第一恩物は、直径二寸（約六センチメートル）の六色のボールで、「一つ目は赤色、二つ目は青色、三つ目は黄色で、この三色を基本の色。四つ目は柑色、五つ目は緑色、六つ目は紫色」（「一の浄写」p. 27）と色の名前を教える。

次に、恩物が象徴する色の提示方法について記している。最初に幼児に赤いボールを見せて、「赤色は太陽を、黄色は大地を、青色は空間を表すことと、赤色と黄色の混色が柑色、黄色と青色の混色が緑色、赤色と青色の混色が紫色である」（「一の浄写」pp. 27-28 図 15）ことを説明している。「代紳録 全」では、前述の教授内容に加えて、「球に黒と白の糸を半分ずつ巻くと鼠色になるなど、糸の混色方法で様々な色ができる」（「全」P. 10）ことも説明している。

子どもに色を教える以外の恩物の使用法については、様々な物の形を比較したり説話を通して、想像力を喚起させたりする使用法があると述べている。ここでの説話は、幼児向けの短い話や歌のことである。

松野は豊田に第一恩物に関する歌詞の訳についても助言している。それは、豊田が六色球の唱歌の中の赤色の球の歌詞の件で、松野に問い合わせ、それに対してクララの夫松野礪代筆による

豊田への返信書簡で応えたものである。それは、豊田が作詞した赤い球を太陽に見立てた日本語表現が、原曲の本意からずれないようにという助言であった。

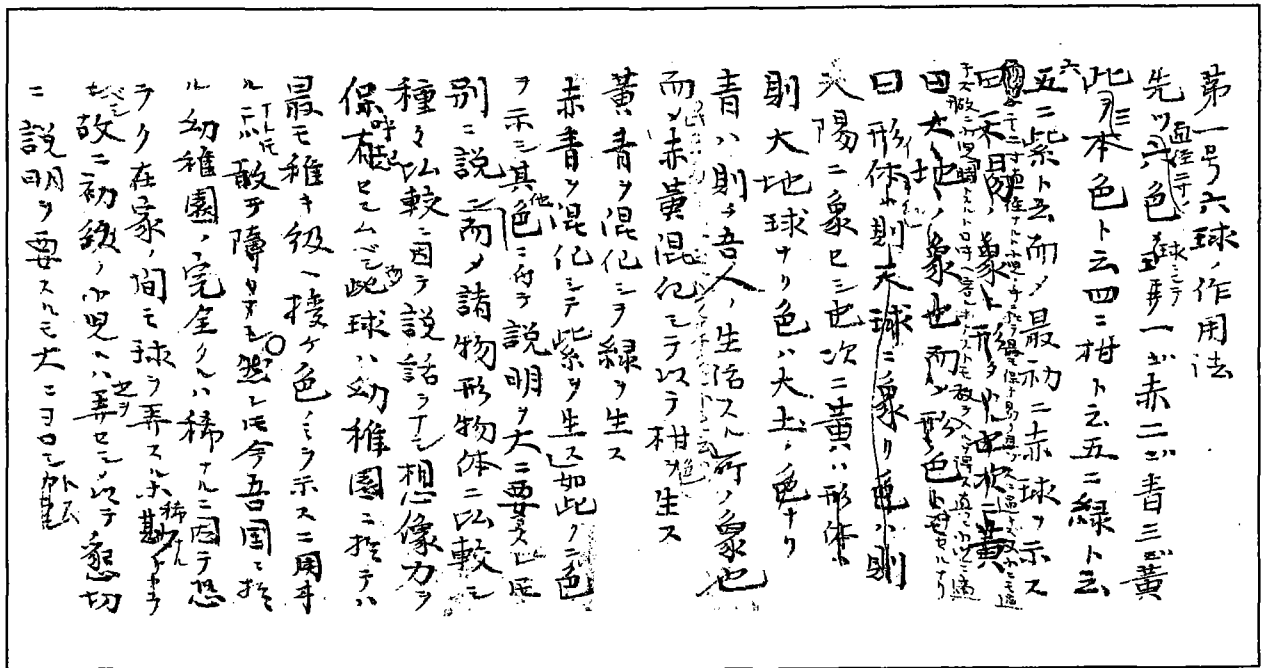
その書簡の中で、松野クララは、豊田の作詞を全般的によくできていると褒めて、「赤」の次の歌詞は「天津日の」の方が「天つ照る」より適切であると指摘している。以上のような助言を受けて、豊田が完成した開誘歌「六の球」の「赤色」の歌は、以下のような歌詞である。

「のぼるひに かたどるいろの あかきをぞ たまのあそびのはじめとはする」<sup>15)</sup>

この歌詞をみると、豊田が松野の助言を受けてさらに歌詞を改善し、子どもに理解しやすい表現に修正したことがわかる。この歌は、開誘歌つまり恩物を使用する時に歌っていた唱歌であったが、明治12年頃には附属幼稚園では歌われなくなったといわれる。

これまでの研究では、唱歌の指導はしなかったと言われてきた。しかし、この書簡から松野は豊田たち保姆が唱歌の作成をする際の相談に応じ、指導していたことがわかる。また、松野の書簡の最後に「お暇がございましたら、私宅にちょっとお立ち寄り願えませんか」と記されており、共に日本の保育を創り上げた松野と豊田の親密な協力関係を窺わせる一文と言える。（「赤色の球に関する松野クララから豊田への返信書簡」参照）

図15 「一の浄写」



「赤色の球に関する松野クララ  
から豊田への返信書簡」  
(高橋清賀子氏所蔵)

松野くらら書状 (夫君代筆)

「御書」  
下二番町十一番地

松野くらら

朶雲拝誦、爾後、益御清道被為入候趣、先以奉拝賀候、二二、当境都合相  
変儀も無之、消光罷居候間、乍憚御放念可被下候、陳二、幼稚園玩器六色  
球之唱哥御座候而、御用有之趣、委細承知仕候、御詠哥中逐一熟唱仕候處、  
何レも問非スル所無之、甚感腹罷在候得共、赤色之下は、「天津日の」にて、  
尤も適當シ、「天つ照る」之方は、如何ニも些下主義ニ返シ候様了解仕候、  
此段、不悪も隠氣答被下、乍延引如此御座候、御閑暇も被為在候は、ち  
と御枉杖可被下候、勿々

十月三日

くらら様

フレーベルは、第一恩物を乳児用のおもちゃとして考案したため、松野は、幼稚園では最も幼い学年に与えて、「色のみを教える」ことに使用するよう勧めている。しかし、当時の日本の一般の家庭では、球で遊ぶことはめったにないという現状を省みて、幼稚園の初級の学年の幼児には、球を使って遊ぶことは大変よいとの意見も述べている。

フレーベルは、自然と幼児の関係においては、同一の生命の法則が働いていて、最初は「球の法則」から始まると記している。松野は「生後三ヶ月を過ぎた乳児には、糸製の六色のボールを与え、七、八ヶ月を過ぎる頃には、異質の球に変えた方がよい」と述べている。松野の伝習内容とフレーベルの著書とを比較検討すると、松野は球を小鳥や子猫に見たてて用いるのがよいとは述べているが、小動物に見立てて遊ぶ方法は教授していない。それは第一恩物が乳児向けに製作された遊具であり、三歳以上の幼児には、色の名称を教授するという知識を授けることに重点をおいた方法をとったためと考える。第一恩物に関する記述の量が多いのは、松野がフレーベルの「球の法則」を日本人保姆に伝えることを意図して、第一恩物の使用法に伝習の中で多くの時間をとったためと考える。

また、「代紳録」では、第一恩物を運動遊びとして使用する方法は記載されていないため、この方法は伝習の初期には教授されなかったと考える。

**(2) 第二恩物 (木製の球と立方体) の教授**

第二恩物は、木球、立方体、円柱であり、木球は第一恩物と同形ではあるが、糸で作られた第一恩物とは素材は異質である。立方体は、球とは全く相反する形で、円柱は球と立方体の2つの性質から成立した中立の性質を持つ。松野は、フレーベルの教育の意図、いわゆる「反対一致終始結合」の理論を示していると説明する。また、物質にはすべて中立質があることを教えるよ

うに勧める（「一の浄写」 図 16）。この理論は、前述の「対立物の統一」と同じ意味であり、幼児に恩物を使って構成遊びを指導する際に、保姆が理解しておくべき基本的な知識であったと考える。

図 16 「一の浄写」

アル箱同形物ヲ以テス則第二恩物  
 本球立方體長圓體是ナリ而圓  
 體ハ乃形相同ニテ質異アリ方体  
 全ク球ト及對ヒリ長圓體ハ球方  
 二体ヲ生コトクモナリナチ及對物ノ  
 中分質ニ種形トモ含有セリ而終  
 始結合ノ所ハ是獨ニ明ケレ

次に立方体の特性として、「六面があるが、四面あるいは五面以上は見えないことや、立方体を測量する時は、中心の直径と辺の中心と角からの中心、直径はそれぞれ長短があること。このように三ヶ所の中心の直径へ木線を通し、または糸や紐等をつけてたらす時は、円柱となり、車輪或いは独楽或いは二重独楽となる性質をもっている」と説明している（「全」P. 17 図 17）。「代紳録 全」には、「立方体を初め手で隠した後、一つの面だけをみせて立方体の性質を理解させる」方法が書いてある（「全」P. 16 図 18）。

図 17 「全」P. 17

立方體之測量法ハ中心直径長短  
 其立方體ハ三所直径長短  
 獨ニ二重獨樂トナル性質  
 皆此ノ所ニ在リ

図 18 「全」P. 16

○形ハ第三動極  
 此何ト向ケテも  
 此何ト向ケテも  
 此何ト向ケテも  
 此何ト向ケテも

また、第二恩物は、幼児に球と立方体の形の違いを比較させたり、第一恩物との素材の違いを理解させる目的で使用された。ごっこ遊びと幼児の想像力の発達の関係を、フレーベルは幼児の年齢が進むと、「立方体と球を並べて人形になぞらえて遊ぶようになり、この時人間的な象徴の働きが発達しはじめる」<sup>16)</sup>と遊びの変容の見通しを持って指導する必要についても解説している。松野は、恩物で構成遊びをする際に想像力が育つことは解説しているが、みたく遊びやごっこ遊びにおける想像力の育成に関してはほとんど触れていない。

### (3) 第三恩物（立方体と直方体の積木）の教授

第三恩物は八個の立方体の積木である。松野は、「満二歳から三歳の幼児に、八個の第三恩物を使って、遊ばせるのを原則とする」と述べている。その教育的意義は「反対一致の想像をする心を喚起し、知恵を磨く基礎」となると教えた（「一の浄写」p. 25）。

松野は、フレーベルの説によると第三恩物は積体（積んで形を造る）と、置形（並べて形を造る）の二種類の遊び方の規則があると述べている。第三恩物を使用する際には十五の決まりがあると松野は述べているが、主な決まりを要約して以下にあげる（「全」pp. 34-35）。

- ①八個の木片をもって、一つも残さず物体を造る。
- ②次に、一つの物体を他の形に変える時は、これを壊し、あらかじめ造ることをしないこと。もし、幼児が自らこれを破壊し、あるいは保姆の指示をきかないで、思いのままに物体を造る時は、指示通りにさせること。このようなことから、自負傲慢の心が芽生えるので、注意を怠らないこと。
- ③幼児に第三恩物に取り組みさせる時は、必ず規則を整頓すること。幼児にどのような考えがあっても、規則を守ることは自然なことである。その一例として、たとえば「置形」の場合、左右の区別がなく、位置が錯乱する時は、「置形」の意味がない。あるいは、保姆が、我がままな幼児の気持ちに向かい合うことを嫌って、幼児が規則通りにしない時にほめることは教育上よくない。たとえ幼児といっても決まりを守らず我がままなことをすれば、善悪がわかるように適切な説話を用いて、気づかせるように教えること。
- ④六個の立方体から構成されている一個の井戸を作成したとき、二個の積み木が余る。このような場合に、二個の積み木を不用だと考えないで、残りは左右に並列に置き、或いは手桶つるべ、或いは汲み水の人などと適当に関係のある名前をつけて会話をする時は、大変想像力がかきたてられ、遊びがおもしろくなる。
- ⑤保姆は八個の積み木で手本を造り、幼児に模倣して造らせること。あるいは、簡単なものは、幼児に自主的に造らせることもできる。しかし、幼児が適した年齢になるまでは、教師が手本を造り、この方法を示すこと以外にない。幼児が作成したものに関して様々なお話をつくること、最も重要な要点である。
- ⑥幼児に八個の積み木で、なにかを模倣して造らせる時は、その説明はもちろん必要だが、その物について小さなお話を交えてすることも一つの方法である。幼児が上手に作品を造った時は、これを鑑賞するのに面白く、しかも適したお話で幼児の心を喜ばせるように教える。幼児の中に教師の命令を聞かず、勝手に正しくない物等を造った時は、再び造る際の補正等をさせ、子どもに良くないことをしたことを自覚させるように関わることも伝えている。
- ⑦幼児が自分の物体の作成を完全にしようとして、隣りの幼児の積み木を取って補うことを禁止すること。
- ⑧八個の積み木で物体を造ることに成功した後は、必ず積み木の整頓を幼児にさせること。
- ⑨幼児が木片で物体を造る時、整頓せずにばらばらな形を表現する時は、その幼児のために一

つの教訓を含んだお話で論ずこと。(下記に一例を示す。)

**【子どもに恩物の決まりを教えるためのお話例】**(図 19-①, ②「一の浄写」参照)

「ここに甲乙丙丁の四人の幼児がいます。甲児は、まず、一つの家を造りました。乙児は一つの間戸を造りました。丙児は一つの間庭を造りました。丁児は一つの机椅子を造ります。その時、甲児の家屋は大変弱くて、大風で壊されてしまいました。よい天気で暖かく、散歩に適したよい日でした。四人は、心をあわせ、野を歩き、草を摘んだり花を見たりしました。四人が楽しさのあまり帰ることを忘れ、そこで楽しんでいる真最中のことでした。北方に一带の黒雲と風が生じました。光が目を通り、暴雨は獅子のようでした。四人はとてもこわがって、どうしたらよいかわからなくなりました。四人は茅葺きの小さな家があるのを見つけました。

これは天が与えたものと四人の幼児は立ち寄り、雨を避けようとしたのですが、これは本当に粗悪な茅葺きの小屋でしたので、すでに雷雨のために屋根が壊れ、今すぐに崩れ落ちそうな状況でした。そのため、大変がっかりして疲れたので、自分の家に帰ろうとしました。みなさんも注意しましょう。これは、みなさんと関係のない話ではありません。このように家を造る時は、堅固に造れば、雷や風雨をこわがることはありません。しばらくここにとどまって、雨が止み風が穏やかになるのを待って、帰路につけばよいのです。今みなさんがしている家造りは、ほとんどこれと似ています。よく注意することが大切です」。

**【第三恩物の決まりと実践例に関する考察】**

第三恩物の使い方の決まりを要約すると、八個の積木を有効に使用し、保姆の指示をよく聞いて手本通りに造ることである。それを通して、幼児が左右の位置関係を理解したり、決まった位置に置いてできた形を認識したりすることを保育の目的としていた。

恩物で遊んだ後は、積木の整頓をすることも重視した。これは遊びを通して、秩序や規範意識を育成する教育的意義のためと考えられる。

松野の伝習の中で、現代の保育に継承したい保育方法として、次の二つを挙げる。

①恩物の使い方が乱暴であったり、他の子どもの邪魔をするなど決まりに反することをした時は、前述の説話例のように善悪がわかるような説話を選び、幼児に気付かせるように指導する方法である。

②幼児が様々なものに恩物を見立てて、構成遊びが楽しくなるような話や会話をするように教授する方法である。

この二つに共通しているのは、お話を通して幼児自身に考えさせたり判断させる機会を与えることで、幼児の思考力や自己決定能力を伸ばすことにつながる。これは現代においても幼児期に大切にしたい保育方法と考える。

図 19-① 「一の浄写」

トハハ 茲ニ甲乙丙丁ノ四見ヲ  
 先ツ甲作テ捷造ス乙四ニツツサ  
 戸ヲ造制ス丙四ハ一ノ園庭ノ造  
 丁四ハ一ノ机椅子ノ造ニ其甲  
 見ノ家屋甚々壊ニテ凡破殆  
 ノ免レ得サルノ景ニ依リ  
 四見アリ天晴朗霽モ亦微ニニ晴  
 ニ遊歩ニ適スルノ佳日ナリ四見ハ  
 乃協ニ野外ニ徐歩摘草觀花  
 將其樂事ヲ圖シテ其園之衆見  
 仰然樂事歸ルヲ三ニ其樂事ヲ  
 南ニテトス不圖ガキ俄然北方ニ  
 リ一雷ノ黒雲ニ疾風ニ暴レ  
 一雷電耳月ヲ遮リ暴雨  
 降ルヲ突カ如シ四見ハ一戰慄ス

図 19-② 「一の浄写」

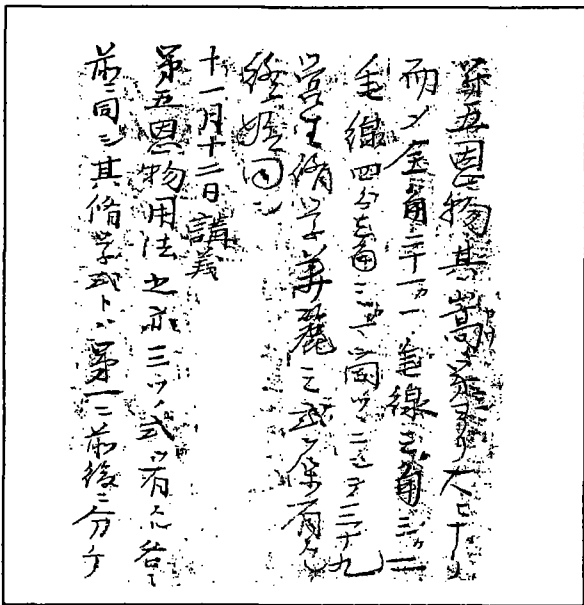
興醒樂尽キ復タイカントミナス  
 乃不知甲乙偶々四觀ヲ單見  
 丁ノ小カ屋ヲ見出シタリ之ヲ  
 與ハナリト四見等モ立寄リ  
 避雨ヒトモ是ニ粗悪アリ  
 茅屋舎ヲ既ニ雷雨ノ為ニ屋  
 上破レ檐落墜舍壊トコロニ轉  
 覆ヒトスル真日享テ一因テ大ニ  
 望ミシ家ニ芳而シ自家ニ歸リト  
 其ノ他ニ惟ス其家屋ヲ制造ス  
 其ノ堅固ニ作為スハ雷雨何ゾ  
 恐レニ暫時茲ニ停止ノ兩止風穩  
 ナリトニ當テ歸路ニ就ク可キヲ  
 汝等カ作為ト所ノ家作ハ殆ト  
 是ニ類做ス注意ヒトモ不可

## 2 「代紳録 全」 にみられる教授内容

幼児の遊びに、フレーベルは次のような三つの意味を見出していたが、それは「代紳録」には次のように記されている。營生式とは、「身のまわりにある生き物や、生活の中の物の模倣である生活の形」、適美式とは「統一された美の形」、修学式とは「形や大きさや状態を比較する認識の形」が造り出される。

「代紳録 全」には、この三つは次のように記されている。「総て美麗修学營生の三式を、心に運転し以って教育するときは、恐らくは誤りなからん。營生式、修学式は、其の最も注意する所なり」。積木遊びは総て、「美麗 修学 營生」の三つの目的を心にとめて教育する時は、誤りはないと述べている。(「全」P. 41 図 20)

図 20 「全」 P. 41



(1) 第四恩物 (直方体の積木) の教授

第四恩物は八個の長方形の積木である。この大きさは「横一寸、縦(たて)に其の二倍。積木一寸の半、之を分割するときは、縦一直線横三片」(「全」P. 34)である。

第四恩物は、第三恩物に比較すると、殊に營生式の点からは種類が増えて、幼児もこれを一層楽しむことができるという、構成遊びの発展の説明をしている。

(2) 第五恩物 (立方体の積木) の教授

第五恩物は第三恩物を発展させた積木遊びである。それは、二十一個の立方体と、一つの対角線によって分割された三個の三角柱(六個)と、更に三個は二つの対角線によって分割された十二個の三角柱から成っている立方体で、総計三十九個になると解説している(「全」P. 41 図 21)。第五恩物が2種類あるというのは、ゴルダマーの Gift 5 と Gift 5 B のことを指している。これは「遊びの恩物」と称されるものである。松野は第五恩物には甲乙の二種類があることと、その内の一つは現在の附属幼稚園にないが、同じ「固形体」(積み木)であると解説している。(「全」P. 50 図 22)

図 21 「全」 P. 41

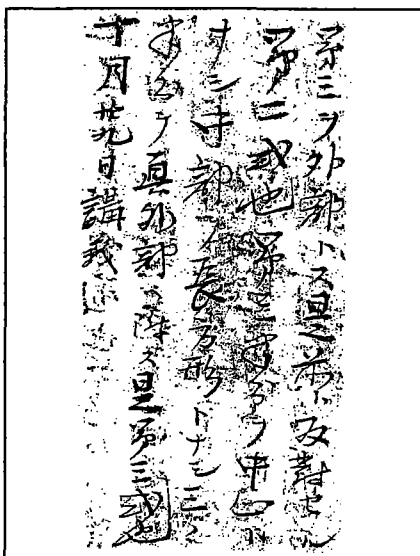
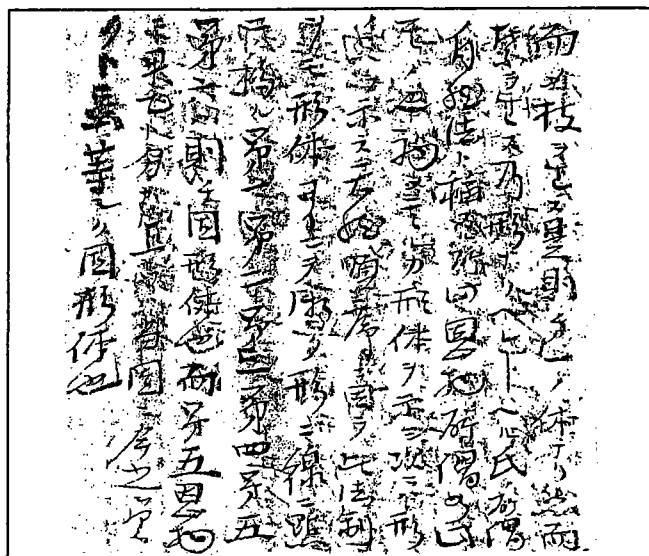


図 22 「全」 P. 50





第五恩物の二種類の内の一つがない状況は、豊田英雄が明治 12 (1879) 年 1 月 14 日の講義の時にも同様の説明をしているので、そのままの状況が続いていたと考える。

### (3) 第六恩物 (直方体の積木) の教授

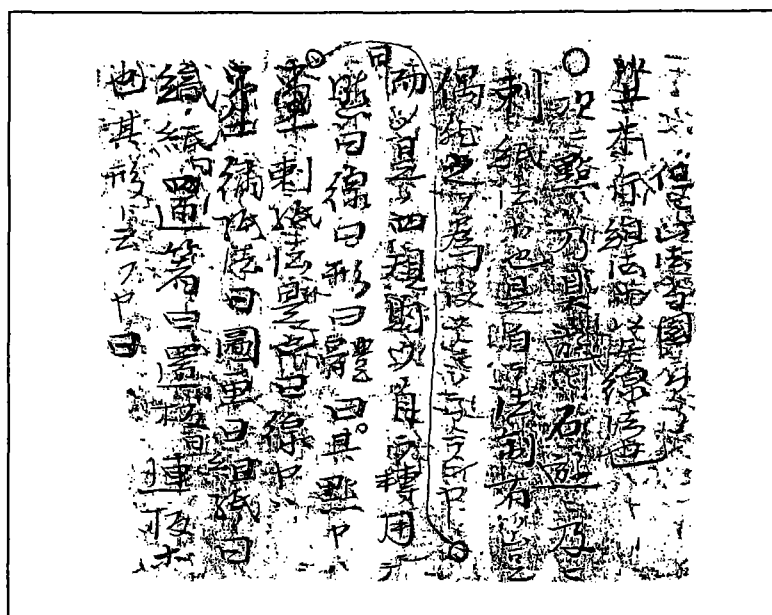
第六恩物は第四恩物を発展させた積木遊びである。「十八個のレンガ型直方体と十二個の半直方体、六個の角柱体で、総計三十六個である。第一から第六恩物までは立方体の恩物つまり、積み木である」(「全」P. 43) と松野は解説している。

全体的な恩物の使用法の解説の中でも、第一恩物から第六恩物までの指導法の説明は、特に詳しくされているため記録の量が多い。

### (4) 第七恩物及びその他の教授

第一から第六恩物までは、立方体の恩物であるが、第七からは「形」を示すいわゆる「作業具」と呼ばれるもので次の 5 種類があった。(「全」P. 50 図 22) それは、置箸法、置環法、置板法、連板法、湿糸 (置き糸) の遊びであると松野は解説をしている。しかし、明治 12 (1879) 年 1 月 14 日の講義では、「但し此法当園に欠く」と記されているため、実際にはこの時点でも、前述の五種類総ての作業具が揃っていなかったと考える。木片を組む等の「線」の遊びの解説の次は、「点」の遊びであるが、貝遊び、石遊び及び刺紙法等が該当することを述べている (「全」P. 51 図 23)。

図 23 「全」P. 51



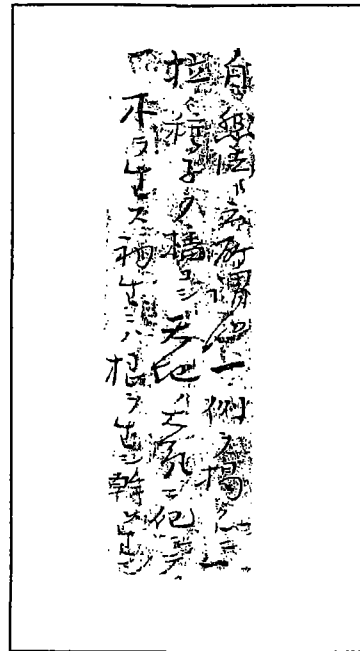
ここでは「恩物」という言葉が使用されているが、フレーベルの著書によればこれらは作業具に分類されている。作業具には二つの方法があって、一つは点→線→形→立体と構成させていく方法である。もう一つの方法は、恩物の立体から、面→線→点を抽出してそれぞれの取り扱いになれることを目的とする。

松野は、幼児に恩物や作業具を指導する時は、必ず子どもの自発性を尊重し、下記のようにフレーベルの自然の法則にそった「自然法」に留意するように述べている。

「一例を掲ぐるに一粒の種子を播くごとし。天地の大气に化して一木を生ず。初生には、根を生じ、幹を生じ、而め枝を生ず。是則ち一の体なり、然而葉を生ずの形なり。ヘレーベル (フレーベル) 氏の所謂自然法と称する所、此の恩物所謂此のごときものなり。初め其の方形体を示し、

次には形のみを示すに、天然順序に因て、此の法制をも形体よりして、漸く形に線に点に移る」(「全」P. 49 図 24)。

図 24 「全」 P. 49



これは、幼児の成長を植物にたとえて語り、援助のあり方について論じたものである。これを見ると、松野はフレーベルが教授した「種子と子ども 一つの比較」<sup>17)</sup>を引用して、恩物や作業具の指導法を豊田たちに解説したことがわかる。

最後に、松野は第七恩物は二種類に分けられることを教えている。その一つは、二等辺三角形、正三角形、不等辺三角形等で、もう一つは正方形の板で第三恩物の立方体に由来するものであると教えている。その後、分割してできる三角形の形と色の種類について教えている。「代紳録 二」には「第七恩物は四十八個。すなわち、其の第三恩物より生成せしもの也」「第七号置形方多種類有り」と雖も、第十二正方形を以て小児に与るをなす(「二」pp. 2-3)と記されている。つまり、第七恩物にはいろいろな形の板並べがあることが紹介されているが、ゴルダマーの用法の特徴が見られる(表 1 参照)。

表 1 幼稚園規則の恩物に関する保育子目とウィーブ、ゴルダマーの恩物との比較

	保育子目 (明治 10 (1877) 年 7 月の幼稚園規 則より抜粋)	二十恩物 (ウィーブ) 『幼稚園法二十遊嬉』 の表記に準じた	<i>Der Kindergarten</i> (ゴルダマー)ドイツ語第 3 版の英訳第 2 版 (1895 年版) より抜粋。( ) 内の 表記は筆者による訳
恩物に関する 保育子目	五彩球ノ遊ヒ 三形物ノ理解  貝ノ遊ヒ 鎖ノ連接 形体ノ積ミ方 形体ノ置キ方	第一恩物六球法 第二恩物三体法  第三～第六恩物 第七恩物置板法	Gift 1. The Ball. (球) Gift 2. Globe, Cylinder, Cube. (球、円柱、立方体) Gift 16. Stones. (石) Shells. (貝)  Gift 3～Gift 6. (積木) Gift 7～Gift 11. (板並べ)

	木箸ノ置キ方 環ノ置キ方 剪紙 剪紙貼付 針画 縫画 石盤図画 織紙 畳紙 木箸細工 粘土細工 木片ノ組ミ方 紙片ノ組ミ方	第八恩物置箸法 第九恩物置環法 第十三恩物剪紙法  第十一恩物刺紙法 第十二恩物繡紙法 第十恩物図画法 第十四恩物織紙法 第十八恩物畳紙法 第十九恩物豆工法 第二十恩物模型法 第十五恩物組板法 第十七恩物組紙法	Gift 13. (棒並べ) Gift 14. (環並べ) Clipping. (棒並べ)  Pattern Pricking. (刺紙) Pattern Stitching. (繡紙) Drawing. (線画) Plaiting. (織紙) Folding. (折紙) Pea-work. (豆細工) Clay modeling. (粘土細工) Slats for Interlacing. (組板) The Interlacing of Paper Bands. (組紙)
恩物以外の保 育子目	計数 博物理解 唱歌 説話 体操 遊戯		

### 3 「代紳録 二」にみられる教授内容

#### (1) 第八恩物の教授

第八恩物は三角形で、この三角形は第五恩物より生じたものであると記されている。そして、前述の三式の中でも美麗式の要素が大きいと解説している。この三式は、活動内容を捉える視点ともいえるものであるが、保姆はその活動内容を的確に捉えるために、自己の見識を高めるようにとの言葉で結ばれている。

#### (2) 第九恩物の教授

第九恩物は正方形2個から成る長方形である。また、直角三角形2つから成立する長方形で、いろいろな置き方があると説明している。松野は「修学式つまり、計数や幾何学から始めるとよい」(「二」pp. 18-19 図25)と述べて、エジプトのピラミッドの話をたとえに出して、子どもが遊んでいる時、自由に想像力や思考力を使えるように、工夫する大切さを松野は話している。

#### (3) 第十恩物及びその他の教授

第十恩物は三角形で、何れも鋭角であると記されている。つまり、正三角形の板並べの遊びである。正三角形で形を構成する時は、最初に修学式の幾何学的な目的があつて、次に營生式と摘美式の目的が生まれる。正三角で六角形を構成した形を書くように指導する際には、幼児に書くことを強制しないようにとの留意点も指導している。これは算数の就学前教育の内容であることを認識し、将来理解できるようになればよいとの見通しを持った指導方法と考える。(「二」P. 20 図26)

表1の保育内容をみると、「貝ノ遊ヒ」は日本の伝統的な玩具の素材でもあるが、松野クララがゴルダマーの恩物の方法を教授したことを考えるならば、ゴルダマーの十六恩物が取り入れられ

図 25 「二」 pp. 18-19

接及ノヒラミールトノ詔ヲ為スニ  
 之其僅ク片極ヲ以テ遊戯中  
 田相ニ接及トシテ也教師  
 者之カガ智ヲ裁會ノカスミ  
 ク活用ノカスラニ懸ケル一日  
 モ其目的ヲ誤ルキ不能ト云ハ  
 ○作為ヒモミ同テ線度ニ委  
 ミテ示スモシ  
 ○芽子号ヲ等三角則  
 ニテ生ニシテ形也故ニ三角  
 何レモ銳角也而此形ハ  
 形ノ邊積ヲ要セリ可テ此形  
 而此形ヤ△▽等ニ種置  
 法ニ過ナレ也而此ニ中當ニ  
 其似ラ奉レ僅ク六ニテ出ル也  
 而ノ備字美麗式ヲ因テ  
 ○六角ノ三箇ノ平行線ヲ以テ成  
 成ス物ノ中心皆銳角トシ其不  
 性六角ノ如キ皆銳角也中心銳  
 ノニ箇有テ銳角トシ  
 ○思テテ以テモシテ記テテモ  
 非ス唯成育ノ后ヲ期シテ結果トシ

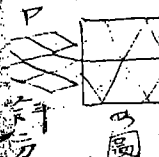
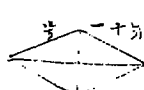


図 26 「二」 P. 20

○總テ三式ノ備字式ヲ以テ當生  
 摘美ヲ坐ニ而終始徒台ノ理台  
 ナリテ小思フ道ヲシテモシテ  
 ハ其本旨ヲ錯モシテ可ラストス  
 此形ハ正三角ニテ此面ヲ後  
 フニ當レ而ノ銳ニテ鏡ニカト具  
 有ス而ノ三式ノ摘美ヲ有ス  
 各種有リト雖其第一遠ニテ其  
 目煩ニ故ニ園師ノモテ自己ノ權識  
 ト而シテ思相ノ尊ヲ越テラ有テ  
 道ヲ有テ有テ



たといえる。幼稚園規則が正式制定された頃には、粘土や木箸などの恩物もそろい、目指していた二十恩物の保育内容に近い内容に整備されていた状況が窺われる。

正式制定の保育子目と共通点が多いのは、ゴルダマーの恩物の方である。前述したように、松野がどこで二十恩物の存在を知ったかは不明である。引用したゴルダマーの著書にはケーラー (Koehler) による二十恩物が紹介されているが、ゴルダマーはケーラーを批判している。ケーラーの『幼稚園の実践』(1871) には、遊具遊びと作業をあわせて恩物は二十種類と書かれている。他に、二十恩物を紹介しているのは、モルゲンシュタインの『子ども時代の楽園』(1865)、ザイデルの『実用的幼稚園教師の問答書』があった。<sup>18)</sup>

関信三と松野クララは、保育内容における二十恩物の導入という共通の目的を持っていた。二人は伝習の最初の時期に、二十恩物の教授を目指していたが、附属幼稚園開園直後には、実際に恩物が揃わなかった。また、伝習が開始された初期の頃であったという理由から、フレーベルが最初に教授した第六恩物までを教授したと考えられる。仮定規則と伝習初期の頃の内容を併せてみると、当時松野が第三恩物を重点的に教授しているのは、附属幼稚園には第一恩物から第三恩物までしかなかったことも考えられる。正式に規則が制定された開園後の一年をかけて、松野はゴルダマーの恩物の用法を教授している。それについては、次の章で保育内容における素材の種類や、方法の拡充についてより詳細に検討する。

#### (4) 第十一恩物及びその他の教授

第十一恩物は二等辺三角形の板であり、摘美式の目的で使用することが記されている。幼児が「園制に熟知したとき」つまり、様々な形の構成ができるように熟練した時は、むしろ幼児にとって「害があっても益はない」ということを保姆の留意点として教授した。フレーベルの教えとして、保姆は幼児と共に「遊びの方向に至り」、幼児の表現することを「師」として注意深く取り扱い熟考するようにと述べている。また、おとなと幼児の違いにもふれ、幼児が興味を持ったことを見逃さないようにとの保育の留意点について述べている。

それ以外の保育内容として、粘土模型法、濡糸を石盤上におき、様々な形を造る遊びや、置環法について記されている。また、幼児にお話を多く語ることが幼児の理解力を育てる上で重要なことを示唆している。

松野の幼稚園教育理論は、フレーベルの幼児教育理論を引用する時は、「フレーベル曰く」というように明確に名前を出して教授しており、フレーベルの幼児教育論であることを示していた。それ以外に松野が伝習した幼稚園教育理論について、当時輸入されていたロンゲやウィーブ、ゴルダマーの文献を比較検討してみた。その結果、挨拶のしつけ以外は M.ビューローが解説した「自然を通して創造主である神に導くこと」、「乳児にとっての子守り歌の重要性と同様に、幼児にとって歌と遊戯を併用する教育効果について」、「対照の法則や幼児期の重要性等」を M.ビューローと近似した表現を用いて伝習していることが明らかになった。

松野は、第一から第六恩物までの恩物の教授を重点的に行い、フレーベルの幼児教育理論を概ね教授している。第七恩物からは「形」を示すいわゆる「作業具」と呼ばれるもので、置箸法、置環法、置板法、連板法、湿糸（置き糸）の遊びであると松野は解説をしている。明治 12（1879）年 1 月 14 日の講義では、前述の五種類総ての作業具は揃っていないと当時の状況を述べている。また、ゴルダマーの恩物の用法を教授しているが、保育内容の整備がなかなか進まなかったため、第六恩物を重点的に教授しつつ、入手しやすい二十恩物から整備を進めたと考える。（「全」JP. 52-56 図 27）ここでは「恩物」という言葉が使用されているが、フレーベルの原書によればこれらは作業具に分類されている。この点については言葉の使い方が曖昧な部分があるといえる。以上のことから、松野クララの伝習に使用されたテキストは、M.ビューローの著書であったといえる。

射也其七曰圓體之直線也  
 射也其八曰圓體之直線也  
 射也其九曰圓體之直線也  
 射也其十曰圓體之直線也  
 射也其十一曰圓體之直線也  
 射也其十二曰圓體之直線也  
 射也其十三曰圓體之直線也  
 射也其十四曰圓體之直線也  
 射也其十五曰圓體之直線也  
 射也其十六曰圓體之直線也  
 射也其十七曰圓體之直線也  
 射也其十八曰圓體之直線也  
 射也其十九曰圓體之直線也  
 射也其二十曰圓體之直線也  
 射也其二十一曰圓體之直線也  
 射也其二十二曰圓體之直線也  
 射也其二十三曰圓體之直線也  
 射也其二十四曰圓體之直線也  
 射也其二十五曰圓體之直線也  
 射也其二十六曰圓體之直線也  
 射也其二十七曰圓體之直線也  
 射也其二十八曰圓體之直線也  
 射也其二十九曰圓體之直線也  
 射也其三十曰圓體之直線也

射也其三十一曰圓體之直線也  
 射也其三十二曰圓體之直線也  
 射也其三十三曰圓體之直線也  
 射也其三十四曰圓體之直線也  
 射也其三十五曰圓體之直線也  
 射也其三十六曰圓體之直線也  
 射也其三十七曰圓體之直線也  
 射也其三十八曰圓體之直線也  
 射也其三十九曰圓體之直線也  
 射也其四十曰圓體之直線也  
 射也其四十一曰圓體之直線也  
 射也其四十二曰圓體之直線也  
 射也其四十三曰圓體之直線也  
 射也其四十四曰圓體之直線也  
 射也其四十五曰圓體之直線也  
 射也其四十六曰圓體之直線也  
 射也其四十七曰圓體之直線也  
 射也其四十八曰圓體之直線也  
 射也其四十九曰圓體之直線也  
 射也其五十曰圓體之直線也

註

- 1) 湯川嘉津美『日本幼稚園成立史の研究』風間書房 2001年 pp.174-176
- 2) Goldammer,H. *Der Kindergarten* ドイツ語第3版の英訳第2版(1895年版) 1877年 p.13
- 3) 小原國芳・荘司雅子「幼稚園教育学」『フレーベル全集』第四巻 玉川大学出版部 1981年 pp. 29-30
- 4) 国吉栄『関信三と近代日本の黎明』新読書社 2005年 p.290
- 5) 関信三『幼稚園記』p.23
- 6) 岡田正章・千羽喜代子他『現代保育用語辞典』フレーベル館 1997年 pp.56-57 (荘司泰弘)
- 7) Marenholtz-Bülow,B.B. *The Kindergarten and The Importance of Children's Play* (*Der Kindergarten* の序文) , p.8
- 8) 原文の「代紳録 一の浄写」に記されている記載を使用。文部省関係者の意味。
- 9) 前掲 *The Kindergarten and The Importance of Children's Play*, p34
- 10) 前掲『松野礪と松野クララ』pp.136-137
- 11) 前掲 *The Kindergarten and The Importance of Children's Play*,p.25
- 12) 同上書 p.21
- 13) 現代語訳をするにあたり「フレーベルの遊戯・遊具の理論と実践—幼児教育の内容・方法の検討として—」(白川蓉子『世界教育史大系 12』講談社 1977年 p.273)の記載を参考にした。
- 14) 前掲 *The Kindergarten and The Importance of Children's Play*, pp.34-35
- 15) 倉橋惣三 新庄よしこ『日本幼稚園史』フレーベル館 1956年 p.248
- 16) 前掲「フレーベルの遊戯・遊具の理論と実践—幼児教育の内容・方法の検討として—」 p.273
- 17) 前掲「幼稚園教育学」pp. 98-99
- 18) 前掲『日本幼稚園成立史の研究』p.175

## 第3章 豊田英雄の幼稚園教育の実践的展開

### —「代紳録」から「恩物大意」へ—

前章では、松野クララの幼稚園教育理論から、豊田英雄が学んだことを明らかにした。

本章では、これらをもとに豊田英雄が実際に実践した保育について論述する。第1節では、「恩物大意」の構成と内容について検討し、この書が「代紳録」よりもさらに詳細に、ゴルダマーの恩物の教授法について解説した書であることを明らかにする。

また「恩物大意」は、豊田英雄が松野クララから伝習された内容以外に、お話や唱歌も記載していることから、『幼稚園記』や『幼稚園創立法』等から学んだ事を実践した結果をまとめた書であると言える。豊田筆記の「代紳録」と「恩物大意」を比較することで豊田英雄が実践を通して、幼稚園教育の理論形成をした過程を辿る。

第2節では、豊田英雄が独自の幼稚園教育理論の形成をするきっかけとなった、鹿児島県立女子師範学校附属幼稚園の実践について検討する。豊田英雄が、明治12(1879)年に鹿児島に出張し開設した鹿児島女子師範学校附属幼稚園は、東京での豊田の実践経験の成果が反映されている。そして、鹿児島県立女子師範学校附属幼稚園での実践の成果が、再び東京女子師範学校附属幼稚園にも影響を与えたという点において、鹿児島女子師範学校附属幼稚園は、幼児教育史上意義のある幼稚園である。我が国で最初の附属幼稚園と二番目の鹿児島の幼稚園の保育を比較して、豊田英雄の実践の変容について考察した。

#### 第1節 「恩物大意」の構成と内容

##### 1 「恩物大意」の構成

この書は表紙に東京女子高等師範学校附属幼稚園の印が押してある、三十四葉からなる資料である。明治41(1908)年に、女子高等師範学校が東京女子高等師範学校に校名が改称された。この時、豊田は六十四歳になっており、茨城県教育功労者の表彰を受けているので、この時期に寄贈されたとも考えられるが、保育内容は豊田が実践をしていた明治初期の内容である。書名は「恩物大意」であるが、恩物の教育的意義や使用法だけでなく、保育内容全般に渡って記されている。使用されている用語を「代紳録」と比較すると、次のような差異があった。フレーベルは、幼児による表現遊戯を各系列で、「認識の形」「美の形」「生活の形」の三種類の形に分けている。両書とも、營生式(生活の形)と修学式(認識の形)は同じ表記であるが、「代紳録」では「美の形」が「摘美式」と記されている。「恩物大意」では「美麗式」と変更されており、明治10(1877)年に制定された附属幼稚園規則の保育科目の表記と同じであり、同規則の影響が見られる。

本章では「恩物大意」の小見出しを、主な保育内容である①恩物、②遊戯、③お話、④唱歌、⑤その他に分類し、その特徴について以下に記した。また、表1は「恩物大意」の小見出しにそって、その概要を筆者がまとめたものである。(表1参照)

##### (1) 恩物

「恩物大意」の中から恩物に関する小見出しを挙げると、「恩物大意」(一～五丁)、「布別氏恩物組み立ての基礎」(六丁)「恩物用法の定則」(六～七丁 図1)、「美麗式」(八丁)、「修学式」(八丁)、



「營生式」(十一丁)、「第五修学式」(十二丁)、「豆細工」(二十六丁)、「模型法」(二十七丁 図2)、「恩物と用法の差」(二十七丁)である。

最初に、幼稚園教育の創始者であるフレーベルの生い立ちが紹介され、次に「恩物組立の基礎」として、積木(恩物)と用法の二種類があると記されている(「布別氏恩物組み立ての基礎」六丁)。

図1 「恩物用法の定則」

布別氏恩物組立の基礎

第一、物品ノ全体ヨリ分ケ面トナリ線トナリ遊  
ニ至ニ至リ  
第二、一(点ヨリ)始メ線トナリ面トナリ遊ニ至ニ至リ  
ヲ為ス其順序定メテ如シ

恩物用法ノ定則

第一、物品ノ全体ヨリ分ケ面トナリ線トナリ遊  
ニ至ニ至リ  
第二、一(点ヨリ)始メ線トナリ面トナリ遊ニ至ニ至リ  
ヲ為ス其順序定メテ如シ

第一、順序ハ前ト反對ニレテ点ヨリ始メ線トナリ遊ニ至ニ至リ  
第二、一(点ヨリ)始メ線トナリ面トナリ遊ニ至ニ至リ  
ヲ為ス其順序定メテ如シ

第三、立方体、田、柱、体  
第四、立方体、田、柱、体  
第五、立方体、田、柱、体  
第六、立方体、田、柱、体  
第七、立方体、田、柱、体  
第八、立方体、田、柱、体  
第九、立方体、田、柱、体  
第十、立方体、田、柱、体  
第十一、立方体、田、柱、体  
第十二、立方体、田、柱、体  
第十三、立方体、田、柱、体  
第十四、立方体、田、柱、体  
第十五、立方体、田、柱、体  
第十六、立方体、田、柱、体

図1 「恩物用法の定則」の続き

第一、順序ハ前ト反對ニレテ点ヨリ始メ線トナリ遊ニ至ニ至リ  
第二、一(点ヨリ)始メ線トナリ面トナリ遊ニ至ニ至リ  
ヲ為ス其順序定メテ如シ

第三、立方体、田、柱、体  
第四、立方体、田、柱、体  
第五、立方体、田、柱、体  
第六、立方体、田、柱、体  
第七、立方体、田、柱、体  
第八、立方体、田、柱、体  
第九、立方体、田、柱、体  
第十、立方体、田、柱、体  
第十一、立方体、田、柱、体  
第十二、立方体、田、柱、体  
第十三、立方体、田、柱、体  
第十四、立方体、田、柱、体  
第十五、立方体、田、柱、体  
第十六、立方体、田、柱、体

次に、恩物と用法の違いについて解説が記されている。恩物には、立体から面→線→点を抽出して各々の取り扱いに慣れるという目的があること、もう一つの目的は点→線→立体と構成していくことであり、第一から第十六までの恩物が挙げられている(「恩物用法の定則」六~二十六丁)。

「美麗式」(美の形)、「修学式」(認識の形)、「營生式」(生活の形)、「第五修学式」(第五恩物にお

ける修学式—認識の形の意味と推定) について解説されている。

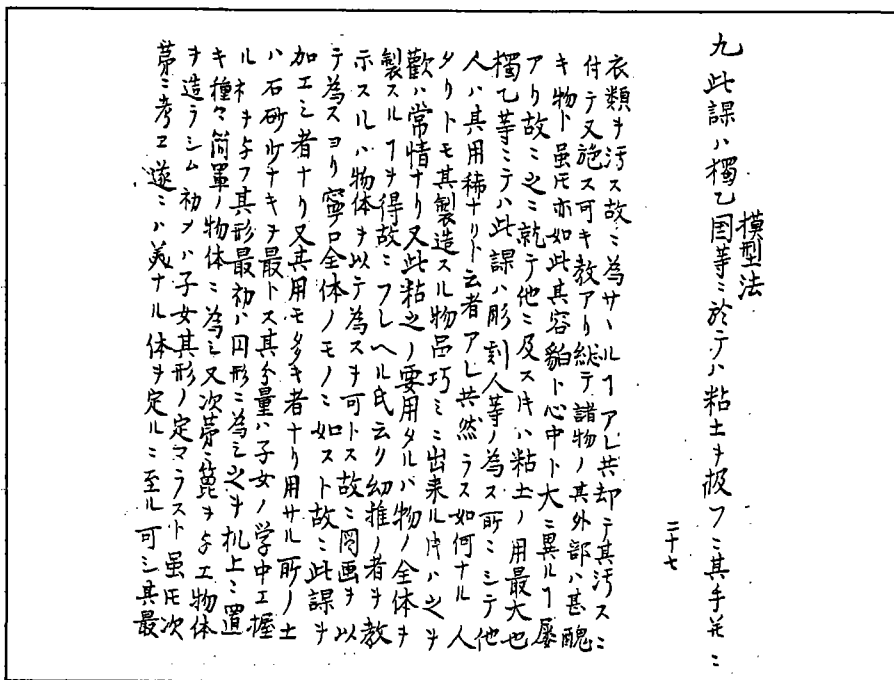
「豆細工」については、切り紙とは異なり、豆細工の製作では全体的なデザインを考える力を育てると解説している(二十六丁)。

「模型法」は、いわゆる粘土遊びである。フレーベルが、幼児にとって絵をかくより粘土で製作する方が、物体の全体を捉える力を育成できると述べたことが記されている(二十七丁 図2)。

また、粘土の遊びだけでなく衣類を汚さないで、粘土を扱う方法等も教えるように述べていることから、製作方法だけでなく清潔に関する生活習慣についても幼児に教授していたことがわかる。

「恩物大意」の中では、恩物の片付け方についても丁寧に記されている。後で述べるボール遊びにおいても、ボールの片付け方についての指導が記されていることから、子どもの生活習慣の育成に関する指導を重視するようになったと考える。

図2 「模型法」(二十七丁)



(2) 遊戯

遊戯に関する項目は、「遊戯の解」(二十八~三十丁)、「球の遊び」(三十二丁)、「手を動かす遊び」(三十二丁)の項目である。「遊戯の解」は、子どもの遊びの意味や決まりを理解するために書かれ、遊びの種類や遊び方も紹介されている。豊田は、フレーベルの教育の意図として、「遊戯は身体を動かす体操だけをするのではなく、唱歌を用いて豊かな情操を育むために身体を動かして遊ぶ」(二十九丁)と解説している。遊びの紹介の中には、「ゴム球類の遊」と「球但し木」というように、同じ球の遊びでも素材によって遊び方が異なる場合は、二種類にわけて解説している。「ゴム球類の遊」は現代のボール遊びと同じであり、年長児の遊び方の事例が三つ記載されている。それは、好きな色のボールを幼児に選ばせ、色の名前を答えさせる遊び、丸くなって順番にボールを送る遊び、二列に幼児が向かい合わせに並んでボールを渡す遊びである。豊田が書き留めた三つの遊び方は、『子ども時代の楽園』<sup>1)</sup>で述べられた内容とほぼ同一である。豊田のボール遊びの指導法は、現代の幼児のボール遊びと共通しているが、左右の手を識別することを重視して指導している点が異なっている(「ボール遊びとしての第一恩物の使用方法の活動例」参照)。

【ボール遊びとしての第一恩物の使用方法の活動例】

遊び終わってボールを箱に片付ける時も同様に、幼児がボールの色と右手の識別ができるように繰り返し指導し、幼児たちが覚えてきたら、遊び始めに「今朝は、緑色、赤色、青色のボールのどれで遊びたい？」と尋ねてみる。その際に、幼児が「青色をお願いします」というように好きな色を答えられるように配慮すること。

同じことを繰り返すことに退屈を示す幼児も現れるだろう。しかし、何事も正確に学ぶために必要なのは、定期的な反復と忍耐である。また、発達段階にある幼児の意識が、きちんとした道理と規律の必要性を教わることは疑いなく重要だ。そして、幼児が間違えた時、教師はそれを丁寧に教えて直させること。この方式の最も重要な特徴のひとつは、正確な習慣を教え込むことなのである。

色が似ているボールはどれかと尋ねることは、幼児が色を覚えるためには良い方法だろう。幼児たちは色を覚えると、「ぼくのボールは葉っぱみたいな緑色」、「わたしのは、血みみたいな赤だよ」等と話すようになる。活動中での対話は、幼児たちが間違えた話し方を訂正するためにも、はっきりと正確に行う。話す練習の機会をここで与えるのだ。幼児期はその絶好の時期で、読むことを覚える前に、話すことをしっかり身につければ、抑揚のついた読み方を特別に教わる必要もない。

次のボールを使った遊戯は、いつも通りに幼児たちにボールを渡し、立って十分な間隔を空け両手を横に広げて円になってもらう。広げた両手がちょうど隣の人の手に触れるぐらいに、そしてそれぞれ右手にボールを持ち、それを右隣の人の左手に皆同時に渡す。この時、手は頭より上で、右手で渡して左手で受け取った後は、また両手を横に広げて元の場所に戻る。この活動をそれぞれ自分のボールが一週回って戻って来るまで行う。

そして次は、逆向きに左手で左隣の人の右手に渡し、また自分のボールが戻って来るまで行う。この動きを、皆が丁寧に難なく出来るようになるまで行う。

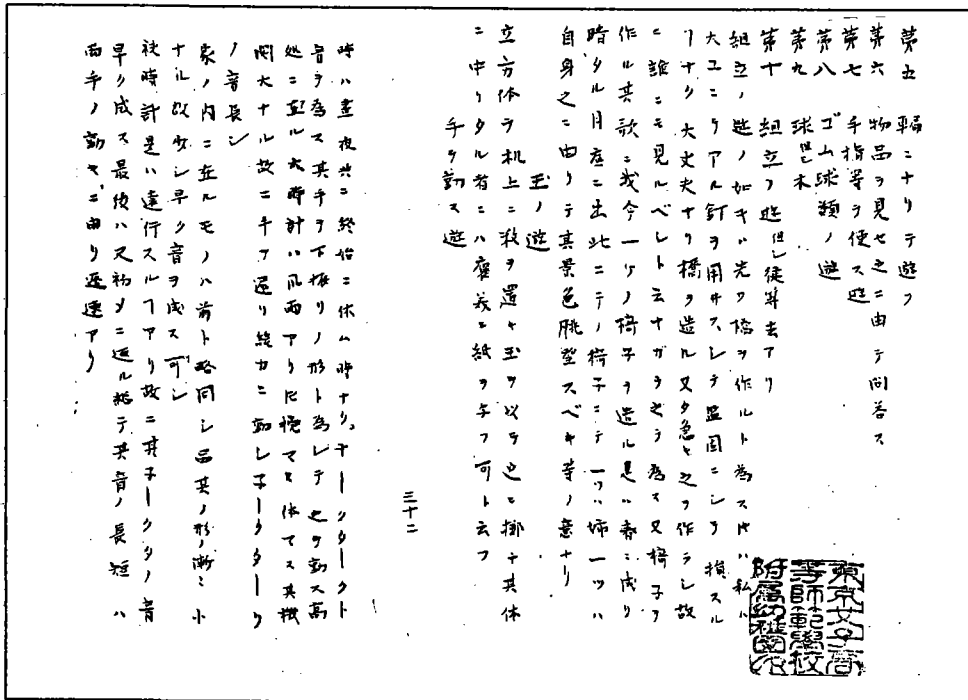
このような単純な活動も、幼児にとっては何度も失敗したり、中断したりするように難しいものである。これは、ボールを渡して受け取る時、頭を回して手を見ないで、手の触れる感覚だけでやると上手くできる。そしてこれが上手く出来るようになれば、今度は目を瞑ってやってもらう。何も言わない状態で、初めからこのように上手く出来たならばそれは賢い。

三つめの遊戯では、幼児たちがお互い向き合うようにして、二列に並んでもらう。片方の列の人がボールを投げ、もう一方の列の人は受け取るだけである。まずは一組が行い、次に二組が同時に、次は三組、というようにして最終的に全ぶの組が同時にボールの投げ渡しを行う。

「第一恩物」『子ども時代の楽園』(Wiebe, E.) より抜粋 pp. 8-9 (私訳)

「球の遊び」(三十二丁)の遊び方は、「立方体(積木)を机の上におき、球を投げて当てた場合には、その子どもにご褒美を与える」(図3)という遊び方であり、現代の「的当て遊び」に類似した遊びである。

「球の遊び」(三十二丁) 図3



「手を動かす遊びでは、「チークターク」という時計の音にあわせて、手を下に振る形にする遊戯を紹介している。これは『幼稚園記』(第1巻)にも掲載されている遊びであり、原著は *The Kindergarten* (ドゥアイ) の Pendulum (ふりこ) である。「恩物大意」には、このドゥアイの原著に掲載されている手遊び「巢の中のひな鳥」、遊戯「うさぎ」「かえる」、輪になって遊ぶ「かたつむり」等が掲載されている。(三十二丁)

(3) お話

幼稚園で幼児に話す短いお話の事例として、動物をテーマとした話や人間と動物を比較した話、神仏や家族に関する話、学校に関する話、歴史の話等七種類の話を挙げている。具体的には、「猫と針の話」、「太陽と風の話」、「星と谷の話」等教訓を含んだ昔話の事例が掲載されている。

(4) 唱歌

唱歌には、「唱歌の要」(二十六丁)と「布別氏の著述の歌に曰く」(三十丁)の項目が該当する。ギリシャでは歌を重視していたことを例に挙げて、朝夕歌を歌うことは、健康によいこと等歌を歌うことの教育効果について述べている。「布別氏の著述の歌に曰く」(三十丁)の項目では、朝の歌をとり挙げている。フレーベルが作った「朝の歌」は、「今日は気持ちもさわやかで一緒にみんなで遊びを始めよう」という意味の歌である。以下、幼稚園から降園する前に歌う「退園の時の歌」(三十丁)が記されている。

(5) その他

「親の教育に三つあり」(二十八丁)は、子育ての留意事項であって、第一子は特に親に似るので、親が優れた行いや言葉遣いをするように勧めている。

表1 「恩物大意」の概要

「恩物大意」の項目	概 要	ページ数
「恩物大意」	1782年4月21日、フレーベルがドイツに誕生し、幼稚園教育の方法を考案したことについて書かれている。	一～五丁
「布別氏恩物組み立ての基礎」	フレーベルの恩物の理論によると二種類ある。一つは、積木のように一個の物体として存在する恩物と、もう一つは用法と呼ばれる紙のように切断して形を変える素材の恩物である。	六丁
「恩物用法の定則」	恩物は、立体から面→線→点を抽出して各々の取り扱いに慣れること、もう一つは点→線→立体と構成していく作業である。第一から第十六までの恩物が挙げられている。次に、第二の順序は点から始め、形を為し物体となる方法が記されている。	六～ 二十六丁
「美麗式」	美麗式(美の形)を、第三、第四恩物に用いる際の指導の説明がある。	
「修学式」	修学式(認識の形)の指導についての説明が記されている。	
「営生式」	第五恩物を例に挙げて「営生式」(生活の形)の指導の説明が記されている。	
「第五修学式」	第五恩物における修学式についての説明が記されている。	
「恩物と用法の差」	「恩物と用法の差」についての解説の記述がある。	
「唱歌の要」	ギリシャでは歌を重視していたことを例に挙げて、朝夕歌を歌うことは、健康によいことや、歌を歌うことによる教育効果を記述している。	二十六丁
「豆細工」	豆細工と折紙は、「切り紙とは大変異なり、折紙は平面的であり、豆細工の製作においては、立体的なデザインを考える力を育てる」と解説している。	二十六丁
「模型法」	粘土遊びの重要性および、遊びの指導の留意事項として、衣類を汚さないで、粘土をあつかう方法等も教えるように述べている。	二十七丁
「親の教育に三つあり」	第一子は特に親に似るので、親が優れた行いや言葉遣いをするように勧められている。	二十八丁
「遊戯の解」	遊戯は単に身体を動かす体操ではなく、唱歌を用いて豊かな情操を育むために身体を動かして遊ぶことに教育的な意味があるとフレーベルの教育を解説している。	二十八丁
「布別氏の著述の歌に曰く」	フレーベルの「朝の歌」とその解説、および幼稚園から降園する前に歌う「退園の時の歌」(三十丁)が記されている。	三十丁
「玉の遊び」	立方体(積木)を机の上におき、玉を投げてあてる遊びで、当たった場合には、その子どもにご褒美を与える等遊び方を紹介している。	三十二丁
「手を動かす遊び」	「チークターク」という時計の音に合わせて手を下に振る形にする遊戯を始め、運動遊戯を紹介している。	三十二丁
「幼稚園の子女を為す小話のこと」	動物をテーマとした話や人間と動物を比較した話、神仏や家族に関する話、学校に関する話、歴史の話等七種類の話挙げている。具体的には「猫と針の話」「星と谷の話」「太陽と風の話」等教訓を含んだ昔話が掲載されている。	三十二丁

## 2 「代紳録」と「恩物大意」の比較

「代紳録」は、第十一恩物までの使用法の解説で終わっているが、「代紳録」の記述は「恩物大意」と共通した内容である。「恩物大意」では、その記述に続いて、第十二恩物が「組板」、第十三恩物が「置箸」、第十四恩物が「置輪」、第十五恩物が「濡糸」であって、石盤を水に濡らし、濡糸の端に結び輪をつくる、第十六恩物が基石であって、立方体の角の八点を基石或いは豆等にする記されている。「代紳録」の恩物に関する記述は、未整理で口述されたままを記録した状態であったが、「恩物大意」では、豊田が独自に考案した項目として付けられている。その項目を検討すると、フレーベルの幼稚園教育理論の主な保育内容全般、つまり恩物、遊戯、唱歌、お話について記されている。

恩物の指導法についての教授に関する記述を、『子ども時代の楽園』(Wiebe, E.) と比較すると、ウィーブの二十恩物は、第七恩物が四角と三角の形をならべる置板法、第八恩物が、棒状の図形を作る置箸法、第九恩物が円と半円の図形をつくる置環法、第十恩物が絵を描く図画法、第十一恩物が刺紙法、第十二恩物が刺繍する繡紙法、第十三恩物が紙を切ったりくっつけたりする剪紙法、第十四恩物が織紙法、第十五恩物が細長い薄い板を組み合わせる組板法、第十六恩物が連板法であり、「代紳録」や「恩物大意」と明らかに異なっている。つまり、「代紳録」と「恩物大意」の両書に記録された恩物の用法は、松野クララが最初にゴルダマーの恩物の用法を教授したことを示している。

明治12(1879)年1月までは、豊田はこの松野の教授した用法を附属幼稚園で実践し、見習生にも教授していた。ここで注目したいのは豊田が「恩物大意」とタイトルをつけながらも、その内容は恩物だけでなく、唱歌やお話、遊戯について記述しており、保育内容が充実してきたと考えられる点である。第一恩物とは別にゴムボールを使用する遊び方の事例が紹介されているが、三つのボール遊びの指導例は、前掲『子ども時代の楽園』(Wiebe, E.) の「ボール遊びとしての第一恩物の使用法の活動例」と近似している。この比較検討の結果から、松野クララはウィーブの著書も参考として、保育実践に取り入れたと推察する。また、明治11(1878)年2月から8月までの期間、大阪から保育見習生として派遣された氏原銀の手記<sup>2)</sup>には、『幼稚園』(Goldammer, H.) に記載されていた庭に小さな穴を掘ってボールを投入する遊びと同じ方法のボール遊びが記されていることから、松野はゴルダマーの著書に記されたボール遊びも伝習したと考える。

「恩物大意」が遊戯における唱歌の大切さを説いているのは「代紳録」と共通しているが、唱歌の教材例が多く示されている点が、「代紳録」と異なる点である。「代紳録」にも「家鳩」の遊びや「四人の子ども」等いくつかの教訓話が記載されているが、比較すると「恩物大意」の方が、全体に占めるお話や遊戯、唱歌の実践例が多い。

引用されるたとえや小話について言えば、「代紳録」ではエジプトのピラミッドなど、日本の幼児にとって身近でない外国の話が用いられていたが、「恩物大意」には、幼児がイメージしやすい動物や自然現象の素材が選ばれている。話の内容をみると、修身的な話から、物語性のある昔ばなしの教材例に変容している。

以上のことから考察すると、「代紳録」に見る豊田の保育実践は、フレーベルの幼稚園教育学を基盤としつつも、恩物と遊戯の各指導法に重点をおいたものであった。しかし「恩物大意」の執筆の時期においては、フレーベルの重視した歌と遊戯、お話、恩物などのそれぞれの活動を総合して、遊びを構成し展開しようとする実践に変容してきたことが窺える。「代紳録」と「恩物大意」を比較した結果としては、日本の幼児にそった教材の開発や内容の改良を加えつつ実践したことを、この過程における附属幼稚園の保育の特徴として挙げたい。

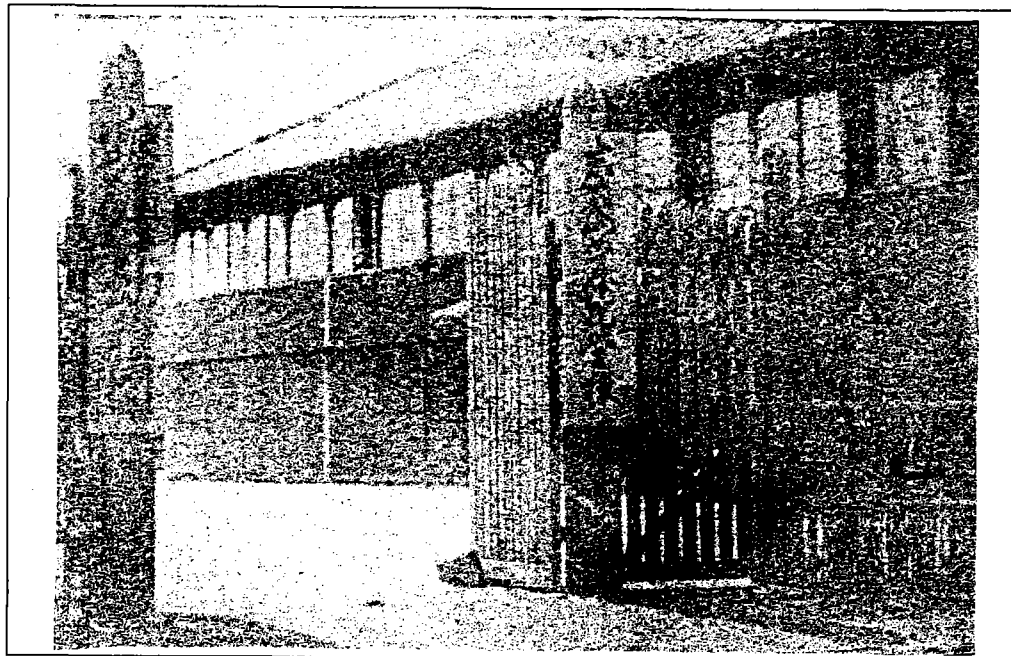
## 第2節 鹿児島女子師範学校附属幼稚園の開設と保育実践の特徴

### 1 鹿児島女子師範学校附属幼稚園の開設

「鹿児島通信」(明治12年1月19日付)によると、鹿児島女子師範学校が県庁の北方百メートルに新築されると共に、隣接して鹿児島女子師範学校附属幼稚園(以下、鹿児島幼稚園と略す)が開設されたことが報道され、「頗る上品」とその様子が伝えられた。豊田英雄の着任以前に、既に園舎一棟(遊戯室)が完成し、保姆見習生十名と幼児三十九名が募集され、豊田の着任を待ちわびていた状態であった。

豊田は3月13日に、鹿児島県より「幼稚園開設に付き該当業務申し付く」の辞令を受けた。豊田は、その開設当時の様子を「幼稚園新設以来之景況」と題し、後に掲載した保育時間割のように4月1日から二十恩物を使用して幼児の保育を開始した。尚、開園式は4月1日に行なわれた。開園式の日の保育参観では、第一開遊室(五歳児)は「第四積体法」と「事業科、体操」、第二開遊室(四歳児)は「六球法」と「鎖ノ連接」という内容であり、その後幼児全員が唱歌遊戯を披露している。この時には、東京女子師範学校附属幼稚園の開園式のようにピアノ演奏はなかった。

写真1 鹿児島女子師範学校附属幼稚園園舎と正門



## 2 東京女子師範学校附属幼稚園と鹿児島女子師範学校附属幼稚園の比較

### (1) 保母数と園児数

明治 10 年代の鹿児島幼稚園と東京女子師範学校附属幼稚園の園児数や保母数および園数を比較することで、鹿児島幼稚園の特徴について考察する。表 2 によると、鹿児島幼稚園の保母数は開設当初は豊田一名であったが、明治 14 年 (1881) から三年間は保母七名、明治 17 年 (1884) は保母一名と準保母五名の計六名、明治 18 年 (1885) は保母一名と準保母四名の計五名であった。明治 13 年から 19 年まで保母数は平均して六名であり、園児数は継続して九十名の定員数をほぼ満たしていた状況であった。男女比は、多少女児が男児の数を上回っている年度もあるが、ほぼ同数である。

東京女子師範学校附属幼稚園の定員数は百五十名で、開園当初の園児数は七十五名であったが、次年度は百五十八名と約二倍に増加している。しかし、明治 12 年 (1879) には全国的なコレラ病の流行に因り、園児数は九十九名とかなり減少した<sup>3)</sup>。このような社会状況を鑑みる時、東京女子師範学校附属幼稚園規則 (明治 11 年 3 月制定) が改定され、「毎月第一土曜日ニ医師ヲ招キ全テ在園ノ幼稚ヲ診察セシム」(第三条) の文章が加わったのは、集団保育における感染症の予防および園児の健康管理が、園児数を確保するために必要であったためと考えられる。しかし、鹿児島女子師範学校附属幼稚園規則には同様の記載はない。前述した『鹿児島県議会史』によると、当時の鹿児島県は明治 10 年 (1877) 以降コレラ病の流行が激しかったが、西南戦争のため医学校は廃止されており、第一回県会で医学校及び附属病院の設立が決定されたばかりの医者不足の状況であったため、東京女子師範学校附属幼稚園のような園児の健康管理はできなかったと考える。

男女比を比較してみた場合、鹿児島幼稚園は男女がほぼ同じ比率か、女児の在籍数が男児の在籍数を上回っている年が多かった。東京女子師範学校附属幼稚園は明治 14 年 (1881) に規則が改正され、保育課目に「読み方」と「書き方」が導入された。表 2 をみると、その年から、男児の園児数が著しく増加している。東京女子師範学校附属幼稚園の園児の男女比は、明治 13 年 (1880) までは著しい差は認められないが、明治 14 年 (1881) から男女比の差異が認められる。小西信八の手記によると、東京女子師範学校附属幼稚園では多くの保護者から幼稚園では何も教えてもらわないとの不平があり、保育課目に「読み方」と「書き方」を導入し、小学校の二年に編入できる「つなぎの組」を新たに設置したことが記されている<sup>4)</sup>。『文部省示諭』は「幼稚園ノ性質タル学校ト同シカラス」と幼児教育の独自性を説いている。これは当時学齢未満児の小学校入学が問題となっていたことが、背景にあったと思われる。鹿児島幼稚園と比較して、東京女子師範学校附属幼稚園の女児の在籍数が少ないのは、附属小学校への転出等の理由もあった。つまり、東京女子師範学校附属幼稚園においては、明治 14 年 (東京女子師範学校附属幼稚園規則改正) になって、読み書き教育を導入し小学校二年へ編入させるという保育内容と制度の変化が生じたことが、男児の在籍数の伸びに関連していると考えられる。

一方、同時期の鹿児島幼稚園では、規則の変更や統計上の変化は認められないため、創立当初の保育内容を継続して実践していたと考える。以上のことから、両園の園児数の違いはそれぞれの幼稚園の保護者の要望や、幼児教育に対する意識が影響したと考えられる。



表2 鹿児島女子師範学校附属幼稚園と東京女子師範学校附属幼稚園の保姆数と園児数の比較

	鹿児島県の公立幼稚園数	鹿児島女子師範学校附属幼稚園と保育見習科		東京女子師範学校附属幼稚園と保姆練習科	
		保姆および保育見習生数	園児数(計)	保姆および保姆練習生数	園児数(計)
明治12年	1園	保姆1名 保育見習生10名	男 37名 女 49名 86名	保姆3名 開誘室手伝2名 保姆練習生11名	男 54名 女 45名 99名
明治13年	1園	保姆5名	男 58名 女 57名 115名	保姆3名 開誘室手伝1名 保姆練習生11名	男 51名 女 54名 105名
明治14年	1園	保姆7名	男 32名 女 37名 69名	保姆4名	男 60名 女 38名 98名
明治15年	1園	保姆7名	男 46名 女 54名 100名	保姆3名	男 96名 女 51名 147名
明治16年	1園	保姆7名	男 53名 女 61名 114名	保姆3名	男 107名 女 69名 176名
明治17年	1園	保姆1名 準保姆5名	男 50名 女 63名 113名	保姆2名	男 98名 女 74名 172名
明治18年	1園	保姆1名 準保姆4名	男 57名 女 60名 117名	保姆2名	男 89名 女 78名 167名
明治19年	1園	保姆5名	男 86名 女 65名 151名	保姆4名	男 105名 女 61名 166名

(『文部省年報』第7～第14参照)

「鹿児島女子師範学校附属幼稚園規則」(1879(明治12)年11月)

- 第一条 幼稚園開設ノ主旨ハ学齡未滿ノ幼稚ヲシテ天賦ノ知覺ヲ開達シ固有ノ心思ヲ啓発シ身体ノ健全ヲ滋補シ交際ノ情誼ヲ曉知シ善良ノ言行ヲ慣熟セシムルニ在リ
- 第二条 幼稚ハ男女ヲ論セス年齢三年以上滿六年以下トス  
但シ時宜ニ由リ滿二年以上ノ者モ入園ヲ許シ又滿六年以上ニ出ルモノト雖モ猶在園ヲ許スコトアルヘシ
- 第三条 幼稚ノ未タ種痘ヲナサス或ハ天然痘ヲ歴サルモノ及ヒ伝染スヘキ悪疾ニ罹ルト認ルモノハ入園ヲ許サス 且既ニ入園スルモノト雖伝染病ニ罹ルトキハ快癒ニ至ルマテ来園スルヲ得ス

- 第四條 入園ノ幼稚ハ大約九十名ヲ以テ定員トス  
但シ本校ノ都合ニヨリ増減スルコトアルヘシ
- 第五條 幼稚ノ募集ハ予メ其期日員数等ヲ広告スヘシ
- 第六條 幼稚ヲ入園セシメント欲スルモノハ第一号書式ノ願書ヲ以テ申出ツヘシ且入園ノ許可ヲ受ケタルモノハ第二号書式ノ保証状ヲ出ダシ及ヒ玩器料トシテ金五十錢ヲ収ムベシ
- 第七條 園中ニ在テハ保姆幼稚保育ノ責ニ任ス故ニ附添人ヲ要セス  
但シ幼稚未タ保姆ニ慣馴セサル間ハ附添人アルモ妨ケナシ且幼稚自カラ往来スル能ハサレハ附添人ヲ出タシテ送迎セシムヘシ
- 第八條 入園ノ幼稚ハ毎月金五拾錢ヨリ多カラス三拾錢ヨリ少カラザル保育料ヲ収ムヘシ
- 第九條 入園ノ幼稚ハ年齢ニ由リ之ヲ分ツテ三組トス
- 第十條 幼稚保育ノ時間ハ毎日四時トス  
但シ保育時間内ト雖モ幼稚ノ都合ニヨリ其旨ヲ申出デ退園スルモ妨ケナシトス
- 第十一條 幼稚在園ノ時ハ六月一日ヨリ九月三十日迄午前第八時ヨリ正午十二時ニ至リ十月一日ヨリ五月三十一日迄午前第九時ヨリ午後二時ニ至ル 但シ当分都合ニヨリ午後一時ニ至ル
- 第十二條 年中休日ハ本校ニ準ス  
但シ臨時休日ハ其時々掲示スベシ

#### 保育科目

##### 第一 當生式

日用ノ器物即チ椅子机或ハ禽獸花果等ニ就キ其性質或ハ形状等ヲ示ス

##### 第二 摘美式

美麗トシテ好愛スル物即チ彩色等ヲ示ス

##### 第三 修学式

観玩ニ由テ知識ヲ開ク則チ立方体ハ幾個ノ端線平面幾個ノ角ヨリ成リ其形ハ如何ナル等ヲ示ス

右ノ三科包有スル所ノ子目左ノ如シ

第一恩物六球法 第二恩物三体法 第三恩物第一積体法 第四恩物第二積体法 第五恩物第三積体法 第六恩物第四積体法 第七恩物置板法 第八恩物置箸法 第九恩物置環法 第十恩物図画法 第十一恩物刺紙法 第十二恩物繡紙法 第十三恩物剪紙法 第十四恩物織紙法 第十五恩物組板法 第十六恩物連板法 第十七恩物組紙法 第十八恩物摺紙法 第十九恩物豆工法 第二十恩物模型法 置糸 貝ノ遊 鎖ノ連接 計数 博物解 説話 唱歌 体操 遊戯 畢

※「鹿児島女子師範学校附属幼稚園規則」は『宮崎県古公文書鹿児島県布達』の写本より抜粋した（鹿児島県立図書館所蔵）。

## (2) 園舎と園庭

園舎は、東京女子師範学校附属幼稚園の園舎をモデルとした擬洋風建築であった。規則にも「入園ノ幼稚ハ年齢ニ由リ之ヲ分ツテ三組トス」と記されていることから、開誘室（保育室）は三歳～五歳の幼児の年齢によって分けられた。『文部省年報』に「同十二年五月更ニ幼稚園開誘室ヲ増設シ以テ幼

稚ヲ募集ス」<sup>5)</sup>と園舎増築について記されている。つまり園児募集の見込みが立ち、五月に開誘室が三部屋設置されたと考えられる。開誘室の他に遊戯室、廊下などがあり、室内は幼児用の机と椅子、二十恩物などの教材が備えられていた。園庭には、保育科目に「花果等ニ就キ其性質或ハ形状等ヲ示ス」と記されていることから、園児が栽培活動をするための花壇があり、約三十名程度の幼児が園庭で輪になって遊戯をする広さが確保されていた<sup>6)</sup>。

また、豊田は鹿児島を去る時に、園庭に様々な樹木を植える大切さを「代紳」に書き残している<sup>7)</sup>。これは様々な種類の樹木を植えることで、幼児が自然物に親しみ、興味や関心を持つことを願っての園環境に関する配慮と言える。

### (3) 保育内容

東京女子師範学校附属幼稚園との相違点の一つに、保育のねらいともいえる科目名に、「営生式・修学式・摘美式」の表記が使用されていることが挙げられる。しかし、科目の内容は、東京女子師範学校附属幼稚園と全く同じ内容である。

具体的な保育内容を示す子目は、鹿児島女子師範学校附属幼稚園規則では、「遊嬉」は「遊戯」に表記が変更して記された他、『幼稚園法二十遊嬉』に倣った表記法が使用されている。子目の数を比較すると、鹿児島幼稚園は二十九子目、東京女子師範学校附属幼稚園は二十五子目であるので、鹿児島幼稚園の方が二十恩物に関する子目が三つ、二十恩物以外に関する子目では「置糸」の子目が一つ多い。

「置糸」という子目は、第一開誘室の保育時間表にのみ記載されている。「代紳録 二」をみると、豊田は明治12(1879)年2月1日の講義で、「置糸」の遊びを紹介している。「置糸」は、水で湿らした石盤上に絹糸を初め輪状に置き、変形させて花や葉に見立てる遊びであり、年長児向けの保育内容であった。「恩物大意」にも同様の「濡糸」という糸を使用した遊びの記載があり、ゴルダマーの恩物の用法である。この「置糸」に類似した素材を使用した保育内容には、明治29(1896)年5月の東京女子師範学校附属幼稚園の分室で行われた「紐置き」があり、この「紐置き」は大正時代の福岡県の小倉幼稚園の資料を見ると、恩物として保育活動の中に位置付けられていた<sup>8)</sup>。

鹿児島幼稚園の園生活の流れを記載した保育時間表(表3)をみると、保育時間表は年齢別に三種類あった。東京女子師範学校附属幼稚園との主な相違点は、「遊嬉」を2種類の内容に分けて、いわゆる「自由遊び」にあたる「自由遊戯」と「体操」とフレーベルの運動遊戯に相当する「遊戯」が同じ時間帯に組み込まれ、一連の活動として両方併せて毎日行われていたことである<sup>9)</sup>。

先に引用した「蒐めた幼稚園史料 第一回幼稚園卒業生の思い出」の中で、第一回卒業生が思い出として、「園庭で丸く輪をつくり、輪の中心にいる保姆を模倣し、手足を動かして遊戯をした」ことを語っている。鹿児島幼稚園では、遊戯の時間が増えただけでなく、フレーベルがドイツのわらべうたを教育的に改良して「フレーベルのうたと遊び」を作成したように、豊田も「ひらいたひらいた」等の日本のわらべうた遊びを積極的に保育に取り入れた。また、「ここなる門」、「風車」などの遊戯をする際に、ピアノを使用せず歌いながら遊んでいる点は、先のわらべうた遊びと共通している。「ここなる門」の遊びはわらべうた遊びの門くぐり遊びと同じ遊び方であった。以上の保育内容の拡充から、豊田が型を模倣することから始まった遊戯を、歌詞やリズムを改良して日本の幼児に適した遊戯に創り変えて行った様子を窺うことができた。また、「恩物大意」に記載されていたのは外国の昔ばなしであったが、「すずめのおやど」「桃太郎」などの日本の昔ばなしも取り入れ、説話に関する内容も豊かにする工夫をした。

保育の時間配分は、東京女子師範学校附属幼稚園は、一つの活動が三十分間から四十五分間、特に「遊嬉」は一時間三十分と幼児には長時間であったと思われるが、鹿児島幼稚園では「室内会集・唱歌」は二十分間、他の活動は三十分間と短い時間の設定になっている。また、鹿児島幼稚園は十分間の「放

課」という休憩時間を設定しているが、豊田が「開誘の方法」に記しているように、幼児の「緊張」と「発散」のバランスを考慮してのことだった<sup>10)</sup>。

第三開誘室の保育時間表をみると、鹿児島幼稚園では第三開誘室（満三歳以上満四歳以下）の一日の保育時間が、他の二つの開誘室より三十分間短縮されていたことがわかる。このように、年齢によって保育時間を変えたことは、東京女子師範学校附属幼稚園との相違点である（表3（第三開誘室）参照）。また、第一開誘室（満五歳以上満六歳以下）・第二開誘室（満四歳以上満五歳以下）の活動内容は「物品名、諸色、単語、説話、其他受持保母ノ見込ヲ以五官ノ錬磨ヲナサシム」と記されていることから、豊田は保母が単なる知識の伝達をするだけでなく、幼児の感性を育てることを重視していたと考える。規則に掲載された保育子目や保育時間表などから、豊田が東京女子師範学校附属幼稚園における実践経験を基に、幼児の年齢や発達に応じた保育時間や内容に改変しようと試み、鹿児島幼稚園で保育実践を改善していった姿を知ることができた。

#### （4）その他

入園資格は、東京女子師範学校附属幼稚園に準じ、原則として三歳から六歳と定めているが、時期や状況が適当であれば、満二歳の年齢に達した幼児や満六歳以上の幼児も入園を許可することも記されている。これは前述したように、明治41（1908）年まで鹿児島幼稚園一園のみしか開設されなかった鹿児島県の入園状況を、考慮したためであったと考える。

東京女子師範学校附属幼稚園には、幼児が保母に慣れない場合のための員外開誘室が設けられたが、鹿児島幼稚園には員外開誘室は設けられていない。付添人同伴の員外開誘室が設けられなかった理由については、豊田は特に言及していない。鹿児島幼稚園の卒業生の回想録には、西南戦争直後の世情の安定しない社会状況下にあった幼児にとっては「無風地帯におかれて居まして至極なぞやかでありました」<sup>11)</sup> という環境であった。このように鹿児島幼稚園では、豊田の指導によって保育見習生たちが幼児に適切な関わりをすることで、園生活への適応を促す方法をとっていた。

表3 鹿児島女子師範学校附属幼稚園の保育時間表  
（第一開誘室）

	月	火	水	木	金	土
20分	室内会集 唱歌	全 全	全 全	全 全	全 全	全 全
30分	第一 第二積体法	第三積体法	第四積体法	置板法	置箸法	剪紙法
10分	放課	全	全	全	全	全
30分	計数 脩身話	図画法	連板法 歴史上ノ話	組板法 置糸	博物解 置鑊法	豆工法
30分	体操* 遊戯*	全 全	全 全	全 全	全 全	全 全
30分	織紙法 唱歌	刺紙法 全	繡紙法 全	摺紙法 全	組紙法 全	模型法 全
30分	自由遊戯	全	全	全	全	全
30分	物品名、諸色、単語、説話、其他受持 保母ノ見込ヲ以五官ノ錬磨ヲナサ シム以下之ニ倣へ	全	全	全	全	全

〈第二開誘室〉

	月	火	水	木	金	土
20分	室内会集 唱歌	全 全	全 全	全 全	全 全	全 全
30分	第一積体法	第二積体法	第一 第二積 体法	第三積体法 剪紙法	置鑿法 計数	置箸法
10分	放課	全	全	全	全	全
30分	小話 貝ノ遊ヒ	図画法	画解 組板法	置板法	脩身小話 連板法	博物解 豆工法
30分	体操遊戯*	全	全	全	全	全
30分	鎖ノ連接 唱歌	織紙法 全	刺紙法 全	繡紙法 全	摺紙法 全	模型法 全
30分	自由遊戯	全	全	全	全	全
30分	物品名、諸色、単語、説話、其他受持 保姆ノ見込ヲ以五官ノ錬磨ヲナサ シム以下之ニ徴ヘ	全	全	全	全	全

〈第三開誘室〉

	月	火	水	木	金	土
20分	室内会集 唱歌	全 全	全 全	全 全	全 全	全 全
30分	六球法	三体法	第一積体法	第二積体法	三体法	置板法 小話
10分	放課	、	、	、	、	、
30分	画解 計数	図画法	博物画解 置板法	貝遊ヒ 計数	脩身話 組板法	置箸法
30分	体操遊戯*	全	全	全	全	全
30分	鎖連接 唱歌	貝遊ヒ 小話 唱歌	織紙法 階梯 唱歌	鎖連接 唱歌	摺紙法 唱歌	豆工法 唱歌
30分	自由遊戯	全	全	全	全	全

\*体操と遊戯は、第一開誘室には別々に記載されているが、第二、第三開誘室では一つの子目名として続けて記載されている。

### 3 鹿児島女子師範学校附属幼稚園の保育の特徴

両園の規則を比較して明らかになった相違点は、保育料の額、園における健康診断と員外開誘室の有無である。幼児の健康管理においては、豊田が「保育の注意」<sup>12)</sup>で述べているように、保姆が幼児の健康状態に留意するよう指導していたと考える。しかし、東京女子師範学校附属幼稚園の方が、健康診断をする等鹿児島幼稚園より充実した健康管理をしていた。また、付添人の同伴を認める等、幼児に対して保護的な傾向が強かったことが挙げられる。言い換えれば、鹿児島幼稚園においては、過度な大人の干渉を排除し、自立した子どもを育てる教育方針であったと言える。

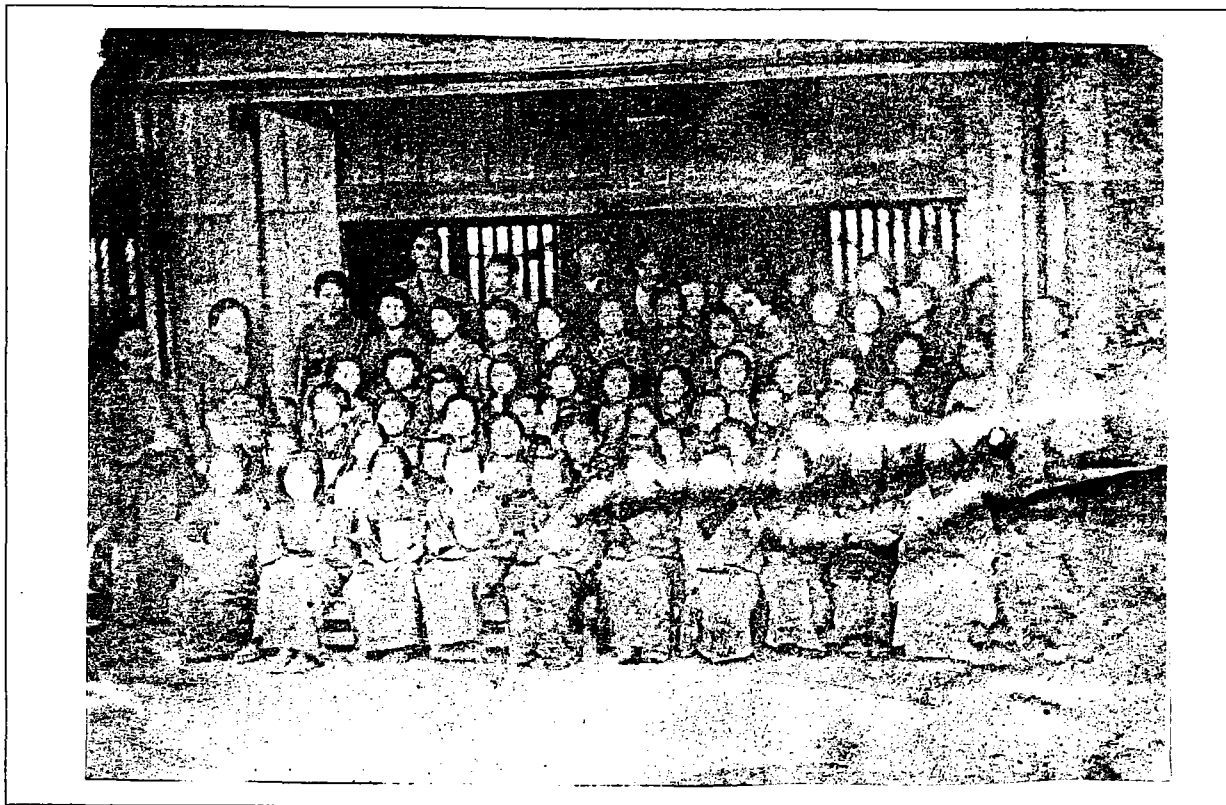
東京女子師範学校附属幼稚園の規則と比較して明らかになった鹿児島幼稚園の保育の特徴は、①子目の種類が増えたことと、②「遊嬉」が「自由遊戯」と、「体操」とその後続けて「遊戯」を実施する

二種類に分けて保育時間表に組み込まれたことである。保育時間表を見ると、東京女子師範学校附属幼稚園より一課の時間配分が短く、三十分以内に設定されている。これは、幼児の発達に即した時間の配分であり、明治14年(1881)に改正された東京女子師範学校附属幼稚園規則の第六条「保育時間ハ一課ニ付三十分間トシ」との記述と共通点を見いだすことができる。両園の規則の比較を通して、豊田が鹿児島幼稚園において、自分の保育経験を生かし、幼児の発達に即した保育や内容の充実を模索した形跡を確認することができた。

豊田が帰京前に岩村にあてた建白書には、「幼稚ヲ教育スルハ外部皮相ニ拘泥セス 努テ真ノ稟性ヲ暢発シ想像ノ勢力ヲ拡充セシムルノ一点ヲ以テ終始目的ト為サシムル」<sup>13)</sup>と記されている。つまり、豊田は幼稚園教育の目的を、表面的な教育の成果にこだわらず、幼児の生まれつき持っている天性ともいべき資質や個性を伸ばすことと、幼児の想像力を広げることと考えている。豊田のこの言葉には、松野クララや関信三から教授されたフレーベル主義の保育観の影響が現れていると言える。

また、豊田は前述の「代紳」に世界地図か日本地図を幼稚園に購入するように書き残している。このような環境構成を通して、幼児に身近な地域への関心を育てるように配慮するだけでなく、より広い世界への関心を日本地図や世界地図で培おうとした豊田の教育的意図にあったと考える。鹿児島幼稚園の保育内容や方法は、豊田の先見性のある保育観が基盤にあり、東京女子師範学校附属幼稚園での保育経験を反映したものであった。

写真2 鹿児島女子師範学校教員と園児 明治13年3月



### 第3節 鹿児島女子師範学校附属幼稚園保育見習科における保姆養成

豊田は保育と並行して、幼児の保育に携わる保姆を養成する保育見習科の仕事も並行して始めなければならなかった。保育見習科は、県下の幼稚園普及を推進するために設置されたため、保姆養成は開園の要とも言える仕事であったからである。初代園長は鹿児島女子師範学校校長の島津珍彦が兼任していたが、保育見習科は幼稚園内に併設され、実際には豊田の指導に任されていた。

鹿児島県では、豊田英雄が帰京後のことを考慮し、明治12(1879)年5月に本科生の櫻川以智と堀ふみの二名を選び、保姆練習科に派遣した。櫻川の回想録をみると、「豊田先生が鹿児島の御用が済んで、東京にお帰りになると後が困るから、その代わりに、私が修業に出掛けた」<sup>14)</sup>と保姆練習科に派遣された理由を記している。この記述から、鹿児島県では幼稚園開設当初から二つの目的を設定し、各目的に応じた保姆養成を構想していたと考えられる。その一つが、豊田の後任として指導的立場に立つ保姆の養成である。そのために、鹿児島女子師範学校の本科生を保姆練習科に派遣するという方法がとられた。岩村は将来的な展望を持って、幼稚園の普及のための保姆養成を構想し、鹿児島県の保姆養成の存続にも配慮していたと考えられる。そしてもう一つは、県内の幼稚園の普及を目的とした保姆を養成する保育見習科の開設であった。

#### 1 保育見習科規則からみた保姆養成

##### (1) 入学資格

鹿児島女子師範学校附属幼稚園保育見習科(以下、鹿児島幼稚園保育見習科)の入学資格は、二十歳以上四十歳以下の女性で、温厚かつ善良な人柄であり健康であること、学力の面では「普通ノ書」を理解し「略算術」を学んだことが条件で募集された。この入学資格は、東京女子師範学校附属幼稚園保姆練習科(以下、保姆練習科と略す)に準じた資格であったが、保育見習科では入学試験を実施していなかった。また、保証人が鹿児島県内に住んでいて身元が確実であることが条件であり、生徒は通学することになっていた。

鹿児島幼稚園保育見習生募集に関する布達や新聞広告等を見出せなかったため、入学試験を実施しなかった理由は、不明である。豊田が三月に着任した当初十名在籍していた見習生は、正式に保育見習科が発足した7月16日には、七名に減少している。これは、前述した西南戦争後の生活が厳しい状況も影響していると思われる。このような状況を考慮して、入学資格の条件をほぼ満たしていれば、保育見習科の入学が許可されたのではないかと考える。

##### (2) 修業期間と卒業試験

修業期間は、保姆練習科が一年間であるのに対し、鹿児島幼稚園保育見習科は修業期間が「仮ニ六ヶ月」とその規則に記載されている。保育見習科は、当初は短期間の養成を予定していたが、実際の保姆養成には明治12(1879)年3月から翌年5月までの約一年間の期間を要している。東京女子師範学校附属幼稚園に大阪から派遣された最初の見習生の修学期間が六ヶ月であったことや、当時の師範学校の修業期間が四ヶ月に短縮されていたことも、最初の鹿児島幼稚園保育見習科の修業期間の決定に影響を与えたであろう。「仮ニ六ヶ月」と修業期間に柔軟性を持たせたことは、多様な入学志望者に対応しつつ、保姆練習科を指標とした保姆養成をするためであったと考える。豊田の滞在期間が延長され一年間の保姆養成が実施された理由は記されていないが、結果的には計画時より保姆養成の内容が充実したものとなった。

規則の第十一条によると、毎月末に試験が実施され、得点により席次がつけられた。第十二条に「全科熟達」の後に「大試験」を行ったと記されているように、卒業試験をしたことは保姆練習科と同じである。このように、保育力の確認をするために試験を実施したことが、保姆養成の質の向上に寄与したと考える。

### (3) 授業時間

鹿児島幼稚園保育見習科は、日課は五時間でその内三時間が授業であった。「科外時間」は二時間であり、生徒各自が自由に手記の清書や授業の復習をする時間としていた。保育見習科は、保姆練習科と比較し、授業時間が一時間短く、逆に自習時間が長い。土曜日は三時間が科内時間であり、科外時間は一時間設定されていた。保姆練習科も、同じく土曜日は三時間であったが、科外時間はなかった。生徒たちは、毎日の保育に参加した後、授業を受けるわけである。教員が豊田一人の鹿児島幼稚園保育見習科は、授業時間が保姆練習科に比較して少ないのは無理もないことである。しかし、地方における保姆養成の普及の視点からみると、この日課は実際的な養成方法のモデルを示すことになったと考える。

### (4) 学科課程 【科目と時間数】

表4に鹿児島幼稚園保育見習科と保姆練習科の学科課程を示した。鹿児島幼稚園保育見習科の科目内容は、当初の構想において保姆練習科と修業期間の違いがあるため、簡略化されてはいるが、科目の種類はほぼ同じである。

保姆練習科との相違点を挙げると、保姆練習科では「教育論」が一週間に二時間設定されているが、鹿児島幼稚園保育見習科では「幼稚園教育ノ口授」と名称が変更され、時間数も一週間に一時間に削減された。同じく「物理学ならびに動植物学」は「物理書及博物書」に変更され、時間数も減り一週間に一時間となった。また、「人体論」が「生理書」に変更され、二週間に一時間と削減された。「古今小説」は「古今会話」に変更され、二週間に一時間と削減された。「修身学」も「修身書 諸物指教」に変更となり、授業時間外に三十分ずつとられた。以上のように名称が変更された科目は五つであった。変更された科目の一例を挙げると、「物理書及博物書」は、簡易な書物を使用してその概略を教授したことが記されている。同様に、「生理書」も「簡易な生理書」を使用して、教授されたことが記されている。このように名称が変更された科目は、時間数が削減され、簡易で実際的な内容に変更されたと考える。

鹿児島幼稚園保育見習科では、「布列別伝」（フレーベル伝は原書について口授し、生徒が手記する）や「幾何学」（平面幾何の大意を口授し、問答する）、「図画初歩」（幼稚園法の縦横線から始め諸物体の形を模写する方法の教授）の三科目は開講されなかった。しかし、「園制の大意」の授業では、『幼稚園記』やその附録を使用して授業が行われており、『幼稚園記』の中には「図画」の項目がある。よって、「図画初歩」が開講でも、その科目の内容が全く教授されなかったというわけではない。また、「布列別伝」も同様に科目としては開講されなかったが、『幼稚園記』および「代紳録 全」にはフレーベルの紹介が記載されているため、フレーベルの生い立ち等の紹介は生徒に伝えられたと考えられる<sup>15)</sup>。

鹿児島幼稚園保育見習科における豊田の教授方法や内容について、「学科課程」と「幼稚園保育并ヒ保姆傳習時間概表」を対照合してみたい。「保育見習科規則」の第十三条に「保育見習日課表別ニ掲ケス」と記載されているが、豊田は「幼稚園保育并ヒ保姆傳習時間概表」を作成している。それをみると、保育終了後には、一週間に二回（一時間ずつ）の恩物講義と、三回（一時間ずつ）の恩物用法を教授している。そして一週間を通して、「当分の内」という但し書き付きで「唱歌傳習」（一時間）を教授している。この「当分の内」という記載により「保育見習科規



則」とは教授内容が異なった「時間概表」が、開設当初の教授計画を示す資料であることがわかる。つまり、開設当初は恩物講義と恩物用法、唱歌を優先的に教授していたと言える。

また、「時間概表」の幼稚園保育時間の中に「唱歌」と「唱歌運動」の二種類があることから、保育の中で唱歌を使用する頻度が高かったため、唱歌の授業を優先的に実施する必要性があったと考える。豊田の教授は 1870 年代のアメリカの幼稚園教員養成所でも、実践にすぐ役立つような恩物の使用法や、遊戯と唱歌が教授されたことと共通点がある<sup>16)</sup>。以上のことから、鹿児島幼稚園保育見習科では、幼稚園の保育内容と実地指導を核とした授業計画が組まれていたと言える。

表 4 学科課程の比較

	鹿児島女子師範学校附属幼稚園保育見習科（「鹿児島県布達」180号に掲載された規則第十三条より）	東京女子師範学校保姆練習科（『文部省日誌』明治11年第8号より）
学 科 課 程	学科ノ課程ヲ定ムルコト左ノ如シ 但シ保育見習日課表別ニ掲ケス 幼稚園教育ノ口授 一周一時間 但シ生徒ヲシテ其要義ヲ手記セシム 物理書及博物書 一周一時 但シ簡易ノ書ニ就キ其概略ヲ解習セシム 園制ノ大意 一周一時 幼稚園記及ヒ其附録ニ就テ口授ス 音楽 一周二時間 弹琴唱歌ヲ授ク 恩物用法 一周六時間 二十恩物ノ用法並ニ園用書法ヲ授ケ殊ニ製造品ノ貯蔵スヘキモノアルトキハ検査ノ上縦覧室ニ陳列スヘシ 生理書 二周一時 簡易ノ生理書ニ就キ講習セシム 古今会話 二周一時 幼稚園適当ノ会話ヲ記憶セシメ且其話法ヲ練習セシム 体操 実地保育 一周六時 修身書 諸物指教 比二書ノ如ハ授業時間外ヲ以テ三十分間ツツ口授ス	学科ノ課程ヲ定ムルコト左ノ如シ 前期 九月十一日ニ始リ二月十五日ニ終ル 一 教育論（一週間二時）其大意ヲ口授シ其要義ハ生徒ヲシテ手記セシム 二 物理学并動植物学（同二時）其大意ヲ口授シ或ハ実物経験ヲ以テ之ヲ示メシ以テ生徒ヲシテ其概略ヲ解了セシム 三 幾何学（同一時）平面幾何ノ大意ヲ口授シ或ハ之ヲ問答ス 四 図画初歩（同一時）幼稚園法ノ縦横線ヨリ始メ略諸物体ノ形状ヲ模写スルノ法ヲ知ラシム 五 園制大意（同一時）幼稚園記及ヒ其附録ニ就テ口授ス 六 二十恩物大意（同一時）当分原書ニ就テ口授シ生徒ヲシテ手記セシム 七 音楽（同二時）唱歌、遊戯ヲ授ク 八 恩物用法（同六時）二十恩物ノ内前十号ノ用法ヲ授ケ殊ニ製作品ノ貯蔵スヘキモノアルトキハ検査ノ上縦覧室ニ陳列スヘシ 九 体操（同一時） 十 実地保育（同六時） 後期 二月二十一日ニ始リ七月十日ニ終ル 一 修身学（一週間二時）其大意ヲ口授シ其要義ハ生徒ヲシテ手記セシム 二 人体論（同二時）口授或ハ問答法ニ依テ人体解剖ノ大意生理ノ概則及ヒ養生ノ法ヲ理会セシム 三 幾何学（同一時）立体幾何ノ大意ヲ口授シ或ハ之ヲ問答ス 四 古今小説（同一時）幼稚園適当ノ小説ヲ記憶セシメ且ツ其話法ヲ練習セシム

	五 布列別伝（同一時） 当分原書ニ就テ口授シ生徒ヲシテ手記セシム
	六 二十恩物大意（同一時） 教授法前期ニ同シ

表5 「鹿児島女子師範学校附属幼稚園保育并ヒ保姆傳習時間概表」

	月	火	水	木	金	土
從午前九時 至同三十分	室内集会 唱歌	室内集会 唱歌	室内集会 唱歌	室内集会 唱歌	室内集会 唱歌	室内集会 唱歌
從九時三十分 至十時	唱歌運動	唱歌運動	唱歌運動	唱歌運動	唱歌運動	唱歌運動
從十時 至十時三十分	六球法及 計数	三形体及 説話	第三積体法	第四積体法	置形法	博物図解及 木箸
從十時三十分 至十一時	遊戯	遊戯	遊戯	遊戯	遊戯	遊戯
從十一時 至十一時三十分	連鎖 体操	織紙法 体操	図画法 体操	刺紙法 体操	繡紙法 体操	摺紙法 体操
從十一時三十分 至十二時	自由遊戯	自由遊戯	自由遊戯	自由遊戯	自由遊戯	自由遊戯
從十二時 至十二時三十分	午飯	午飯	午飯	午飯	午飯	
從十二時三十分 至午後一時	名詞及貝ノ遊	置鑲及脩身話	組紙	連板及木片 及名詞	剪紙及貼付	
從一時 至二時	恩物講義	恩物用法	恩物用法	恩物講義	恩物用法	
從二時 至三時	当分ノ内唱歌 傳習	当分ノ内唱歌 傳習	当分ノ内唱歌 傳習	当分ノ内唱 歌傳習	当分ノ内唱 歌傳習	

## 2 豊田英雄の保姆養成の特徴

以上、本章では、鹿児島幼稚園保育見習科開設当初の保姆や園児数、保育内容や豊田の教授内容など全容を具体的にたどり、鹿児島幼稚園保育見習科の特徴即ち草創期の保姆養成の特徴に迫ってみた。前述したように、その後の東京女子師範学校附属幼稚園の保育内容や時間配分は、鹿児島幼稚園の実践の影響が窺われるものである。この点において、最初の日本人保姆が指導し開設した鹿児島幼稚園の日本保育史上の意義は大きい。また、鹿児島幼稚園開設の意義と豊田の果たした役割として、九州地方に遊びによる想像力の育成を重視したフレーベルの幼稚園教育を伝達したことを挙げたい。

最後に、鹿児島幼稚園保育見習科の一回目の卒業生と、その後の鹿児島幼稚園保育見習科について触れておきたい。鹿児島幼稚園開設の明治13（1880）年5月に、鹿児島幼稚園保育見習科一期生六名が卒業し、その内の五名が鹿児島幼稚園に就職したが、それ以降は、鹿児島幼稚園保育見習科には生徒数の記録がない。明治14（1881）年に保姆数が五名から七名に増えているのは、保姆練習科に派遣した二名が卒業し、保姆として着任したためと考えられる。また、同年に男女師範学校が合併された

ため「鹿児島師範学校附属幼稚園」と園名を変更した。明治17(1884)年には保姆は櫻川以智一名になり、準保姆を五名新しく採用している。翌年(1885年)には、準保姆が一名減少し四名になっている。保姆数の推移を見ると、鹿児島幼稚園保育見習科への志願者がいなかったため準保姆を採用したこと、準保姆は約二年間の現場経験の後、保姆に昇格させたことが考えられる。同年、「鹿児島幼稚園」と改称し独立した際も、園長は師範学校長が兼任していたことから、師範学校との関係は継続していた。鹿児島県においては、明治42(1909)年になって始めて私立幼稚園が一園開設され、総計二園となった。これは県内の幼稚園の普及が困難であったことを示すものと言える。幼稚園の草創期の多難な時代において、鹿児島幼稚園保育見習科は、自園の継承のための保姆養成に終始せざるを得なかったと言えるが、保姆と準保姆の明確な区別等から、鹿児島県の実情に合わせ形を変えつつも、最初の保姆養成のガイドラインを保持しようとしたと考えられる。

豊田は東京に帰って後、明治19(1886)年まで、東京女子師範学校および附属幼稚園の職務を続けている。明治13(1880)年8月には、同校保姆練習科が廃止された。翌年には、保姆の名称が廃止され、幼稚園教員と改称された。また、東京女子師範学校附属幼稚園の保育科目等の見直しが行われ、保育課程が制定されるなど草創期の日本の保育の整備は続けられた。

最後に、鹿児島幼稚園と豊田に縁のあった数人について付言すると、鹿児島女子師範学校から派遣された櫻川以智は、明治14(1881)年2月に保姆練習科を終了した後、鹿児島幼稚園で約二十年間勤務した。その後、櫻川以智は台湾に渡って幼稚園教育を通して、内地人と本島人との融和に全力を注いだ篤志家として、『日本幼稚園史』に名前を残した。鹿児島幼稚園で豊田の助手をつとめた古市静子<sup>17)</sup>が、再び上京し私立時習女学校を設立したのも、明治14(1881)年であった。その後、古市静子は本郷区東片町にて駒込幼稚園(現 うさぎ幼稚園)を開園し、幼児教育に一身を捧げた。文部省の統計をみると、彼女たち以外にも鹿児島幼稚園に縁のあった多くの女性たちが、幼児教育や保姆養成に従事したことがわかる。豊田が、鹿児島と東京の女子師範学校附属幼稚園でフレーベル主義保育を教授した女性たちは、豊田にならって子どもを育てることに使命感を持ち、日本の保育や教育に貢献した。

## 註

<sup>1)</sup>Wiebe, E. *The Paradise of Childhood and Guide to Kinder-Gartners*. Milton Bradley & Company, 1869, pp. 8-9

<sup>2)</sup>氏原銀「幼稚園方法」は『幼稚園教育と健康教育』(ひかりのくに昭和出版 1960年)の中に所収。

<sup>3)</sup>井上久雄『近代日本教育法の成立』風間書房 1969年 pp. 211-213

<sup>4)</sup>小西信八「私の監事時代」1929年『幼児の教育』第29巻第1号 p. 22

<sup>5)</sup>『文部省第8年報』1880年 P. 415

<sup>6)</sup>「蒐めた幼稚園史料 第一回幼稚園卒業生の思い出」1956年『幼児の教育』23巻7号 日本幼稚園協会 pp. 11-13

<sup>7)</sup>高橋清賀子氏所蔵 明治13年5月18日 半紙の四分の一の用紙に鉛筆にて筆記。

<sup>8)</sup>「紐置き」については『東京女子高等師範学校六十年史』(東京女子高等師範学校 1934年 p. 81)と『無終一大浦キミ先生と語る会』(大浦キミ 天地堂印刷製本所 1969年 p. 11)を参照した。

<sup>9)</sup>フレーベルの運動遊戯については湯川氏の『日本幼稚園成立史の研究』(風間書房 2001年) pp. 149-152, 190-192, 199, 200, 205を参照した。

<sup>10)</sup>豊田英雄「保育の菜」14丁

<sup>11)</sup>前掲「蒐めた幼稚園史料 第一回幼稚園卒業生の思い出」 pp. 11-13

<sup>12)</sup>前掲「保育の菜」9-10丁

<sup>13)</sup>櫻村勝『茨城女子教育百年の歩み』川田プリント 1976年 pp. 61-62

<sup>14)</sup> 倉橋惣三, 新庄よしこ『日本幼稚園史』1956年 p.130

<sup>15)</sup> 関信三『幼稚園記』3巻「図画課フレーベル氏の法制に係る」を参照。

<sup>16)</sup> 白川蓉子「フレーベルの『母の遊戯と育児歌』の教育的意義とアメリカ、日本での受容の検討—その1 その教育的意義とアメリカでの受容—」1997年 神戸大学発達科学部研究紀要第4巻第2巻 p.107

<sup>17)</sup> 古市静子の自伝「我が生涯」によると、古市静子は種子島の出身で、東京女子師範学校に第一期生として入学。その後、病気のため退学したが、明治12(1879)年11月末に種子島に帰っていた時に、鹿児島幼稚園で豊田の助手を勤めた。その後、古市は東京で駒込幼稚園(現・うさぎ幼稚園)を開設した。

## 第4章 豊田英雄の幼児教育理論の形成

鹿児島での幼稚園開設の任務を終えて、明治13(1880)年に帰京した豊田英雄は、その後東京女子師範学校で保育・教育活動に従事した。本章の第1節では、鹿児島での幼稚園開設の任務を終えて帰京した豊田英雄のその後の保育・教育活動について論述した。

第2節では、「代紳録」と「保育の栞」<sup>1)</sup>(口語訳 野里房代)の比較を通して、豊田英雄が保姆養成期間に受けた当時の保育観と、保育の実践経験を積み、イタリアの教育施設の視察(明治20年代)等を通して形成された豊田英雄の幼児教育理論について考察した。さらに、草創期の幼稚園教育の保育内容と方法の拡充についても言及した。

### 第1節 イタリアでの教育・保育調査と視察

#### 1 イタリアへの渡航と滞在記

明治18(1885)年3月、豊田は幼稚園保育法と家庭科教員免許状を修得し、東京女子師範学校助教諭の辞令を受けた。同時期、豊田は東京女子師範学校の旧教員と共に、女子職業学校(現・共立女子学園)の発起人となり、囑託として舎監を任された。豊田にとって、女性の自立のための職業学校に関与することは、新しい分野の教育活動への取り組みであった。ちょうどその数年後の明治20(1887)年10月に、旧水戸藩十二代当主徳川篤敬がイタリア公使として渡欧することになり、豊田はその夫人総子の教育係として随行しないかとの誘いを受けた。同時に、豊田はイタリア公使の随行人としての仕事だけでなく、文部省から「滞欧中女子教育事項取調べ」の辞令を受けることになった。

ここでは、豊田の1887(明治20)年～1890(明治23)年に至るイタリア視察の内容を中心に明らかにし、その後の教育活動への影響について考察することを課題としたい。豊田が残した視察に関する資料「学校視察覚書」によると、視察した学校は、女子職業学校、普通小学校及び幼稚園、伊太利羅馬府高等女学校、伊太利女子師範学校、羅馬府下女子職業学校、救児院など女学校から福祉的な幼児教育施設まで多岐に渡る。

最初に、豊田が報告のため作成した「学校視察覚書」から、女子教育や幼児教育の内容について検討する。次に、豊田が書いた講演原稿「母の役目・子女(小児)教育」を中心に考察を進め、イタリアの教育視察から受けた影響について付言しまとめとする。この「母の役目・子女(小児)教育」の資料については、「豊田英雄—教育と関わったその軌跡—(その七)」(保育史研究会 2007)の中で、フランス語の筆記も残されていること等から、豊田がイタリア視察中に執筆したとの考察が記されている。

#### 2 女子教育施設の視察報告

豊田の関心は、女子の職業学校の設立に関わった経験のためか、イタリアの女性の職業の種類や組織内での役割に向けられている。女性の服、装飾品、帽子等の製作販売は、すべて女性の手でなされていること、大きな店を構えて、売買する責任担当者や女学校の校長等管理職が女性であることについて、当時の日本の状況と比較し「我が国も早くかくありたきもの」と羨望の眼差しでみている。日本の女性の進出について「今少し社会が女子に信任」して、男子のように管理職の仕事を女子に任せると、有能な女子が真に力を発揮できると、日本の女子教育の今後の展望に思いを巡らしている記述もある。また、「女子は善良なる女子を標準として初めて善良なる」<sup>2)</sup>と女子教育における

女性モデルの果たす役割の重要性についても述べている。

豊田は視察時のイタリアの学校関係者から歓迎を受けた様子について、次のように記している。「女子師範学校においては11月27日、余、羅馬を発途に先立ち、ピヤテルミネ女子師範学校校長より、懇切なる信書及び本校の規則一包を贈られ、外に諸目録あれども当時改正中なるを以って送付せず云々。其信書に曰く、日本より女子當伊太利女子師範学校へ參觀せしは、本校之を以って始めとす。此れ本校の名誉のみならず伊太利国の名誉なる」と、日本からの最初の見学者として「本校だけでなくイタリアの名誉」と歓迎されたことや、学校の規則等渡された資料の概要を「学校視察覚書」に書き留めている。中でも、この師範学校は予備科と本科から構成されており、生徒が十二、十三歳から予備科に入学し、ほとんどの学生が二十歳まで在学するため、教育内容が確実であるとの感想を記している。

他に豊田が見学した女子教育施設は、「女子職業学校」、「伊太利羅馬府高等女学校」、「伊太利羅馬府女子商業学校」と多様であった。また、それほど詳しい記録は残していないが、「啞女教育院」、「盲女教育院」、「サンミシエール貧女教育院」等の福祉的な女子教育施設の視察をしたことが記されている。豊田は、多様なイタリアの女子教育施設を視察し、当時の日本の女子教育が一部の富裕層の女子だけのものではなかったことについて問題意識を持ったことが窺われる。

### 3 幼児保育施設および小学校の視察報告

#### (1) イタリアの幼年期の教育状況

当時のイタリアの幼年期の教育事情について述べると、明治19(1886)年2月にコッピノー公教育大臣が、「小学校の目的」に関する通牒をだしている。それは、「小学校の目的は、十分な教養を身につけながらも、何よりもまず正道かつ勤勉で家族にとって役立ち、祖国と国王のために献身的に働く国民の育成にある」<sup>3)</sup>という内容であった。この通牒によりカトリックの教義問答が廃止され、「科学」は以前のように敵視されなくなった。その六年後(1892年)、アガッツィ姉妹がモンピアーノに新方式の幼稚園を開いた。イタリアがこのような状況下にあった時、豊田は普通小学校や幼稚園の視察および福祉的な幼児保育施設も見学している。記録には「救児院」および「棄児院」という用語を使用しているが、記録の内容をみると、日本の「簡易幼稚園」に類似した施設である。明治15(1882)年12月5日に、文部卿は簡易幼稚園に関する示諭を出し、生活のために仕事に追われ、子どもの養育を顧みることができない親に代わって保育する施設の開設を奨励した。日本では当時経済界の不況のため、国民の生活は困窮し、幼児教育の対象を貧困層に拡大することが社会的ニーズとなっていた。豊田は日本の幼児教育のニーズを考え、福祉的な役割をする幼児教育施設を視察する必要性を感じていたのではないだろうか。豊田が視察した「救児院」では、子どもたちは午前九時に登園し、夕方仕事が終わった後、父母が子どもを迎えに来ると記されている。三歳から、七、八歳までの三百人の子どもが在籍しており、読み方、習字(「書き方」と同じ)、数え方等を教え、保育内容としては、「玩器、唱歌等のことは、単にフレーベル氏のシステムに因る」と記録していることから恩物を使用していたと考えられる。

当時のイタリアの幼児保育方法は、1869(明治2)年に最初の本格的なフレーベル主義幼稚園が、三園開設された。それ以前には、カトリックの司祭であったアポルティ(Aporti, F)が始めたアポルティ・メソッドによる慈善的な幼児院が普及していた<sup>4)</sup>。豊田が滞在していた1889年には、イタリアにある二千二百二十四園のうち二百二十八園がアポルティ・メソッド、百八十九園がフレーベル・メソッド、千八百七園が混合メソッドと報告されていた。つまり、当時のイタリアの幼児教育は、体育、知育、徳育面で調和のとれた教育を重視し、イタリア語での祈りや讃美歌を主張する伝統的なアポル

ティ・メソッドが依然優勢であった<sup>5)</sup>。その一方で、豊田がイタリアに滞在した1887～1890年の時期は、フレーベル・メソッドが実証主義教育者たちによって、科学的なメソッドとして受け入れられてきた時期であり、実証主義者の教育者は、フレーベルの遊びや作業を、生活における経験として評価していたと言われている<sup>6)</sup>。

以上のように、豊田が「救児院」という用語で表現した施設は、前述した当時の状況からの推定になるが、この救児院は、「子どもの物質的、道徳的側面を援助する、どちらかというところ慈善院に近い性格」<sup>7)</sup>の施設で、アポルティ・メソッドとフレーベル・メソッドの混合メソッドの幼児院と言える。

## (2) 視察した幼児保育施設の概要

「普通小学校及幼稚園」は、イタリアの「皇后」の援助を受けて学校の基礎づくりをし、「一大普通小学校」となった後に、「貧人生徒教育」と「幼稚園」を設置した小学校で、月謝は通常は一月六フランであるが、貧人の場合は半額の三フランにしている。幼稚園は「フレーベル氏のシステムを其のまま用いて些少の変換をも見ず」と記されていることから、フレーベル・メソッドの園であることがわかる。豊田は視察した恩物を「第一六球より三形体、八個の長方体及大長方体、長方体及び大長方体、置板、箸並べ、紙組、縫い取り、針さし(ん)、組板、置環、豆細工、紙摺、罫引、石版画等」と丁寧に書き残している。この恩物を鹿児島女子師範学校附属幼稚園で使用した恩物と比較すると、「罫引」の有無が異なっている。また、豊田は室内の環境構成についても「壁面に家畜動物の画図」があったことや、室内に遊戯玩具用の戸棚がおいてある以外に他の品を置いていないのは、子どもの「気を散らせぬ」ためと、環境構成上の配慮について自分の考察を述べている。

## 4 豊田英雄がイタリア視察から学んだこと

イタリアの女性の社会進出の姿を見たことで、豊田は当時のイタリアと日本の社会を比較し、日本でも女子の力を信頼し、もっと責任のある仕事を任せるように社会の認識が変わる必要性を感じた。

日本では明治25(1892)年に東京女子高等師範学校校長によって、貧しい子どもたちを無料で保育するために附属幼稚園の分室が設置された。後年、豊田が記した「保育の葉」では、昼食を幼稚園で準備するのは貧しい家庭の子どもには特によいことと、食堂は別に設置するとよいと記されている<sup>8)</sup>。これは視察した救児院の報告と類似点が見られ、視察の影響と考えられる。

以上、豊田が見学した施設について述べてきたが、最後にこの時期に豊田が書いた「母の役目・子女(小児)教育」から、イタリア視察が豊田の保育観に与えた影響について総括する。この「母の役目・子女(小児)教育」の原稿は、最初に古代ギリシャの大学者や大芸術家の言葉の引用から始まり、乳幼児を育てる母親の役割の重要性について述べたものである。日本より進んだイタリアの女子教育および幼児教育のシステムを視察したことと、イタリアの母親が家庭で担う役割等文化的な違いを知ったことにより、豊田はフレーベルが重視した母親教育を再認識したと考える。

## 第2節 「代紳録」から「保育の栞」へ

### 1 保育内容と方法の拡充

豊田が講義ノートとして使用した「代紳録 一の浄写」の内容を分析すると、次のような指標となる項目を設定することができた。「子ども観及び幼児への教育方針」、「子どもの遊びと援助方法」、「神への畏敬の念」、「祖先、父母への敬愛の念」、「幼稚園教育の役割」、「子どもの発達の捉え方」、「幼稚園での保育内容と方法および留意点」、「恩物用法」、「フレーベルの教育理論」の九項目を設定し、記述内容を分析した。それによると、「子ども観及び幼児への教育方針」、「子どもへの関わり方や留意点」、に関するものは九つであり、豊田が番号を付記した第二十一則までの約半分を占める。「子どもの遊びの見方」は四つであり、記述内容は幼稚園での子どもの遊びについての事例が挙げられている。この事例は松野クララの口授か、豊田自身の経験かは不明であるが、幼児の土遊びを奨励する記述で、現代の子育てにも通じる内容である。第九則と第十二則は、幼稚園教育に期待される内容である。また、第六則と第十三則には、「これを証す」という豊田の経験に基づく一文がみられる。豊田は、松野クララから口授されたフレーベルの理論について、自分の保育実践を通して実証した箇所に、後日このように書き加えた。ここには、幼児理解を深めて、保育の質の向上を図り、実践と理論を統合していった豊田の保姆としての育ちをみることができる。

第十五則から第二十則は、幼稚園における保育方法および内容に関することであるが、前半部に集中して記述された「子ども観及び幼児への教育方針」の内容は、「保育の栞」の中の「保姆の心得」と共通していることが明らかになった。第二十一則以降の内容には、「フレーベルの説による」というように、フレーベルの教育理論および恩物の意味や用法に関する記述が多いので、「フレーベルの理論および恩物用法」と分類したが、その解説のために豊田の実践経験と思われる具体的な事例も記されている。また、特記しておきたいことは、第八則には「真神は常に守護して安泰なり」とのフレーベル特有のキリスト教的な保育観の記述が見られることである。

次に、「代紳録 一の浄写」と「保育の栞」を比較し、共通点のある記述内容と相違する記述内容の二つに分けた。共通点のある記述については、豊田の保育理論の変容を明確にするため、さらに比較検討し考察を試みた。共通した記述内容は、幼児の個性を尊重することや、発達に応じて保育することなど、保育の基本および保育者の留意事項に関する内容であった。以下に両書の記述内容を引用する。

#### (1) 共通する記述内容

##### ① 子どもの成長と保育の基本 — 「代紳録」第一則と「保育者の心得 一、二」(「保育の栞」)

(考察)

両書共、子どもの主体性や自主性を大切にするフレーベルの幼児教育思想がよく表れている。特に「保育の栞」では「子どもはその年齢と発達に応じて保育しなければなりません。間違っても子どもをおとなだと思っはなりません」(「保育の栞」保育者の心得一 図1) というルソーの教育思想と近似の内容が記され、「子どもを導くにあたっては決して急いではありません。保育の仕事はみな遊びを通してであると考えていれば大きな誤りはないものと思われます。」(「保育の栞」保育者の心得二 図1) というフレーベルの提唱した子どもの遊びの教育的意義を認め、その方法が明記されている。これは現在の幼稚園教育要領にも明記されている保育に対する考え方である。



図1 「保育の栞」保育者の心得 一、二

一 子どもはその年齢と発達に応じて保育しなければなりません。間違っても子どもをおとなだと思っはなりません

二 子どもを導くにあたっては決して急いではなりません。保育の仕事はみな遊びを通してであると考えていれば大きな誤りはないものと思われます。

「代紳録」第一則

子どもはみんな、その子どもに備わった性質によって導くようにし、子どもの性質をまげて、急によくしようとしてはなりません。最も大切に育むべきことは、子どもが自主的、主体的であって穏やかに発達し、特に乳児はゆったりと教育することを、第一の目的とすることです。この二つが欠けるときは保育者の資格がないといってもよいのです。

②挨拶の指導—「代紳録」第二則と「保育者の心得 三」(「保育の栞」)

(考察)

挨拶の指導については、フレーベルの幼児教育書や他のゴルダマー、ロンゲ、ウィープの書には書かれていない。しかし、両書共、挨拶の指導について触れている。特に「代紳録」には、人間と動物の違いを述べ、幼児期から身につけさせるべき大切なことと捉えている。前述したように、これは松野クララの独自の考えであるが、豊田はこれを継承し「保育の栞」の中で、挨拶の指導は幼児期に身につけるべき生活習慣として重視するように述べている。

図2 「保育の栞」保育者の心得 三

保育室の内外に関係なく、挨拶をする場合はよく注意して、幼児に挨拶させなければなりません(例えば園長、あるいは他人であっても挨拶しなければなりません。)

「代紳録」第二則

幼稚園の保育室やその他の場所にいる時でも、関係の長官その他の客が出入りする時、幼児に必ず立礼をさせなさい。礼は、万物の霊長である人間だけがするものです。もし礼をしないならば、鳥や獣とどこが違うのでしょうか。それ故、幼児が生まれてすぐに、この貴重な道理を知らせることです。しかし、一朝一夕にはこの礼儀を身につけるのは難しいことです。徐々に導く方が、かえってやりやすいのです。だから、母や保育者は、毎日この目的を忘れないようにしなさい。

③幼児への話し方—「代紳録」第十則と「保育者の心得 八」(「保育の栞」)

(考察)

子どもの年齢に応じて、理解できる言葉で話すように留意することを挙げている。フレーベルが子どもの発達を重視したのは、その子どもにより適切な関わりをするためであり、「代紳録」では具体的な話し方の事例を示している。

図3 「保育者の心得 八」(「保育の栞」)

保育者はなるべく子どもにふさわしい言葉で話すのがもっともよいのですが、中途半端なことを言ってはなりません。

「代紳録」第十則

どの人もみんな祖先がいたので、存在するのですから、心や手足を使って、勉強をしなければ、生活することはできません。このように簡単な言葉で、しかも幼児の耳にとどまるように話してきかせなさい。

④片付けや整頓の習慣—「代紳録」第十二則と「保育者の心得 十一」(「保育の栞」)

(考察)

恩物の取り扱い方と教材を整頓する習慣をつける大切さについて、共通して述べている記述であるが、「代紳録」は幼稚園教育の成果をより具体的に説明している。

図4 「保育者の心得 十一」(「保育の栞」)

恩物を与えていつも物の整頓をするくせをつけなければなりません。

「代紳録」第十二則

事物(教材)は一つとして、位置が正しくないようにすべきではありません。位置がもし間違っている時は、事物をよく整頓していません。事物が正しい位置にある時は、清浄潔白を好む気持ちや寛大さ、慈愛の心が芽生えます。

世間一般の幼児と、幼稚園に来てすでに教育を受けた幼児とを比較し、このことについて論じてみましょう。まず一般の幼児は、八個の木片を出しても、「これは何のために使うのですか」と訊ね、その使い方がわかることは稀です。入園した幼児は、「家や門、扉を創るものです」と答えます。思考力が持続しなければ、この答えが言えません。これはいわゆる画工が絵の具を分画してぬるように、入園した幼児は、他の幼児より一歩思考力が進んでいることがわかります。

⑤子どもへの配慮 — 「代紳録」第十三則と「保育者の心得 二十四」(「保育の栞」)

(考察)

幼児の教育環境の重要性について述べている箇所である。「代紳録」には、恩物で遊ぶ子どもの姿と教育的意義に加えて、豊田自身が自分の保育実践の中で実証できたと付記している。

図5 「保育者の心得 二十四」  
(「保育の栞」)

保育者はことに細かいところにも注意をむけなければなりません。

「代紳録」第十三則

幼児の目に入るものすべては、決してその心を疎かにするべきではありません。大人にとっては些細なことといっても、幼児にとっては、大切な知的発達機会です。それ故、丁寧に導き、注意する時は、楽しみつつ新しい発見や発明もできます。

例えば、正方形の積木、或いは長方形の積木など並列に並べることを学ぶ時、後に自分が好む面白い様々な物体を造り出します。その時こそ、幼児の遊びの意味があります。これは取りも直さず、考えようとする気持ちが一步進んだということです。私英雄は、自分の経験によってこれを証明します。

⑥唱歌の必要性 — 「代紳録」第十七則と「保育者の心得 九」(「保育の栞」)

(考察)

フレーベルは「心情や心情の陶冶に役立つような歌の調子」<sup>9)</sup>を用いることの意味について述べている。「代紳録」では、先に述べた歌のもつ教育的意味を踏まえ、具体的な保育場面を例として挙げている。「保育の栞」は、豊田自身が保育唱歌の導入に関わった経験から、子どもに適した歌について具体例を挙げて述べている。

図6 「保育者の心得 九」(「保育の栞」)

唱歌はなるべく歌の内容がわかりやすく、抑揚がやさしいものを歌わせなければなりません。おとなにとってはおもしろい歌であっても、子どもはおとなと違いますから、四拍子のなるべく勢いのよい歌をえらぶべきです。

「代紳録」第十七則

唱歌は必ず用いなさい。旋律が正しいことが必要です。一般に乳母は、乳幼児を快く寝かせるために、子守唄などを歌いますが、気持ちよく乳幼児がねむることは、自然の理にかなっていません。よって、保育中に運動遊戯をする時は、必ず唱歌を用いなさい。

## (2) 相違する記述内容

二つの幼児教育書を比較して、相違が見られる記述内容は、「幼稚園教育の役割」に関する点である。「代紳録」は、幼稚園に入園すると幼児の「器用さや敏捷性」が身につく、思考力が発達すると述べている。「保育の栞」では、幼稚園は幼児の「健康と幸福を保障し」、良い習慣を身につける「楽しい園」という表現で、幼児期の保育の特性を示している。幼児の自発性を重視し、遊びによる教育を提唱している点は同じであるが、松野が唱えた「五官の作用が敏捷になるように遊戯を有効に計画」することを豊田が重視し、幼稚園における教育効果を具体的に伝えようとしたと考える。

また、「保育の栞」には、「子どもの病気と対応法」や、「クラスの定員数・保育時間」、「昼食」、「幼稚園のディリー プログラム」に関する記述があるが、「代紳録」には書かれていない。これは、豊田が鹿児島での幼稚園開設やイタリアでの幼児教育施設の視察の成果を書き残すことが大切であると考え、記述した箇所であると考えられる。

恩物の用法については、「代紳録」と「保育の栞」両書とも二十恩物の重要性について記述されている。しかし、「代紳録」は実際には『幼稚園』(Goldammer, H.)を参考にして教授された内容である。「保育の栞」の二十恩物は、『幼稚園法二十遊嬉』(関信三)の影響を受けて、鹿児島女子師範学校附属幼稚園で実践した豊田の経験から書かれている。前掲『幼稚園法二十遊嬉』は、『子ども時代の樂園』(Wiebe, E.)を基に書かれたものであるため、両書の指す二十恩物は同一のものかどうかは不明である。しかし、「保育の栞」の記述を見ると、二十恩物の教授は明治20年代頃まで日本の保育の中で中心的な位置を占めていたと考える。

両書の特徴について総括するならば、「保育の栞」には、保育内容と保育上の留意点が、具体的事例と共に付け加えられている。「代紳録」は、具体的な関わり方の事例を多く含む保育の入門書ともいえるべきものであるが、「保育の栞」は、幼稚園教育の方法、内容や保育者の資質、保育の留意事項等が多岐に渡って記述されているという特徴がある。

### ①草花や小動物との関わり方―「代紳録」第五則と「保育者の心得 五」(「保育の栞」)

#### (考察)

「代紳録」は土遊びを例にとり、子どもが自然と触れあい、学習する意味について記している。子どもが、小動物や草花に対してあまりに乱暴な態度で関わる時には、その結果を子どもが理解するように話すことは、両書共同であるが、「代紳録」は「万物の創造主である神」についても触れ、キリスト教の世界観を子どもに伝えている。

図7 「保育者の心得 五、六」(「保育の葉」)

「代紳録」第五則

五 園庭を散歩するとき花を折ったり、草木の芽をつみとるのが子どもは好きですけれども、やたらにこのようなことをさせると、きれいな花を見ることができなくなるだけでなく、鳥がこれにとまってさえずったり、蝶々がこれに舞ったりする場をなくしたり、おいしい果物が実を結ばなくなるので、このようなことをしないように、子どもたちに言いかせなければなりません。

六 おもちゃを壊し、めずらしい草木をみると枝を折り、花を摘むという子どもにありがちな特徴は、心身や知能が発達するにつれて出てくる行動なので、やたらに止めるべきことではありませんが、いましめてはおくべきで、何かに害がないときにだけ容認するにとどめるべきであります。

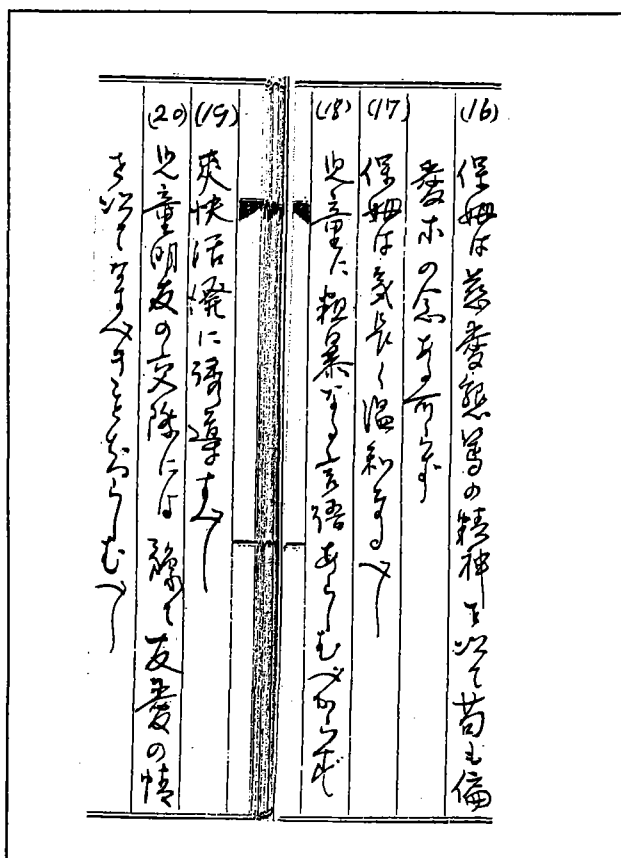
幼児が、園庭で土遊びを喜ぶのは、普通のことです。しかし、多くの父母は、これを危険と考えたり、悪いこととして子どもがしたがるのを制止します。制止する理由もわかりますが、かえってよくないのです。なぜなら、幼児は知識を得たり、理解を深めたいと願って、土を掘ったり草木を折ったりする時、石や草木の性質を発見します。これは、最初の知覚を開くと言ってもよいのです。このように幼児の思うように楽しませ、この時にこそ、草木の性質や種から芽を出すことなどを教えます。但し、幼児が草木果実などをとったり、壊したりするのを勧めなさいというのではありません。あえて、このような行動をとめず、その時の状況に応じて、動植物にも命があり、人間と同じだと諭すのです。だから、むやみに摘んだり壊したりするべきではない理由を言って聞かせ、もしどうしても壊したいという幼児には「あなたはこれを創ることができますか」と諭して、「(神の)創造の御業」のすばらしさを話すべきです。このことを繰り返して言います。幼児が美しい庭を損なうようなことをする時は、「あなたが自分でつくってごらんください」と言って、その大変さを知らせるようにするとよいです。

## 2 「保育の葉」にみる豊田英雄の保育者論

「保育の葉」の中の「保育者の心得」で書かれている二十五条のうち、約半分は「代紳録」と同じ内容である。「保育の葉」は、保育者の資質や保育の留意事項等が多岐に渡ってまとめられているので、豊田の保育者論として総括してみたい。

保育者の姿勢としては、「慈愛深く、親切でなければならず、えこひいきなどをしてはならない」（「保育の葉」十六）ことや、「爽快で生き生きとしている」（「保育の葉」十九）こと、そして「子どもが乱暴な言動をとることなく」（「保育の葉」十八）、「他児とつきあうときは友情の念をもって接する」（「保育の葉」二十）ように指導する等子ども集団の指導において留意することを記している。

図8（保育者の心得 十六、十八、十九、二十「保育の葉」）



また中には、「子どもは年上の人のいうことに決して逆らってはいけないことを教えなければならない（「保育の葉」二十二）」というように、集団の規律の面では、長幼の序を守ること

が重視されており、明治という時代を反映している指導内容と考えられる。しかし、「道徳とか自然物の話は一番簡潔で理解しやすく、例え話が良心を育てるのに適している」（「保育の葉」十三）など指導の方法は、幼児の発達に即したやり方を具体的に記している。下記の例え話は、豊田の幼稚園での実践経験を基に作成されたと推測できる内容である。友達のマねをしてふざけて、自分の行動を改めようとしないう男児に、主体的に行動するように話して聞かせた時、その男児が後にとても反省して謝ったという内容であるが、その男児の姿から、保育者も学んだという考え方を示している。これは保育実践を通して子どもと共に育ち、省察することで保育実践を豊かにしていく姿勢につながる。豊田は「子どもはおとなの先生」という表現をしているが、現代の保育にもつながる普遍的な保育者の姿勢を示すものである。

[例え話]

かつてある幼稚園で降園の際に、子どもたちが喜んで群れをなして帰ろうとするとき、一人の子どもがふざけながら帰りかけました。ある子どもは行儀よくして帰りました。保育者は子どもを見送るにあたり、あまりに度をすぎてふざけているその子どもをいさめました。ところが、その子どもは、自分はA男のやることをまねているのだというではありませんか。

それをきいて保育者はいいました。「あなたはA男の品行をまねているといいますが、それでは私はあなたに何も教える必要がありませんね。どうしてかということ、私は毎日あなたたちを教え導くために、あなたたちと一緒に喜んだり楽しんだりしているのです。それなのにあなたがあの悪い子の行為を学んでいるのだとしたら、私はあなたに何を教えても無駄なことです。」

このようにいさめたところ、その子どもは大変恥じた様子で帰りました。その夕方、お手伝いさんに連れられてその子どもは保育者のところに来て謝り、「以後このようなことは決してしません、許してください」といいました。これによって保育者もまた大いに学ぶものがあつたといえます。これはいわゆる子どもは大人の先生でもあるという一例ともいえましょう。

(「保育の葉」より)

図9 (保育者の心得 十三、二十二、二十三「保育の葉」)

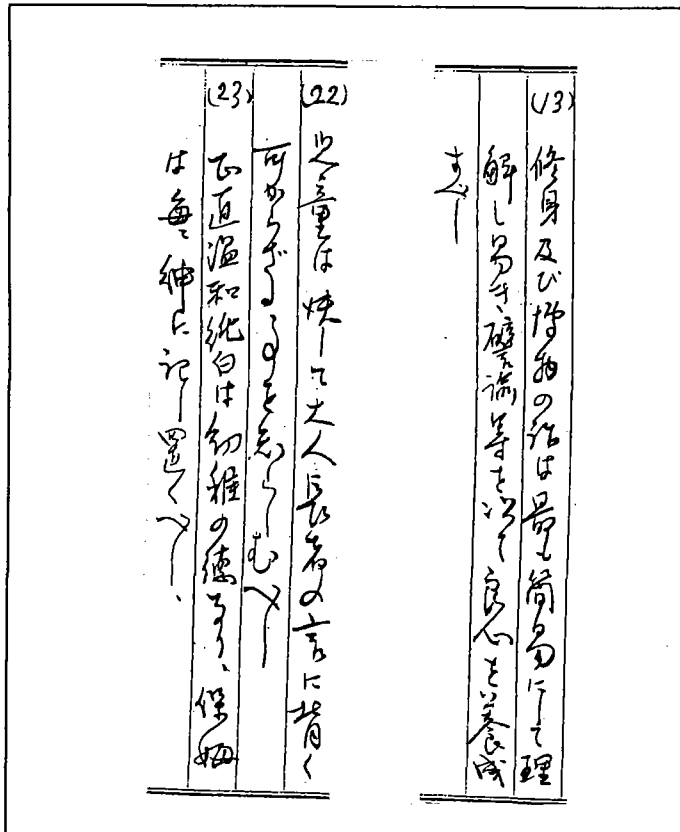


図 11 (保育者の心得 二十五「保育の栞」)

(25)  
 諺に曰ふ今日の小児は明日の大人なり又  
 曰ふ父は子之師なり  
 因に曰或幼稚園にて嘗て閉園の隙に  
 童戯を以て雁行となりて候り去ると  
 了す時一之童戯れ去る、或はは  
 謹慎に去る、信母之と目達すまうと當  
 り候りた戯れて行くあり、信母之と戒む  
 兒童曰く吾は全く甲斐の所あるに候  
 ふやと、信母曰く是は汝甲斐の  
 品行に習ふべきは吾母のたぬに教  
 育を授けせむ、如くは木に五葉なりや  
 汝等も教へ導くかを、斯く汝等と  
 共に、勤長一其の業むに却ちや、お  
 した彼の愛、まは兒童の行ふとそぶを  
 たりとは、吾は汝に教へむ、と  
 幼穉に之を童は、信母に懐ちたり  
 信母を以て去りたり、其の婢に道  
 かれ信母の行に習ふ、謝て曰吾後  
 弟斯く如く、所為さば候へば  
 信母、信母に於て、信母を以て、  
 因て信母も亦大に悟り、所の一語も  
 かりたりと、子、これ所謂父は  
 大人ノ師なりと、子も信母を以て、  
 さるべし。

豊田は、子どもの持っている「正直、温和、純真などのよい資質が現れた場面を、保育日誌に記録しておくとい」（「保育の栞」二十三）と子どもを見る視点を具体的に提示し、子ども理解が深まるような方法も書き残している。

最後に、豊田が「諺にもあるように、今日の子どもは明日のおとなである」（「保育の栞」二十五）と述べて、子どもを一人の人間として尊重し、関わることの重要性について記している点に注目したい。この言葉は、関信三が『幼稚園二十遊嬉』の中で「幼稚園ノ始祖布列別氏ノ語ニ曰ク、稚児ハ大人ノ父ナリト」<sup>10)</sup>と記している言葉に影響を受けたと考えられる。以上が、筆者が捉えた豊田英雄の保育理論の特徴である。豊田の場合、保育実践の期間が約十二年という短期間であり、女子教育に従事した期間の方が長かった。そのため、保育方法は十二年間の期間に実践していた二十恩物の方法から脱皮できなかつたと言える。しかし、豊田にとって二十恩物の導入が保育内容を豊かにする一つの手段であり、目的ではなかつた。このことは、豊田の保育者論とも言える「保育者の心得」（「保育の栞」）の記述内容から窺い知ることができる。

註

<sup>1)</sup> 詳細については、『豊田英雄と草創期の幼稚園教育』（前村晃 高橋清賀子 野里房代 清水陽子『豊田英雄と草創期の幼稚園教育』建帛社 2010年2月）の「第七章 手記「保育の栞」をめぐる謎と現代保育との繋がり」（高橋清賀子 野里房代）を参照。尚、本章で使用した「保育の栞」（口語訳 野里房代）は同書から引用した。尚、「保育の栞」は、執筆年が記されていないが、1928（昭和3）年8



月に、倉橋惣三が水戸の豊田英雄を訪問し、幼稚園草創期の話聞いて資料提供を受けた後、豊田から倉橋に送られた当時の保育について書き留めた原稿であったと、解明されている。

<sup>2)</sup> 本稿で使用した資料は、高橋清賀子氏が所蔵している資料約五十点中の、本人自筆の履歴書 や、「伊太利渡航日記抄」、「巴里日記」、「イタリー談」、視察した学校の記録（「学校視察覚書」）、講演原稿「母の役目・子女教育」等である。「伊太利渡航日記抄」は、明治20年10月8日朝の天候から書き始められ、イタリアへ到着後明治22年3月23日までの滞在記録、同じく「巴里日記」は、パリに滞在した時の日記風の滞在記録である。「学校視察覚書」は、豊田が明治23（1890）年1月に帰国後、同年10月16日に、「渡欧中女子教育事情取調べ」という報告書を、文部省に提出するために書き留めた視察記録である。尚、文部省—英雄間の書簡類、公使徳川—英雄間の書簡類も参考にした。

<sup>3)</sup> 梅根悟「第11章 社会変化と民衆教育」『世界教育史大系13 イタリア・スイス』p.202

<sup>4)</sup> 小林虎五郎「第六章 民間教育運動の展開」『世界教育史大系13 イタリア・スイス』pp.119-121

<sup>5)</sup> オムリ慶子『イタリア幼児教育メソッドの歴史的変遷に関する研究—言語教育を中心に—』（風間書房2007年 p.91）のジョーダ報告書から引用した。

<sup>6)</sup> 同上 pp.85-87

<sup>7)</sup> 上野慶子「イタリアにおけるフレーベル法受容についての一考察」日本ペスタロッチー・フレーベル学会紀要『人間教育の探求』第4号 1991年

<sup>8)</sup> 前掲『豊田英雄と草創期の幼稚園教育』「保育の栞」（口語訳/野里房代）の全文 pp.265-266

<sup>9)</sup> 「幼稚園教育学」フレーベル全集 第四巻 玉川大学出版部 1981年 pp.71-72

<sup>10)</sup> 関信三『幼稚園法二十遊嬉』明治保育文献集 第二巻 日本らいぶらり 1879年 p.1

## 終章 豊田英雄のフレーベル幼児教育理論の受容と展開

本研究は、草創期の幼稚園教育における豊田英雄の実践と理論の形成過程を実証的に明らかにすることを課題として考察を進めてきたが、この終章では豊田英雄を通して見た明治初期のフレーベルの幼児教育理論の特徴についても論じ総括としたい。

第1章では、明治7(1874)年に文部大輔田中不二麿が女子師範学校創立の伺書を提出したことから附属幼稚園開設に至るまでの経緯を記すことから始め、開園当初の中心的な役割を担った中村正直、関信三、松野クララ、豊田英雄と近藤浜について述べた。本研究で着目した豊田英雄については、その生い立ちから日本人保姆第一号としての特筆すべき働きとその後の女子教育へ志を抱くようになった概要について記し、その教育者としての足跡を辿った。

豊田が松野から伝習された幼稚園教育理論は、本研究で検討の対象とした三冊の豊田英雄筆記「代紳録」に記されている。豊田英雄筆記「代紳録」の分析を通して、松野は第六恩物までを重点的に教授し、ゴルダマーの恩物用法を伝習したことを解明した。

明治9(1876)年11月に制定された幼稚園規則(以下、仮定規則と略す)と明治10(1877)年7月に制定された規則とを比較した時に、仮定規則にはなかった乳児向けの第一、第二恩物が翌年7月制定の規則に導入されたことは、松野が年少児向けに色の名前を教授し幼稚園で実践した伝習との影響と考えた。つまり、7月制定の規則は、松野が第六恩物までの教授を伝習したことに影響を受け、結果としてフレーベルが乳児用に考案した第一恩物及び第二恩物が幼稚園教育に導入された。その後、「六色球」と呼ばれていた第一恩物が「五彩球の遊び」という日本的な名称に変更されるが、第一恩物及び第二恩物が規則の中に位置づけられたのは、松野が関わった附属幼稚園開設当初の数年であった。

第2章では、豊田英雄が筆記した「代紳録」に見られる松野クララの幼稚園教育論の特徴を論述することによって、草創期の幼稚園教育の実態を解明した。「代紳録」を見ると、第五恩物のBが揃っていなかったことや、明確には第十一恩物までしか教授されておらず、それ以降の恩物の教授は曖昧な記述で終わっていた。その理由として、伝習当初から松野は二十恩物の導入を目指していたが、第五恩物Bや第十一恩物以降の恩物が準備できなかったという状況があったことが挙げられる。松野はフレーベルの幼児教育理論に基づいて、幼児期の捉え方と発達の順序性を尊重し、保姆の関わり方や遊びの援助等幼児教育の基本事項を伝習の初期の段階で教授していた。松野の幼稚園教育理論の特徴は、マーレンホルツ・ビューローが『幼児と幼稚園教育の意義』(The Kindergarten and The Importance of Children's Play)に書いた内容と近似した表現を使用し、自分の体験的な子育てや保育から得た知見を加え書いている点にある。特に、マーレンホルツ・ビューローの影響と思われる内容は、キリスト教に基づいた宗教教育と自然との関わりや子どもと遊びに関する事項であった。以上の検討を通して、本研究の目的の一つであった松野クララが伝習の際に依拠したテキストは、ゴルダマーの『幼稚園』及びその著書の序文として書いた『幼児と幼稚園教育の意義』(マーレンホルツ・ビューロー)であったと考える。これはその著書をそのままテキストとして豊田英雄たちに教えたというより、松野の

幼稚園教育理論の基盤となった著書と考える。

第3章では、豊田英雄が学んだ幼稚園教育の内容・方法と実践への展開という課題のもとに、以下の二つの事項に着目し検討した。一つは、明治12(1879)年に入って、豊田英雄が著わしたと推定される「恩物大意」を「代紳録」と比較することにより、以下のことを明らかにした。この書は、「恩物大意」という書名を使用しているが、恩物だけでなくフレーベルの幼稚園教育の主な内容である唱歌、遊戯、お話にかなりの比重を置き、具体例と解説を加えて記述しているという特徴がある。豊田は、幼児の情操を育てるために、遊戯には必ず唱歌を伴うよう配慮することを述べ、個々の活動を総合化して遊びを構成し、実践への展開を視野に入れた内容や方法に言及している。

本章で着目したもう一つの豊田の教育活動は、鹿児島での幼稚園開設である。この章では、豊田が鹿児島県から要請され出張して開設した幼稚園と保姆養成を、最初の東京女子師範学校附属幼稚園との比較において論じた。鹿児島女子師範学校附属幼稚園の保育内容は、関信三の『幼稚園法二十遊嬉』や『幼稚園創立法』の影響が強く、同時期の東京女子師範学校附属幼稚園の保育内容と詳細において異なっている。検討の結果を次に記すと、豊田は二十恩物以外に置糸の遊びを保育内容に取り入れている。つまり、豊田は松野から伝習されたゴルダマーの恩物用法をとり入れ、内容の拡充を図った。遊戯の内容にも日本のわらべうた「ひらいたひらいた」や新しい遊戯「ここなる門」を取り入れるなど、保育内容についても独自の試みをした。幼児の生活についても理解を深め、保育時間や一日の保育の計画も東京女子師範学校附属幼稚園時の実践と比較して、より幼児の実態に即した方法をとっていることを明らかにした。

第4章で豊田英雄の幼児教育理論の確立について、イタリアでの教育・保育調査をした後、明治20年代終わり(推定)に著わした「保育の栞」と「代紳録」を比較し、豊田英雄の幼児教育理論の形成過程を辿った。「保育の栞」の特徴は、保育内容と保育上の留意点が具体的事例と共に付け加えられたことである。そして、保育者の留意事項や「保育者の心得」という表現で保育者の要件が多岐に渡って記述されていることに特徴が見られる。

以上、豊田英雄の教育活動を通して、草創期の保育方法や内容の拡充及び展開について述べた。幼稚園教育草創期には、附属幼稚園開設当初の状況が示すように具体的な教材であった恩物や遊戯、唱歌などの内容理解と導入に重点が置かれていた。そして、実践の蓄積により幼児に適した内容や方法に変容していく過程において、保育に携わる保育者の配慮や関わりの重要性の認識が、浸透していったことが確認できた。それは一概にフレーベルの幼児教育理論の深まりと表現すべきものではないが、フレーベルの幼稚園教育理論を、実践を通し自分自身の保育理論として形成した豊田英雄が、鹿児島女子師範学校附属幼稚園を指導し開設したことは日本保育史上大きな意義を持つ。豊田の果たした役割は、鹿児島女子師範学校附属幼稚園一園の開設に止まらず、九州地方に遊びによる想像力の育成を重視したフレーベルの幼稚園教育を伝達したことを挙げたい。

豊田英雄は、東京や鹿児島での保育実践の中で、子どもが持つ素直さや純粋さから生まれる行動に目を注ぎ心に留めて記録した。保育者としての成長を目指したこの豊田の姿勢は、時代を超えて保育者に要求されるものであり、豊田の幼児理解に努めた姿勢に学びたいものである。豊田は幼児教育の目的を、表面的な教育の成果にこだわらず、幼児の生まれつき持っている天性とも

いうべき資質や個性を伸ばすことと、幼児の想像力を広げることとを考えていた。豊田のこの言葉には、松野クララや関信三から教授されたフレーベルの保育観の影響が現れていると言える。豊田は「今日の子どもは明日の大人」という言葉を繰り返し使用している。これは、フレーベルの言葉ではないが、人間を育てるというフレーベルの教育を理解して、豊田が幼児の将来を見つめ幼児教育に携わった一つの証しと見ることができる。

今後の課題として、豊田英雄が明治12（1879）年に鹿児島において開設した幼稚園が、その後九州においてどのように伝播していったか、明治後期から大正期にかけてどのように保育内容や方法が変容していったかについて解明したい。

## 参考文献

(和文)

- 上野慶子「イタリアにおけるフレーベル法受容についての一考察」『人間教育の探求』第4号 日本ペスタロッチー・フレーベル学会紀要 1991年
- 梅根悟 林虎五郎『世界教育史大系 13 イタリア・スイス』 講談社 1977年
- 梅根悟『世界教育史大系 12 ドイツ教育史Ⅱ』 講談社 1977年
- 海老沢有道 大内三郎『日本キリスト教史』日本基督教団出版局 1970年
- オムリ慶子『イタリア幼児教育メソッドの歴史的変遷に関する研究—言語教育を中心に—』 風間書房 2007年
- 小笠原道雄『フレーベルとその時代』 玉川大学出版部 1994年
- 小川澄江『中村正直の教育思想』 コスモヒルズ 2004年
- 小原國芳・荘司雅子『フレーベル全集 第四巻 幼稚園教育学』玉川大学出版 1981年
- 鹿児島県議会編『鹿児島県議会史』 第一巻 1971年
- 鹿児島県教育委員会『鹿児島県教育史』 下巻 1961年
- 鹿児島大学教育学部附属幼稚園編『附幼百年の歩み』 1979年
- 樫村勝『茨城女子教育百年の歩み』 崙書房 1976年
- 国吉栄『関信三と近代日本の黎明』 新読書社 2005年
- 国吉栄『「保育」という語をめぐる歴史的考察』『日本保育学会大会研究論文集』1983年
- 倉橋惣三 新庄よしこ『日本幼稚園史』 フレーベル館 1956年
- 桑田親五訳『幼稚園』明治保育文献集 第一巻 日本らいぶらり 1876年
- 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』 国立教育研究所 1974年
- 小林富士雄『松野礪と松野クララ』 大空社 2010年
- 是澤博昭『教育玩具の近代 教育対象としての子どもの誕生』 世織書房 2009年
- 佐波 亘 小澤三郎『植村正久と其の時代 新補遺』 教文館 1976年
- 清水陽子「鹿児島女子師範学校附属幼稚園開設期の一考察」 日本保育学会編 保育学研究 第44巻 2号 2006年
- 清水陽子 高橋清賀子「豊田英雄の講義ノート「代紳録」にみる明治初期の保育内容」 西南女学院大学紀要 Vol.12 2008年
- 清水陽子「豊田英雄と鹿児島女子師範学校附属幼稚園保育見習科に関する一考察」 日本乳幼児教育学会編 日本乳幼児教育学研究 第17号 2008年
- 白川蓉子「フレーベルの遊戯・遊具の理論と実践—幼児教育の内容・方法の検討として—」『世界教育史大系 12』 講談社 1977年
- 白川蓉子「明治初期における「唱歌」と体操科「遊戯」の特質」1975年 教育学研究 第42巻 第1号 pp.31-40
- 白川蓉子・五味克久・岩本真智子「「唱歌」の成立とその特質—フレーベルの遊戯唱歌と伊澤=メイスンの二つの経路から—」 1996年 神戸大学発達科学部研究紀要第3巻 第2号 pp.11-27
- 白川蓉子「フレーベルの『母の遊戯と育児歌』の教育的意義とアメリカ、日本での受容の検討—そ

の1 その教育的意義とアメリカでの受容— 1997年 神戸大学発達科学部研究紀要第4巻第2巻 pp.97—113

関信三『幼稚園記』明治保育文献集 第二巻 日本らいぶらり 1876年

関信三『幼稚園創立法』明治保育文献集 第二巻 日本らいぶらり 1878年

関信三『幼稚園法二十遊嬉』明治保育文献集 第二巻 日本らいぶらり 1879年

外山友子「幼稚園唱歌事始」『東洋音楽研究』第43号 1978年7月 pp.1-51

高橋清賀子・野里房代・岸井慶子(保育史研究会)「豊田英雄の研究(その2)—水戸から御茶の水へ—その転任の経緯—」日本保育学会第48回大会研究論文集 1995年

高橋清賀子 野里房代 岸井慶子(保育史研究会)「豊田英雄の研究(九)—日本初のフレーベル理論の伝習記録『代紳録』—」日本保育学会第62回大会発表論文集 2009年

前村晃「豊田英雄と草創期の幼稚園教育に関する研究(1)—豊田英雄の「代紳録 全」と氏原銀の「幼稚園方法」との関係—」『佐賀大学文化教育学部研究論文集』12,1. 2007年 pp.35-51

高橋清賀子 野里房代 岸井慶子(保育史研究会)「豊田英雄の研究(九)—日本初のフレーベル理論の伝習記録『代紳録』—」日本保育学会第62回大会発表論文集 2009年

東京女子高等師範学校『東京女子高等師範学校六十年史』秀文舎 1934年

津守真 久保いと 本田和子 『幼稚園の歴史』 恒星社厚生閣 1959年

津守真「関信三の幼稚園紹介」『幼児の教育』第61巻2号 1962年

中村理平『洋楽導入者の軌跡』 刀水書房 1993年

永井理恵子『近代日本幼稚園建築史研究—教育実践を支えた園舎と地域』 学文社 2005年

日本ペスタロッチー・フレーベル学会『増補改訂版 ペスタロッチー・フレーベル事典』 2006年 玉川大学出版部

日本保育学会編『日本幼児保育史』第一巻 フレーベル館 1968年

古市静子『我が生涯』 種子島 明朗幼稚園所蔵

前村晃『豊田英雄と草創期の幼稚園教育に関する研究(2)—鹿児島女子師範学校附属幼稚園の設立と園の概要—』 佐賀大学文化教育学部研究論文集 第12集第1号 2007年

前村晃 高橋清賀子 野里房代 清水陽子『豊田英雄と草創期の幼稚園教育』建帛社 2010年

文部省『幼稚園教育百年史』ひかりのくに 1979年

『文部省年報』1889年 明治22年学事統計表

『文部省年報』1869年 明治42年度幼稚園数統計表

『文部省日誌』1879年 第16号

安省三『豊田英雄先生を憶う』 茨城県学校法人幼稚園協会 1976年

安省三『豊田英雄先生の生涯』 栄光学園 1988年

山川菊栄『おんな二代の記』 平凡社 1972

山住正巳『洋楽事始』 平凡社 1971年

湯川嘉津美『日本幼稚園成立史の研究』 風間書房 2001年

湯川嘉津美「中村正直における幼稚園教育観の形成—Payne, J. Froebel and the Kindergarten System of Elementary Education.の影響を中心に—」『中国四国教育学会 教育学研究紀要』第33巻 1988年

渡辺宏『日本の保母第一号 豊田英雄子と保育資料』 斎書房 1976年

(保育史研究会による豊田英雄研究)

保育史研究会(高橋清賀子、野里房代、岸井慶子)は、豊田英雄のライフヒストリー的研究を日本保育学会で継続して発表している。本章において引用・参考にした保育史研究会の日本保育学会論集の研究発表を以下に記した。

「豊田英雄の研究(その3)—中村正直との接点、ならびに松野クララとの関わりについての考察—」(第49回大会、1996年)

「豊田英雄の研究(その4)—日本初の保育理論「保育の葉」成立過程に関する考察—」(第50回大会、1997年)

「豊田英雄の研究(その5)—本邦二番目の公立幼稚園(鹿児島女子師範付属)出向のいきさつとその経過—」(第51回大会、1998年)

「豊田英雄の研究(六)—その生涯にみる「女子教育」と「幼児教育」—文書資料によって—」(第52回大会、1999年)

「豊田英雄の研究—教育と関わったその軌跡—(その七)」(第60回大会、2007年)

「豊田英雄の研究(八)—日本初の官立幼稚園誕生時の景況—」(第61回大会、2008年)

「豊田英雄の研究(九)—日本初のフレーベル理論の伝習記録『代紳録』—」(第62回大会、2009年)

「豊田英雄の研究(十)—日本の幼稚園創設133年後豊田英雄文書1472点が語ること—」(第63回大会、2010年)

(英文)

Wiebe, E. *The Paradise of Childhood and Guide to Kinder-Gartners*. Milton Bradley & Company, 1869  
Goldammer, H. *Der Kindergarten* ドイツ語第3版の英訳第2版(1895年版) 1877 BERLIN S.W. を参照した。尚、同書のドイツ語版(BERLIN 1874)は、輸入されて明治10年3月に、文部省受付となっている。

Payne, Joseph. *Froebel and the Kindergarten System of Elementary Education*. E. Steiger. 1874.

Peabody, Elizabeth P. and Mrs. Horace Mann. *Moral Culture of Infancy and Kindergarten Guide, with Music for the Plays*. J. W. Schemerhon & Co. 1876

Johann and Bertha Ronge. *Froebel's System of Infant Training*. A. N. Myers & Co. 1883

## あとがき

本研究のきっかけは、修士論文の際にお世話になった故平田宗史先生(福岡教育大学名誉教授)のご助言によるもので、九州に日本で二番目に幼稚園が開設されたことと、東京から見知らぬ九州の地にたった一人で幼稚園開設のために出張した豊田英雄という保育者に魅かれたからであった。

2002年に宮崎県古文書から完全な「鹿児島女子師範学校附属幼稚園規則」を見つけたことにより、『鹿児島女子師範学校附属幼稚園開設期の一考察』(保育学研究 第44巻2号2006年)を発表することができた。鹿児島県の調査だけでは、資料的な限界があった。その数年後、幸運にも豊田英雄のご子孫であり、豊田英雄研究をライフワークとしていらした高橋清賀子先生からご教示と共に資料提供をして頂いた。このことにより、高橋先生と共著で『豊田英雄の講義ノート「代紳録」にみる明治初期の保育内容』(清水陽子 高橋清賀子 西南女学院大学紀要 Vol.12 2008年)をまとめることができた。

筆者自身も保育者養成校を卒業し、保育者として働き、保育者養成にも携わってきた経緯から、保育者が実践と理論をどのように統合し「自立した保育者」になっていくのかを豊田英雄を対象とした研究を通して知りたいと考えたことが、今回の直接的な研究動機となった。

2007年から一年間、福岡教育大学への国内研究でお世話になった北野幸子先生から、甲南女子大学大学院と幼児教育研究の第一人者の白川蓉子先生をご紹介いただいたことも幸運であり、改めて北野幸子先生に感謝の意を表したい。

甲南女子大学入学後は、「教育学演習」を通し、指導教官の白川蓉子先生をはじめ、副査を担当して頂いた村上博光先生、小野寺律夫先生、他ご出席頂いた多くの先生方に厳しくも暖かいご指導を受けることができた。大学院博士後期課程一年次に「豊田英雄と鹿児島女子師範学校附属幼稚園保育見習科に関する一考察」(乳幼児教育学研究 第17号2008年)に掲載して頂いたことは、甲南女子大学の先生方のご指導の賜物であり、先生方に心からお礼を申し上げたい。

特に、指導教授の白川蓉子先生には、ご執筆中のフレーベルの幼稚園の世界的な広がりに関するご研究の成果をもとにご教授頂いたことは、忘れられない一生の思い出となった。白川先生にご指導頂いたことで、約十年間行きつ戻りつした研究が、一つの形になったことに改めて感謝申し上げたい。

卒業の約一年前の三月に出版した『豊田英雄と草創期の幼稚園教育』(建帛社 2010年)では、執筆代表の前村晃先生(佐賀大学)に様々なご教示を頂いた。また、共著者の高橋清賀子先生と野里房代先生(元青山学院大学教授)にも多くのご助言を頂いた。共同研究の楽しさを教えて頂いたお三人の先生方に感謝の意を表す。

本書の校正の際には、松本裕司先生(西南女学院大学)と余公裕次先生(九州大学大学院博士後期課程)のお二人から、亡き恩師の平田先生のご指導が偲ばれるご助言を頂き、返しても返しきれない学恩を感じている。最後に筆者の研究を支えてくれた甲南女子大学と西南女学院大学、筆者の家族にも感謝を申し上げる。



豊田英雄に関する年表

年号(英雄の年齢)	豊田英雄に関する事柄	日本の幼児教育に関する事柄
1845年(1歳)	10.21.桑原治兵衛を父、雪子(藤田東湖の妹)を母に藤坂町で誕生。冬と命名される。	
1846年(2歳)	父治兵衛、塾居を命じられる。冬2歳より手習いを始める。	
1848年(4歳)		秋、フレーベル、ドレスデンに保姆養成講習会を開く。
1850年(5歳)		フレーベル、シュワイナに保姆養成所を設立。
1851年(7歳)		8.7.プロイセン政府、幼稚園禁止令を發布。
1852年(8歳)		7.21.フレーベル、マリエンタールで没。フレーベルの保姆養成所、カイルハウに移る。
1853年(9歳)		8.2.クララ・チーテルマン、誕生。
1855年(11歳)	藤田東湖(母雪子の兄)が大地震のため老母の代わりに圧死。	フレーベルの教え子、カール・シュルツ、米で初の独語幼稚園を開く。
1856年(12歳)	冬の弟政、誕生。 8.19.母雪子、没。	
1858年(14歳)	父に和漢の学を学ぶ。	
1860年(16歳)		プロイセン政府、幼稚園禁止令を解く。 エリザベス・ピーボディー、ボストンでアメリカ人のための幼稚園を開く。
1862年(18歳)	冬、豊田天功の子小太郎(29歳)と結婚。冬、「武家女誠全」を写す。	
1864年(20歳)	豊田天功、没。小太郎は家督を相続し、彰考館総裁代を兼ねる。	
1866年(22歳)	勤皇開国派の夫小太郎は、京都で暗殺される。(夫の死後、英雄と改名する。)	10.26.中村正直ら、英国留学。
1867年(23歳)	豊田家は、英雄一人となったため、桑原家に移り住む。夫の弟の遺児小松伴を嗣子とする。	
1868年(24歳)	自宅で塾を開き、漢学、国学、家庭の業務などを教授する。	6.中村正直、帰朝。
1871年(27歳)		11.岩倉具視遣外使節団と共に文部省理事官、田中不二麿、海外の教育事情調査に出かける。
1872年(28歳)		2.官立東京女学校設立。
1873年(29歳)	水戸の発桜女学校教師となる。	
1875年(31歳)	東京女子師範学校の読書教員に任命され、漢学・歴史・地理を受け持つ。	5.鹿児島に小学校正則講習所設立。鹿児島市に小学校正則女子講習所を設立。 7.7.文部大輔田中不二麿、幼稚園開設伺い。 8.松野、ドイツより単身帰国。 8.2.幼稚園設置の件、不許可。 8.17.東京女子師範学校生徒100名募集告知 8.20.田中不二麿、幼稚園開設の儀、再伺い 11.29.東京女子師範学校開業式。
1876年(32歳)	附属幼稚園保姆の辞令を受け、松野クララより保育の伝習を受ける。「代紳録一の浄写」の作成(~日本国婦人会議で「母親の心得」の講演をする。(於東京女子師範学校内)	1.桑田親五、「幼稚園 巻上」を翻訳。 9.26.松野クララ、この日より10ヶ月間の約束で、東京女子師範学校で英語を教えるが、附属幼稚園が開設されると主席保姆となる。 11.14.附属幼稚園開設を布達。 11.16.東京女子師範附属幼稚園開園。 11.18.日々新聞雑報に中村正直訳の「ドウアイ氏幼稚園論の概旨」掲載。 11.24.日々新聞雑報「フレーベル氏幼稚園論の概旨」 12.17.松野、クララの結婚披露宴。精養軒。
1877年(33歳)	3.1.「代紳録 全」の作成に取りかかる(~1878年3月)。	7.東京女子師範学校附属幼稚園規則撰定。7.桑田親五訳・那珂通高・飯島半十郎校正「幼稚園 巻中」。

	「松野久良々口授聞書(元稿)」「松野久良々口授聞書」 11.27.幼稚園開業式。  英雄の実兄桑原力太郎少佐、田原坂に近い木留の戦闘にて戦死(西南戦争)。	卷中は明治11年6月翻訳の部分もある。  10.12.松野クララ、女兒文を出産。 11.6.式部寮伶人、保姆らに唱歌指導開始。 11.27.東京女子師範学校附属幼稚園正式開業式。
1878年(34歳)	見習い生に幼稚園記及び保育法の講義をする。 4.12.第一、第二恩物について講義。 (12.24.保姆見習生終業証書授与式)	6.桑田親五役。飯島半十郎校正「幼稚園 卷下」発行。 6.10.東京女子師範学校、保姆練習科の設置及び模範幼稚園への改稱を文部省へ伺う。 6.27.東京女子師範学校保姆練習科の設置クララ、「小児養育實驗之説」を書く(代筆)。
1879年(35歳)	1.22.「代紳録 二」を作成する。  3.13.鹿児島県より幼稚園開設に付該当業務申し付け辞令を受ける。(3.11.に鹿児島県到着。) 5.幼稚園遊室の増築  6.幼稚生70名を追加募集する。	1.18.鹿児島女子師範学校山下町に建築移転。同時に幼稚園を設くの記述。 関信三、木村末に1月付けの「幼稚園創立法」の筆写を与える。 2.5.鹿児島女子師範学校本科生兩名を東京女子師範学校保姆練習科に留学させる(桜川以智・堀フミ)。  2.13.東京女子師範学校第一回卒業式。15名。  3.東京女子師範学校、保姆練習を開始する。  3.鹿児島幼稚園新築竣工。文部省第八年報(明治13年。内容は12年)。幼稚39名保姆見習生10名の記述。 4.1.鹿児島女子師範学校附属幼稚園開園。 11.4.訓導(幼稚園監事)関信三、没。
1880年(36歳)	5.31.保姆見習生修了証書授与式  6.1.鹿児島県より帰京申し付けにつき御請書鹿児島幼稚園に代紳録を書いて残す。	2.28.松野クララ、東京女子師範学校附属幼稚園を辞任。 3.1.クララ、幼稚園員外保姆となる。体操伝習所のピアノ奏者に就任。 8.東京女子師範学校保姆練習科廃止。
1881年(37歳)	7.18.幼稚園教員勤務に付、雇の辞令を受ける。(保姆の名称廃止) 12.23.東京女子師範学校助教諭及び幼稚園教員兼務の辞令を受ける。	7.18.小西信八、幼稚園監事となる。
1883年(39歳)		6.14.大阪模範幼稚園廃園。
1884年(40歳)		2.学齡未滿の幼児の小学校入学禁止通達。古市静子、時習女学校を廃し、桜井女学校の幼稚園に勤務する(矢島楯子のすすめ)。受洗。
1885年(41歳)	3.25.女子師範学校幼稚園保育法、家政科教員免許状を受ける。	8.飯島半十郎著「幼稚園初歩」。
1889年(43歳)	10.6.旧藩主徳川篤敬(イタリア全権公使)の総子夫人に随行し渡欧する。	2.第二火曜日、松野クララ、獨逸學協會婦人懇親會にて演説(4回の1) 4.第二日曜日、松野クララ、獨逸學協會婦人懇親會にて演説(4回の2) 6.第四水曜日、松野クララ、獨逸學協會婦人懇親會にて演説(4回の3) 10.第四水曜日、松野クララ、獨逸學協會婦人懇親會にて演説(4回の4)
1889年(45歳)	12.12.徳川篤敬の総子夫人に伴い帰国する。	
1894年(50歳)	4.寄宿舎方式の翠芳学舎を開く。	
1895年(51歳)	4.1.文部大臣(西園寺公望)の懇請により、宇都宮高等女学校の教頭の任につく。 4.12.栃木県尋常師範学校教諭兼任の辞令を受ける。	
1897年(53歳)	「心の葉(栃木県高等女学校卒業生に与ふ)」を書く。 栃木県尋常師範学校教諭及び舎監を辞める。	

1898年(54歳)	4.30.日本赤十字正社員となる。	
1900年(56歳)		9.幼稚園保育及び設備規定。
1901年(57歳)	3.10.『女子家庭訓(上下)』出版	
1903年(59歳)	3.20.愛国婦人会通常会員の認定状を受ける。 茨城県立水戸高等女学校教諭兼茨城県女子師範学校教諭に任ぜられる。	
1908年(64歳)	知事より茨城県教育功労者表彰。	4.1.女子高等師範学校を東京女子高等師範学校に改称。
1909年(65歳)	4.10.茨城県教育会裁縫講習会講師。	
1913年(69歳)		松野クララ、孫二人、姉と共にドイツへ帰る。
1922年(78歳)	水戸高等女学校講師解職の辞令を受ける。	
1925年(81歳)		11.29.東京女子高等師範学校五十年記念祝典に招待。 12.17.「新聞いはらき英雄号(3頁)」が出る。
1926年(82歳)		4.22.幼稚園令公布。 4.22.幼稚園令施行規則(第二条幼稚園ノ保育項目ハ遊戯、唱歌、観察、談話、手技トス)。
1936年(92歳)		10.保育問題研究会結成。
1937年(93歳)		7.日中戦争始まる。
1938年(94歳)		4.国民総動員法公布。
1941年(97歳)	12.1.午後7時20分、近親者に見守られて逝去。	3.国民学校令公布。

## 資 料

現代語私訳と資料 1 「代紳録 一の浄写」  
資料 2 「代紳録 全」  
資料 3 「代紳録 二」

第一則

子どもはみんな、その子どもに備わった性質によって導くようにし、子どもの性質をまげて、急によくしようとしてはなりません。最も大切に育むべきことは、子どもが自主的、主体的であって穏やかに発達し、特に乳児はゆったりと教育することを、第一の目的とすることです。この二つが欠けるときは保育者の資格がないといってもよいのです。

第二則

幼稚園の保育室やその他の場所にいる時でも、関係の長官その他の客が入り出る時、幼児に必ず立礼をさせなさい。礼(挨拶)は、万物の霊長である人間だけがするものです。礼をしない時は、鳥や獣とどこが違うのでしょうか。それ故、幼児が生まれてすぐに、この貴重な道理を知らせることです。しかし、一朝一夕にはこの礼儀を身につけるのは難しいことです。徐々に導く方が返ってやりやすいのです。だから、母や保育者は、毎日この目的を忘れないようにしなさい。

第三則

幼児が、生まれてすぐ手足を動かすのは、自然の摂理であり、知覚や身体の発達に伴い、援助することが発達の順序にあります。従って、母や保育者がこの機会をまちがえず、教育の心を持ち、子どもの世話をする時は、必ず目的を達することができます。

第四則

幼児が、遊んだり、物を壊したりするのは、普通のことです。もしこの二つをしない時は、もしかしたら、病気ではないかと考えるべきです。

第五則

幼児は、園庭でどろんこ遊びを喜ぶのは、普通のことです。しかし、多くの父母は、これを危険に思ったり、悪いこととして子どもがしたがるのを制止します。制止する理由もわかりますが、返ってよくないです。なぜなら、幼児は知識を得たり、理解を深めたいと願って、土を掘ったり草木を折ったりする時、石や草木の性質を発見します。これは、最初の知覚を開くといってもよいのです。このように幼児が思うように楽しみ、この時にこそ、草木の性質や種から芽を出すことなどを教えます。但し、幼児が草木果実などをとったり、壊したりするのを勧めなさいというのではありません。あえて、このような行動をとめず、その時の状況に応じて諭し、動植物にも命があり、

人間と同じです。だから、むやみに摘んだり壊したりするべきではない理由を言って聞かせ、もしどうしても壊したいという幼児には「あなたはこれをつくることができますか」と諭して、「(神の)創造の御業」のすばらしさを話すべきです。

これを繰り返していきます。幼児が美しい庭を損なうようなことをする時は、「自分でつくってごらんなさい」と言って、その大変さを知らせるようにするとよいです。

#### 第六則

幼稚園で遊んだり遊戯をしたりすることや、物を使用して幼児に見たり触れたりさせることは、五官の機能を刺激することです。例えば「家ばと」の遊戯をすれば、その遊戯に内包される基本となる心は、必ず子ども心に起こってきます。これは不思議なことです。(保育実践の中で私は確認しました。)唱歌を歌えば、子どもの心が歌の中に入るように導き、尤も大切な五官の作用を敏捷になるように、遊戯を有効に計画し、夫々の発達の領域において楽しませ、遊戯が成り立つ中に子どもが目的を発見するように援助することが、母や保育者の目的です。

#### 第七則

子どもが遊びの中で、自然に目的を見つけるように導きなさい。

#### 第八則

真実なる神さまはいつも私達と共にいて、学んでいる時も遊んでいる時も、私達をいつも守ってくださるので安心です。人間として、神さまを尊敬すべきことを諭してきかせなさい。

#### 第九則

子どもはみんな、いわゆる器用不器用といわれる性質を持っています。このことにとらわれず、幼稚園に入園した以上は、どの子どもも器用さや敏捷性を身につけることを、目的としなければなりません。

#### 第十則

どの人もみんな祖先がいたので、存在するのです。ですから、心や手足を使って、勉強をしなければ、生活することはできません。このように簡単な言葉で、しかも幼児の耳にとどまるように話してきかせなさい。

#### 第十一則

遊戯を楽しむ中で、五官を使って見たり触ったりすることで、その事物を通して、思考を深めるように導くことを大切にしながら。

例えば、小型の船の図を見ることも、説明だけで大きな蒸気船の船の話聞くことも、万国に共通する真理を支える社会に関係する、はるかかなたを

想像する力を喚起することになるのです。

#### 第十二則

事物(教材)は一つとして、位置が正しくないようにすべきではありません。位置がもし間違っている時は、事物をよく整頓していないのです。正しい位置にある時は、清浄潔白を好む気持ちや寛大さや慈愛の心も芽生えさせます。

世間一般の幼児と、幼稚園に来てすでに教育を受けた幼児とを比較し、このことについて論じてみましょう。まず一般の幼児は、8個の木片を出しても、「これは何のために使うのですか」とたずね、大体の使い方がわかることは稀です。入園した幼児は、「家や門、扉をつくるものです」と答えます。思考力を保ち得なければ、この答えをよくできません。これはいわゆる画工が絵の具を分画してぬるように、入園した幼児は、他の幼児より一步思考力が進んでいることがわかります。

#### 第十三則

幼児の目に入るものすべては、決してその心を疎かにするべきではありません。大人にとっては些細なことといっても、幼児にとっては、大切な知的発達の機会です。それ故、丁寧に導き、注意する時は、楽しみつつ新しい発見や発明もできます。

例えば、正方形の木、或いは長方形の木などを並列に並べるのを学ぶ時、後に自分が好む面白い様々な物体等を造り出します。

その時こそ、幼児の遊びの意味があります。これは取りも直さず、思考しようとする心が一歩進んだということです。私英雄は、自分の経験によってこれを証明します。

#### 第十四則

幼児がもしわがままをいうならば、たびたび教えて、それでもやめない時は、戸外に出したり、遊戯の中に入れないようにしたりすると、子ども自身が反省するものです。

#### 第十五則

事毎に説明し、丁寧に関わりなさい。しかし、活動内容が細かすぎて、幼児が飽きてしまうような時は、害があっても益がありません。そのため、保育者はよく注意をして、幼児に適切な言葉で、簡単に話しなさい。

#### 第十六則

事物にはすべて元素があり、郷音があることなども示しなさい。

#### 第十七則

唱歌は必ず用いなさい。旋律が正しいことが必要です。一般に母親や乳母は、乳幼児を快く寝かせるために、いわゆる子守唄などを歌います。乳幼児

が気持ちよくねむることは、自然の理にかなっています。ですから、保育中に運動遊戯をする時は、必ず唱歌を用いなさい。

#### 第十八則

事物はすべて元素から成立することを教えなさい。響音を保有する元質もまた同じです。

#### 第十九則

物質はすべて中立質ある理を教えなさい。極剛極弱反対物が第一です。その中立質は柔質です。極厚極薄の色があります。其の中分を得た色則ち中媒です。数は一二三、二則中媒又天地間に山と溪谷とは大きく反対にあるものです。どこへ行くにも、中分を経過しなければよくできません。これによって幼児を導き、その理を理解させるには、まず短く簡単に、みやすくして、幼児がもてあそぶに適しているのは第二恩物です。その木の球は立方体のように、いわゆる反対で、中間の性質を持ち、円長体です。此の物体について事物の中立である形を覚えさせなさい。諸線類もまた同じです。斜線は平直の中だちとなります。

#### 第二十則

保育者は終始小児の心意を持つべきです。ここに掲げる項目によく注意をし、一つの事柄といっても、いい加減に過ごしてはなりません。

#### 第二十一則

神は日々私達の父母をはじめ、私たちをいつも守り平安を与えます。そのため、人間としてその無上の恩に報いようとする心から、常に離れないようにと丁寧に諭しなさい。

フレーベル氏は、子どもが生まれて約二ヶ月を経過すれば、母親はこの教育に着目し、幼稚園に入るまで教育することを待つことはないといっています。

すでに2,3ヶ月を過ぎた幼児は、フレーベル氏のいわゆる自然の理によって、糸製の六色球で幼児にあそばせます。7,8ヶ月を過ぎる頃には、六色球に換えるのに、それは関連があつて、多少異質の物にします。つまり、第二恩物の木球、立方体、長円形がこれです。つまり、球形は同形で異質なもの、方形は、球とは全く相反するもので、長円形は球と方体の2つの性質から成立した中分質です。フレーベルの教育の意図、いわゆる反対一致終始結合の理の一分をまず示すものです。そしておよそ百般の事、宇宙間の物全ては反対結合の理にあてはまらないものはなく、終始異変するのです。

フレーベルの説によると、幼児は生後三ヶ月の頃より、耳で聞くことができます。この時にこそ幼児の五官の働きを、理解することができるでしょう。



幼児はすでに説明した球や日用器具玩器等に対し、愛すべき小さな声でたずねることがあります。この時に母親は、最も注意をしなければならない大切な時です。なぜならば自分で物の形を観察し、音にも聞き入るからです。このように、即ち五官による動作がだんだん発達し、知識をえて啓発される要因となることを、母親が確信しましょう。

前章に既に述べたように、生後八九ヶ月の頃には、もう耳で聞くことができます。物の形を既に確認しできるため、六色球の玩具にかえて第二恩物を使用して、短い歌あるいはお話を添えて誘導をしなければなりません。これは、自ら感じたり五官の働きを助ける一つの良い方法です。しかし、過度になる時はよくないのです。簡単で短いお話、あるいは歌をまじえながら遊ぶと、最もよいのです。

そこで、前にも言ったように、有生無情を知らないで、問いかけるような時は、これは最も有用な物体教科の一端を聞いているので、つまり幼児の心の発達はこのから始まります。このような理由により、一つの小さなボールといっても、あえておごるような言葉で話してはなりません。その言葉は、幼児の記憶にとどまり、生涯忘れないこととなるからです。

すでに幼児は満2歳から3歳の頃に教育するのに、第三恩物8個の木片を使って、手で遊ぶことがきまりです。そして、この年から、幼児は幼稚園で保育を受けて、社会の悪習に染まることなく、さらに人類が最も愛し、身近な社会における年齢別の集団遊びによって自分自身を発揮し、かつあらゆる活動を一切の遊戯中に含む方法について、各自の個性に応じてその後どのような活動においても、目的をみつけることができるように、学齢満6歳になるまで保育し、卒園後小学校に入学します。フレーベル氏が考案した法則では、二十の恩物が必要です。この方法のように、第一に自然の法則に基づかないものはありません。いわゆる自然の法則と称するも、本当に悔えることはできないのです。

フレーベル氏の説によると、およそ幼稚園の教育は、大きく別けて2つの科から成立しています。その一つは、「物体教科」で、もう一つは「事業教科」です。「物体教科」とは一切の物体に関することです。例えば左右にある椅子や卓等の類は、その成り立ちを観察するのに、まず1つの箱を選んで考えを要する時は、平行におけば、直列に反対の形をつくるように、ほとんどの物は総てこの理を持っていないものはありません。そのように、この反対一致の想像をする心を喚起し、その反対にあるものの原理と結合し、同じ理になります。すなわち知恵を磨く基礎となります。

「事業教科」とは何でしょうか。諸事業諸工芸によって百般百物の模型を

つくり、つまり工作工業の練磨研究の基礎となることを目的とします。このように教育し、その目的を誤らず導きなさい。その恩物の使用法は、次に述べましょう。使用法については、いくつかの約束がありますので、次にあげます。

#### 第一則

##### 第一号六球の作用法

まず、直径二寸(1寸は約 3.03cm)の六色の球で、一つ目は赤色、二つ目は青色、三つ目は黄色。この三色を基本の色と言います。四つ目は柑色と言います。五つ目は緑色と言います。六つ目は紫色と言います。最初に幼児に赤球を見せます。その二寸(約 6.06cm)の直径の球は、幼児の手には最も保ちやすく、かつ大き過ぎずまた小さ過ぎません。そのため幼児は時に、口の中へ入れることもするので、教えて入れないようにすれば、本当に幼児に適しています。つまり、赤色は太陽を表しています。次に黄色は大地の球です。色は大土(黄土)です。

青色は則ち私達の生活する空間を表しています。つまり、赤色と黄色を混色して柑色ができます。黄色と青色を混色して緑色ができます。赤色と青色が混色して紫色が生まれます。このように、色を示して、その他色についての説明が必要ですが、他の所で説明しましょう。このようにあらゆる物の形を比較し、様々な比較によって説話を通して、想像力を喚起させなさい。球は幼稚園においては、最も幼い学年に与え、色のみを示すことに用いなさい。しかし、今わが国における完全な幼稚園は稀なので、恐らく一般の家庭でも、球を用いて遊ぶことはめったにないことでしょう。ですから、初級の小児には、球を使って遊ばさせ、丁寧に説明をするのも、大変よいことです。

幼児は次第に成長して、形や色等を認知できるようになる頃、八、九ヶ月に至る頃で、六色球に換るのに、これが縁固ある同形の物です。第二恩物は木の球、立方体、長円体です。円体はすなわち形が同じで質が異っています。立方体は全く球とは反対です。長円体は球方二体が生じたもので、つまり反対物の中分質に様体とも含まれています。終始結合の理由によります。

すべて反対・一致、終始・結合の理由は、ここにいくつかの例をあげて言います。たとえば、ここに五十斤の目量の石があります。また、十斤量の同質の石があります。すなはち、大きく反対の量です。この中間には、三十斤、二十斤量の同質を見つける時は、双方が結合し、つまり中立となるのです。また、これを物の色にたとえる時は、白と黒は反対です。この中間色はねずみ色です。たとえば山の頂と溪谷とが反対であることも、両方へ行くべき中道があるでしょう。たとえば、白昼と暗夜とは、この中間には薄暮黄昏があ

ります。また、色で反対を知ることは、最も簡易(やさしい)です。赤色を日光にかざして見る時は、黒質です。薄赤は、すなわち白色黒色とも、殊に反対色にみえるも結合一致は、必ず証があります。この法則は天地間自然の理ですが、これを発見することは難しいと言えます。これを発見するには、十分な注意力が必要でなければできません。三形体でもってこれを追求しようとする時、簡単にその共通した理由を知ることができるのは他にありません。他の物に由って、その反対と一致の理由を求めようとすれば、返って煩わしく、また幼児が理解することが難しいので、この第二恩物を使用すると、簡単にその一端を知ることができます。これゆえ、諸動植物家什器具に至るまで、その成り立ちを考える時は、この理論があります。教育者は、意図的によくこの理由を記憶し、恩物をもって幼児を導く時は、「脩学」「營生」等人間に関せる学事はここに発感し、製作物等をも要する時は、小児は脳力軟弱なる故、返って倦怠し益がありません。故に教導者は殊に注意し、楽しみつつ発明することを目的とします。

球はいつも揺れ動いています。立方体はいつも同じ位置にあり、動かないものです。立方体の三面を手で覆い、一方を幼児にみせる時は、一平面の四辺をみせます。少し斜めにすると二面とやや六辺もみえます。このようにして、どこに向けても順次同じです。

立方体は、六面がありますが、四面あるいは五面以上はみえません。立方を測量する時は、中心の直径と辺の中心と角からの中心直径はそれぞれ長短があります。このように三ヶ所の中心の直径へ、木線を通し、または圈旋や糸紐をつけてたらず時は、長円形となり、車輪或いは独楽或いは二重独楽となります。これはそのような性質をもっているからです。長円体または円柱体は、一つの円の面と二つの平面を持っています。円の面は球に比較し、二つの平面は立方体と比較できます。これは中分つまり中だちとなって、反対を一致させやすい中間の物です。

そして、円体の長さは平面の直径と同じで、立方体とも同一です。長円体の直径の中心へ糸を垂らしめぐらす時は白の形をなし、さらに一辺につける時は独楽の形になります。

球は形体の基本となるものです。長円体に至っては、それぞれが固有の性質をもっています。それ故、幼児に示すのには簡単で、しかも幼児の手には、全く障りがないのでよいのです。次に、立方体を手で掴む時は、球とは異なる感じを知り、反対の性質があることを知ります。次に、球と立方の各性質を持つ長円体に至る時は、先の二体の性質を益々知ること、数句を刻んで胸の飾りとして、いずれにしてもひと目で幼稚園保母であることを知ること

ができ、これが幼稚園保姆が最も優れている点です。

### 第三恩物第一積体法

この恩物は第二恩物と反対の性質です。立方体のように縦に切れば直線を有し、横断すれば横線を有します。つまり細々した部分より成立するという自然の法則による立方体です。

この恩物は、満二歳から満三歳の幼児に遊ばせるという規則があります。以前にも言ったように、幼児はみんなおもちゃなどをもてあそぶ時は、壊してみようという気持ちを持っているため、まず八つの立方体八個より成る一寸六分の立方体で、様々な模型をつくり、物体教科の主な遊びとします。

また全部の恩物用法三則があります。この三則は楽しく遊ぶ中で、「教誨を寓せる(教えを寓話化する)」最も主要な三則となるので、保姆はよく注意する必要があります。

この三つの方式を以って恩物の主眼とします。つまり、営生式とは幼児が日常生活の中でよく熟知した品物、たとえば、椅子や机その他、家の中にある物と想定して親しみ、問答や会話をしてその概略を知覚させるのです。

脩学式とは、想定した物品を以って、計数や幾何学術上に関係する体角形線を始め、総て学問的な理由から来ることを説明します。

摘美式とは、日常、私たちがみるものを美しいと感じ、これを敬い慕い、醜悪なものを自然に避けさせ、この反対にある美は、人が好ましいとする知覚を起こさせます。

付け加えて言います。この三号つまり第一積体は、物品を想像して会話をするのが主となります。

フレーベルの説によると、この第三恩物は、積体と置形の二箇の規則があります。まず、積体法はこれを幼児に示すように立方体の箱を、少し蓋を明け机の上に倒し、一二三と指さして呼びその蓋を引き抜き、つまり箱から一の立方体を出して、初めは立方体の概略を説明し、しばらく熱心に習っている時は、幼児は質問をします。まず最初に、たて半分に分けて、その二分の一個を示し、また合わせ、横半分に分け、数においては同数で半分になっても、その縦横の差異があることを知り、また合わせて中央半分に分けます。また、同数といえども、形が異なることを知らせ、その後4分の1または8分の1とし、4個をさらに合わせて長方形として、縦横或いは一箇ずつ積んで、方柱としてしだいにその形体を破壊しないで、種々の物体象門等をまねてつくり、お話や会話を専用とし、物体教科脩学営生の二式をあわせ持ちます。この方法は十五條の約束があります。その一条は、八個の木片をもって、一つも残さず物体をつくることです。

その二条は、たとえば一つの物体を、次に他の形に変える時は、これを壊し、あらかじめ造ることをしません。もし、幼児が自らこれを破壊し、あるいは保姆の命令をきかないで、思いのままに物体を造る等をする幼児がいます。これはよく矯正すべきです。このような性質は、自負傲慢の心を養成することに近いです。注意を怠ってはいけないところです。

その三條は

幼児を、教科に取り組ませる時は、必ず規則を整頓しなさい。このように言う時は、幼児にどのような考えがあっても、規則に適うことは自然だと言えます。故に規則はつまり所謂自然なのです。その一例を言いましょう。たとえば置形をなす時、左右の差別がなく、位置が錯乱する時は、何をもって、置形とするのですか。あるいは、教育者が、我がままな子どもの気持ちに抗することを嫌って、規則通りにしなくても、賞賛することは大きな非があります。たとえ幼児といっても決まりを守らず、わがままなことをすれば、善悪がわかるようになるでしょうか。それゆえ、適切な説話をを用いて、気づかせるように教えなさい。

その四則は

ここに一箇の井戸を掘って、その井戸が六箇の立方体から構成されています。このような時は二箇を余します。不用に属す、このようなものを不用視しないで、返ってこれを必要なものを仮設し、益々その眠りから呼び起こすべきです。世界に存在する物として、独立して役に立つものは大変稀です。

それ故、六個から成る井戸を造る時、残りはずまり左右に並列に置き、或いは手桶つるべ、或いは汲み水の人などと適当に関係のある名をつけて、問いかけながら会話をする時は、大変想像力がかきたてられ絶妙なおもしろさがあります。

その五條は

時としては、教師は八箇の方形を以って自ら物体の規模を制し、幼児に模倣して作らせます。

あるいは、短く簡単なものは、幼児にさらに造らせることもできます。しかし、年齢にふさわしい級に入るまでは教師が自ら物の形をつくり、この方法を示すことの他はありません。その作成したものに就いて、様々な説話をするのが、教科中最も重要な要点です。

その六則は

幼児は最も若い年齢であれば、簡単でわかりやすい言葉を使って繰り返し、さらに年長の幼児には、さらに一層適当な教育的な話をし、また、さらに年長の幼児には、大いに教育に関係した言葉をまじえて解説をしなさい。たと

えば、一つの物体についても、簡単な言葉をもってし、さらにした時は幼児の物体が起る解を用い、またさらに年長の幼児には、その物質の作用や変換などその物質等の概要を説話しなさい。

その七條とは

物体教科の時、教師まず一、二の物体をまねして造らせた時は、幼児は既に倦怠心を生ずるものであるので、その後は自意気隨の物体であれ、形であれ、造らせなさい。この幼児の心に、倦怠心が生まれる時は、返って保育上害があっても益はありません。これはすなわち一番の教育法です。

その八條は、

幼児に八箇の木片で、いずれの物品を模倣して造らせる時は、その説明はもちろん必要といっても、その物に就いて小話を交え、用いることは一つの方法です。幼児がさらに良く品物を造った時は、これを賞するに、面白く、しかも適したるお話で子どもを喜ばせなさい。あるいは幼児の中、教師の命令もきかず、勝手に不正なる物体等を造った時は、その罰として再び造る際の補正等をさせ、よって懲らしめることをよいこととします。

その九條とは、

幼児の能力が不十分であることは、自然の理であるで、これを温良優長に導き諭しなさい。

その十條は、

幼児が事業科に従事する時は、自然に充分にできないことが、前條に述べたようにたくさんあります。しかし、傍らから教師がこれを援助することは、大変よいことです。なぜなら、幼児は怠け心が生じ、事々物々みな依頼心が増幅し、自主的な創造への意欲を伸ばすことができません。それ故、できるだけ励まして誘導し、幼児が自らその心境に入るようにしなさい。

その十一條は、

教師まずは、八箇の木片で家を造りなさい指導する時、それぞれの幼児が思い思いの家作りをします。

これはあえて妨げてはいけません。しかし、異質な形を造る時は悪いとみなします。

その十二條は、

幼児が自分の物体の作成を完全にしようとして、隣の幼児の木片をと採って補作することを禁じなさい。

その十三條は、

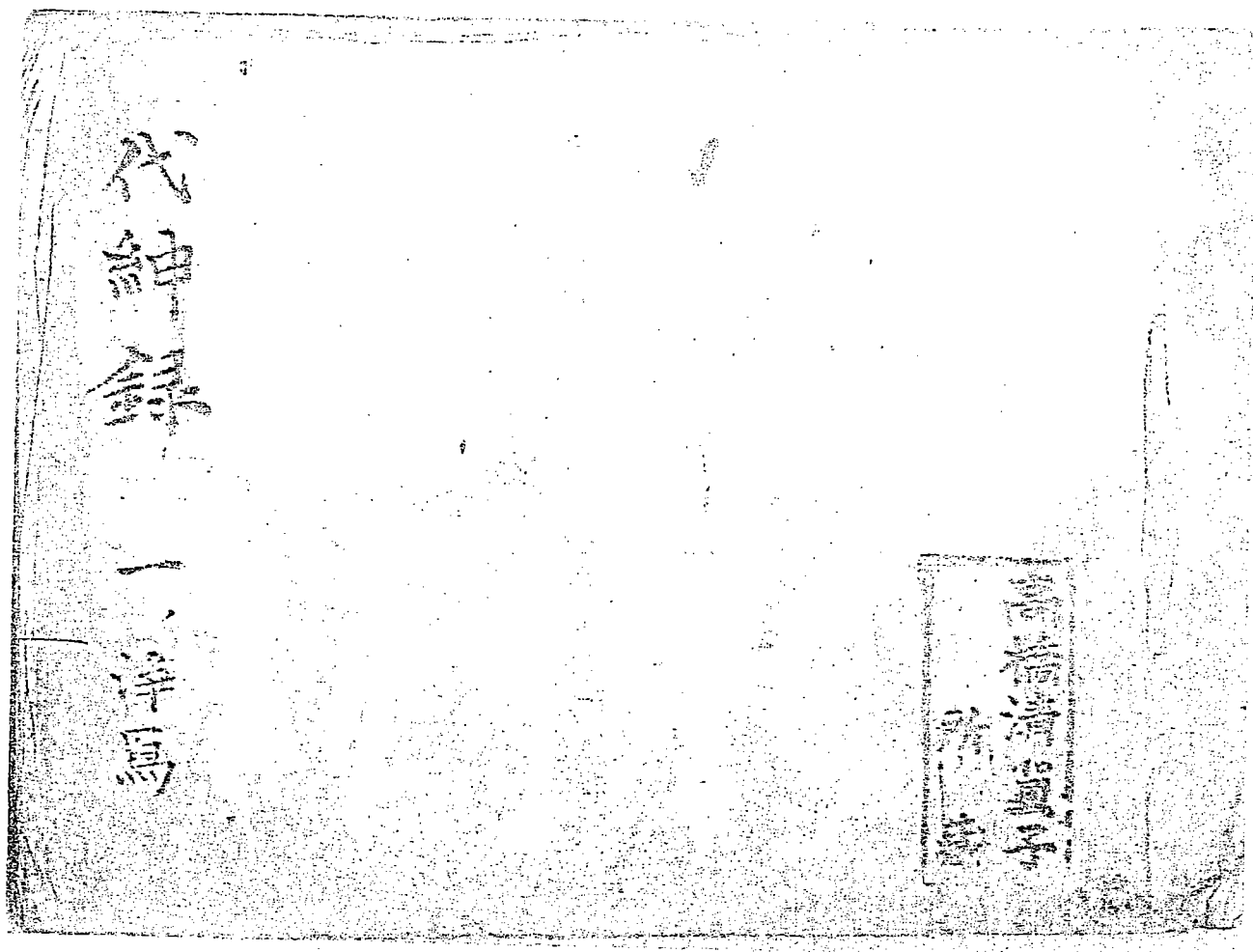
八箇の木片で物体を造ることに成功した後は、必ず木具の整頓を幼児にさせなさい。

その十四條は、

幼児が木片で物体を造る時、さらに整頓せず、ばらばらな形を表現する時は、その子どものために一つの教訓を含んだ話を説いて諭しなさい。たとえば、ここに甲乙丙丁の4人の子どもがいます。甲児は、まず、一つの家を造りました。乙児は一つの井戸を造りました。丙児は一つの園庭を造りました。丁児は一つの机椅子を造ります。その時、甲児の家屋は大変弱くて、大風で壊されてしまいました。四人の子どもがいました。よい天気で暖かく、散歩に適したよい日でした。四人子どもは、心をあわせ、野を歩き、草をつんだり花をみたりしました。そして、四人は楽しみのあまり帰ることを忘れ、そこで楽しんでいる真っ最中でした。北方に一帶の黒雲と風が生じ、光が目を遮り、暴雨は獅子のようでした。四人の子どもはとてもこわがって、どうしたらよいかわからなくなりました。四人の子どもは茅葺きの小さな家があるのを見つけました。

これは天が与えたものと四人の子どもは立ち寄り、雨を避けようとしましたが、これは本当に粗悪な茅葺きの小屋でしたので、すでに雷雨のために屋根が壊れ、今すぐに崩れ落ちそうな状況でした。そのため、大変がっかりして、疲れたので自分の家に帰ろうとしました。みなさんも注意しましょう。これは、みなさんと関係のない話ではありません。このように家を造る時は、堅固につくれば、雷や風雨をこわがることはありません。しばらくここにとどまって、雨が止み風が穏やかなるのを待って、帰路につけるように、今みなさんがしている家作りは、ほとんどこれと似ています。よく注意することが大切です。

※この資料の一部は清水陽子・高橋清賀子「豊田英雄の講義ノート「代紳録」にみる明治初期の保育内容」西南女学院大学紀要 Vol.12 2008に掲載。



代紳錄  
一、淨寫



第一種 冠詞、實名詞、形容詞  
 第二種 代名詞、動詞、副詞、分詞  
 第三種 前置詞、接續詞、間投詞  
 第四種  
 第五種  
 第六種  
 第七種  
 第八種  
 第九種  
 第十種

五尺八寸  
 文部省  
 教育雜誌 百八號  
 右幼稚園關係了

第一種 第二種 第三種  
 冠詞、實名詞、形容詞  
 第四種 第五種 第六種 第七種  
 代名詞、動詞、副詞、分詞  
 第八種 第九種 第十種  
 前置詞、接續詞、間投詞  
 五尺八寸  
 文部省  
 教育雜誌 百八號  
 右幼稚園關係了

# 幼稚園教育理論

松野久良々氏口授聞書

## 第一則

凡小兒ハ天然ノ性ニ從ツテ誘導シ  
 必スヤ性ヲ枉ケ急ニ為ルヲ要セス故  
 ニ之レカ母師トナル者最モ慎深ク  
 成スヘキハ己レノ意氣ヲシテ飽クマテ  
 温和且伸長ナラシメ以テ無感覺ナル稚  
 兒ヲ優長ニ開誘スルヲ第一則ノ目的  
 トス苟モ此ニツラ関リトキハ保母ノ任ナシト

## 第二則

幼稚園誘室其他各處ニアル際トモ

# 幼稚園教育理論

松野久良々氏口授聞書

## 第一則

凡小兒ハ天然ノ性ニ從ツテ誘導シ  
 必スヤ性ヲ枉ケ急ニ為ルヲ要セス故  
 ニ之レカ母師トナル者最モ慎深ク  
 成スヘキハ己レノ意氣ヲシテ飽クマテ  
 温和且伸長ナラシメ以テ無感覺ナル稚  
 兒ヲ優長ニ開誘スルヲ第一則ノ目的  
 トス苟モ此ニツラ関リトキハ保母ノ任ナシト

## 第二則

幼稚園誘室其他各處ニアル際トモ

關係ノ長官其他之者負ホ入来ル  
 行ハ必ス立禮ヲ行ハシム可シ之禮  
 人ノ萬物ノ靈タル所以ノ区分ナリ苟礼  
 ナクハ彼鳥獸曷ノ異ナラン是幼  
 稚ヲニテ初生ヨリ此貴重ナル理リヲ  
 知ラシムル也然レトモ一朝一夕ニシテ之ヲ  
 養成スルハ難シ漸ヲ以テ誘導スル  
 トキハ敢テ易々タルベシ此ヲ以テ母師保  
 姆タルモノ毎ニ此目的ヲ離ス可ラス

後第三則 此條ハ四則入ルベシ

幼稚ハ常ニ遊戯又ハ物器ヲ破損  
 スル等ヲ為スカ常情ナリモシ此ニツラ  
 ナサザルトキハ或ハ疾病アルト察ス可

○身付ハ...

關係ノ長官其他官員等入り来ル  
 トキハ必ス立礼ヲ行ハシム可シ之レ礼ハ  
 人ノ萬物ノ靈タル所以ノ区分ナリ苟礼  
 ナクハ彼鳥獸曷ノ異ナラン是幼  
 稚ヲニテ初生ヨリ此貴重ナル理リヲ  
 知ラシムル也然レトモ一朝一夕ニシテ之ヲ  
 養成スルハ難シ漸ヲ以テ誘導スル  
 トキハ敢テ易々タルベシ此ヲ以テ母師保  
 姆タルモノ毎ニ此目的ヲ離ス可ラス

後第三則 此條ハ四則入ルベシ

幼稚ハ常ニ遊戯又ハ物器ヲ破損  
 スル等ヲ為スカ常情ナリモシ此ニツラ  
 ナサザルトキハ或ハ疾病アルト察ス可

曷 = かくまひし  
 略して「むし」

前 第三則

小兒生レテ先ツ手足ノ搖動ヲ為スハ  
 是自然ノ妙理乃チ天賦ノ知覺  
 肢體ノ成立ト俱ニ啓発ヲ起スノ  
 階梯也故ニ母師タルモノ此機會ヲ  
 違ハス教育誘導ノ心意ヲ含有  
 シ以テ保護スルトキハ必ニヤ目的達  
 スルニ至ル可シ

第五則

幼兒ハ園園ホニ到リ土穿チ等ヲ嗜ム  
 常ナリ然ルヲ尋常ノ父母ハ却テ之ヲ  
 危フミ又ハ惡シトシテ其望ム所ヲ抑  
 止ス一理由ハアルヘケレトモ却テ非ニ近シ

前 第三則

小兒生レテ先ツ手足ノ搖動ヲ為スハ  
 是自然ノ妙理乃チ天賦ノ知覺  
 肢體ノ成立ト俱ニ啓発ヲ起スノ  
 階梯也故ニ母師タルモノ此機會ヲ  
 違ハス教育誘導ノ心意ヲ含有  
 シ以テ保護スルトキハ必ニヤ目的達  
 スルニ至ル可シ

第五則

幼兒ハ園園等ニ到リ土穿チ等ヲ嗜ム  
 常ナリ然ルヲ尋常ノ父母ハ却テ之ヲ  
 危フミ又ハ惡シトシテ其望ム所ヲ抑  
 止ス一理由ハアルヘケレトモ却テ非ニ近シ

何トナレバ幼稚將ニ啓發セント欲スル  
 知覺ヲ以テ偶意ニ土室或ハ草木  
 ヲ折損スル際石或ハ草木ノ質等  
 見知出タス是即チ一ノ知覺ヲ開  
 発スルト謂テ可也而メ隨意ニ歡  
 娛ヲナサシメ此時ニ當テヤ草木ノ質  
 及ヒ其發生等ヲ説教フヘシ蓋シ  
 幼稚一向ニ草木ノ果実等ヲ摘損ス  
 ルヲ勸メヨト言ニ非ス敢テ抑制セス論  
 スニ四時変遷ニ応シ花果緑葉  
 鳥虫モ是カ為メニ歌ヒ是カ為ニ  
 搏息シ人間モ亦是レカ為敬樂ノ  
 興アリ以テ摘損ス可ラサルノ理由ヲ

何トナレバ幼稚將ニ啓發セント欲スル  
 所ノ知覺ヲ以テ偶意ニ土室或ハ草木  
 ヲ折損スル際石或ハ草木ノ質等ヲ  
 見知出タス是即チ一ノ知覺ヲ開  
 発スルト謂テ可也而メ隨意ニ歡  
 娛ヲナサシメ此時ニ當テヤ草木ノ質  
 及ヒ其發生等ヲ説教フヘシ蓋シ  
 幼稚一向ニ草木ノ果実等ヲ摘損ス  
 ルヲ勸メヨト言ニ非ス敢テ抑制セス論  
 スニ四時変遷ニ応シ花果緑葉  
 鳥虫モ是カ為メニ歌ヒ是カ為ニ  
 搏息シ人間モ亦是レカ為敬樂ノ  
 興アリ以テ摘損ス可ラサルノ理由ヲ

論シモシ強テ損セシトナラハ幼兒ヲシ  
 テ之ヲ作為ス可キ乎ヲ論シ而メ造  
 化ノ妙力愈々高ク且ツ益深遠  
 ナルコトヲ説キ教フ可シ

請フ之ヲ重テ譬ヘシ幼稚美麗ナル  
 庭園ヲ損害スルトキハ自ラ之ヲ造  
 為スベシト云テ其難勞ヲ覺ラシムル  
 類ノ如トケン

第六則

凡幼稚園遊戲嬉ノ際物トシテ幼  
 稚ノ視察ニ觸ルルハ乃チ五官各  
 作用ヲ起スナリ譬ヘハ鳩巢ノ遊戲  
 一ノナリトシメハ其本心必ス彼ニ趨クホ

論シモシ強テ損セシトナラハ幼兒ヲシ  
 テ之ヲ作為ス可キ乎ヲ論シ而メ造  
 化ノ妙力愈々高ク且ツ益深遠  
 ナルコトヲ説キ教フ可シ

請フ之ヲ重テ譬ヘシ幼稚美麗ナル  
 庭園ヲ損害スルトキハ自ラ之ヲ造  
 為スベシト言テ其難勞ヲ覺ラシムル  
 類ノ如トケン

第六則

凡幼稚園遊戲嬉ノ際物トシテ幼  
 稚ノ視察ニ觸ルルトキハ乃チ五官各  
 作用ヲ起スナリ譬ヘハ鳩巢ノ遊戲

奇ト謂フヘシ(實際ニ就テ之ヲ)唱歌ヲ

ナセハ本心茲ニ臻ル故ニ之ヲ導クニハ

最モ貴重ナル五官ノ作用ヲ敏捷ナ

ラシムルニ溼同シ而メ成立ノ他日長

技ニ因テ目途ヲ發見シヌベキ様導テ

ヲ以テ母師保姆ノ目的ト為スベシ

第七則

幼稚遊戲中自然目的ノ立ッ可キ

様誘導スベシ

第八則

真神ハ吾儕ヲ守護シヌタ吾儕

ヲシテ學業戲遊中ニモ常ニ守

護シテ安泰ナリ之ヲ人トシテ之ヲ尊

奇ト謂フヘシ(實際ニ就テ之ヲ)唱歌ヲ

ナセハ本心茲ニ臻ル故ニ之ヲ導クニハ

最モ貴重ナル五官ノ作用ヲ敏捷ナ

ラシムルニ溼同シ而メ成立ノ他日長

技ニ因テ目途ヲ發見シヌベキ様導テ

ヲ以テ母師保姆ノ目的ト為スベシ

第七則

幼稚遊戲中自然目的ノ立ッ可キ

第八則

真神ハ吾儕ヲ守護シヌタ吾儕

ヲシテ學業戲遊中ニモ常ニ守

護シテ安泰ナリ之ヲ人トシテ之ヲ尊

敬セスニハ有可ラサルコトヲ總論スベシ

第九則

凡幼稚性質ハ所謂器用不器

用ナル質アリ之ニ拘泥セス幼稚園ニ

入り以上ハ何レモ器用敏捷ナル腦力

ヲ以テ成立ナスベク誘導スルヲ目的

トスベシ

第十則

各人必スヤ祖先アツテ今日ニ到ル而

適當ノ勉強ヲナシ心志手足ヲ勞セ

ズンハ今日營業且ツ暖衣飽食モ

ナシ能ハサル必セリ此ノ如ク言語簡

易ニシテシカモ幼児ノ耳底ニ停止

敬セスニハ有可ラサルコトヲ總論スベシ

第九則

凡幼稚性質ハ所謂器用不器

用ナル質アリ之ニ拘泥セス幼稚園ニ

入り以上ハ何レモ器用敏捷ナル腦力

ヲ以テ成立ナスベク誘導スルヲ目的

第十則

各人必スヤ祖先アツテ今日ニ到ル而

適當ノ勉強ヲナシ心志手足ヲ勞セ

ズンハ今日營業且ツ暖衣飽食モ

ナシ能ハサル必セリ此ノ如ク言語簡

易ニシテシカモ幼児ノ耳底ニ停止

例 焉(おのんぬ) 故には向流三か所のから 2か文字が代行しているが動 詞がつかえておる。



スルヲ要トシ説キ教フ可シ

第十一則

遊戯歡樂中一亭五官ニ視觸

セハ其事物ニ因テ思想ノ力ヲ諸物

ニ趨ラスヤウ閑誘スルヲ所要トス

譬へハ小形ナル舟船ノ見ルモ説明

ヲ大ナル蒸気船ノ話ニモ到リ之レカ為

萬國信義ヲ支ヘ社会一大關係

アル在ル千里ノ想像ヲモ呼起スル

ニ至ル可シ

第十二則

凡事物一トシテ位置正シカラサル

可ラス位置不正ナルハ事物整

スルヲ要トシ説キ教フベシ

第十一則

遊戯歡樂中一亭五官ニ視觸

セハ其事物ニ因テ思想ノ力ヲ諸物

ニ趨ラスヤウ閑誘スルヲ所要トス

譬へハ小形ナル舟船ノ見ルモ説明

ニ因テ大ナル蒸気船ノ話ニモ到リ之レカ為

萬國信義ヲ支ヘ社会一大關係ノ

アル在ル千里ノ想像ヲモ呼起スル

ニ至ル可シ

第十二則

凡事物一トシテ位置正シカラサル

可ラス位置不正ナルトキハ事物整

趨

頃ス能ク位置アル時ハ精神ヲシテ  
清淨潔白ヲ好ムノ心ヲ呼起シ又寛  
仁ノ力ヲ作ル慈仁ノ心モ發起スロハ行

第十二則

總テ幼稚ノ視覚ニ觸ルル毎々ニ決  
テ其精神ヲ疎漏ニ徑過セシム可  
ラス苟モ些細ナルコトト虽モ幼稚ニ採  
リテハ緊要ナル知覚啓発ノ機会  
ナリ故ニ懇々切々誘導ニ注意  
スルハハ戲嬉歡樂中ニ新ニ發明ノ  
心志モ出来ルナリタトハハ口ハ行  
タトハハ才形ノ木或ハ長形ノ木等ラ

頃セス能ク位置アルトキハ精神ヲシテ  
清淨潔白ヲ好ムノ心ヲ呼起シ又寛  
仁ノ力ヲ作ル慈仁ノ心モ發起スロハ行

第十二則

總テ幼稚ノ視覚ニ觸ルル毎々ニ決  
テ其精神ヲ疎漏ニ徑過セシム可  
ラス苟モ些細ナルコトト虽モ幼稚ニ採  
リテハ緊要ナル知覚啓発ノ機会  
ナリ故ニ懇々切々誘導ニ注意  
スルトキハ戲嬉歡樂中ニ新ニ發明ノ  
心志モ出来ルナリタトハハ口ハ行  
タトハハ才形ノ木或ハ長形ノ木等ラ



並列シ習フ中後々ハ自身  
 好ム所ノ面白キ様々ノ物体等造  
 リ出ス也其トキヤ小兒ノ娛樂豈  
 當ナラン乎之乃取モ直サス思  
 考ノ精神一歩進ムヲ得シト  
 言モ敢テ証言ニ非ス其堆經驗  
 ニ因テ之ヲ證ス

第十三則

幼兒モシ我意ヲ言トキハ再三教諭  
 モテ止マサル后チ戶外へ放チ或ハ遊戯  
 ノ群集へ容レザルトキハ彼レ自ラ悔悟  
 スルモノ也

並列シ習フ中後々ハ自身

好ム所ノ面白キ様々ノ物体等造  
 リ出ス也其トキヤ小兒ノ娛樂豈  
 當ナラン乎之乃取モ直サス思  
 考ノ精神一歩進ムヲ得シト  
 言モ敢テ証言ニ非ス其堆經驗  
 ニ因テ之ヲ證ス

第十三則

幼兒モシ我意ヲ言トキハ再三教諭  
 モテ止マサル后チ戶外へ放チ或ハ遊戯  
 ノ群集へ容レザルトキハ彼レ自ラ悔悟  
 スルモノ也

十二則の續キ

却説ク世間一般ノ幼稚園ニ  
 来テ既ニ教育ヲ受ケシ幼稚園ト誠ニ  
 之ヲ論セル先ツ一般ハ小兒ハ八箇ノ  
 木片ヲ出スモ之ハタ何ノ用ニ供スルヤ  
 ヲ問フニ大凡其用タルヲ知ル稀ナル  
 可シ入園ノ小兒ハ先ツ之ヲシテ或ハ  
 家屋或ハ門窓等ヲ造為スヘシト  
 答ヘシ之即チ思考ノ動カヲ保  
 チ得ルニ非スハ曷ツ此答ヲ能セシ  
 乎之所謂画工ノ彩色具ヲ分  
 畫スルガ如ク小兒ノ精神モ將ニ

精神モ將ニ

却説ク世間一般ノ幼稚園ハ幼稚園ニ  
 来テ既ニ教育ヲ受ケシ幼稚園ト誠ニ  
 之ヲ論セル先ツ一般ハ小兒ハ八箇ノ  
 木片ヲ出スモ之ハタ何ノ用ニ供スルヤ  
 ヲ問フニ大凡其用タルヲ知ル稀ナル  
 可シ入園ノ小兒ハ先ツ之ヲシテ或ハ  
 家屋或ハ門窓等ヲ造為スヘシト  
 答ヘシ之即チ思考ノ動カヲ保  
 チ得ルニ非スハ曷ツ此答ヲ能セシ  
 乎之所謂画工ノ彩色具ヲ分  
 畫スルガ如ク小兒ノ精神モ將ニ

既ニ

歩進ミシ知ル可シ

第十四則

事毎ニ説明シ懇明ナル可シ然レトモ  
詳細ニ過キ見心ヲシテ倦マシムルトキハ  
害アリトモ益ナシ故ニ保育者宜シク  
注意ヲ措キ見心ニ適切ナル言語ヲ  
以テ簡易ニ説クヘシ

第十五則

事物悉ク元素アル響音アルコト  
等モ示ス可シ

ホモ示ス可シ

第十六則

説話ヲハ必ス要ス可シ

歩進ミシ知ル可シ

第十三則

事毎ニ説明シ懇明ナル可シ然レトモ  
詳細ニ過キ見心ヲシテ倦マシムルトキハ  
害アリトモ益ナシ故ニ保育者宜シク  
注意ヲ措キ見心ニ適切ナル言語ヲ  
以テ簡易ニ説クヘシ

第十五則

事物悉ク元素アル響音アルコト  
等モ示ス可シ

第十六則

説話ヲハ必ス要ス可シ

第十七則  
唱歌ハ必ず關ク可ラス  
唱歌ノトキハ呂

律、整頓ナルヲ要ス

因ニ言一般慈母乳母或ハ保傳  
六稚兒ヲモテ快愉ヨク寝ニ就  
カシメントテ所謂子モリ歌等ヲ  
唱ルトキハ快樂ノ域ニ寢ルモ自然  
ノ妙理故ニ園中運動遊戯ヲ  
ナス必ス唱歌ヲ以テス亦宜ヘナ  
ラス乎

第十八則

事物悉ク元素ヨリ成立スル

第十七則

唱歌ハ必ず關ク可ラス唱歌ノトキハ呂  
律、整頓ナルヲ要ス

因ニ言一般慈母乳母或ハ保傳  
等稚兒ヲシテ快愉ヨク寝ニ就  
カシメントテ所謂子モリ歌等ヲ  
唱ルトキハ快樂ノ域ニ寢ルモ自然  
ノ妙理故ニ園中運動遊戯ヲ  
ナス必ス唱歌ヲ以テス亦宜ヘナ  
ラス乎

第十八則

事物悉ク元素ヨリ成立スル

關

コトヲ知ラシムベシ響音ヲ保有ス  
ル元質モ亦然リ

第十九則

香臭味透明質彈力質

抗抵質弱質剛質諸色

而メ色質悉ク中媒アル理ヲ

知ラシムベシ假令ハ極剛極弱抗抵

物ノ第一也其中媒ハ柔是ナリ

極厚極薄色アリ其中分ヲ得タル

色則中媒ナリ數ニテハ曰一二三

則中媒又天地間ニ山ト溪谷トハ

大ナル反對ナルモノ而ルニ何レヘ行クモ

コトヲ知ラシムベシ響音ヲ保有ス  
ル元質モ亦然リ

第十九則

香臭味透明質彈力質

抗抵質弱質剛質諸色

而メ色質悉ク中媒アル理ヲ

知ラシムベシ假令ハ極剛極弱抗抵

物ノ第一也其中媒ハ柔是ナリ

極厚極薄色アリ其中分ヲ得タル

色則中媒ナリ數ニテハ曰一二三

則中媒又天地間ニ山ト溪谷トハ

大ナル反對ナルモノ而ルニ何レヘ行クモ

中分ヲ經過セサレハ往ク能ハス是ニ  
 因テ小兒ヲ導キ其理ヲ知ラシムルニハ  
 先ツ簡短ニシテ視示ナシ易ク而  
 ヲ小兒ノ玩弄ニ適セル幼稚園  
 第二恩物則是ナリ曰其木球曰立  
 方体ニシテニ反對物而メ中媒也  
 長体是ナリ此物体ニ就テ事物ノ  
 抗抵及ヒ中媒物ノ形容ヲ覺知  
 スルニ至ルベシ諸線類ニ至ツテモ亦然  
 リ斜線ハ平直ノ中媒也  
 第二十則  
 保育教師ハ終始小兒ノ心意ヲ持  
 ス可シ而メ茲ニ掲ル折ノ教目ニ能ク

中分ヲ經過セサレハ往ク能ハス是ニ  
 因テ小兒ヲ導キ其理ヲ知ラシムルニハ  
 先ツ簡短ニシテ視示ナシ易ク而  
 ヲ小兒ノ玩弄ニ適セル幼稚園  
 第二恩物則是ナリ曰其木球曰立  
 方体ニシテニ反對物而メ中媒也  
 長体是ナリ此物体ニ就テ事物ノ  
 抗抵及ヒ中媒物ノ形容ヲ覺知  
 スルニ至ルベシ諸線類ニ至ツテモ亦然  
 リ斜線ハ平直ノ中媒也  
 第二十則  
 保育教師ハ終始小兒ノ心意ヲ持  
 ス可シ而メ茲ニ掲ル折ノ教目ニ能ク



臣意 シノヒ 一事件ト慢リ  
經過スベカラズ

十六則

不若知先アリ又母アリ而モ吾身  
アリ是即テ神ノ賜モフ所ニシテ  
片時モ其恩ヲ謝セサベカラス

神ハ父母ヲ守護シ又吾侪等ヲシテ常ニ  
安泰ナラシムルヲ以テ人トシテ其無極ノ  
恩ニ報セサル可ラサル心志ヲ常ニ離ス  
ヘカラサルヲ論スベシ

第十七則

保育者ハ終始小兒ノ心意ヲ持ス  
可シ而メ此教目ニ注意シテ  
教導ヲナスベシ

注意ヲ要スル也一事件ト慢リニ  
經過スベカラズ

十六則

人各祖先アリ父母アリ而メ吾身  
アリ是即テ神ノ賜モフ所ニシテ  
片時モ其恩ヲ謝セサベカラス

神ハ父母ヲ守護シ又吾侪等ヲシテ常ニ  
安泰ナラシムルヲ以テ人トシテ其無極ノ  
恩ニ報セサル可ラサル心志ヲ常ニ離ス  
ヘカラサルヲ論スベシ

第十七則

保育者ハ終始小兒ノ心意ヲ持ス  
可シ而メ此教目ニ注意シテ  
教導ヲナスベシ

○フレベル氏曰凡ソ子生レテニヶ月ヲ經  
 過スレハ慈母タルモノ之レカ教育ニ着目シ  
 敢テ幼稚園ノ教保ヲ待サル也ト宜ナル哉  
 慈母ノ笑顔ウヂ以テ小兒ノ面ヲ照ス此トキヨリ  
 シテ子ヲ教ルノ機會始マルト果メ此月ノ  
 令よわヒヨリ知覺ヲ萌シ得ルニ至ルモノ也  
 既ニ己ニ三ヶ月ヲ経タル小兒ニフレベル  
 氏所謂自然ノ理ニ則リテ之レニ授クル  
 ニ糸制ノ六色球ヲ以テス而セハヶ月  
 ヲ經ルニ及ニテ六色球ニ換ルニ夫レカ  
 縁固ヲ有セル稍々同形ニシテ異質物

○フレベル氏いわく曰凡ソ子生レテニヶ月ヲ經  
 過スレハ慈母タルモノ之レカ教育ニ着目シ  
 敢テ幼稚園ノ教保ヲ待サル也ト宜ナル哉  
 慈母ノ笑顔以テ小兒ノ面ヲ照ス此トキヨリ  
 シテ子ヲ教ルノ機會始マルト果メ此月ノ  
 令よわヒヨリ知覺ヲ萌シ得ルニ至ルモノ也  
 既ニ己ニ三ヶ月ヲ経タル小兒ニフレベル  
 氏所謂自然ノ理ニ則リテ之レニ授クル  
 ニ糸制ノ六色球ヲ以テス而セハヶ月  
 ヲ經ルニ及ニテ六色球ニ換ルニ夫レカ  
 縁固ヲ有セル稍々同形ニシテ異質物

フ以テス乃チ第三恩物ノ木球立立方体  
 長圓形是ナリ所チ球形ハ同形異  
 質方形ハ球トハ全ク相及セルモノニシ  
 テ長圓形ハ球ニ伴ニ質ヨリ成立シ  
 クル中分質也フレヘル意所謂反對  
 一致終始結合ノ理其一分ヲ先ツ  
 示スモノ也而メ凡百般ノ事宇宙  
 間物皆反對結合ノ理アラサルハナ  
 ク而メ終始異変セルノテハ曾テ  
 アルサルナリ  
 却説小兒初生三ヶ月ノ令ヒヨリ五官

フ以テス乃チ第三恩物ノ木球立立方体  
 長圓形是ナリ即チ球形ハ同形異  
 質方形ハ球トハ全ク相及セルモノニシ  
 テ長圓形ハ球ニ伴ニ質ヨリ成立シ  
 タル中分質也フレヘル意所謂反對  
 一致終始結合ノ理其一分ヲ先ツ  
 示スモノ也而メ凡百般ノ事宇宙  
 間物皆反對結合ノ理アラサルハナ  
 ク而メ終始異変セルノテハ曾テ  
 アルサルナリ  
 却説小兒初生三ヶ月ノ令ヒヨリ五官

耳稍々聞クヲ得ル此トキニ際シテヤ小兒  
 無生有生物タルヤヲ美デカ視分  
 セン故ニ既ニ説ク所ノ球或ハ日用器  
 具祝器等ヘ対シ傾<sup>イナク</sup>カラ愛スヘキノ微  
 ナル音聲ヲ以テ之レカ問ヲナス是ノトキヤ  
 母タルモノ最注意ヲカカセスニバアル不可  
 ノ最要時機ナリ何トナレハ己ニ物形ヲ  
 モ少シク視察シ音響<sup>オト</sup>ニモ少シク  
 聞キ得ルカ為也如此ナル則知ル  
 是五官ノ動作漸々發起シ智識  
 啓開ノ元素トナルヲ慈母豈茲ニ

耳稍々聞クヲ得ル此トキニ際シテヤ小兒  
 ノ無生有生物タルヤヲ美<sup>いずくん</sup>デカ視分  
 セン故ニ既ニ説ク所ノ球或ハ日用器  
 具祝器等ヘ対シ傾<sup>イナク</sup>カラ愛スヘキノ微<sup>わづか</sup>  
 ナル音聲ヲ以テ之レカ問ヲナス是ノトキヤ  
 母タルモノ最注意ヲカカセスニバアル不可  
 ノ最要時機ナリ何トナレハ己ニ物形ヲ  
 モ少シク視察シ音響<sup>オト</sup>ニモ少シク  
 聞キ得ルカ為也如此ナル則知ル  
 是五官ノ動作漸々發起シ智識  
 啓開ノ元素トナルヲ慈母豈茲ニ

忽カセナル可ケン哉

○前章述<sup>既</sup>シ如クナレハ初生ハ九ケ

月ノ令ヒニハ耳既ニ聞クコトヲ得物

形既ニ視認得ル故ニ六球玩器

ニ換ルニ第三恩物ヲ以テ短簡ナル謠

歌或ハ説話ヲ添ヘ誘導ヲナスヘ

シ。是即チ自ラ感覺ヲ起シ五官

ノ動作ヲ資ケシムル一良法也然レ

トモ過度ナルトキハ宜シカラス唯々簡短

ナル話或ハ歌ヲ雜シヘシムル最モ善シト

ス而メ前ニモ言シ如ク有生無情ヲ不知

忽カセナル可ケン哉

○前章述<sup>既</sup>シ如クナレハ初生ハ九ケ

月ノ令ヒニハ耳既ニ聞クコトヲ得物

形既ニ視認シ得ル故ニ六球玩器

ニ換ルニ第三恩物ヲ以テ短簡ナル謠

歌或ハ説話ヲ添ヘ誘導ヲナスヘ

シ。是即チ自ラ感覺ヲ起シ五官

ノ動作ヲ資ケシムル一良法也然レ

トモ過度ナルトキハ宜シカラス唯々簡短

ナル話或ハ歌ヲ雜シヘシムル最モ善シト

ス而メ前ニモ言シ如ク有生無情ヲ不知

一凡ニ向テ之レカ發問ヲナスカ如キハ  
 射ヲ要ナル物体教科ノ一端ヲ  
 精<sup>ク</sup>以テ問<sup>キ</sup>モ<sup>テ</sup>ニシテ<sup>之</sup>則<sup>ル</sup>小兒ノ精  
 神<sup>ト</sup>セル也故ニ<sup>一</sup>小球<sup>ト</sup>虽<sup>モ</sup>取<sup>テ</sup>  
 慢<sup>リ</sup>ナル語<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>スベカラス今其言  
 語<sup>ハ</sup>小兒ノ腦<sup>裏</sup>ニ漫<sup>染</sup>シ終<sup>身</sup>ノ精  
 神<sup>ト</sup>セル也

○既ニ稚兒滿ニ年ヨリ三年乃至<sup>ハ</sup>比

ニハ導クニ第三恩物ハケノ木片ヲ以テ弄  
 セシムルヲ規則トス然シテ此年ヨリ專  
 ラ幼稚園ニテ保育ヲ受ケ社会ノ患  
 習ヲ防セキ加之凡人類ノ最モ好<sup>ミ</sup>且

シテ一凡ニ向テ之レカ發問ヲナスカ如キハ  
 則最モ要ナル物体教科ノ一端ヲ  
 稍々以テ開キシモノニシテ之則小兒ノ精  
 神トセル也故ニ<sup>一</sup>小球<sup>ト</sup>虽<sup>モ</sup>取<sup>テ</sup>  
 慢<sup>リ</sup>ナル語<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>スベカラス今其言  
 語<sup>ハ</sup>小兒ノ腦<sup>裏</sup>ニ漫<sup>染</sup>シ終<sup>身</sup>ノ精  
 神<sup>ト</sup>セル也

○既ニ稚兒滿ニ年ヨリ三年乃至<sup>ハ</sup>比

ニハ導クニ第三恩物ハケノ木片ヲ以テ弄  
 セシムルヲ規則トス然シテ此年ヨリ專  
 ラ幼稚園ニテ保育ヲ受ケ社会ノ患  
 習ヲ防セキ加之凡人類ノ最モ好<sup>ミ</sup>且

最モ関係アル社会ノ交際ノ階梯ヲ  
 群集遊戯中ヨリ自ラ呼起シ且百  
 般ノ事業ヲ一際ノ遊戯ニ具存セ  
 ル方制ニ就テ各自ノ性質ヲ向ケシメ  
 後來何ノ業ニ於テモ目的ノ立ツベキヲ以  
 テ学令満六年ニ至ルマテ誘導ヲナシ而  
 メ園ヲ退シテ一定普返ノ小学ニ就クラ  
 以テス而メフレヘル氏ノ定ル所ノ法則ニ  
 於テ二十ノ恩物ヲ要而メ作用方ノ如キハ  
 一二皆自然ノ理ニ基ツカサルハナシ所  
 謂自然法トミル称言スルモ誠ニ誣言ニ  
 アラサルナリ

群集遊戯ノ意義

最モ関係アル社会ノ交際ノ階梯ノ  
 群集遊戯中ヨリ自ラ呼起シ且百  
 般ノ事業ヲ一際ノ遊戯中ニ具有セ  
 ル方制ニ就テ各自ノ性質ヲ向ケシメ  
 後來何ノ業ニ於テモ目的ノ立ツベキヲ以  
 テ学令満六年ニ至ルマテ誘導ヲナシ而  
 メ園ヲ退シテ一定普返ノ小学ニ就クラ  
 以テス而メフレヘル氏ノ定ル所ノ法則ニ  
 於テ二十ノ恩物ヲ要而メ作用方ノ如キハ  
 一二皆自然ノ理ニ基ツカサルハナシ所  
 謂自然法トミル称言スルモ誠ニ誣言ニ  
 アラサルナリ

普返 = 遍

○却説フレヘル氏凡ソ幼稚園ノ成立ヲ

大別シテニカニ期ス其一日物体教

科其二曰事業教科是ナリ物体

教科トハ一際ノ物体ヲ論ル也其議ヤ

凡ソ小児ノ平常熟知セシ諸物体

(タムハハ左右ニアル 椅子卓等ノ類) 成立ヲ視察スルニ先ツ一

直行ニ反対シテ形ヲナス如ク凡百般ノ

物悉皆此ノ理ヲ固有セサルハナシ夫レ

然リ故ニ此反対一致想像心ヲ發覺

シ復々以テ其反対セルモノ源意ニ結

合シ同一ノ理ニ歸ス即チ知識練磨

合シ同一ノ理ニ歸ス即チ知識練磨

○却説フレヘル氏凡ソ幼稚園ノ成立ヲ

大別シテニカニ期ス其一日物体教

科其二曰事業教科是ナリ物体

教科トハ一際ノ物体ヲ論ル也其議ヤ

凡ソ小児ノ平常熟知セシ諸物体ノ

(タムハハ左右ニアル 椅子卓等ノ類) 成立ヲ視察スルニ先ツ一

直行ニ反対シテ形ヲナス如ク凡百般ノ

物悉皆此ノ理ヲ固有セサルハナシ夫レ

然リ故ニ此反対一致想像心ヲ發覺

シ復々以テ其反対セルモノ源意ニ結

合シ同一ノ理ニ歸ス即チ知識練磨



基礎トナル也

事業教科トハ何ノ諸事業諸工

芸上ヨリ百般百物ノ模型ヲナシ

則チ工作工業ノ練磨研究ノ基

礎トナル也如此クシテ以テ教育ニ其目

的ヲ誤ラス誘導ヲナスヘシ今其恩

物作用ノ法則ハ逐次聊カ速ルコトヲ

然リトモ虽モ作用ニ就テ夥多ノ約束

アリ則左ニ掲ク

○ 第一則

基礎トナル也

事業教科トハ何ノ諸事業諸工

芸上ヨリ百般百物ノ模型ヲナシ

則チ工作工業ノ練磨研究ノ基

礎トナル也如此クシテ以テ教育ニ其目

的ヲ誤ラス誘導ヲナスヘシ今其恩

物作用ノ法則ハ逐次聊カ速ルコトヲ

然リトモ虽モ作用ニ就テ夥多ノ約束

アリ則左ニ掲ク

○ 第一則

第一号六球ノ作用法

先ツ六色ノ球ニテ一ハ赤ニ青ニ黄

此ヲ本色ト云四ニ柑ト云五ニ緑ト云

五ニ紫ト云而メ最初ニ赤球ヲ示ス

曰天易ノ象ニ形タトル也次ニ黄

曰大地ノ象也而メ形色トモ

曰形体ハ則天球ニ象リ色ハ則

太陽ニ象ヒシ也次ニ黄ハ形体ハ

則大地球ナリ色ハ大土ノ色ナリ

青ハ則吾人ノ生活スル所ノ象也

而メ赤黄混化ニテ以テ柑ヲ生ス

黄青ヲ混化ニテ緑ヲ生ス

黄青ヲ混化ニテ緑ヲ生ス

第一号六球ノ作用法

先ツ六色ノ球ニテ一ハ赤ニ青ニ黄

此ヲ本色ト云四ニ柑ト云五ニ緑ト云

五ニ紫ト云而メ最初ニ赤球ヲ示ス

曰天易ノ象ニ形タトル也次ニ黄

曰大地ノ象也而メ形色トモ

曰形体ハ則天球ニ象リ色ハ則

太陽ニ象ヒシ也次ニ黄ハ形体ハ

則大地球ナリ色ハ大土ノ色ナリ

青ハ則吾人ノ生活スル所ノ象也

而メ赤黄混化ニテ以テ柑ヲ生ス

黄青ヲ混化ニテ緑ヲ生ス

赤青ヲ混化ニシテ紫ヲ生ス如此クニ色  
 ヲ示シ其色ニ付テ説明ヲ大ニ要スレトモ  
 別ニ説シ而メ諸物形物体ニ比較シ  
 種々比較ニ因テ説話ヲナシ想像力ヲ  
 保有セシムベシ此球ハ幼稚園ニ於テハ  
 最モ稚キ級ヘ援ケ色ノミヲ示スニ用キ  
 ル然レトモ敢テ障リナシ。然レトモ今吾國ニ於  
 ル幼稚園ノ完全タルハ稀ナルニ因テ恐  
 ラク在家ノ間モ球ヲ弄スル等尠トカラ  
 シ故ニ初級ノ小兒ヘハ弄セシメ以テ懇切  
 ニ説明ヲ要スルモ大ニヨロシカラシ  
 ○小兒稍々長シテ色等粗知覺シ  
 得ルハハ九ヶ月モ至ル令也六球ニ換ルニ之レカ縁固

赤青ヲ混化ニシテ紫ヲ生ス如此クニ色  
 ヲ示シ其色ニ付テ説明ヲ大ニ要スレトモ  
 別ニ説シ而メ諸物形物体ニ比較シ  
 種々比較ニ因テ説話ヲナシ想像力ヲ  
 保有セシムベシ此球ハ幼稚園ニ於テハ  
 最モ稚キ級ヘ援ケ色ノミヲ示スニ用キ  
 ル然レトモ敢テ障リナシ。然レトモ今吾國ニ於  
 ル幼稚園ノ完全タルハ稀ナルニ因テ恐  
 ラク在家ノ間モ球ヲ弄スル等尠トカラ  
 シ故ニ初級ノ小兒ヘハ弄セシメ以テ懇切  
 ニ説明ヲ要スルモ大ニヨロシカラシ  
 ○小兒稍々長シテ色等粗知覺シ  
 得ルハハ九ヶ月モ至ル令也六球ニ換ルニ之レカ縁固

アル稍同形物ヲ以テス則第二思物  
 木球立方體長圓體等ナリ而圓  
 體ハ乃形相同シテ質異ナリ方体  
 全ク球トハ反對トシ長圓體ニ球方  
 二体ヲ生シタルモノニテ乃チ反對物ノ  
 中分質ニ様形トモ含有セリ而テ終  
 始結合ノ所以<sup>ゆえん</sup>明ケシ

○總テ及体一致終始結合ノ理由ハ茲ニ  
 斯カ其例ヲ掲テモニ凡ソ茲ニ五拾斤ノ  
 目量ヲ有スル石質アリ又十斤量ヲ有  
 スル同質アリ則大ナル反對量ナリ是ニ  
 中間スルハ或ハ三十斤ニ十斤量ノ同質  
 ヲ見出ストキハ双方結合シ則中間ト

アル稍同形物ヲ以テス則第二思物  
 木球立方体長円体是ナリ而メ円  
 体ハ乃形相同シテ質異ナリ方体ハ  
 全ク球トハ反對セリ長円体ハ球方  
 二体ヲ生シタルモノニテ乃チ反對物ノ  
 中分質ニ様形トモ含有セリ而メ終  
 始結合ノ所以<sup>ゆえん</sup>明ケシ

○總テ及体一致終始結合ノ理由ハ茲ニ  
 斯カ其例ヲ掲テ言ニ凡ソ茲ニ五拾斤ノ  
 目量ヲ有スル石質アリ又十斤量ヲ有  
 スル同質アリ則大ナル反對量ナリ是ニ  
 中間スルハ或ハ三十斤ニ十斤量ノ同質  
 ヲ見出ストキハ双方結合シ則中間ト

天地間自然ノ理然レトモ之ヲ発見スル  
 ノ自ラ難ニト言ヘル之ヲ発見スルニハ充分  
 ナル也復タ之ヲ物色ニ仮令ルトキハ白  
 ト黒トハ反対アリ之レカ中分ヲ得ント  
 欲セハ嵐色是ナリ是ニタトハ山ト溪  
 谷ト反対セルモ變方ヘ往ク可キ中道ナ  
 ラニタトハハ白昼ト暗夜ト是カ中分  
 ハ芙蓉黄昏アリ又色ヲ以テ反対ヲ知  
 ルニ最モ簡易ナリ赤色ヲ日光ニカ  
 サシ見ルトキハ黒質アリ若赤ハ則チ白  
 質異色トモ殊ニ反対色ニ見ユルモ  
 結合一致ハ必ス證有リ而メ此ノ法則  
 ハ天地間自然ノ理然レトモ之ヲ発見スル  
 ノ自ラ難ニト言ヘル之ヲ発見スルニハ充分

ナル也復タ之ヲ物色ニ仮令ルトキハ白  
 ト黒トハ反対アリ之レカ中分ヲ得ント  
 欲セハ嵐色是ナリ是ニタトハ山ト溪  
 谷ト反対セルモ變方ヘ往ク可キ中道ナ  
 ラニタトハハ白昼ト暗夜ト是カ中分  
 ハ芙蓉黄昏アリ又色ヲ以テ反対ヲ知  
 ルニ最モ簡易ナリ赤色ヲ日光ニカ  
 サシ見ルトキハ黒質アリ若赤ハ則チ白  
 質異色トモ殊ニ反対色ニ見ユルモ  
 結合一致ハ必ス證有リ而メ此ノ法則  
 ハ天地間自然ノ理然レトモ之ヲ発見スル  
 ノ自ラ難ニト言ヘル之ヲ発見スルニハ充分

ノ注意カヲ要セザレハ能ハス然リ而メ  
 三形体ヲ以テ之ヲ推究スルトキハ容易  
 ニ其一致タル所以ヲ知ルニ至ル是他ナシ  
 他物ニ由テ其反對一致ナル理由ヲ求  
 トセハ却テ其煩シキヲ覺ユルトモ此ノ二思  
 物ニ就クトキハ容易ニ其一端ヲ知ルニ足  
 リテ此故ニ宇宙ノ間諸動物植物家  
 器具ニ至ル迄其成立ヲ熟ラ考推  
 スルトキハ皆此理アラサルハナシ是ヲ以テ教  
 育者能此理由ヲ胸臆ニ維持シ  
 幼者ヲ導クトキハ脩学堂生等人間ニ  
 関セル学事茲ニ発感シ製作物等ヲモ

ノ注意カヲ要セザレハ能ハス然リ而メ  
 三形体ヲ以テ之ヲ推究スルトキハ容易  
 ニ其一致タル所以ヲ知ルニ至ル是他ナシ  
 他物ニ由テ其反對一致ナル理由ヲ求  
 トセハ却テ其煩シキヲ覺ユルトモ此ノ二思  
 物ニ就クトキハ容易ニ其一端ヲ知ルニ足  
 リテ此故ニ宇宙ノ間諸動物植物家  
 器具ニ至ル迄其成立ヲ熟ラ考推  
 スルトキハ皆此理アラサルハナシ是ヲ以テ教  
 育者能此理由ヲ胸臆ニ維持シ  
 幼者ヲ導クトキハ脩学堂生等人間ニ  
 関セル学事茲ニ発感シ製作物等ヲモ

関セル学事茲ニ発感シ製作物等ヲモ

一 向ケテモ順次同シ  
 立法ハ六面ヲ有スルモ四面或ハ五面ニ  
 上ハ不視ナルモノナリ

○本丸ハ常ニ動搖スルモノ立方體ハ

常ニ着位ニ不動ニモナリ立方ノ三面

ヲ手ニテ掩ヒ一方ヲ小兒ニ示ストキハ一

平面四方四辺ヲ顯ス小斜スルトキハ二

面ト稍々六辺ヲ顯出ス如此シテ何レ

一 向ケテモ順次同シ

立法ハ六面ヲ有スルモ四面或ハ五面ニ

上ハ不視ナルモノナリ

トナスナリ

○本丸ハ常ニ動搖スルモノ立方體ハ

常ニ着位ニ不動ナルモノナリ立方ノ三面

ヲ手ニシテ掩ヒ一方ヲ小兒ニ示ストキハ一

平面四方四辺ヲ顯ス小斜スルトキハ二

面ト稍々六辺ヲ顯出ス如此シテ何レ

一 向ケテモ順次同シ

立法ハ六面ヲ有スルモ四面或ハ五面ニ

上ハ不視ナルモノナリ

專スルトキハ小兒ハ腦力軟弱故却テ倦  
 怠ヲ來タシ益アラス故ニ教導者殊ニ

注意シ歡樂中ニ發明ヲ起スヲ以テ目的

立方ヲ測量スルハ中心ノ直径ト  
 同ヨリ中心ト角ヨリ中心直径各  
 長短アリ如此三所ノ中心直径へ木  
 線ヲ通貫ス或ハ圈旋又ハ糸紐ヲ  
 附シ旋ラスハ長円形トナリ車輪或ハ  
 獨樂或ハ二重獨樂トナル之ハ其實  
 ニシテ各其實ヲ固有スル理由ナリ  
 ○長円體或ハ圆柱體ハ一円面ト  
 ニ平面ヲ有ス円面ハ球ニ比シニ平面  
 ハ方体ニ比ス是ヲ中分則媒ニテ反  
 對一致セシムル看易キ經驗物ナリ  
 而シテ円體ノ長サ平面ノ直径ニ同シク

立方ヲ測量スルトキハ中心ノ直径ト  
 同ヨリ中心ト角ヨリ中心直径各  
 長短アリ如此三所ノ中心直径へ木  
 線ヲ通貫ス或ハ圈旋又ハ糸紐ヲ  
 付シ旋ラストキハ長円形トナリ車輪或ハ  
 獨樂或ハ二重獨樂トナル之レハ其實  
 ニシテ各其實ヲ固有スル理由ナリ  
 ○長円體或ハ圆柱體ハ一円面ト  
 ニ平面ヲ有ス円面ハ球ニ比シニ平面  
 ハ方体ニ比ス是其中分則媒ニテ反  
 對ヲ一致セシムル看易キ經驗物ナリ  
 而シテ円體ノ長サ平面ノ直径ニ同シク



而メ立方体トモ同一也

長円体直径中心へ糸線ノ垂ニ

旋ラズ時ハ白形ヲモ而メ更ニ二辺ニ

附ス時ハ獨樂形ヲナス

球ハ形体ノ簡固ナルモノ長円体ニ至

ツテハ縮々各自固有ノ質アリ故ニ小

児ニ示スニ其簡ニシテシカモ小児ノ手

中ニ少シモ障感ナキヲ以テ宜シトス

次ニ立方体ノ掌持スル時ハ球ノ異

ルヲ感動ヲ起シ大ニ反対ノ意ヲナス

此ニ球各質ヲ固有ナル長円体

更ニ中ノ先キノ二体ノ感ヲ弥ヨ知リ

而メ立方体トモ同一也

長円体直径中心へ糸線ノ垂ニ

旋ラズトキハ白形ヲナシ而メ更ニ二辺ニ

付ストキハ獨樂形ヲナス

球ハ形体ノ簡固ナルモノ長円体ニ至

ツテハ稍々各自固有ノ質アリ故ニ小

児ニ示スニ其簡ニシテシカモ小児ノ手

中ニ少シモ障感ナキヲ以テ宜シトス

次ニ立方体ノ掌持スル時ハ球ト異

ルヲ感動ヲ起シ大ニ反対ノ意ヲナス

此ニ球各質ヲ固有セル長円体

ヲ至ルトキハ先キノ二体ノ感ヲ弥ヨ知リ

數句ヲ刻シ胸ノ飾リトナシ何方ニ到テ  
 モ一日幼稚園師タルヲ万知スルニ至  
 ルト是最モ幼稚園師ハ貴位ニカヨメ  
 得ルカ故ナリト

第三恩物第一積体法

コノ恩物ハ第二恩物ト反對物タリ

而メ立方体ノ如キ縦ニ切断スレハ直

線ヲ固有シ横断スレハ横線ヲ固有

ス即チ細々ノ分子ヨリ成立シタル

自然ノ法則立方ナリ

コノ恩物ハ滿二年乃至滿三年

ノ稚児ニ弄セシムルヲ規則トス

前ニモ既ニ言シ如ク小児ハ総テ玩

數句ヲ刻シ胸ノ飾リトナシ何方ニ到テ  
 モ一日幼稚園師タルヲ万知スルニ至  
 ルト是最モ幼稚園師ハ貴位ニカヨメ  
 得ルカ故ナリト

第三恩物第一積体法

コノ恩物ハ第二恩物ト反對物タリ

而メ立方体ノ如キ縦ニ切断スレハ直

線ヲ固有シ横断スレハ横線ヲ固有

ス即チ細々ノ分子ヨリ成立シタル

自然ノ法則立方ナリ

コノ恩物ハ滿二年乃至滿三年

ノ稚児ニ弄セシムルヲ規則トス

前ニモ既ニ言シ如ク小児ハ総テ玩

器等ヲ弄スルハ破壊スル氣組  
 ヲ固有スルモノ故先ツ八分ノ立方  
 体ハ箇ヨリ成立シタル方一寸六  
 分ノ立方体ヲ以テ種々ノ模型ヲナ  
 サシメ物体教科ノ勢カトナス也  
 其用法三則ヲ有ス是ノ三則ハ戲  
 嬉遊樂中教誨ヲ寓セル最モ  
 主眼トナス三則ナレハ保母者ヨク  
 意ヲ注シ目ヲ注セスニハアル可ラス  
 其一ニ曰 學生式  
 其二ニ曰 脩學式  
 其三ニ曰 摘美式

器等ヲ弄スルトキハ破壊スル氣組  
 ヲ固有スルモノ故先ツ八分ノ立方  
 体ハ箇ヨリ成立シタル方一寸六  
 分ノ立方体ヲ以テ種々ノ模型ヲナ  
 サシメ物体教科ノ勢カトナス也  
 其用法三則ヲ有ス是ノ三則ハ戲  
 嬉遊樂中教誨ヲ寓セル最モ  
 主眼トナス三則ナレハ保母者ヨク  
 意ヲ注シ目ヲ注セスニハアル可ラス  
 其一ニ曰 學生式  
 其二ニ曰 脩學式  
 其三ニ曰 摘美式

此三式ヲ以テ弄器中ノ大眼目  
トナス然モテ學生式トハ小見日  
常熟知シ得ル所ノ品物タトヘ  
ハ椅子机其他家内ニ据アル物  
品ニ仮説ニ雜シテ三會話ヲ以テ  
其概略ヲ知覺セシムルナリ  
修學式トハ其仮設ニタル物品ヲ  
以テ計數幾何學術上ヨリ關係  
セル体角形線ヲ始メ總テ學問  
上ヨリ來ルコトヲ説明スナリ  
摘美式トハ日常人ノ目視スル所  
トヨリ來ルコトヲ説明スナリ

此三式ヲ以テ弄器中ノ大眼目  
トナス然シテ學生式トハ小見日  
常熟知シ得ル所ノ品物タトヘ  
ハ椅子机其他家内ニ据アル物  
品ニ仮説ニ雜シラルニ會話ヲ以テ  
其概略ヲ知覺セシムルナリ  
修學式トハ其仮設ニタル物品ヲ  
以テ計數幾何學術上ヨリ關係  
セル体角形線ヲ始メ總テ學問  
上ヨリ來ルコトヲ説明スナリ  
摘美式トハ日常人ノ目視スル所

ノモノノ麗美トシ之ヲ欣慕シテ以  
 テ彼ノ醜悪ハ自然ノ人ノ避ケシム  
 ヘキ道ニシテ之レニ反対セル美ハ人  
 好愛セシムル知覺ヲ發起ナサシム

付テ言此三号則第一積体ハ

物品ニ模ニテ會話ヲ專ラトス

却説此第三恩物ハ積体ト置形

ノ二筒ノ則アリ先ツ積体法ハ之ヲ

小兒ニ示スニ一方体ノ箱ヲ少ニク

蓋ヲ明ケ机上ニ倒伏セシメ一ニ三

ト指呼ヲ加ヘテ其蓋ヲ引拔キ乃チ

ノモノノ麗美トシ之ヲ欣慕シテ以  
 テ彼ノ醜悪ハ自然ノ人ノ避ケシム  
 ヘキ道ニシテ之レニ反対セル美ハ人  
 好愛セシムル知覺ヲ發起ナサシム

付テ言此三号則第一積体ハ

物品ニ模ニテ會話ヲ專ラトス

却説此第三恩物ハ積体ト置形

ノ二筒ノ則アリ先ツ積体法ハ之ヲ

小兒ニ示スニ一方体ノ箱ヲ少ニク

蓋ヲ明ケ机上ニ倒伏セシメ一ニ三

ト指呼ヲ加ヘテ其蓋ヲ引拔キ乃チ

箱ヲ去リ而メ一ノ方体ヲ出シ初メ  
 ハ立方体ノ概略ヲ説話シ漸  
 次慣習漸ク熟スルトキハ之レカ察  
 問ヲナス也而メ先ツ最初ニ於テ  
 豎半箇ニ分チ其二分一ナルヲ示シ  
 復タ合シ横半箇ニ分チ教シ在テ  
 ハ同箇且ツ二分一ナルトモ其縦横  
 ノ差異アルヲ知覺セシメ復タ  
 合シテ中央半ニ分ツ是亦同半  
 箇ト<sup>いふこと</sup>虽形ヲ異ニスルヲ知ラシメ  
 而メ后四分ノ一トナシ又ハ八分ノ  
 一トナシ四箇更ニ合シテ長方

箱ヲ去リ而メ一ノ方体ヲ出シ初メ  
 ハ立方体ノ概略ヲ説話シ漸  
 次慣習漸ク熟スルトキハ之レカ察  
 問ヲナス也而メ先ツ最初ニ於テ  
 豎半箇ニ分チ其二分一ナルヲ示シ  
 復タ合シ横半箇ニ分チ教シ在テ  
 ハ同箇且ツ二分一ナルトモ其縦横  
 ノ差異アルヲ知覺セシメ復タ  
 合シテ中央半ニ分ツ是亦同半  
 箇ト<sup>いふこと</sup>虽形ヲ異ニスルヲ知ラシメ  
 而メ后四分ノ一トナシ又ハ八分ノ  
 一トナシ四箇更ニ合シテ長方

形トナシ縦横式ハ一箇ツツ積テ  
 方柱トナシ以テ漸次其形体ヲ破  
 壊セス種々ノ物体象門等ノ模造  
 ヲナシ付ルニ小詰問答ヲ以テ専用  
 トシ物体教科脩學式營生ノ  
 二式ヲ具有ス此法ニ付テ十五條ノ  
 約束ヲ有ス其一條ハ  
 ハケノ木片ヲ以テ一ツモ残スナク物体  
 ヲ造為ス  
 其二條タトヘハ一物体ヲ漸次他形ニ  
 變換スルトキ之ヲ破却モ以テ更メ造ル  
 ヲナサスモシ小兒自意之ヲ破壊シ

形トナシ縦横或ハ一箇ツツ積テ  
 方柱トナシ以テ漸次<sup>じゆんじ</sup>其形体ヲ破  
 壊セス種々ノ物体象門等ノ模造  
 ヲナシ付ルニ小詰問答ヲ以テ専用  
 トシ物体教科脩學式營生ノ  
 二式ヲ具有ス此法ニ付テ十五條ノ  
 約束ヲ有ス其一條ハ  
 ハケノ木片ヲ以テ一ツモ残スナク物体  
 ヲ造為ス  
 其二條タトヘハ一物体ヲ漸次他形ニ  
 變換スルトキ之ヲ破却シ以テ更メ造ル  
 ヲナサスモシ小兒自意之ヲ破壊シ

或ハ保育師ニ命令ヲキカス隨意  
 物体ヲ造ホク性質ヲ有スル小兒アリ  
 是宜シク其レヲ矯正スベシ斯ノ如キ  
 性質ハ自負傲慢ノ心ヲ養成スハ  
 ニ近シ注意ノ忽セナル可ラサル所也

其ニ條トハ

小兒ヲシテ教科ニ就カシムルトキハ必スヤ  
 規則ヲ整頓スヘシ然斯ノ如ク言トキハ  
 見ニ於テ如何ノ思惟アルベケレトモ法度  
 ニ適フ之レヲ自然ト云フ者規則ハ自  
 然ナリ其一例ヲ謂ハシ置形ヲナス  
 トキ左右ノ差別モナク位置錯乱

或ハ保育師 命令ヲキカス隨意  
 物体ヲ造等ノ性質ヲ有スル小兒アリ  
 是宜シク其レヲ矯正スベシ斯ノ如キ  
 性質ハ自負傲慢ノ心ヲ養成スハ  
 ニ近シ注意ノ忽セナル可ラサル所也  
 其ニ條トハ

小兒ヲシテ教科ニ就カシムルトキハ必スヤ  
 規則ヲ整頓スヘシ然斯ノ如ク言トキハ  
 見ニ於テ如何ノ思惟アルベケレトモ法度  
 ニ適フ之レヲ自然ト言所謂規則ハ自  
 然ナリ其一例ヲ謂ハシ置形ヲナス  
 トキ左右ノ差別モナク位置錯乱



之ハ何ヲ以テ目シテ置形トセン乎  
 然ルラ式ハ教育其自<sup>者</sup>俛<sup>マ</sup>ル兒意  
 ニ抗スルヲ厭ヒテ法制ニ不叶トモ  
 之ニ賞讚スルホ大ニ非アリトヘ  
 小兒ト雖不法不度ナルヲ以テ自負  
 傲慢ヲナスハ善惡ノ別ルル所果ニテ  
 如何ニ故ニ其自然ニ適セル會話  
 ヲ以テ自足<sup>テ</sup>スル念ヲ矯正スベシ  
 其四則トハ  
 茲ニ一箇ノ井ヲ穿テ得ルニ其井全ク  
 六カノ方体ニテ成ル而ルトキハ二箇ヲ余ス  
 不用ニ屬ス然ルヲ不用視セズ却テ之ヲ

スルトキハ何ヲ以テ目シテ置形トセン乎  
 然ルラ式ハ教育其自<sup>者</sup>俛<sup>マ</sup>ル兒意  
 ニ抗スルヲ厭ヒテ法制ニ不叶トモ  
 大ニ賞讚スル等大ナルヲ以テ自負  
 傲慢ヲナスハ善惡ノ別ルル所果ニテ  
 如何ニ故ニ其自然ニ適セル會話  
 ヲ以テ自足<sup>テ</sup>スル念ヲ矯正スベシ  
 其四則トハ  
 茲ニ一箇ノ井ヲ穿テ得ルニ其井全ク  
 六カノ方体ニテ成ル而ルトキハ二箇ヲ余ス  
 不用ニ屬ス然ルヲ不用視セズ却テ之ヲ

要需ノモノニ假設シ益ス其  
 惰眠ヲ呼起スニ凡天地皆物  
 トシテ獨孤用ヲナスモノ甚タ稀ナリ  
 故ニ六箇成ノ井ヲ造為スル中殘  
 ハ則左右ニ並列或ハ手桶ツルハ或  
 汲水ノ人ナトト適當關係ノ名ヲ付シ  
 スベク問答ヲ以テ話意ナラシムルトキハ大ニ  
 意思ニ感觸ヲ発起セシムルコト絶妙  
 ナリ興ニ入ルモノナリ  
 其五條トハ  
 時トシテハ教師ハ箇ノ方形ヲ以テ自  
 ラ物体ヲ制模シ小兒ヲシテ模造ナサ  
 シム或ハ短易ナルモノハ小兒ヲシテ更ニ

要需ノモノニ假設シ益ス其  
 惰眠ヲ呼起スベシ大凡天地間物  
 トシテ獨孤用ヲナスモノ甚タ稀ナリ  
 故ニ六箇成ノ井ヲ造為スルトキ殘  
 ハ則左右ニ並列或ハ手桶ツルハ或ハ  
 汲水ノ人ナトト適當關係ノ名ヲ付シ  
 スベク問答ヲ以テ話意ナラシムルトキハ大ニ  
 意思ニ感觸ヲ発起セシムルコト絶妙  
 ナリ興ニ入ルモノナリ  
 其五條トハ  
 時トシテハ教師ハ箇ノ方形ヲ以テ自  
 ラ物体ヲ制模シ小兒ヲシテ模造ナサ  
 シム或ハ短易ナルモノハ小兒ヲシテ更ニ

造ラシムルモ可也然レトモ相当ノ級  
 ニ編入スル迄ハ教師自ラ物品ヲ  
 模造シ之レカ法ヲ示スニアラサレハ為  
 シ得サルナリ而メ其モノニ就テ種々ノ  
 説話ヲナス教科中最要點ナリ  
 其六則トハ  
 小兒最モ稚年ナレハ其簡ニシテ解  
 シ易キ國語ヲ以テ及覆下寧ニ  
 説話ヲ以テシ而メ一層ヲ加年スル小兒  
 ハハ更ニ適當ノ教育話ヲ以テシ又一  
 層ヲ加年スル小兒ハハ大ニ教育ニ関  
 係シタル話ヲマシハ解話スヘシトハ

造ラシムルモ可也然レトモ相当ノ級  
 ニ編入スル迄ハ教師自ラ物品ヲ  
 模造シ之レカ法ヲ示スニアラサレハ為  
 シ得サルナリ而メ其モノニ就テ種々ノ  
 説話ヲナス教科中最要點ナリ  
 其六則トハ  
 小兒最モ稚年ナレハ其簡ニシテ解  
 シ易キ國語ヲ以テ及覆下寧ニ  
 説話ヲ以テシ而メ一層ヲ加年スル小兒  
 ハハ更ニ適當ノ教育話ヲ以テシ又一  
 層ヲ加年スル小兒ハハ大ニ教育ニ関  
 係シタル話ヲマシハ解話スヘシトハ

物体ニ就テ左短簡ナル言ヲ以テシ  
 一層ニタル小兒其物体ノ因テ起ル  
 作用變換其物質等アラマシラ説  
 話セサル不可  
 其七條トハ  
 物体教科ノトキ教師先ツ二ノ物  
 体ヲ換造ナサシメタルトキハ小兒既ニ  
 倦怠心ヲ生スルモノナレハ其右ハ自  
 意氣隨ノ物体ニアレ形ニアレ製造  
 セシムベシ之小兒心ノラシテ苟モ倦怠  
 心ヲ生セシムルトキハ却テ保育上害

物体ニ就テ左短簡ナル言ヲ以テシ  
 一層ニタル小兒其物体ノ因テ起ル  
 言ヲ言ヒ復テ一層ニタル兒ハ之レカ  
 作用變換其物質等アラマシラ説  
 話セサル不可  
 其七條トハ  
 物体教科ノトキ教師先ツ二ノ物  
 体ヲ換造ナサシメタルトキハ小兒既ニ  
 倦怠心ヲ生スルモノナレハ其右ハ自  
 意氣隨ノ物体ニアレ形ニアレ製造  
 セシムベシ之小兒心ノラシテ苟モ倦怠  
 心ヲ生セシムルトキハ却テ保育上害

アリトモ益ナシ之則チ一ノ教育法

其ハ條トハ

小兒ヲミテハ箇ノ木片ニテ何ツレ物

品ヲ模造ナサシムルトキ夫レカ説明ハ

勿論要<sup>モウラウ</sup>用ト<sup>ツキ</sup>虽<sup>シ</sup>其<sup>カ</sup>当<sup>ラ</sup>然<sup>ル</sup>ノ物ニ就テ

小話ヲ用フル一法タリ而メ小兒殊ニ

良ク品物ヲ造成シタルトキハ之ヲ賞

スルニ其面白クシカモ適シタル小説

ヲ以テ兒心ヲ<sup>カ</sup>歡<sup>ム</sup>勵<sup>ス</sup>スベシ或ハ小兒ノ

中教師ノ命令モキカス<sup>カ</sup>氣<sup>カ</sup>隨<sup>フ</sup>ヲ

以テ不正ナル物体等ヲ造成シ得ルトキ

ハ其罰トシテ再ヒ造成ノ補正等ヲナサ

アリトモ益ナシ之則チ一ノ教育法ナリ

其ハ條トハ

小兒ヲミテハ箇ノ木片ニテ何ツレ物

品ヲ模造ナサシムルトキ夫レカ説明ハ

勿論要<sup>モウラウ</sup>用ト<sup>ツキ</sup>虽<sup>シ</sup>其<sup>カ</sup>当<sup>ラ</sup>然<sup>ル</sup>ノ物ニ就テ

小話ヲ用フル一法タリ而メ小兒殊ニ

良ク品物ヲ造成シタルトキハ之ヲ賞

スルニ其面白クシカモ適シタル小説

ヲ以テ兒心ヲ<sup>カ</sup>歡<sup>ム</sup>勵<sup>ス</sup>スベシ或ハ小兒ノ

中教師ノ命令モキカス<sup>カ</sup>氣<sup>カ</sup>隨<sup>フ</sup>ヲ

以テ不正ナル物体等ヲ造成シ得ルトキ

ハ其罰トシテ再ヒ造成ノ補正等ヲナサ

シメ自ツテ<sup>シメテ</sup>懲惡アルヲ善トス

其九條トハ

小兒ハ一體ニ不充分ナルハ是自然

ノ理ナレハ総テ温順優長ヲ以テ

導クベシ諭スヘシ

其十條トハ

小兒事業科ニ従事スルトキ自然

充分ニナシ得サルコト最タナリ然レトモ

傍ヨリ教師之ヲ助手スル等甚ダヨ

ロニカラス如何トナレハ小兒情心ヲ生シ

事々物々皆依頼心ヲ增長シ紳

自カノ造成心ヲ擴張スルコト不能故ニ

成丈ケ慰言ヲ以テ誘導シ自ラ其

シメ自ツテ<sup>シメテ</sup>懲惡アルヲ善トス

其九條トハ

小兒ハ一體ニ不充分ナルハ是自然

ノ理ナレハ総テ温順優長ヲ以テ

導クベシ諭スヘシ

其十條トハ

小兒事業科ニ従事スルトキ自然

充分ニナシ得サルコト最タナリ然レトモ

傍ヨリ教師之ヲ助手スル等甚ダヨ

ロニカラス如何トナレハ小兒情心ヲ生シ

事々物々皆依頼心ヲ增長シ紳

自カノ造成心ヲ擴張スルコト不能故ニ

成丈ケ慰言ヲ以テ誘導シ自ラ其

境域ニ入ラシムルヲ以テス

其十一條トハ

教師先ツハ八箇ノ木片ヲ以テ家ヲ造リ

ナスベシト令スルキ衆見各意ノ家

作ラナス是敢テ妨ケナシ唯其異質

形ヲ造成スルハ惡シトス

其十二條トハ

小兒自ラ家作ノ体裁ヲ完全ナラ

シムルカ為隣見ノ木片ヲ採ツテ補

作スルヲ禁ス

其十三條トハ

八箇木片ヲ以テ造家成功メ而メ后

ハ必ス木具ノ整頓ヲ需ムベシ

境域ニ入ラシムルヲ以テス

其十一條トハ

教師先ツハ八箇ノ木片ヲ以テ家ヲ造リ

ナスベシト令スルキ衆見各意ノ家

作ラナス是敢テ妨ケナシ唯其異質

形ヲ造成スルハ惡シトス

其十二條トハ

小兒自ラ家作ノ体裁ていさいヲ完全ナラ

シムルカ為隣見ノ木片ヲ採ツテ補

作スルヲ禁ス

其十三條トハ

八箇木片ヲ以テ造家成功メ而メ后して

ハ必ス木具ノ整頓ととヲ需ムベシ

其十四條トハ

小兒木片ニテ物体ヲ製造スルトキ更ニ整頓セス鹿破ナル形態ヲ顯ハストキハ為メニ一ノ勸懲話ヲ説キ諭スベシ  
 タトハハ 茲ニ甲乙丙丁ノ四兒アリ  
 先ツ甲家作テ模造ス乙見ハ一ツノ井戸ヲ造制ス丙見ハ一ノ園庭ヲ造ル  
 丁見ハ一ノ机椅子ヲ造ル其トキ甲兒ノ家屋甚鹿壞ニシテ風破殆ト免レ得サルノ景況ナリ依テ曰 恰モ四兒アリ天晴朗暑モ亦徴ニシテ將ニ遊歩ニ適スルノ佳日ナリ四兒心

其十四條トハ

小兒木片ニテ物体ヲ製造スルトキ更ニ整頓セス鹿破ナル形態ヲ顯ハストキハ為メニ一ノ勸懲話ヲ説キ諭スベシ  
 タトハハ 茲ニ甲乙丙丁ノ四兒アリ  
 先ツ甲家作テ模造ス乙見ハ一ツノ井戸ヲ造制ス丙見ハ一ノ園庭ヲ造ル  
 丁見ハ一ノ机椅子ヲ造ル其トキ甲兒ノ家屋甚鹿壞ニシテ風破殆ト免レ得サルノ景況ナリ依テ曰 恰モ四兒アリ天晴朗暑モ亦徴ニシテ將ニ遊歩ニ適スルノ佳日ナリ四兒心



フ協セ野外ニ徐歩ニ摘草觀花  
 將其興ヲ闌ナラントス因之衆見  
 欣然樂ミ歸ルヲ忘レ其興樂將ニ  
 闌ハナラントス不圖リキ俄然北方ニ當  
 リ一帯ノ黒雲疾風ニ乘シ  
 刺ハ雷電耳目ヲ遮リ暴雨  
 シシヲ突カ如シ四見大ニ戰慄シ又  
 興醒樂尽キ復タイカントモナス  
 フ不知四見偶々回顧ノ〇〇見〇ヤ  
 一ノ小家屋ノアルヲ見出シタリ之レ天  
 ノ与ヘナリト四見等シク立寄リ  
 避雨セシトセハ是正ニ粗悪ナル一ノ  
 時雨ヒニハ是正ニ粗悪ナル一ノ

フ協セ野外ニ徐歩ニ摘草觀花  
 將其興〇〇闌ナラントス因之衆見  
 欣然樂ミ歸ルヲ忘レ其興樂將ニ  
 闌ハナラントス不圖リキ俄然北方ニ當  
 リ一帯ノ黒雲疾風ニ乘シ  
 刺ハ雷電耳目ヲ遮リ暴雨  
 シシヲ突カ如シ四見大ニ戰慄シ又  
 興醒樂尽キ復タイカントモナス  
 フ不知四見偶々回顧ノ〇〇見〇ヤ  
 一ノ小家屋ノアルヲ見出シタリ之レ天  
 ノ与ヘナリト四見等シク立寄リ  
 避雨セシトセハ是正ニ粗悪ナル一ノ

茅屋舎ニテ既ニ雷雨ノ為メニ屋  
 上破レ檐落墜今立トコロニ轉  
 覆セントスル真景ナリ因テ大ニ失  
 望シ遂ニ勞而メ自家ニ帰レリト  
 之レハコレ他ニ非ス其家屋ヲ製造スル  
 トキニ堅固ニ作為セハ雷雨何ゾ  
 恐レシ暫時茲ニ停止メ雨止風穩  
 カナルニ當ツテ帰路ニ就ク可キヲ今  
 汝等カ作為セル所ノ家作ハ殆ト  
 是ニ類似ス注意セスハアル不可

茅屋舎ニテ既ニ雷雨ノ為メニ屋  
 上破レ檐落墜今立トコロニ轉  
 覆セントスル真景ナリ因テ大ニ失  
 望シ遂ニ勞而メ自家ニ帰レリト  
 之レハコレ他ニ非ス其家屋ヲ製造スル  
 トキニ堅固ニ作為セハ雷雨何ゾ  
 恐レシ暫時茲ニ停止メ雨止風穩  
 カナルニ當ツテ帰路ニ就ク可キヲ今  
 汝等カ作為セル所ノ家作ハ殆ト  
 是ニ類似ス注意セスハアル不可

明治十一年三月一日造之  
代紳録 全

高橋清眞子  
所藏

明治十一年三月一日造之  
代紳録 全

幼稚園ハ日耳國ノ教育者  
 既チ学令未<sup>当</sup>軟弱ナル稚兒ヲ保育  
 樂園也  
 曰氏之ヲ草木ノ培養ニ喩フ是レ園ト  
 言ル也

幼稚園ハ日耳國ノ教育者  
 既チ学令未<sup>當</sup>軟弱ナル稚兒ヲ保育  
 樂園也

曰氏之ヲ草木ノ培養ニ喩フ是レ園ト  
 言ル也

○抑モ幼稚園ハ日耳曼國ノフレ  
 ベル氏樹木学ノ驗檢上ヨリ遂ニ  
 人類ニ推究シ多年間精神  
 ヲ以テ幼稚養成ノ法制ヲ發明  
 シ是ニ於テ<sup>おしん</sup>惟ラク人生レテニヶ月ヲ  
 経レハ之レカ慈母タルモノ教育心ヲ  
 保有シ稟与ノ性質ニ因テ之レカ  
 良心ヲ賛ク智識ト能力ヲ誘  
 ナヒ極メテ不良ヲ<sup>いざ</sup>鋤去シ而メ其  
 性質ノ天然ニ長スル所ヲ察知  
 發覺シ其ヲシテ養成セシメ兒  
 女成立後初生ヨリ養成ナシ  
 タル天賦ノ性アル所ニ任シ以テ

○抑モ幼稚園ハ日耳曼國ノフレ  
 ベル氏樹木学ノ驗檢上ヨリ遂ニ  
 人類ニ推究シ多年間精神  
 ヲ以テ幼稚養成ノ法制ヲ發明  
 シ是ニ於テ<sup>おしん</sup>惟ラク人生レテニヶ月ヲ  
 経レハ之レカ慈母タルモノ教育心ヲ  
 保有シ稟与ノ性質ニ因テ之レカ  
 良心ヲ賛ク智識ト能力ヲ誘  
 ナヒ極メテ不良ヲ<sup>いざ</sup>鋤去シ而メ其  
 性質ノ天然ニ長スル所ヲ察知  
 發覺シ其ヲシテ養成セシメ兒  
 女成立後初生ヨリ養成ナシ  
 タル天賦ノ性アル所ニ任シ以テ

人間終身ノ大關係タル世般ニ  
 應ニ才能ヲ使用シ以テ廣大  
 無辺ノ造物者ノ恩意ニ報  
 答スル所ノ人間義務ヲ尽スラ以テ  
 慈眼目的トス  
 或ハ言幼稚教師タル者第一ニ注意  
 ヲ要スルハ氣勢温和ト氣長キヲ  
 要スモシ此ニ乏シキトキハ  
 其任ナシト言テ可ナリ故ニニルヲハ  
 努テ養フヲ肝要トス  
 或ハ注意スヘキハ小兒保育中  
 遊戲中トイヘトモイタツラ等スルハ

人間終身ノ大關係タル世般ニ  
 応ニ才能ヲ使用シ以テ廣大  
 無辺ノ造物者ノ恩意ニ報  
 答スル所ノ人間義務ヲ尽スラ以テ  
 慈眼目的トス  
 或ハ言幼稚教師タル者第一ニ注意  
 ヲ要スルハ氣勢温和ト氣長キヲ  
 要スモシ此ニ乏シキトキハ  
 其任ナシト言テ可ナリ故ニニルヲハ  
 努テ養フヲ肝要トス  
 或ハ注意スヘキハ小兒保育中  
 遊戲中トイヘトモイタツラ等スルハ

之乎者ナリ故ニモシ閑静ニ過キ  
 ル等ノコトアルトキハ必ス疾病アルヤ  
 否ヤヲ察知シ而メ其身体  
 ヲモ窺測ルニ至ルヘシ  
 ○英雄曰小兒ヲ養成スルハ五穀  
 農業種芸ノ道ハ異ルコト更ニ  
 ナシ故ニフレヘル氏ハ樹木學者  
 ヲヨリ来リシ是其證ナリ  
 ○凡ソ幼稚園  
 ○コントラース及体物  
 理論ノ義ト言ヒ  
 シ越志レタリ  
 ○凡幼稚園ハ成立ヲ二個ニ期ニス  
 ニハ有ル可ラス其故ハ一ツハ物体

之乎者ナリ故ニモシ閑静ニ過キ  
 ル等ノコトアルトキハ必ス疾病アルヤ  
 否ヤヲ察知シ而メ其身体  
 ヲモ窺測ルニ至ルヘシ  
 ○英雄曰小兒ヲ養成スルハ五穀  
 農業種芸ノ道ハ異ルコト更ニ  
 ナシ故ニフレヘル氏ハ樹木學者  
 ヲヨリ来リシ是其證ナリ  
 ○凡ソ幼稚園  
 ○コントラース及体物  
 理論ノ義ト言ヒ  
 シ越志レタリ  
 ○凡幼稚園ハ成立ヲ二個ニ期ニス  
 ニハ有ル可ラス其故ハ一ツハ物体

教科一ツハ事業教科トナリ  
 物体教科ハ則一際ノ物体ヲ論シ  
 而其反対セシ所以ノモノヨリ之カ  
 想像ヲ興起シ智識練磨メ復  
 以テ其反体セルモノ源ニ結合同一  
 トナル理ニ帰シ則智識練磨  
 ノ基礎トナルナリタトヘハ白昼アレハ  
 暗夜アリ上アレハ下アリ横アレハ  
 縦アリ圓球アレハ立方アリ短  
 アレハ長アリ皆ナ何レモ大ナル反

教科一ツハ事業教科トナリ	物体教科ハ則一際ノ物体ヲ論シ	トキハ物ミナ反体物アラサルハナシ	而其反対セシ所以ノモノヨリ之カ	想像ヲ興起シ智識練磨メ復	以テ其反体セルモノ源ニ結合同一	トナル理ニ帰シ則智識練磨	ノ基礎トナルナリタトヘハ白昼アレハ	暗夜アリ上アレハ下アリ横アレハ	縦アリ圓球アレハ立方アリ短	アレハ長アリ皆ナ何レモ大ナル反
--------------	----------------	------------------	-----------------	--------------	-----------------	--------------	-------------------	-----------------	---------------	-----------------



体質ナク然ルニ其反体ハ何レヨ  
 リニテ起リシヤヲ極メテ想像ス  
 レハ白昼ハ薄暮黄昏則夜ト  
 晝トノ中分ヨリ生セシモノニテ則チ  
 媒チ之ナケレハ晝夜ヲナサス上アレ  
 ハ下アリ必ス中分アリ横アレハ竖アリ  
 必ス中分ハ斜アリ之レ横竖トモ中  
 分ノ斜ヨリ成立セシナルヘク円  
 球... 立方... / 中分ハ円柱ニテ  
 円方ニ体トモ之レヨリ生セシモノ  
 ニテ其他天下ノ理物悉皆是ナ  
 リ而メ之自然ニシテ教育者

体質ナク然ルニ其反体ハ何レヨ  
 リニテ起リシヤヲ極メテ想像ス  
 レハ白昼ハ薄暮黄昏則夜ト  
 晝トノ中分ヨリ生セシモノニテ則チ  
 媒チ之ナケレハ晝夜ヲナサス上アレ  
 ハ下アリ必ス中分アリ横アレハ竖アリ  
 必ス中分ハ斜アリ之レ横竖トモ中  
 分ノ斜ヨリ成立セシナルヘク円  
 球... 立方... / 中分ハ円柱ニテ  
 円方ニ体トモ之レヨリ生セシモノ  
 ニテ其他天下ノ理物悉皆是ナ  
 リ而メ之自然ニシテ教育者

ヨロシク茲ニ注意ヲ措カスハ  
 有ルベカラサルナリ  
 一ツハ事業科ニテ則事業上ヨリ  
 百般ノ模型ヲナシ工芸上ノ練  
 磨ノ基礎トナルナリ

ヨロシク茲ニ注意ヲ措カスハ	有ルベカラサルナリ	一ツハ事業科ニテ則事業上ヨリ	百般ノ模型ヲナシ工芸上ノ練	磨ノ基礎トナルナリ											
---------------	-----------	----------------	---------------	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

フレベール氏ノ法則ハ小兒恩物ハ二十  
 アリ第一ヲ六色ハ球アリ其中  
 最初ニ小兒ニ示スベキハ赤球則  
 天陽ノ象ニトリシ也次ニ  
 黄ハ大地ノ象也次ニ  
 青ハ中間則吾人生活スル所  
 ノ象也次ハ赤黄ヲ合テ柑トナル  
 黄青ヲ合テ緑トナル赤青ヲ  
 合テ紫トナル等説明ヲ要スル  
 也

○球ノ家ニ有ツテ持ツモノ  
 ニ於テハ唯ニ色ヲ示スナリ

フレベール氏ノ法則ハ小兒恩物ハ二十  
 アリ第一ヲ六色ハ球アリ其中  
 最初ニ小兒ニ示スベキハ赤球則  
 天陽ノ象ニトリシ也次ニ  
 黄ハ大地ノ象也次ニ  
 青ハ中間則吾人生活スル所  
 ノ象也次ハ赤黄ヲ合テ柑トナル  
 黄青ヲ合テ緑トナル赤青ヲ  
 合テ紫トナル等説明ヲ要スル  
 也

○球ノ家ニ有ツテ持ツモノ  
 ニ於テハ唯ニ色ヲ示スナリ

球ヲ七色ヲ以テ横環スルキハ七色判  
 然タリ豎卷スルキハ黒色トナル  
 球ヲ半黒白ニスルトキハ単色ト見  
 エル也  
 球ヲ半黒赤ヒツ鶯色  
 三分ノ一黄 青三分ノ二トキハ  
 緑色  
 四月十二日講  
 小兒己ニ三ヶ月立テ球ヲ以テ遊ヒ色ニ  
 ノ區別ヲ知覺シ得テ而メハヶ月此ニ  
 モ至レハ六色球ニ換ルニ縁固アル稍同  
 形物ヲ以テス則チ第二恩物木球  
 立方体長円形是ナリ此長円

球ヲ七色ヲ以テ横環スルトキハ七色判  
 然タリ豎卷スルトキハ黒色トナル  
 球ヲ半黒白ニスルトキハ単色ト見  
 エル也  
 球ヲ半黒赤ヒツ鶯色  
 三分ノ一黄 青三分ノ二トキハ  
 緑色  
 四月十二日講  
 小兒己ニ三ヶ月立テ球ヲ以テ遊ヒ色等  
 ノ區別ヲ知覺シ得テ而メハヶ月此ニ  
 モ至レハ六色球ニ換ルニ縁固アル稍同  
 形物ヲ以テス則チ第二恩物木球  
 立方体長円形是ナリ此長円

形ハ球ハ乃チ形ヲ相同シ質異ナリ  
 方形ハ全ク反對形ナレトモ長円形球  
 方ヨリ出テタル中分ノ質形ナリ  
 フレーベルノ意所謂終始結合  
 ハ其一也百般ノコト宇宙間皆反  
 對ナラサルハナク而メ終始異変ナモノトテハ  
 受シテナシ皆結合シ得居ルモノナリ  
 小児生レテ三ヶ月頃ヨリ五官中耳聞クコト  
 ヲ得ルモノ也此時ニ当テヤ小児無生  
 物百生タルヲ視分スル能ハス或ハ日用  
 器具又ハ玩具ヘ對シ說話ヲナスコトアリ  
 是れ最母タルモノノ注意ヲ為サスニハ有  
 ル所ラサル最要ノ機會也如何トナレハ

形ハ球ハ乃チ形ヲ相同シ質異ナリ  
 方形ハ全ク反對形ナレトモ長円形球  
 方ヨリ出テタル中分ノ質形ナリ  
 フレーベルノ意所謂終始結合  
 ハ其一也百般ノコト宇宙間皆反  
 對ナラサルハナク而メ終始異変ナモノトテハ  
 受シテナシ皆結合シ得居ルモノナリ  
 小児生レテ三ヶ月頃ヨリ五官中耳聞クコト  
 ヲ得ルモノ也此時ニ当テヤ小児無生  
 物百生タルヲ視分スル能ハス或ハ日用  
 器具又ハ玩具ヘ對シ說話ヲナスコトアリ  
 是れ最母タルモノノ注意ヲ為サスニハ有  
 ル所ラサル最要ノ機會也如何トナレハ

己ニ少シク音響ヲ聞知ル故ニ如此  
 ナルハ乃知識受開ノ原因トナル也  
 最モ重要ノトキト謂可シ  
 四月廿四日講義  
 ○總テ及対ノ一致結合ト云ル理ハタトハハ  
 茲ニ五十斤目方ノ石質アリ  
 十斤目方ノ同質アリ則大ナル反体也  
 此ニ中高ニ立ツベキモノ或ハ三十斤ニ十斤ノ同質  
 ヲ以テスルトキハ双方ハ結合スル則チ中立ナリ  
 茲ニ亦綿様ノ柔質アリ石トハ素ヨリ  
 大ナル反体ナリ然レトモ石綿双方ハ結合スル中  
 分ノモノヲ得シニハ必スアルコトナリ然ル故ニ  
 終始及対物ト言ハナキモノリ之レヲ物色ニ  
 タハフルトキ黒色ト白トハ及対ノ大ナルモノ

己ニ少シク音響ヲ聞知ル故ニ如此  
 ナルハ乃知識受開ノ原因トナル也  
 最モ重要ノトキト謂可シ  
 四月二四日講義  
 ○總テ及対ノ一致結合ト云ル理ハタトハハ  
 茲ニ五十斤目方ノ石質アリ  
 十斤目方ノ同質アリ則大ナル反体也  
 此ニ中高ニ立ツベキモノ或ハ三十斤ニ十斤ノ同質  
 ヲ以テスルトキハ双方ハ結合スル則チ中立ナリ  
 茲ニ亦綿様ノ柔質アリ石トハ素ヨリ  
 大ナル反体ナリ然レトモ石綿双方ハ結合スル中  
 分ノモノヲ得シニハ必スアルコトナリ然ル故ニ  
 終始及対物ト言ハナキモノリ之レヲ物色ニ  
 タハフルトキ黒色ト白トハ及対ノ大ナルモノ

之レカ中分ヲ得ント欲スルハハ色色コレナリ  
 是レ反對ハ自然ノ道理ナレトモ之レヲ見出  
 スト自カラ難シト言可シ然ルニニ形物  
 体ヲ以テスルトキハ容易ク其一致タル所  
 以ヲ知ルニ至ル如何トナレハ或ハ他物ノ反對  
 ヲ以テ推考スルトキハ其理ニ就クトイヘトモ  
 簡易ナラスシテ却テ煩ハシキニ至ル第二  
 号石体物ヲ以テスレハタヤマス其理ヲ悟ル  
 ヲ得ベシ又色ニテ反對ヲ知ルトハ赤色ハ  
 之レヲカサシ見ルトキハ黒キ質アリ又薄  
 ク赤キハ則チ白ナリ異色トモ誠ニ反  
 對ノ様ニ見ユレトモ結合一致ハ必スアルナリ  
 ケレトモ此モノニ就テ反對一致ノ理合ヲ考  
 カハサル不可也之レヲ考フルニハ注意カヲ

之レカ中分ヲ得ント欲スルハハ色色コレナリ  
 是レ反對ハ自然ノ道理ナレトモ之レヲ見出  
 スト自カラ難シト言可シ然ルニニ形物  
 体ヲ以テスルトキハ容易ク其一致タル所  
 以ヲ知ルニ至ル如何トナレハ或ハ他物ノ反對  
 ヲ以テ推考スルトキハ其理ニ就クトイヘトモ  
 簡易ナラスシテ却テ煩ハシキニ至ル第二  
 号石体物ヲ以テスレハタヤマス其理ヲ悟ル  
 ヲ得ベシ又色ニテ反對ヲ知ルトハ赤色ハ  
 之レヲカサシ見ルトキハ黒キ質アリ又薄  
 ク赤キハ則チ白ナリ異色トモ誠ニ反  
 對ノ様ニ見ユレトモ結合一致ハ必スアルナリ  
 ケレトモ此モノニ就テ反對一致ノ理合ヲ考  
 カハサル不可也之レヲ考フルニハ注意カヲ

以テセサレハ不能必スヤ順序アレハナリ

天地ノ諸物皆反對ナラサルハナニ禽獸ノ

上ニモ植物上質物皆之アリ

○如斯一際万物皆此アリ茲ヲ以テ教育

者タルモノ此道理ヲ辨知シ教育ヲナササル

不可故ニ幼稚園教育者此理ヲ以テ總テ導

クトキハ所謂茲事ニ非サル知ルベシ此故ニ諸

恩物ヲ以テ之カ導キヲナストキハ小兒モ其理

ヨリ發感シ新物ヲ得得ル等ニ至ル然レトモ

教育ハ此道理ヲ逐一説明スルトキハ小

兒ハ性カ弱軟ナルモノ所却テ倦怠ヲ來タシ

以テセサレハ不能必スヤ順序アレハナリ



更ニ害アリトモ益アラズ故ニ教育者能ク  
 心ニ注シ倦怠ヲキタサズ歡樂中發明  
 スル〇ニ導クコト肝要ナリ 畢  
 四月廿六日講義  
 小兒生レテハヶ月頃ニハ可殆ニト聞ク  
 ヲ得ル故ニ第二恩物ヲ以テ短簡ナル  
 誥歌ヲ添ヘ誘導ヲナストキハ自然感  
 覚ヲ起シ為ニ五官ノ動キヲ資クル  
 一良法也然レトモ過度ナルトキハ宜シカラズ  
 故ニ之レニ説話ノ面ナルヲ雜シヘ導クコト  
 最善シ如何トナレハ小兒ハ前章ニモ言シ如

更ニ害アリトモ益アラズ故ニ教育者能ク  
 心ニ注シ倦怠ヲキタサズ歡樂中發明  
 スル〇ニ導クコト肝要ナリ 畢  
 四月廿六日講義  
 小兒生レテハヶ月頃ニハ可殆ニト聞ク  
 ヲ得ル故ニ第二恩物ヲ以テ短簡ナル  
 誥歌ヲ添ヘ誘導ヲナストキハ自然感  
 覚ヲ起シ為ニ五官ノ動キヲ資クル  
 一良法也然レトモ過度ナルトキハ宜シカラズ  
 故ニ之レニ説話ノ面ナルヲ雜シヘ導クコト  
 最善シ如何トナレハ小兒ハ前章ニモ言シ如

有生無生ヲ不知或ハ一丸ニ向ツテ之  
 レニ問ヲナス等アレハ之則チ物体教科ノ  
 要用ナル小兒ノ則精神ハナルナリ  
 一 小球トイヘトモ慢リナル話ヲナス可ラス  
 今其教話小兒ノ腦ニ漫染シ終身  
 ノ心ニナレハナリ  
 ○ 丸ハ常ニ動搖スルモノ  
 立方体ハ常ニ着位シ不動ナルモノ也  
 立方ノ三面ヲ手ニテ覆ヒ一方計リヲ  
 小兒ニ示ストキハ一平面四方四辺ヲ顯ス  
 小斜スルトキハ二面ト稍六辺ヲ視出ス如  
 此何レヘ向ケテモ須テ同シコトナリ  
 立方ハ六面ヲ有スレトモ四面或ハ五面以  
 上ハ不視モノナリ

有生無生ヲ不知或ハ一丸ニ向ツテ之  
 レニ問ヲナス等アレハ之則チ物体教科ノ  
 要用ナル小兒ノ則精神ハナルナリ  
 一 小球トイヘトモ慢リナル話ヲナス可ラス  
 今其教話小兒ノ腦ニ漫染シ終身  
 ノ心ニナレハナリ  
 ○ 丸ハ常ニ動搖スルモノ  
 立方体ハ常ニ着位シ不動ナルモノ也  
 立方ノ三面ヲ手ニテ覆ヒ一方計リヲ  
 小兒ニ示ストキハ一平面四方四辺ヲ顯ス  
 小斜スルトキハ二面ト稍六辺ヲ視出ス如  
 此何レヘ向ケテモ須テ同シコトナリ  
 立方ハ六面ヲ有スレトモ四面或ハ五面以  
 上ハ不視モノナリ

立方ヲ測量スルトキハ中心直径ノ辺ヨリ  
 中心ト角ヨリノ中心ノ直径ハ各長短アリ  
 其立方体ニ如ク三所ノ直径中心ノ木  
 線ヲ通貫シ或ハ圓旋又ハ線紐ヲ附  
 シ旋ラストキハ長円形トナリ車輪或ハ  
 独樂或ハ二重独樂トナル総テモノ  
 皆如此コト自然ノ理ナリ  
 五月八日講義 第二号説明ノ續キ  
 長円形ハ一面ト二平面ヲ有ス円  
 面ハ球ニ比較シニ平面ハ立方体ニ  
 比ス而メ円形長サ平面ノ直径ニ同  
 シク而立方体トモ同ニキ也  
 長円形ノ直径中心ハ紐線ヲ附シ廻

立方ヲ測量スルトキハ中心直径ノ辺ヨリ  
 中心ト角ヨリノ中心ノ直径ハ各長短アリ  
 其立方体ニ如此三所ノ直径中心ノ木  
 線ヲ通貫シ或ハ圓旋又ハ線紐ヲ附  
 シ旋ラストキハ長円形トナリ車輪或ハ  
 独樂或ハ二重独樂トナル総テモノ  
 皆如此コト自然ノ理ナリ  
 五月八日講義 第二号説明ノ續キ  
 長円形ハ一面ト二平面ヲ有ス円  
 面ハ球ニ比較シニ平面ハ立方体ニ  
 比ス而メ円形長サ平面ノ直径ニ同  
 シク而立方体トモ同ニキ也  
 長円形ノ直径中心ハ紐線ヲ附シ廻

旋スルトキハ白ノ形ヲナシ而メ更ニ一  
 辺ニ附ストキハ独樂形ヲナス  
 球ハ形体ノ簡固ナルモノ長円形等  
 二至ツテハ稍々各自固有ノ形アリ  
 故ニ小兒ニ初テ示スニ其簡ニシテ  
 シカモ小兒手中ニ少シモ障感ナキ  
 以テ宜トス次ハ立方ヲ掌持ストキハ  
 球ハ殊ニ反対ノ感ヲ起シ而メ次ニ  
 中分ノ球立方ノ質ヲ各々固有セル  
 感自ラ発ス  
 第二恩物ハ乳母ノ家訓ノ用具  
 ナレトモ幼稚園ニ用立ルモ教テ妨ヲ

旋スルトキハ白ノ形ヲナシ而メ更ニ一  
 辺ニ附ストキハ独樂形ヲナス  
 球ハ形体ノ簡固ナルモノ長円形等  
 二至ツテハ稍々各自固有ノ形アリ  
 故ニ小兒ニ初テ示スニ其簡ニシテ  
 シカモ小兒手中ニ少シモ障感ナキ  
 以テ宜トス次ハ立方ヲ掌持ストキハ  
 球ハ殊ニ反対ノ感ヲ起シ而メ次ニ  
 中分ノ球立方ノ質ヲ各々固有セル  
 感自ラ発ス  
 第二恩物ハ乳母ノ家訓ノ用具  
 ナレトモ幼稚園ニ用立ルモ教テ妨ヲ

ナニトス故ニ先ツ球ヲ以テ問答法ニテ  
 同形ノ種々ヲ比較シ其實ト形トノ  
 異同ヲ示シ或ハ円方皆此理ヲ以テ  
 同形異質宇宙一際ノアルモノヲ  
 比較シ大ニ想像カヲ呼起セシム  
 ヘシ  
 此長円形ハ日耳曼國ニテハ本  
 國ノ文字ニテ(家ヲシテ小兒トモニ  
 ハシメヨト)之數字ヲ顯スト之ハ是レ  
 幼稚園へ來ル小兒ヲシテ善教師ノ  
 許ニ立チ飽ク迄教育ノ地ニ浴セシメ  
 ヨト言意ナリトゾ第二恩物畢リ  
 許ニ立チ飽ク迄教育ノ地ニ浴セシメ  
 ヨト云意ナリトゾ第二恩物畢リ

ナニトス故ニ先ツ球ヲ以テ問答法ニテ  
 同形ノ種々ヲ比較シ其實ト形トノ  
 異同ヲ示シ或ハ円方皆此理ヲ以テ  
 同形異質宇宙一際ノアルモノヲ  
 比較シ大ニ想像カヲ呼起セシム  
 ヘシ  
 此長円形ハ日耳曼國ニテハ本  
 國ノ文字ニテ(家ヲシテ小兒トモニ  
 ハシメヨト)之數字ヲ顯スト之ハ是レ  
 幼稚園へ來ル小兒ヲシテ善教師ノ  
 許ニ立チ飽ク迄教育ノ地ニ浴セシメ  
 ヨト言意ナリトゾ第二恩物畢リ

五月廿三日講義

第三恩物

ヘレールノ自然ニ則ツトリタル反對

結合反對 一致則第二恩物ハ反對セル

第三恩物也 タトヘハ立方体ノ如キ豎ニ

切断スレハ直線ヲ固有シ横断スレハ横

線ヲ固有ス則チ細々ノ分子ヨリ成立

シ居ル自然ノ法則ニ適フ也

コノ恩物ハ滿二年ヨリ滿三年乃至

ノ稚兒ニ弄セシムルヲ規則トス却説

小兒ハ総テ玩器弄物等ヲ弄シ破壊

ノ氣合ヲ有スルモノ也故ニ方一寸ハ分メ

立方体ヲハ断シ立方体ハ箇ヨリ

成立シタル方一寸六分ノ立方体ヲ以テ

成立シタル方一寸六分ノ立方体ヲ以テ

五月廿三日講義

第三恩物

ヘレールノ自然ニ則ツトリタル反對

結合反對

一致則第二恩物ハ反對セル

第三恩物也 タトヘハ立方体ノ如キ豎ニ

切断スレハ直線ヲ固有シ横断スレハ横

線ヲ固有ス則チ細々ノ分子ヨリ成立

シ居ル自然ノ法則ニ適フ也

コノ恩物ハ滿二年ヨリ滿三年乃至

ノ稚兒ニ弄セシムルヲ規則トス却説

小兒ハ総テ玩器弄物等ヲ弄シ破壊

ノ氣合ヲ有スルモノ也故ニ方一寸ハ分メ

立方体ヲハ断シ立方体ハ箇ヨリ

成立シタル方一寸六分ノ立方体ヲ以テ

物体教科ノ原因トナス用法則三則  
 一ツハ營業式日常ノ熟知物乃机  
 椅子其他家内ニ据エタル所ノ物体  
 ニツ 摘美式日常目ニ之レヲ美ト  
 シテ欣慕セシムル等ノモノ  
 ニツ 修学式 幾何数 等学問  
 上ヨリ来ルコト  
 却説 營業トハ何ゾ小兒平省熟起  
 シ得ル間ノ品物ニ仮説シ會話ヲサス  
 ナリ  
 摘美トハ小兒ヲシテ目ニ之レヲ美ナリ  
 醜ナルヲ區別シ且醜ハ避ケ美ヲハ

物体教科ノ原因トナス用法則三則  
 アリ  
 一ツハ營業式日常ノ熟知物乃机  
 椅子其他家内ニ据エタル所ノ物体  
 ニツ 摘美式日常目ニ之レヲ美ト  
 シテ欣慕セシムル等ノモノ  
 ニツ 修学式 幾何数 等学問  
 上ヨリ来ルコト  
 却説 營業トハ何ゾ小兒平省熟起  
 シ得ル間ノ品物ニ仮説シ會話ヲサス  
 ナリ  
 摘美トハ小兒ヲシテ目ニ之レヲ美ナリ  
 醜ナルヲ區別シ且醜ハ避ケ美ヲハ

愛好セシムル起覺ヲ發起ス原因

ヲ養成セルナリ

修學式トハ物品計數等一際ノ

學問上ニ關係セル則知識教科之

ナリ

附言第三号恩物ハ品物ニ因リテ

會話ヲ專ラトス

六月十四日講義

一第三号置方日當孰知スルモノヲ

作り種々ノ形ヲ置キナラヘルコト也

コレ美麗式ニ依ラスニハアラス且美麗式

ハ幼稚園ニアツテ最モ肝要也如何ナレハ  
一定一規ノ物形ヲ造ルニハ非スモ唯適  
當ノ組合ニ所謂自然ノ法則ニ就テ美ノ

愛好セシムル起覺ヲ發起ス原因

ヲ養成セルナリ

修學式トハ物品計數等一際ノ

學問上ニ關係セル則知識教科之

ナリ

附言第三号恩物ハ品物ニ因リテ

會話ヲ專ラトス

六月十四日講義

一第三号置方日當孰知スルモノヲ

作り種々ノ形ヲ置キナラヘルコト也

コレ美麗式ニ依ラスニハアラス且美麗式

ハ幼稚園ニアツテ最モ肝要也如何ナレハ

一定一規ノ物形ヲ造ルニハ非スモ唯適

當ノ組合ニ所謂自然ノ法則ニ就テ美ノ



正ニキヲ得タルヲ謂ナリトトハハ立<sup>ハケノ</sup>方体ヲ  
 以テ半箇<sup>机</sup>ハ下上ニ置キ残半箇ノ四分  
 一ヲ以テ机上ニアル半箇ノ上部中央ニ置  
 又一ヲ下部ノ中央ニ置キ残二箇ヲ  
 左右ノ中央ニ置ク則チ何々ト名クベ  
 キ物体ニハアラストモ自然整頓シタル  
 形ヲ為スナリ其他百般ノ体之ニ準シ  
 則ルベシ  
 第三号積<sup>但シ積方ハ置方ノ前ハ入ルベシ</sup>ミ方小兒ニ示スニ立方体  
 ヲ実物ニ竖而メ半箇ニ分チ又合シ後  
 横半箇ニ切分ス則同箇也中央  
 半箇三分ツ而メ後四分一トナシ又ハ八分  
 一トナス而メ四箇更ニ長方形トナシ  
 又ハ横<sup>積</sup>竖或ハ一箇ツツ積テ方柱ト

ナシ以テ漸次其形ヲ破壊セス種々ノ  
 物体家等ノ模造シ之ニ附スルニ小話  
 問答法ヲ以テ専用トシ以テ物体  
 教科ト交換スルナリコレニ付ルニ十五ヶ  
 条ノ法則アリ其第一則トハ何ハヤ  
 ハケノ方体ヲ以テ物体ヲ造為ス是一  
 一ヶ条ナリ第二則トハ  
 タトハ一物体ノ漸次他ニ交換スルトキ  
 之ヲ破却シ以テ更造ルヲ要セヌモシ小  
 児自意ヲ以テ或ハ破却或ハ教師  
 ノ命令ヲ不用隨意ニ物体ヲ造ル等  
 ノ性質ヲ有スル小児アリ之ニ教師ヨ  
 ロシク其児心ヲ矯正スベシ如此性質ハ  
 自負傲慢ノ質ヲ善成スルニ近カ

ナシ以テ漸次其形ヲ破壊セス種々ノ  
 物体家等ノ模造シ之ニ附スルニ小話  
 問答法ヲ以テ専用トシ以テ物体  
 教科ト交換スルナリコレニ付ルニ十五ヶ  
 条ノ法則アリ其第一則トハ何ハヤ  
 ハケノ方体ヲ以テ物体ヲ造為ス是一  
 一ヶ条ナリ第二則トハ  
 タトハ一物体ノ漸次他ニ交換スルトキ  
 之ヲ破却シ以テ更造ルヲ要セヌモシ小  
 児自意ヲ以テ或ハ破却或ハ教師  
 ノ命令ヲ不用隨意ニ物体ヲ造ル等  
 ノ性質ヲ有スル小児アリ之ニ教師ヨ  
 ロシク其児心ヲ矯正スベシ如此性質ハ  
 自負傲慢ノ質ヲ善成スルニ近カ

ケレハ苟モ教育者殊ニ注意セサル  
ヘカラサル也  
第三則トハ小兒ヲシテ教科ニ就カシムルトキハ  
規則ヲ整頓スベシ其規則ヲ正シク  
スルト言ヘハ小兒ニハ如何ト思惟スベケレトモ  
法度ニ適フ之レヲ自然ト言故ニ所謂  
自然法ニ適フヨウ教育者宜シク注  
意スベシ其一例ヲ言ヘハ置方ヲナス  
トキ式ハ左右ノ差別モナク乱措スルトキハ  
何ヲ以テ之レヲ目シテ置方ハ言ナスヤ  
之レ美麗一科ニ於テモ如此コトナリ  
然ルヲ教者其自終ナル児童意ニ抗  
スルヲ獻ニテ法制ニ不叶トモ大ニ賞  
讃スル等アルハ是大ナル非ナリタトハ小兒ト

イハトモ

不法ふはふ不當たうたうナルヲ以テ自負じひ傲慢ごうまんヲナラハ  
 教育きういく上じやうニ果みメ如何いかソヤ如此こトキハ其その自然じぜんニ  
 ノ美麗めいれい等らニ叶あヒタル会話かいわヲ以テ自是じぜノ  
 質しつヲ矯きやう生せいスヘシ第四だいよ規則きそくヲトヘハ茲こゝニ  
 一箇いつくわんノ井いヲ造テ得とルニ其井そのいハ全ぜんク  
 六ヶノ方体かうたいニテ成な而してルトキハ残のこニケハ  
 大凡たいてん天地間物てんちかんぶつトシテ独孤どこ用もちヲナス  
 モノ趣おもむシ故ゆゑニ六ヶ成なノ井いノ残のこハ則すなはチ  
 左右さうぶニ並ならヘ之のレヲ手桶てづく或あるハ桶づくツルベ  
 等らト各々それぞれ適當たうたうノ關係けんが品しんノ名なヲ  
 以テ附つスルトキハ之のレヲシテ話意わごナラシム  
 ルノミナラス大おほニ小兒せうじノ意想いじやうニ感あぜ  
 觸ふヲ發起おこナサシムルコト妙絶めうてつナリ

不法不当ナルヲ以テ自負傲慢ヲナラハ  
 教育上ニ果メ如何ソヤ如此トキハ其自然  
 ノ美麗等ニ叶ヒタル会話ヲ以テ自是ノ  
 質ヲ矯生スヘシ第四規則ヲトヘハ茲ニ  
 一箇ノ井ヲ造テ得ルニ其井ハ全ク  
 六ヶノ方体ニテ成而ルトキハ残ニケハ  
 不用ニ屈ス然ルニ之ヲ不用トナサス  
 大凡天地間物トシテ独孤用ヲナス  
 モノ趣シ故ニ六ヶ成ノ井ノ残ハ則チ  
 左右ニ並ヘ之レヲ手桶或ハ桶ツルベ  
 等ト各々適當ノ關係品ノ名ヲ  
 以テ附スルトキハ之レヲシテ話意ナラシム  
 ルノミナラス大ニ小兒ノ意想ニ感  
 觸ヲ發起ナサシムルコト妙絶ナリ

第五則前条ノ三則中 學生式ニ則  
 摘美式三則 修學式ニ関ス  
 第六則規時トシテ教師ハケノ方形ヲ  
 以テ自ラ物体ヲ制模シ小兒ヲシテ換  
 造ナサシム或ハ短易ナルモノハ小兒ヲシ  
 テ更ニ造ラシムルモ可之然レトモ大凡相当  
 ノ級ニ入道ハ教師自ラ物品ヲ摸造  
 シ之レカ法ヲ示スニアラサレハ為シ得サル  
 モノナリ而メ其ノ物ニ就テ種々ノ説  
 話ヲ要シ小兒ノ意想ヲ<sup>呼</sup> 兴起セシム  
 是最物体教科中要肝ノ体也  
 第七規則 小兒最稚年ナレハ二  
 箇ニシテ解シ安ク國語ヲ以テ及復丁

第五則前条ノ三則中 學生式ニ則  
 摘美式三則 修學式ニ関ス  
 第六則規時トシテ教師ハケノ方形ヲ  
 以テ自ラ物体ヲ制模シ小兒ヲシテ換  
 造ナサシム或ハ短易ナルモノハ小兒ヲシ  
 テ更ニ造ラシムルモ可之然レトモ大凡相当  
 ノ級ニ入道ハ教師自ラ物品ヲ摸造  
 シ之レカ法ヲ示スニアラサレハ為シ得サル  
 モノナリ而メ其ノ物ニ就テ種々ノ説  
 話ヲ要シ小兒ノ意想ヲ<sup>呼</sup> 兴起セシム  
 是最物体教科中要肝ノ体也  
 第七規則 小兒最稚年ナレハ二  
 箇ニシテ解シ安ク國語ヲ以テ及復丁

寧ニ説話解諭ニ而メ一層ヲ加ヘ  
 タル小兒ハ更ニ適當ノ教育語ヲ  
 加ヘ又一層ヲ加年スル小兒ハ大ニ教  
 育ニ關係タル話等ヲマジヘ解説  
 スベシタトヘハ極最稚兒ヘハ其製造シ  
 タル物体ニ就テ尤短易ナルコトヲ言ヒ  
 一層シタル小兒ニハ其物体ノ因テ起ルト  
 ヲ言ヒ又一層シタル兒ヘハ之レカ作用  
 変換物質アラマシヲ説話セサル  
 不可  
 第八則コノ物体教科ノトキ教育者  
 先ツ一ニノ物体ヲ模造ナサシメタルトモハ  
 小兒既ニ終意ヲ生スルモノナレハ其  
 ノ千ハ自隨適度ニ物体ニコレ

何カシ製造セシムベシ之小兒ハ心ヲシテ  
 苟モ倦怠ヲ生セシムルトキハ却テ保育  
 上実アレハ如此シテ後ハ隨意適  
 志ナラシムルモノ一ノ教育法也  
 六月二八日  
 第九規則  
 小兒ヲシテハケノ木ニテ何ニコレ物品形ヲ  
 模造ナサシムルトキ夫レカ説明シハ勿論  
 要トイヘトモ其物ニ就テ必ス小話ヲ以テ  
 混シユベシ而メ小兒中其最ヨク品物  
 ヲ造成シタルトキハ之ヲ賞スル為メニ其  
 面無キ小話ヲ以テスベシ又小兒中教師  
 ノ命令モキカズ氣隨氣終ヲ以  
 不正ナル物体等ヲ造成シタルトキハ罰  
 トシテ

何カシ製造セシムベシ之小兒ハ心ヲシテ  
 苟モ倦怠ヲ生セシムルトキハ却テ保育  
 上実アレハ如此シテ後ハ隨意適  
 志ナラシムルモノ一ノ教育法也  
 六月二八日  
 第九規則  
 小兒ヲシテハケノ木ニテ何ニコレ物品形ヲ  
 模造ナサシムルトキ夫レカ説明シハ勿論  
 要トイヘトモ其物ニ就テ必ス小話ヲ以テ  
 混シユベシ而メ小兒中其最ヨク品物  
 ヲ造成シタルトキハ之ヲ賞スル為メニ其  
 面無キ小話ヲ以テスベシ又小兒中教師  
 ノ命令モキカズ氣隨氣終ヲ以  
 不正ナル物体等ヲ造成シタルトキハ罰  
 トシテ

尚以テ成造ノ補正等ヲナサスヲ善トス  
 第十則  
 小兒ハ一体ニ不行届ナルハ之自然ノ  
 理ニ於テアレハ万端ニ溫柔以テ教ヘ  
 導クベシ  
 第十一則  
 小兒事業科ニ従事スルトキ自然  
 充分ニナシ得サルコト最多ナリ然レトモ  
 傍ヨリ教師之ヲ補正スル等甚タヨロ  
 シカラス如此トナレハ情心ヲ起シ以テ  
 事々物々皆依頼計リ負シ独  
 孤物品ヲ制裁スル等々ヲ据張  
 スルコト不能故ニ成ルタケ耐心言ヲ以テ

尚以テ成造ノ補正等ヲナサスヲ善トス  
 第十則  
 小兒ハ一体ニ不行届ナルハ之自然ノ  
 理ニ於テアレハ万端ニ溫柔以テ教ヘ  
 導クベシ  
 第十一則  
 小兒事業科ニ従事スルトキ自然  
 充分ニナシ得サルコト最多ナリ然レトモ  
 傍ヨリ教師之ヲ補正スル等甚タヨロ  
 シカラス如此トナレハ情心ヲ起シ以テ  
 事々物々皆依頼計リ負シ独  
 孤物品ヲ制裁スル等々ヲ据張  
 スルコト不能故ニ成ルタケ耐心言ヲ以テ



之ヲ物ヲ引起トキ誘導自ラ其  
 之ヲ物ヲ引起トキシムル等ヲ要ス  
 十二則  
 教師ハツノ木ヲ以テ家造ラシベシト令  
 スルトキ各自思々ノ家作ヲナス是妨  
 ケナシ唯其異体ヲ造成スルヲ惡シ  
 トス  
 第十則  
 小兒自ラ家造ヲ全カラシメントテ隣兒  
 ノ木具ヲ採リ己ヲ補作スルヲ禁ス  
 十五則  
 ハケノ立方体ヲ以テ造家成初メ而メ  
 後ハ必ス木具ノ整頓ヲ需ムベシ  
 第九則ニ挙タル所ノ物品ヲ製造スル  
 トキ更ニ整頓セス各處破ナル形ヲ


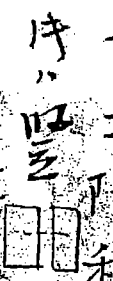

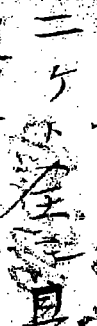
之ヲ  
 誘導自ラ其  
 意欲ヲ引起トキ  
 シムル等ヲ要ス  
 十二則  
 教師ハツノ木ヲ以テ家造ラシベシト令  
 スルトキ各自思々ノ家作ヲナス是妨  
 ケナシ唯其異体ヲ造成スルヲ惡シ  
 トス  
 第十則  
 小兒自ラ家造ヲ全カラシメントテ隣兒  
 ノ木具ヲ採リ己ヲ補作スルヲ禁ス  
 十五則  
 ハケノ立方体ヲ以テ造家成初メ而メ  
 後ハ必ス木具ノ整頓ヲ需ムベシ  
 第九則ニ挙タル所ノ物品ヲ製造スル  
 トキ更ニ整頓セス各處破ナル形ヲ

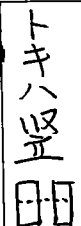
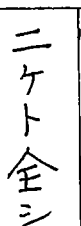
作為スル小兒アリ之レ為ニ一ツ小話  
 ヲ以テス曰 茲ニ四人ノ小兒アツテ先  
 甲兒ハ一家ヲ造摸ス乙兒ハ一ツ  
 井戸ヲ造制ス丙兒ハ一ノ園庭  
 ヲ造ル丁兒ハ一ノ机椅子ヲ造  
 ル其トキ甲兒ノ家作甚<sup>か</sup>鹿<sup>ぞう</sup>造  
 シ殆ト風破ヲ免レ難キ状况  
 ナリ依テ曰 晴天日ニ  
 茲ニ四人小兒アツテ遠ク遊園  
 行キ樂快得シ半ナラントス時ニ  
 俄然<sup>か</sup>此方ヨリ黒雲起リ風シ  
 キリニ雷電雨諸<sup>あま</sup>テ到ル四小兒  
 大ニ戦慄シテマタナスヲ不知因  
 テ回顧スルニ一ノ小家屋ヲ見ケシ  
 タリ之天幸ニ四兒セハシク立寄レ

家屋ハマサニ粗造ナル制ニテ  
 己ニ雷雨風ニ屋根破レヒサシ  
 落墮物ニラツカヘラントスルノ景状  
 ナリ之レニ因テ大ニ失望シ自家ニ  
 辛勞シテ歸レリト之ハ夕他ナシ  
 其家屋ヲ成造スルトキニ堅固  
 ニ作為セハ雷雨風何ゾ恐レン  
 暫ク茲ニ停止シ雨風止ミテ後ニ  
 帰路ニ就ク可キヲ汝等カ  
 作為セル所ノ家作ハ殆ト之レニ  
 類似セリ注意セスンハ不着

七月三日講義

<p>家屋ハマサニ粗造ナル制ニテ</p>	<p>己ニ雷雨風ニ屋根破レヒサシ</p>	<p>落墮物ニラツカヘラントスルノ景状</p>	<p>ナリ之レニ因テ大ニ失望シ自家ニ</p>	<p>辛勞シテ歸レリト之ハ夕他ナシ</p>	<p>其家屋ヲ成造スルトキニ堅固</p>	<p>ニ作為セハ雷雨風何ゾ恐レン</p>	<p>暫ク茲ニ停止シ雨風止ミテ後ニ</p>	<p>帰路ニ就ク可キヲ汝等カ</p>	<p>作為セル所ノ家作ハ殆ト之レニ</p>	<p>類似セリ注意セスンハ不着</p>	<p>七月三日講義</p>
----------------------	----------------------	-------------------------	------------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	--------------------	-----------------------	---------------------	---------------

第四号恩物  長方形ハ横一寸竖二  
 寸ニ倍積キ一寸ノ半之ヲ分割スル  
 片ハ  一直線横三片トナシ  
 第三恩物  ハ之ト反対ニテ竖ノミニ分  
 レテ横一ツナリ其形体総テ反対ナルハ  
 目撃スル如ク教テ茲ニ贅言セズ然レトモ  
 遂ニ其反対一致ナル所以ハハケヲ以テ  
 同寸分ノ一立方体ヲ成立ス其他長  
 方形ニ箇ヲ以テスレハ三号小立方体  
 ニケト全シ是其一  異形ニテ  
 量同数トモ同メ一立方体ヲナス  
 之則一致スル所以ナリ  
 第三第四ニケノ体ヲ以テ物体教科ト  
 ナストキハ長方形ハ五倍ノ物品ヲ

第四号恩物ハケノ長方形ハ横一寸竖二  
 其ニ倍積キ一寸ノ半之ヲ分割スル  
 トキハ  一直線横三片トナル  
 第三恩物ハ之ト反対ニテ竖ノミニ分  
 レテ横一ツナリ其形体総テ反対ナルハ  
 目撃スル如ク教テ茲ニ贅言セズ然レトモ  
 遂ニ其反対一致ナル所以ハハケヲ以テ  
 同寸分ノ一立方体ヲ成立ス其他長  
 方形ニ箇ヲ以テスレハ三号小立方体  
 ニケト全シ是其一  異形ニテ  
 量同数トモ同メ一立方体ヲナス  
 之則一致スル所以ナリ  
 第三第四ニケノ体ヲ以テ物体教科ト  
 ナストキハ長方形ハ五倍ノ物品ヲ

造成ス三号ハ——斯クノ如ク使

用ハナラサルナリ

第四ニ於テ自然法ニケ条アリ

置建等ノトキ中心ヲ能ク得サレハ

保タス

二則ハ一ケニ於テ運動力ヲ固有

シ一寸五分距離ニ於テ一分ヲ推圧

セハ一動力ヲ以テ他木へ及シ不残

間圧到スルナリ

七月五日講譯

第四号恩物ハ三ケノ置方有テ第一

学生式適美式修学式トナリ

置方ハ平一ニ置キ横竖ニ旋轉

置方ハ平一ニ置キ横竖ニ旋轉

サセ遂ニ元リへ復スヲ為スナリ則  
 之美麗ノ一則也  
 學生ハ立テニ建ルト横ニ建ルト又  
 平ニ臥スルトニケテ有ス則曰一ケ立テ  
 小兒ニ問フ之レハ是如何ナル形チゾ  
 小兒答フ長方ノ立チシ形ナリ  
 教師曰然ラハ汝等モヒトシク立ツベシ  
 直立スルトキハ特ニ何ヲ起テサントスヤ  
 小兒曰我レハ之歩行スルナリ乙曰吾ハ  
 之礼ヲナスナリ様ト言教師復タ曰一ケヲ  
 横ニ置キテ問フコト前ノ如シ甲見曰之レハ  
 コレ木ヲ横ニナス也教曰然ラハ汝等ノ形  
 チニ比セハ何レノトキ起如此ナリヤ

乙兒曰吾等特ニ寝ニ附フトキ  
 教師復々問フ一ケヲ横ニ臥セ之ハコレ  
 何ト形ナリヤ小兒曰唱スル形チナリ  
 教曰汝等イツレノトキ起如此唱スルヤ  
 曰学フトキ  
 總テ美麗修学學生ノ三式ヲ  
 心ニ運轉シ以テ教育スルトキハ恐ラクハ  
 誤リナカラン 學生式修学式ハ其最モ  
 注意スル所ナリ修学ハ弄法ろうほうニ於テ  
 加減氣染ノ意ヲナスヲ要ス而  
 一此四恩物ハ三恩物ニ比較スル一  
 層ノ樂ミヲ与ヘ殊ニ學生式上ヨリ

乙兒曰吾等特ニ寝ニ附フトキ
教師復々問フ一ケヲ横ニ臥セ之ハコレ
何ト形ナリヤ小兒曰唱スル形チナリ
教曰汝等イツレノトキ起如此唱スルヤ
曰学フトキ
總テ美麗修学學生ノ三式ヲ
心ニ運轉シ以テ教育スルトキハ恐ラクハ
誤リナカラン 學生式修学式ハ其最モ
注意スル所ナリ修学ハ弄法 <small>ろうほう</small> ニ於テ
加減氣染ノ意ヲナスヲ要ス而
一此四恩物ハ三恩物ニ比較スル一
層ノ樂ミヲ与ヘ殊ニ學生式上ヨリ

来ル種類殊ニ多シ故小児モ之ヲ樂ム  
 一簡セイ 其他摘美式

来ル種類殊ニ多シ故小児モ之ヲ樂ム  
 一簡セイ 其他摘美式



十月十五日講義

日耳國大教育者ヘレリツキヘレーベルハ

西歷千七百三十二年四月廿一日同國

南部オヘルハイスニ於テ生ル一千八百

五十二年六月廿一日死ス生死日同フス

亦奇ナラスヤ此人一世中鴻業多ナリ

トイヘトモ先ツニオニシテ始テ人師トナリ就

中二十年間殊ニ幼稚ヲ教授スル方

法ヲ設ケテ大ニ精神ヲコメタリ之レニ因テ

幼稚ヲ教誘スル設場ヲ名ケテキントテア

ーデント言則幼稚園也所謂幼稚ノ園

ト言義也如何トナレハ滿三年乃至小兒ヲ

教育保護スルニ因ツテニカ言其園ト

ハ何ハヤ所謂園丁有テ園ニ於テ草木

十月十五日講義

日耳國大教育者ヘレリツキヘレーベルハ

西歷千七百三十二年四月廿一日同國

南部オヘルハイスニ於テ生ル一千八百

五十二年六月廿一日死ス生死日同フス

亦奇ナラスヤ此人一世中鴻業多ナリ

トイヘトモ先ツニオニシテ始テ人師トナリ就

中二十年間殊ニ幼稚ヲ教授スル方

法ヲ設ケテ大ニ精神ヲコメタリ之レニ因テ

幼稚ヲ教誘スル設場ヲ名ケテキントテア

ーデント言則幼稚園也所謂幼稚ノ園

ト言義也如何トナレハ滿三年乃至小兒ヲ

教育保護スルニ因ツテニカ言其園ト

ハ何ハヤ所謂園丁有テ園ニ於テ草木

ヲ培養シ其精疎ノカニ因ツテ結花  
 修実ヲ成立スル所以ノモノナレハナリ  
 却説第四恩物摘美營生修学  
 ノ三式中摘美ニ於テ最種類多也  
 トス其一式ヨリ五式ニ至ル等ハ幼稚園  
 中ニ讓ル  
 十月廿二日講義  
 第三恩物第四恩物ヲ交エテ三式ヲ  
 ナス法  
 第三ヲ中心トシ外部ヲ第四トナス  
 是第一式也其中心ト外部ヲ接ス  
 ル所ハ其終ニテ真外部ヲ動カ  
 ス一ノミ第二ハ長方形ヲ中心トシ

ヲ培養シ其精疎ノカニ因ツテ結花  
 修実ヲ成立スル所以ノモノナレハナリ  
 却説第四恩物摘美營生修学  
 ノ三式中摘美ニ於テ最種類多也  
 トス其一式ヨリ五式ニ至ル等ハ幼稚園  
 中ニ讓ル  
 十月廿二日講義  
 第三恩物第四恩物ヲ交エテ三式ヲ  
 ナス法  
 第三ヲ中心トシ外部ヲ第四トナス  
 是第一式也其中心ト外部ヲ接ス  
 ル所ハ其終ニテ真外部ヲ動カ  
 ス一ノミ第二ハ長方形ヲ中心トシ

第三ヲ外部トス是前ト反対セル  
 第二式也第三半分ヲ中心ト  
 ナシ中郭ヲ長方形トナシ三ノ  
 半分ヲ真外部ヘ附ス是第三式也  
 十月廿九日講義  
 第五恩物其嵩<sup>かさ</sup>第三ヨリ大ヒナリ  
 而メ全角二十一カ一毛線三角三カニ  
 毛線四分三角三カ一箇ツツニシテ三十九  
 學生修学美麗三式ヲ保有スル  
 終始同シ  
 十一月十二日講義  
 第五恩物用法之亦三ツ式ヲ有スル各々  
 前三同シ其修学式トハ第一ニ前後二分テ

第三ヲ外部トス是前ト反対セル
第二式也第三半分ヲ中心ト
ナシ中郭ヲ長方形トナシ三ノ
半分ヲ真外部ヘ附ス是第三式也
十月廿九日講義
第五恩物其嵩 <sup>かさ</sup> 第三ヨリ大ヒナリ
而メ全角二十一カ一毛線三角三カニ
毛線四分三角三カ一箇ツツニシテ三十九
學生修学美麗三式ヲ保有スル
終始同シ
十一月十二日講義
第五恩物用法之亦三ツ式ヲ有スル各々
前三同シ其修学式トハ第一ニ前後二分テ

而

左右ニ分チ或ハセヲ上下ニ分ツ

左右 前後 上下 又各一箇ツ

三箇ノ立方ヲ横ニ九箇ヲ横ニ置ク

中ハ射屏也

三箇ヲ横ニ九箇ヲ横ニ置ルトキハ大ナル板

面トナル又九箇ツツ方ニ三箇ニ分ツトキハ

全立方体三分ノ一ツツノ方形也

角邊等アルヲ問フ各事同シ

全数ヲ三分スルトキハ十三箇ニ分一トナル

之ヲ三分スレハ九箇也之ヲ四分スルトキハ

六箇四分ノ三也之ヲ分スレハ四箇二分

ニハナル〇ニ分一ヲ一箇ヲ加ヘレハ一箇ニ

分一トナル又而メ他ハ之ニ効トナル二個ハ四分

一ヲ加レハ二個四分一ト又一ケヲ加テ二個四分

ニト又一ツ加テ四分ノ三トナル等

而左右ニ分チ式ハ之ヲ上下ニ分ツ

左右 前後 上下 又各一箇ツツ

三箇ノ立方ヲ横ニ九箇ヲ横ニ置ク

トキハ則射屏也

三箇ヲ横ニ九箇ヲ横ニ置ルトキハ大ナル板

面トナル又九箇ツツ方ニ三箇ニ分ツトキハ

全立方体三分ノ一ツツノ方形也

角邊等アルヲ問フ各事同シ

全数ヲ三分スルトキハ十三箇ニ分一トナル

之ヲ三分スレハ九箇也之ヲ四分スルトキハ

六箇四分ノ三也之ヲ分スレハ四箇二分

ニハナル〇ニ分一ヲ一箇ヲ加ヘレハ一箇ニ

分一トナル又而メ他ハ之ニ効トナル二個ハ四分

一ヲ加レハ二個四分一ト又一ケヲ加テ二個四分

ニト又一ツ加テ四分ノ三トナル等

十一月十九日講義

修学式

摘美式

角形等因ニ因ル可キ

十二月六日講義 第六恩物 其高サ第五同

諸第五恩物ハ第三ヲ擴張セシモノ也

第六ハ第四恩物ヲ擴張セシモノ也

第六ヲ第五ニ比較スルキハ其教同ウシテ

形ヲ異ナルノミ而メ三式ヲ包有スル如キハ

素ヨリ異差有ルナシトイハトモ第六ノミ少シ

ク別義ノ性質ヲ有ス其他ニ超過スルモ

ノハ營生式多クニ居ル之其長スル所以ノモノ

也而此モノヤ三種形ヲ有ス曰長方形

十八横断セシ正方形十二<sup>從</sup>横断セシ角

柱体六本各比較スルトキハ横断ノ方形ハ

十一月十九日講義

修学式 角形等因ニ因ル可キ

摘美式 形因ニヨル可シ

十二月六日講義 第六恩物 其高サ第五同シ

諸第五恩物ハ第三ヲ擴張セシモノ也

第六ハ第四恩物ヲ擴張セシモノ也而此ノ

第六ヲ第五ニ比較スルトキハ其教同ウシテ

形ヲ異ナルノミ而メ三式ヲ包有スル如キハ

素ヨリ異差有ルナシトイハトモ第六ノミ少シ

ク別義ノ性質ヲ有ス其他ニ超過スルモ

ノハ營生式多クニ居ル之其長スル所以ノモノ

也而此モノヤ三種形ヲ有ス曰長方形

十八横断セシ正方形十二<sup>從</sup>横断セシ角

柱体六本各比較スルトキハ横断ノ方形ハ

全形ノ半ハナル質ヲ知り、正角柱ハ全  
 形ノ縦半ナル高ヲ知り得ル也而メ一  
 長形ヲ机上ノ界上ニ置クトキハ二  
 界ヲ覆ラ之カ半形ヲ以テスルトキハ  
 界一界ヲ覆ラ之後ニ至ル而長方形  
 ハ二箇ツツノ面部ニツツ有ス而メ  
 皆各面皆長形ナリ也  
 余之ト同シ （別第末）  
 第五則第三第四成立上ハ同一也之ヲ  
 切断スルトキハ小形ノ立方小形ノ長方  
 形長ノ界四ヨリ来ル也方形ハ則チ  
 第三ヨリ来ル而メ第三ハ第六ヲ生シ第  
 四ハ第五ヲ生シ第五ハ第六ヲ生シ  
 終始結合ノ所以也。○小兒へ授業ノ

全形ノ半ハナル質ヲ知り正角柱ハ全  
 形ノ縦半ナル高ヲ知り得ル也而メ一  
 長形ヲ机上ノ界上ニ置クトキハ二  
 界ヲ覆ラ之カ半形ヲ以テスルトキハ  
 界一界ヲ覆ラ之後ニ至ル而長方形  
 ハ二箇ツツノ面部ニツツ有ス而メ  
 皆各面皆長形ナリ也  
 余之ト同シ （別第末）  
 第五則第三第四成立上ハ同一也之ヲ  
 切断スルトキハ小形ノ立方小形ノ長方  
 形長ノ界四ヨリ来ル也方形ハ則チ  
 第三ヨリ来ル而メ第三ハ第六ヲ生シ第  
 四ハ第五ヲ生シ第五ハ第六ヲ生シ  
 終始結合ノ所以也。○小兒へ授業ノ

正  
 際長体ヲ十八ヶ並列シ柱体六ヶ  
 正四角体十二並シ各異ナル所以ヲ  
 説示且ツ自ら悟ルヲ得サセシカ為如  
 此ナサシムル也○長方形中三種ノ  
 置方有リ一曰横平ナラシメ二曰横  
 立ナラシメ三曰縦立セシム其各々異  
 ルヲ知ラシムベシ如此シテ長方形ノ  
 木片ヲ熟知セシム之三箇ノ式ヲ造  
 ル階梯也教師試シニ曰長サ六寸  
 巾三寸ナル積五分ナルモノヲ作ルト令  
 ス○再令二重シテ椅子トナセ曰  
 人用ユルトキハヨリ所ナシ六ヶヲ後ロニ並列  
復タ是ニ寸  
 ナルカカリ所アレト前二ツノ長方ヲ以テ

際長体ヲ十八ヶ並列シ柱体六ヶ  
 正四角体十二並シ各異ナル所以ヲ  
 説示且ツ自ら悟ルヲ得サセシカ為如  
 此ナサシムル也○長方形中三種ノ  
 置方有リ一曰横平ナラシメ二曰横  
 立ナラシメ三曰縦立セシム其各々異  
 ルヲ知ラシムベシ如此シテ長方形ノ  
 木片ヲ熟知セシム之三箇ノ式ヲ造  
 ル階梯也教師試シニ曰長サ六寸  
 巾三寸ナル積五分ナルモノヲ作ルト令  
 ス○再令二重シテ椅子トナセ曰  
 人用ユルトキハヨリ所ナシ六ヶヲ後ロニ並列  
復タ是ニ寸  
 ナルカカリ所アレト前二ツノ長方ヲ以テ

左右ニ並列ス其トキ後口ト左右ト合  
 シタル所口□柱体ノ入ルタケ空ヲ生  
 ス曰何ヲ以テ之ノ受ケタル所ヲ補フヤ  
 角柱体ヲ以テスベシ  
 ニケノ角柱ヲ左右ノ隅ニ置ク全ク椅  
 子成ル是ニ於テ長方ニ箇ト柱体  
 ニ箇ヲ余ス 是残余ヲ合テ四箇ヲハ  
 何ゾ適當ナル用法ナキヤ乃各々  
 意ノ如クナサシム○第六ハ一ツノ  
 注意アリ營生式等ノトキハ一ニ前  
 程ニ造ルコトヲ要ス其所以ハ是最數  
 多且造作ニ煩フレハ也

左右ニ並列ス其トキ後口ト左右ト合  
 シタル所口□柱体ノ入ルタケ空ヲ生  
 ス曰何ヲ以テ之ノ受ケタル所ヲ補フヤ  
 角柱体ヲ以テスベシ  
 ニケノ角柱ヲ左右ノ隅ニ置ク全ク椅  
 子成ル是ニ於テ長方ニ箇ト柱体  
 ニ箇ヲ余ス 是残余ヲ合テ四箇ヲハ  
 何ゾ適當ナル用法ナキヤ乃各々  
 意ノ如クナサシム○第六ハ一ツノ  
 注意アリ營生式等ノトキハ一ニ前  
 程ニ造ルコトヲ要ス其所以ハ是最數  
 多且造作ニ煩フレハ也



十二月十三日講義

第六恩物摘美式の長方形ヲ並列ス

第一横一八縦丁字形ヲナス而メ

壹寸右へ引ケハ「形ニナル方柱モ同前

而メ長形ヲ半断セル所ノ木片ハ不能

如此ナラサルヲ得ス○主箇ヲ用テ

形ヲナシ四ケヲ用テ形ヲ為シ

五ツヲ用テ五角ヲナス六ケヲ用テ六角ヲ

造リ角柱モ半断ノ方形モ同上但シ中

央ヲ空所トナス○茲ニ一注意セネハ

ナラヌコト有り第六八第五ト関ル質アリ

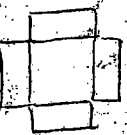
○第五ハ、三角形合有スル次へニ斜

形ヲ自ラ顯知セサルヲ得ヌ而メ

此六也長形正方形ノミヲ以テスレハ



形ヲナシ四ケヲ用テ



形ヲ為シ

五ツヲ用テ五角ヲナス六ケヲ用テ六角ヲ

造リ角柱モ半断ノ方形モ同上但シ中

央ヲ空所トナス○茲ニ一注意セネハ

ナラヌコト有り第六八第五ト関ル質アリ

○第五ハ、三角形合有スル次へニ斜

形ヲ自ラ顯知セサルヲ得ヌ而メ

此六也長形正方形ノミヲ以テスレハ

十二月十三日講義

第六恩物摘美式の長方形ヲ並列ス

ル二一八横一八縦丁字形ヲナス而メ

壹寸右へ引ケハ「形ニナル方柱モ同前

而メ長形ヲ半断セル所ノ木片ハ不能

如此ナラサルヲ得ス○主箇ヲ用テ

形ヲナシ四ケヲ用テ形ヲ為シ

五ツヲ用テ五角ヲナス六ケヲ用テ六角ヲ

造リ角柱モ半断ノ方形モ同上但シ中

央ヲ空所トナス○茲ニ一注意セネハ

ナラヌコト有り第六八第五ト関ル質アリ

○第五ハ、三角形合有スル次へニ斜

形ヲ自ラ顯知セサルヲ得ヌ而メ

此六也長形正方形ノミヲ以テスレハ

如五ノナラサル也此其異ル所ナリ  
 如此シテ種々ノ模型ヲ顕知ス式ハ  
 四ニ因テ知ルベシ  
 ○修学式〇一寸方形ニ寸方形  
 三寸、四寸、五寸、六寸、七寸ニテ止ル也  
 ○正方向四箇長方一箇ニテ方形ヲ  
 造ルベシ  
 ○八箇ニテ正方形ヲ造ルベシ  
 次ニ十二半以テ次ニ十八ヲ以テ次ニ二  
 四半ヲ以テ造ル可シ而メ角面等何  
 成有スルヤ問フ修学ノ一端也  
 数術上ニ置テハ小兒ニハ高尚ニシテ  
 不適當故茲ニ不漢トノ旨ナリ

如五ノナラサル也此其異ル所ナリ  
 如此シテ種々ノ模型ヲ顕知ス式ハ  
 四ニ因テ知ルベシ  
 ○修学式〇一寸方形ニ寸方形  
 三寸、四寸、五寸、六寸、七寸ニテ止ル也  
 ○正方向四箇長方一箇ニテ方形ヲ  
 造ルベシ  
 ○八箇ニテ正方形ヲ造ルベシ  
 次ニ十二半以テ次ニ十八ヲ以テ次ニ二  
 四半ヲ以テ造ル可シ而メ角面等何  
 成有スルヤ問フ修学ノ一端也  
 数術上ニ置テハ小兒ニハ高尚ニシテ  
 不適當故茲ニ不漢トノ旨ナリ

但シ總テ置転作用ハ固形ナト  
 熟視シ施行スル方恐ラク  
 誤リナキニ成カラシカ

十二年一月十四日講義

第七恩物則チ置形法

却説ク七恩物ハ第一恩物ト其分チヲ

異ニ其故ハ一ヨリ六迄ハ固形体ノ恩

物也ヘレハ一ル氏幼稚ヲ恩物ヲ以導クニ

必ス自然法ト則チナル之則稱シテ

自然法ト言所謂 一例ヲ掲クルニ一

粒ノ種子ヲ播コシ天地ノ大氣ニ化シテ  
 一木ヲ生ヌ初生ニハ根ヲ生シ幹ヲ生シ

但シ總テ置転作用ハ固形ナト

熟視シ施行スル方恐ラク

誤リナキニ成カラシカ

十二年一月十四日講義

第七恩物則チ置形法

却説ク七恩物ハ第一恩物ト其分チヲ

異ニ其故ハ一ヨリ六迄ハ固形体ノ恩

物也ヘレハ一ル氏幼稚ヲ恩物ヲ以導クニ

必ス自然ニ則チサルハナシ之則稱シテ

自然法ト言所謂 一例ヲ掲クルニ一

粒ノ種子ヲ播コシ天地ノ大氣ニ化シテ  
 一木ヲ生ヌ初生ニハ根ヲ生シ幹ヲ生シ

而ハ枝ヲ生ス是則チ一ノ体ナリ然而  
 葉ヲ生ス乃形ナリヘレ一ハ氏ノ所謂  
 自然法ト称スル所此恩物所謂如此  
 モノ也初メ其方形体ヲ示シ次ニハ形  
 ノミヲ示スニ天然順序ニ因テ此法制  
 ヲモ形体ヨリシテ漸ク形ニ線ニ点  
 ニ移ル第一第二第三第四第五  
 第六ハ則チ固形体也而第五恩物  
 ニ甲乙ト分カル一ツハ当<sup>四</sup>ニ今之ヲ欠  
 クトイヘトモ等ニク固形体也  
 ○第七ヨリハ則形ヲ示ス吾人ノ  
 知ル如ク五種類ノ分チアリ  
 其線ハ言ク置著法<sup>言</sup>ヲ置環法<sup>置板</sup>  
 言ク湿糸ヲ以テ机上ニ種々ノ形ヲ顯ス

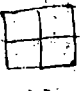

而ハ枝ヲ生ス是則チ一ノ体ナリ然而  
 葉ヲ生ス乃形ナリヘレ一ハ氏ノ所謂  
 自然法ト称スル所此恩物所謂如此  
 モノ也初メ其方形体ヲ示シ次ニハ形  
 ノミヲ示スニ天然順序ニ因テ此法制  
 ヲモ形体ヨリシテ漸ク形ニ線ニ点  
 ニ移ル第一第二第三第四第五  
 第六ハ則チ固形体也而第五恩物  
 ニ甲乙ト分カル一ツハ当<sup>四</sup>ニ今之ヲ欠  
 クトイヘトモ等ニク固形体也  
 ○第七ヨリハ則形ヲ示ス吾人ノ  
 知ル如ク五種類ノ分チアリ  
 其線ハ言ク置著法<sup>言</sup>ヲ置環法<sup>置板</sup>  
 言ク湿糸ヲ以テ机上ニ種々ノ形ヲ顯ス



但シ此法當園ニ欠ク  
 以上木片組法等以上線法也  
 ○次二點ハ乃具遊ヒ石遊ヒ及ヒ  
 刺紙法等也 是自ら法制有リ豈  
 偶然之ヲ為シ設スルモノニアランヤ  
 而メ是ノ四規則ヲ自ら転用シテ  
 點曰線曰形曰體曰其點ヤハ  
 第一刺紙是也曰線ヤハ  
 第二繡紙法曰回画曰組織曰  
 織紙曰置著曰置板曰連板等  
 也其形ト言フヤ曰  
 直率 摺疊法  
 其體トハ 粘土模型法則是也

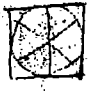
但シ此法當園ニ欠ク  
 以上木片組法等以上線法也  
 ○次二點ハ乃具遊ヒ石遊ヒ及ヒ  
 刺紙法等也 是自ら法制有リ豈  
 偶然之ヲ為シ設スルモノニアランヤ  
 而メ是ノ四規則ヲ自ら転用シテ  
 點曰線曰形曰體曰其點ヤハ  
 第一刺紙是也曰線ヤハ  
 第二繡紙法曰回画曰組織曰  
 織紙曰置著曰置板曰連板等  
 也其形ト言フヤ曰  
 直率 摺疊法  
 其體トハ 粘土模型法則是也

而メ第一恩物ヨリ第六恩物迄  
 固形体ナレハ実物茲ニ顯ハル  
 而メ第七恩物ノ如キハ唯ニ形ヲ示ス  
 ノミ其体ヲ示スコト不能是之ヲ謂フトキ  
 ハ簡短ナル形体ヨリ入テ而漸ク  
 高尚ニ至リ一面ヲ有スル形キ  
 至ルノミ  
 却説第七恩物ヲ以テ二種ニ分ツ  
 則等辺三角、不等辺三角、二等辺  
 三角、銳鈍三角、則辺角ヲ有スル不等  
 二等辺三角トハ一種類也 正三角ハ銳鈍直  
 角ハ有セサル也  
 ○其正方形乃辺板ハ第三恩物  
 ノ立方体ヨリ由テ来タリシモノナリ  
 其故ハ第三恩物ト比較スルトキハ

而メ第一恩物ヨリ第六恩物迄  
 固形体ナレハ実物茲ニ顯ハル  
 而メ第七恩物ノ如キハ唯ニ形ヲ示ス  
 ノミ其体ヲ示スコト不能是之ヲ謂フトキ  
 ハ簡短ナル形体ヨリ入テ而漸ク  
 高尚ニ至リ一面ヲ有スル形キ  
 至ルノミ  
 却説第七恩物ヲ以テ二種ニ分ツ  
 則等辺三角、不等辺三角、二等辺  
 三角、銳鈍三角、則辺角ヲ有スル不等  
 二等辺三角トハ一種類也 正三角ハ銳鈍直  
 角ハ有セサル也  
 ○其正方形乃辺板ハ第三恩物  
 ノ立方体ヨリ由テ来タリシモノナリ  
 其故ハ第三恩物ト比較スルトキハ


其形全ク同シ而メ第三恩物乃至  
 方体一箇ノ一面ツツラトツテ乃  
 六面ヲ生ス而メ六面ヲハ八箇乃  
 六八四十八箇ヲ生スル也故ニ第  
 七恩物ハ四十八箇乃其第三恩物  
 ヨリ生成セシモノ也  
 次ニ等辺三角ハ一箇ノ正万形ヲ  
 二箇ニ斜断シ生セシモノ也而メ其二  
 等辺三角ノ形ナルモノハ第五恩物  
 ヨリ生出セシ也三十九箇中三角形体ト比  
較ナスベシ  
 次ニ直等辺三角此ノ大サハ正万形  
 ノ辺板ヲ四ヶ乃  如图ヲ合シニ寸  
 万形ヲナシシ所中へ  ヲ圖書キ其中へ

其形全ク同シ而メ第三恩物乃至  
 方体一箇ノ一面ツツラトツテ乃  
 六面ヲ生ス而メ六面ヲハ八箇乃  
 六八四十八箇ヲ生スル也故ニ第  
 七恩物ハ四十八箇乃其第三恩物  
 ヨリ生成セシモノ也  
 次ニ等辺三角ハ一箇ノ正万形ヲ  
 二箇ニ斜断シ生セシモノ也而メ其二  
 等辺三角ノ形ナルモノハ第五恩物  
 ヨリ生出セシ也三十九箇中三角形体ト比  
 較ナスベシ  
 次ニ直等辺三角此ノ大サハ正万形  
 ノ辺板ヲ四ヶ乃  如图ヲ合シニ寸  
 万形ヲナシシ所中へ  ヲ圖書キ其中へ


六断スル也タトハハ  如此キナニテ生出セシモノ也

次ニ不等辺三角ハ何レヨリ生出セシヤ

第四或ハ第六ヨリ生成シタル也

 如此切断スルトキハ二箇ノ不等辺三角ヲ生スル也次ニ鈍角三角ハ


二寸正三角ハ中真點ヲトリ中真點ヨリ三断スルハ鈍三角ヲ生スル也

タトハハ  如图モノ也

次ニ各三角形ヲ始メ色ノ種類アリ


第一正方形ノ如キハ一箇ヲ以テ二色乃赤白ヲ表裏ス

次ニ不等三角ノ如キハ一面ハ正色青一面ハ間色橙色是也。○二等辺


六断スル也タトハハ  如此キナニテ生出セシモノ也

次ニ不等辺三角ハ何レヨリ生出セシヤ

第四或ハ第六ヨリ生成シタル也

 如此切断スルトキハ二箇ノ不等辺三角ヲ生スル也次ニ鈍角三角ハ

二寸正三角ハ中真點ヲトリ中真點ヨリ三断スルハ鈍三角ヲ生スル也

タトハハ  如图モノ也

次ニ各三角形ヲ始メ色ノ種類アリ

第一正方形ノ如キハ一箇ヲ以テ二色乃赤白ヲ表裏ス

次ニ不等三角ノ如キハ一面ハ正色青一面ハ間色橙色是也。○二等辺

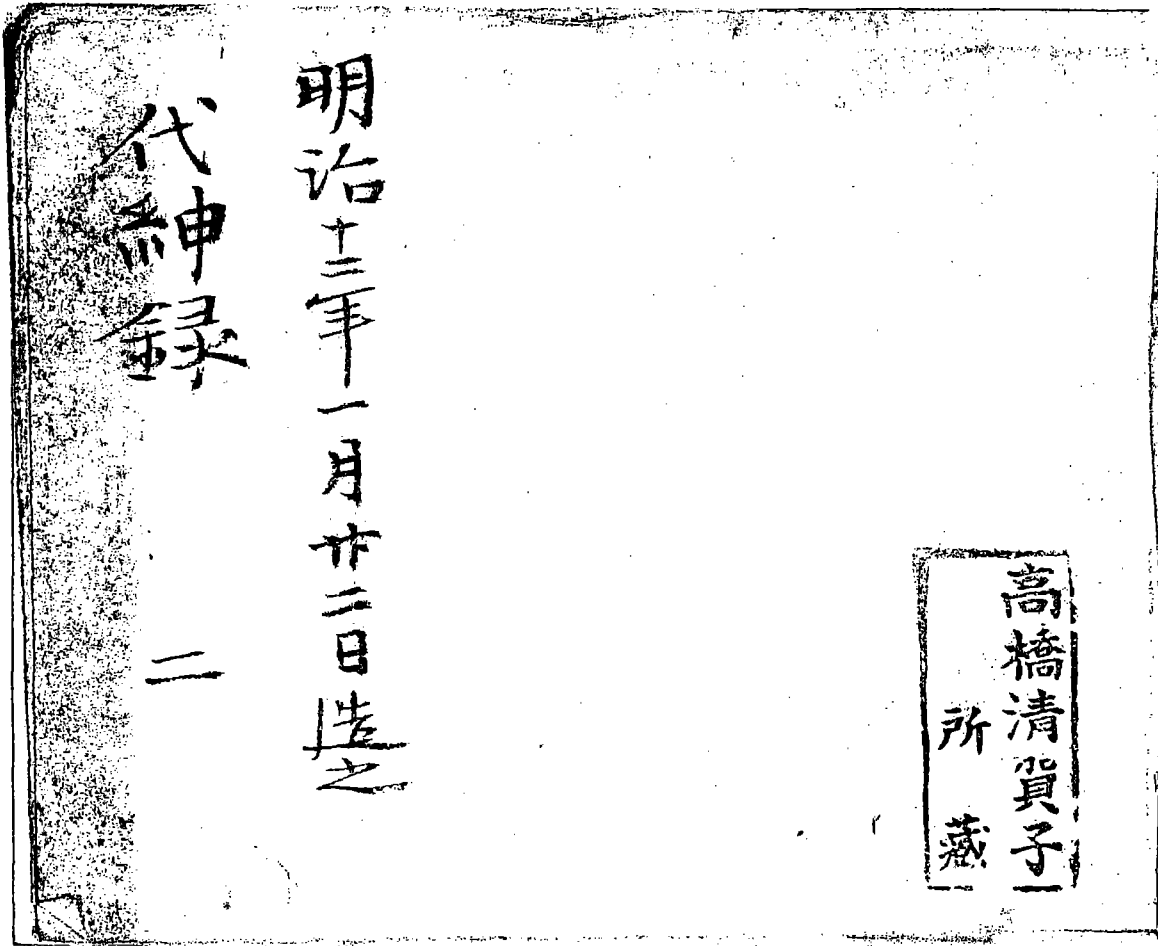


三角ノ如キハ一面ハ赤一面緑色也  
 直三角ノ如キ一面黄一面紫色也  
 是也鈍銳三角ノ如キ紺黒ヲ二  
 而テ色ス其他ハ皆正間二色ト知ルベシ  
 既ニ説ク所ノ如ク一面ハ正色一面ハ  
 必ス間色ヲ以テス而メ第一ノ正角形  
 ト其最モ末ナルハ表裏共正  
 色ヲ以テス而メ第一形ヨリ第二  
 形迄ハ正角ヲ作為シ得ル也而メ斜  
 形ヲ為スハ不能也第五ト第三ノ  
 三角ハ運用ノトキ方形ヲ作為スル  
 不能故ニ斜方形ノ卓机ヲ用ユル  
 所以也何故ニ其他ハ正角ヲナスヤト  
 言ニ正角各九十度ノ正角也故ニ鈍銳

三角ノ如キハ一面ハ赤一面緑色也  
 直三角ノ如キ一面黄一面紫色也  
 是也鈍銳三角ノ如キ紺黒ヲ二  
 而テ色ス其他ハ皆正間二色ト知ルベシ  
 既ニ説ク所ノ如ク一面ハ正色一面ハ  
 必ス間色ヲ以テス而メ第一ノ正角形  
 ト其最モ末ナルハ表裏共正  
 色ヲ以テス而メ第一形ヨリ第二  
 形迄ハ正角ヲ作為シ得ル也而メ斜  
 形ヲ為スハ不能也第五ト第三ノ  
 三角ハ運用ノトキ方形ヲ作為スル  
 不能故ニ斜方形ノ卓机ヲ用ユル  
 所以也何故ニ其他ハ正角ヲナスヤト  
 言ニ正角各九十度ノ正角也故ニ鈍銳

異ル所以也

異ル所以也



2007. 3. 31 コピー

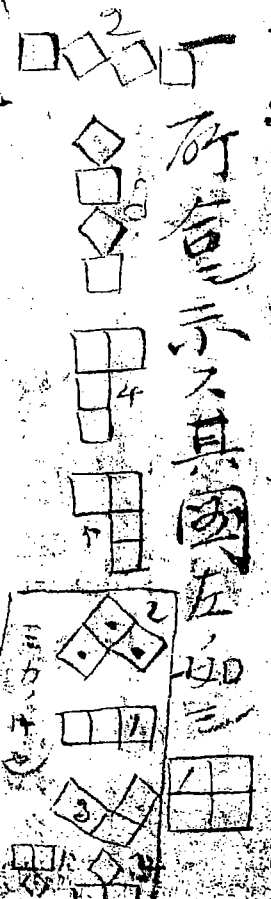
代紳録 二	明治十二年一月廿二日 造之									
----------	------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

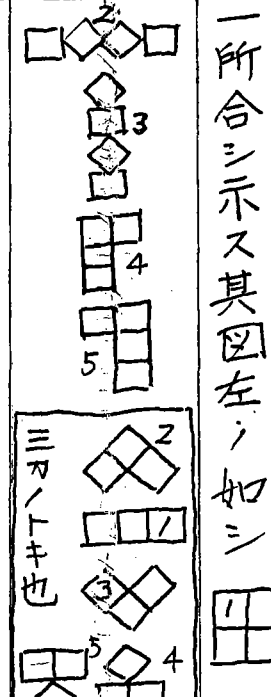
一月廿一日火曜日講義

○第七号置形方多種類有リト  
虽第一ニ正方形ヲ以テ小兒ニ与ル  
ヲナス○正方形ハ一カニ面ノ平  
ヲ有シ四ノ角ヲ有ス而メ辺等四  
而メ上辺ト側辺ト相合スル所ヲ角  
ト名ツク等實際之ヲ用ユル如ク細  
ク説畢リテ後チ机上ニ並列ス  
ルヲ教ユ可シ○並列ノ為シ方ハ  
最初教師一箇ヲトリ出テ平面ニ置  
クモ有リ或ハ直角ヲ上ヘナシトカ  
ク位置ヨキ様ニナス也既ニ一箇畢

一月二一日火曜日講義

○第七号置形方多種類有リト  
いえども虽(雖)第一ニ正方形ヲ以テ小兒ニ与ル  
ヲナス○正方形ハ一カニ面ノ平  
ヲ有シ四ノ角ヲ有ス而メしかして辺等四  
而メ上辺ト側辺ト相合スル所ヲ角  
ト名ツク等實際之ヲ用ユル如ク細  
ク説畢おひリテ後のチ机上ニ並列ス  
ルヲ教ユ可シ○並列ノ為シ方ハ  
最初教師一箇ヲトリ出テ平面ニ置  
クモ有リ或あるハ直角ヲ上ヘナシトカ  
ク位置ヨキ様ようニナス也既ニ一箇畢おひ

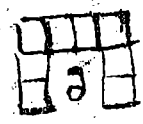
リニトキ一箇ヲ出シニカトナシ此置  
 形四種有リ一ニ  
 此並列方也而メ或三或四ヲ  
 一所合シ示ス其圖左ノ如シ  

 如此種々ヲ示シ而メ五カ六カ七カ終  
 ハ残ラス取出シ種々様々ノ形状ヲナ  
 シ示ス然レトモ位置調トクハサルハ最モ  
 採ラサル也○方形ノ置法ハ第三  
 恩物ノ法則ヲ以テ大ニ適宜ト  
 ス而小見ハ一物ノミヲ持スルヲ好

リニトキ一箇ヲ出シニカトナシ此置  
 形四種有リ一ニ  
 此並列方也而メ或三或四ヲ  
 一所合シ示ス其圖左ノ如シ  

 如此種々ヲ示シ而メ五カ六カ七カ終  
 ハ残ラス取出シ種々様々ノ形状ヲナ  
 シ示ス然レトモ位置調トクハサルハ最モ  
 採ラサル也○方形ノ置法ハ第三  
 恩物ノ法則ヲ以テ大ニ適宜ト  
 ス而小見ハ一物ノミヲ持スルヲ好

ノマサルモ也。因テ種々ノ形情ヲ造リ  
 示スヲ要ス而メ茲ニ一ノ謂ハサル  
 サルモ有リ曰此形ヤハ唯熟  
 形ヲ示スノミニシテ其體ヲ示スノ如キハ  
 第三恩物也。建方ニ模造シ以テ  
 机上ニ並列ヲナス也。既ニ説如キ  
 第七恩物ハ函中ニ在ツテ表裏  
 赤白ヲ以テモ其函内ニ收ルヤ亦表  
 裏形ヲ替テ納函ス所謂象眼  
 細工ノ觀ヲ示ス也而此形モ亦三  
 式ヲ有ス云。修學式學生美麗ノ

ノマサルモノ也。因テ種々ノ形情ヲ造リ	示スヲ要ス而メ茲ニ一ノ謂ハサル	サルモ有リ曰此形ヤハ唯熟	形ヲ示スノミニシテ其體ヲ示スノ如キハ	第三恩物ノ建方ニ模造シ以テ	机上ニ並列ヲナス也。既ニ説如キ	第七恩物ハ函中ニ在ツテ表裏	赤白ヲ以テモ其函内ニ收ルヤ亦表	裏形ヲ替テ納函ス所謂象眼	細工ノ觀ヲ示ス也而此形モ亦三	式ヲ有ス云。修學式學生美麗ノ
--------------------	-----------------	--------------	--------------------	---------------	-----------------	---------------	-----------------	--------------	----------------	----------------

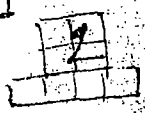
三ツヲ不出ル也而モ修学式ノ如キハ最モ種類少シトス学生ノ如キ種類多ニ在リ摘算ノ如キ半ナリモ修学式ハ田式□ノモノニテ至テ小也而如何ナル置形ト雖モ其直角ノ範圍ヲハ出テサル也○学生式ハ最初ニハツ並列ス田板片様ト言中斷シテ壁或垣ノ形情ヲ示ス或帽子形ト言モノ也各種有リ



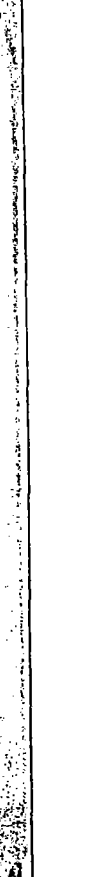
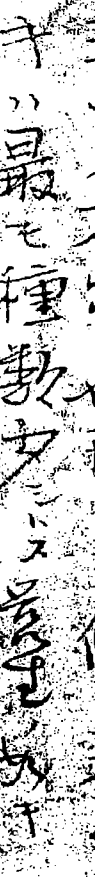
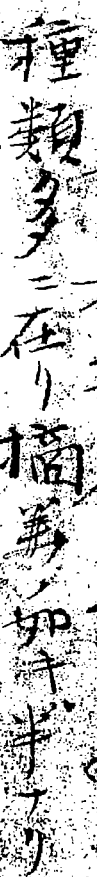
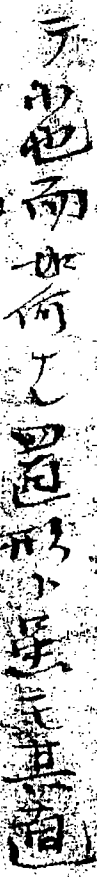
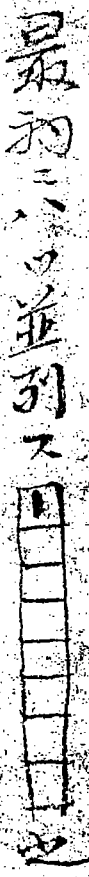
機形



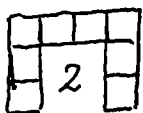
門木也



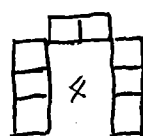
帽子形ト言モノ也



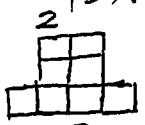
三ツヲ不出ル也而モ修学式ノ如キハ最モ種類少シトス学生ノ如キ種類多ニ在リ摘算ノ如キ半ナリ其修学式ハ田式□ノモノニテ至テ小也而如何ナル置形ト雖モ其直角ノ範圍ヲハ出テサル也○学生式ハ最初ニハツ並列ス田板片様ト言中斷シテ壁或垣ノ形情ヲ示ス或帽子形ト言モノ也各種有リ



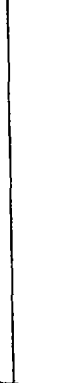
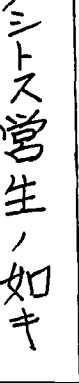
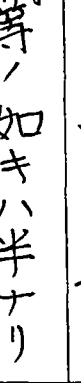
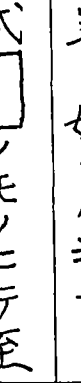
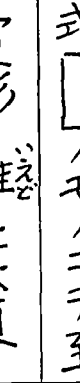
機形



門木也



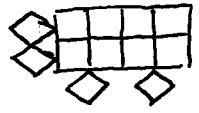
帽子形ト言モノ也



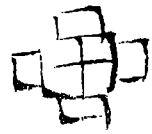
學生式中種々短簡ナル話ヲ交  
 工或ハ問ヲ起シ或ハ一箇ノ正方形ヲ  
 トリ出シ不意ニ問ヲ起ス而メ角  
 ノ間答ヲ為ス然ルトキハ一通リ  
 角ハ容易ニ答フルナラスカ何ヲ以テ  
 角ノ起リシヤヲハ小兒之ヲ知ラズ故ニ  
 園師言此室中ニ於テ角トクロス  
 可キ所ハ何レナリヤト問ヘハ乃チ簡ニ  
 小兒答ヲナスベシ此トキ師言西壁  
 ヨリ東壁ニ通シキル所乃合セ  
 角ト言□合スル所也此理義  
 ヲ説明ス可シ○正方形ハ第一ニハ



ハナリ以テ先ツ与フベシ而メ此ハト  
 充分ニ熟シタルトキ大函ヲ以テ種  
 タノ形ヲナサシム可シ而メ此函ハ四  
 ナハケ也此<sup>レ</sup>第一大物也之レカ上敷  
 ニテハ小兒ニハ適セス而メ四十八ケナ  
 ルハ前ニモ言ル如ク第三恩物ノ  
 立方体ヨリ来シタルモノ也其故ハ  
 一立方体ヨリ六面ヲトリ六八四  
 十八ニテ其平面方形ヲナス此  
 ノ如中如  
 ○學生式  
 和製ト言 蒸  
 氣車ト言



○ 摘美式之方物ハハカヲツラ



形ヲナシ偽ノ如ク五分ツツ近過ヲ

ツケ遂ニ前ノ如ク形ニ至リテ止ム

○ ツハ



之亦五分ツツ近過

ニ交換スル也而メ摘美式ノ如キハ

素是板ニ表裏アル以テ言面

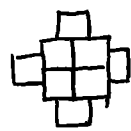
白ク見ユル也而メ七思物ヲ以テ種

々ノ形ハ交換シ用エルヨロシ而小

見五種或ハ九種ノ置方ヲ獎

知ニテ後ハ総テ取交セタル置形

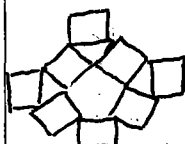
○ 摘美式完物ハハケヲ以テ



形ヲナシ偽ノ如ク五分ツツ近過ヲ

ツケ遂ニ前ノ如ク形ニ至リテ止ム

○ ツハ



之亦五分ツツ近過

ニ交換スル也而メ摘美式ノ如キハ

素是板ニ表裏アル以テ言面

白ク見ユル也而メ七思物ヲ以テ種

々ノ形ハ交換シ用エルヨロシ而小

見五種或ハ九種ノ置方ヲ獎

知ニテ後ハ総テ取交セタル置形

方有ル也

此ノ置形ニ於テ五種或ハ九種  
ノ置形有リ余リハ次号

一月廿八日講義

○第八号恩物三角形

此三角形ハ第五恩物ヨリ生ズルモノ

之而メ是ノ形ヲニケ合スルトキハ前号

ニ用井シ正方形ト全ク同形ヲナス也

○用法先ツケヲ採リ出シ懇切ニ

角邊ヲ等シラナシ或ハ三角ヲ比

較スルトキハ一直角ニ銳角ニ銳角

方有ル也

此ノ置形ニ於テ五種或ハ九種

ノ置形有リ余リハ次号

一月二八日講義

○第八号恩物三角形

此三角形ハ第五恩物ヨリ生ズルモノ

之而メ是ノ形ヲニケ合スルトキハ前号

ニ用井シ正方形ト全ク同形ヲナス也

○用法先ツケヲ採リ出シ懇切ニ


角邊等シラナシ或ハ三角ヲ比


較スルトキハ一直角ニ銳角ニ銳角

答スルハ一直角ヲナス而シテ銳角  
 ヲハ點角トモ言也之小兒漸ク成立  
 シテ幾何學ヲナスニ至リテ銳角  
 ト云ニ至ル是修學式ノ初メ也  
 ○學生式ハ一ヶノ△ヲ置示ス教  
 師問之レ何ノ形ナリヤ小兒答フ富  
 士山是也茲ニ於テ富士山ヲ説明ス  
 ルノ機會ヲ得シ故右ニ就テ專ラ  
 富士山ノ話ヲ簡短ニナスベシ又或ハ  
 如圖ナシテ問フ小兒答林或ハ茶椀  
 等ノ答ヲナス也教師之其品物ノ  
 説明ヲナスノ機會ニ得投ナセシ故


答スルトキハ一直角ヲナス而シテ銳角  
 ヲハ點角トモ言也之小兒漸ク成立  
 シテ幾何學等ヲナスニ至リテ銳角  
 ト言ニ至ル是修學式ノ初メ也  
 ○學生式ハ一ヶノ△ヲ置示ス教  
 師問之レ何ノ形ナリヤ小兒答フ富  
 士山是也茲ニ於テ富士山ヲ説明ス  
 ルノ機會ヲ得シ故右ニ就テ專ラ  
 富士山ノ話ヲ簡短ニナスベシ又或ハ  
 如圖ナシテ問フ小兒答林或ハ茶椀  
 等ノ答ヲナス也教師之其品物ノ  
 説明ヲナスノ機會ニ得投ナセシ故


專ラ其説明話ヲナスベシ或ハ前科ニ  
 用井シ正方形ヲ出シ比較シ角々形々  
 懇切ニ説明スレハ小兒腦中貫  
 習シテ成人老人ニ至ル迄忘ルル  
 能ハサルモノ也 余言此一条修學式中  
 ハ入テ可ナルト覺ユ


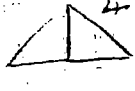
○却説  斜長形也鈍角ニケ銳角  
 ニケヲ有ス而メ鈍角ハ何レヨリ生セ  
 シマハ思意ス之一銳角一直角  
 ト合シテ而メ成ルモノ也

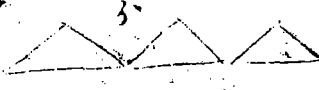

 ニケノ平行線トニケノ斜線ト之有

專ラ其説明話ヲナスベシ或ハ前科ニ  
 用井シ正方形ヲ出シ比較シ角々形々  
 懇切ニ説明スレハ小兒腦中貫  
 習シテ成人老人ニ至ル迄忘ルル  
 能ハサルモノ也 余言此一条修學式中  
 ハ入テ可ナルト覺ユ

○却説  斜長方形也鈍角ニケ銳角  
 ニケヲ有ス而メ鈍角ハ何レヨリ生セ  
 シマハ思意ス之一銳角一直角  
 ト合シテ而メ成ルモノ也


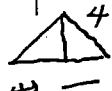
 ニケノ平行線トニケノ斜線ト之有


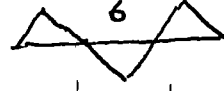
ス又云  鈍角ハ三ヶノ鋭ヲ聚集  
 シテ成リシモノ也  一ヤト形同シクシテ  
嵩倍ナリ

○  如圖ハ山脉凹所ハ谷也  鳥

各峯ニ因テ簡短ナル話ヲ交  
 ナスハ園師ノ適意ニアル所也

而メ園師ノ最モ注意力ヲ要  
 スルハ小児ニ対シ必スシモ此科ヲセヨ

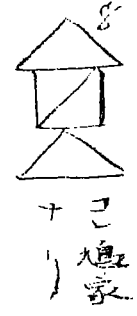
ス又言  鈍角ハ三ヶノ鋭ヲ聚集  
 シテ成リシモノ也  一ヤト形同シクシテ  
嵩倍ナリ

○  如圖ハ山軌凹所ハ谷也  鳥

各峯ニ因テ簡短ナル話ヲ交  
 シエ而メ其他種々ノ模造ヲ  
 ナスハ園師ノ適意ニアル所也

而メ園師ノ最モ注意力ヲ要  
 スルハ小児ニ対シ必スシモ此科ヲセヨ

ト勸ムルニ非ス小兒ノ知覺ヲ発達  
 セシムルノ本旨ナレバ法則ノ如キ自ラ意中ニ含  
 有シ唯々小兒ト共ニ遊嬉スルヲ以テ  
 一ツノ法則トス  
 ○又説此片板ヲ以テ



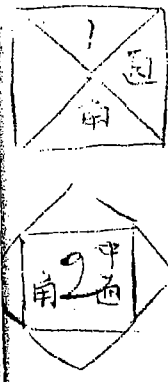
鳩家ノ善ニ由テ性質温和一族

和合長幼犯カサル等ノ短ナル話シヲ

ナシ鳩ノ性ヲ覺ラシメ而メ汝等カ

一身モ如此セヨカミト云ニ至ル

○次ニ修學式



ト勸ムルニ非ス小兒ノ知覺ヲ発達

セシムルノ本旨ナレバ法則ノ如キ自ラ意中ニ含

有シ唯々小兒ト共ニ遊嬉スルヲ以テ

一ツノ法則トス

○又説此片板ヲ以テ



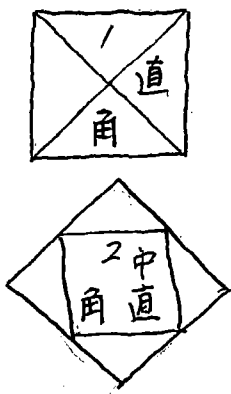
鳩家ノ善ニ由テ性質温和一族

和合長幼犯カサル等ノ短ナル話シヲ

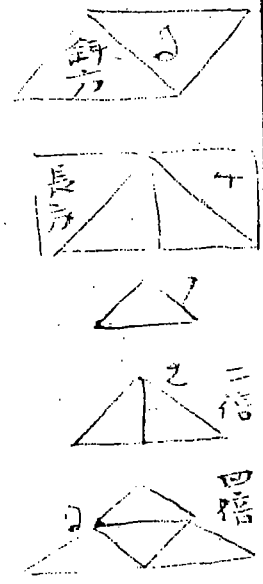
ナシ鳩ノ性ヲ覺ラシメ而メ汝等カ

一身モ如此セヨカミト言ニ至ル

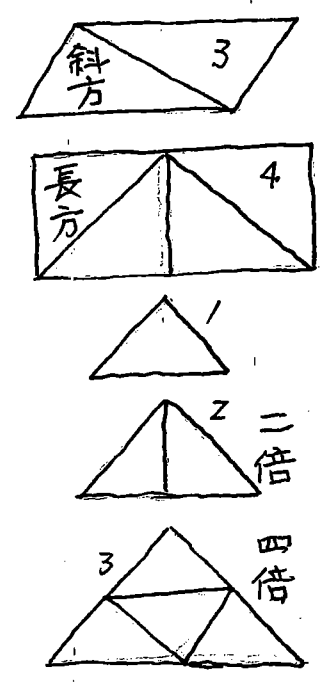
○次ニ修學式



一月廿日講義 但自宅  
 ○第八号恩物三角形ハ三式中摘  
 美科ヲ多ニ居ルトス然レモ其初メハ  
 不残修学式上ヨリ生スル也其故ハ  
 一二ノ片板ヲ置クトキ則直角或ハ銳






一月三十日講義 但シ自宅  
 ○第八号恩物三角形ハ三式中摘  
 美科ヲ多ニ居ルトス然レトモ其初メハ  
 不残修学式上ヨリ生スル也其故ハ  
 一二ノ片板ヲ置クトキ則直角或ハ銳



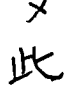





角鈍角ノ差別ナカル可ラサル也而  
 其中或ハ三四之式、六七ト至ル内  
 自ラ修学規則中美麗ヲ生シ  
 而メ學生ヲモ此中ニ出スルコト也  
 其三式教師熟々考スニハ有可ラ  
 サル所以也。此△形六拾四ヲ固  
 有ス

○第九号長方形トス而メ正方形  
 ニケテ以テセサレハ此一ケニ当ルヲ得  
 ス則    而メ此三角ハ三  
 不等線三角一ツハ直角一ツハ銳  
 角一ツハ小銳角ヲ固有ス而各

角鈍角ノ差別ナカル可ラサル也而  
 其中或ハ三四五或ハ六七ト至ル内  
 自ラ修学規則中美麗ヲ生シ  
 而メ學生ヲモ此中ニ出スルコト也  
 其三式教師熟々考スニハ有可ラ  
 サル所以也。此△形六拾四ヲ固  
 有ス

○第九号長方形トス而メ正方形  
 ニケテ以テセサレハ此一ケニ当ルヲ得  
 ス則    而メ此三角ハ三  
 不等線三角一ツハ直角一ツハ銳  
 角一ツハ小銳角ヲ固有ス而各

種々置形有リトモ皆一途ニ出ル  
 敢テ教書セス唯其年有リ要ハ  
 何トモ修学式ヲ以テ成立ノ始メテ  
 シ則チ何ナル科ヘモ之レカ先導ヲ  
 ナスコト也

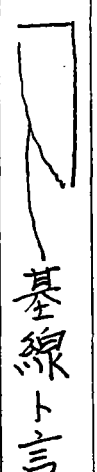


基線ト云

○此片板ヲ四ツ充テテ初ヲ斜方形  
 ヲナス其他各種有リ

○小児へ相對シ教授スルニ當テ一  
 氣付ヲ要スルハタトハ小児ヘ言フ向  
 此三角ノ直角ヲ四ヶ合スベシト号  
 令ス小児命令ノ如ク各行フ

種々置形有リトイヘトモ皆一途ニ出ルハ  
 敢テ教書セス唯其氣付ヲ要ルハ  
 何コトモ修学式ヲ以テ成立ノ始メテ  
 シ則チ何ナル科ヘモ之レカ先導ヲ  
 ナスコト也



基線ト云


○此片板ヲ四ツ充テテ初ヲ斜方形  
 ヲナス其他各種有リ

○小児へ相對シ教授スルニ當テ一  
 氣付ヲ要スルハタトハ小児ヘ言フ向  
 此三角ノ直角ヲ四ヶ合スベシト号  
 令ス小児命令ノ如ク各行フ

而メ各兒稍出来シトキヲ想起シ  
 テ后チ墨板へ書示シ同シキヤ  
 否ヲタタスヘシ次ニハ全ク之レト相  
 反對ヲ起シタトヘハ  
 小兒ヨク熟知物  
 造為シタル后チハ更ニ相反對  
 シテ  
 ト置形ヲ為ス而メ此  
 板〇五十六ヲ固有ス


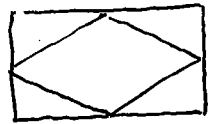
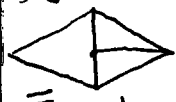







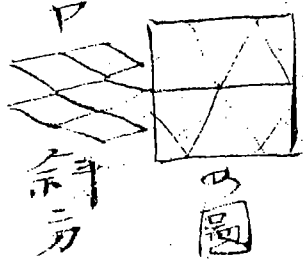
ノ如キ形ノ造為セシトキハ  
 更ニ

而メ各兒稍出来シトキヲ想起シ  
 テ后チ墨板へ書示シ同シキヤ  
 否ヲタタスヘシ次ニハ全ク之レト相  
 反對ヲ起シタトヘハ  
 小兒ヨク熟知物  
 造為シタル后チハ更ニ相反對  
 シテ  
 ト置形ヲ為ス而メ此  
 板〇五十六ヲ固有ス

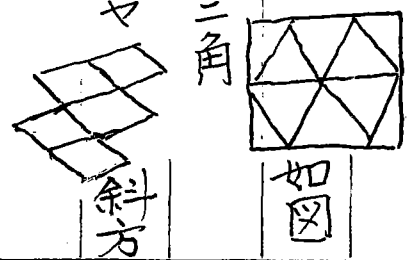





ノ如キ形ノ造為セシトキハ  
 更ニ

埃及ノピラミードノ話ヲ為スベシ  
 之其僅々片板ヲ以テ遊戯中  
 田ニ相ニ埃及ト迄モ趨ク也教師  
 者之レカ開覺ノ機會ヲ失ハスヨ  
 ク活用ヲナスラ心ニ懸サレハ一同  
 モ其目的ヲ誤ルナキ不能ニ至ル  
 ○作為セシモノニ因テ線度ヲ委  
 シク示スベシ



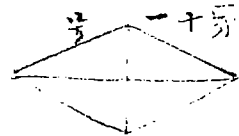
埃及ノピラミードノ話ヲ為スベシ  
 之其僅々片板ヲ以テ遊戯中  
 思想ハ埃及ト迄モ趨ク也教師  
 者之レカ開覺ノ機會ヲ失ハスヨ  
 ク活用ヲナスラ心ニ懸サレハ一同  
 モ其目的ヲ誤ルナキ不能ニ至ル  
 ○作為セシモノニ因テ線度ヲ委  
 シク示スベシ



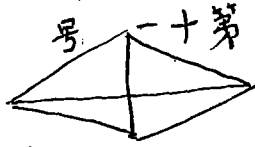
形ノ塗板ヲ要セリシ可ラサル所以也  
 而メ此形ヤ△▽ケノ二種ノ置  
 法ニ過サル也而メ三式中管生式ハ  
 其終ヲ拳レハ僅々六七ヲ出サレ也  
 而メ修学美麗式ヲ固有ス  
 ○六角ハ三箇ノ平行線ヲ以テ成  
 立ス而メ中心皆銳角トナル其本  
 性ノ六角ノ如キハ皆鈍角也中心銳  
 ヲ二箇合シテ鈍ヲナス也  
 ○小兒ヲシテ必スシモ之ヲ記セヨト言ハ  
 非ス唯成年ノ后ヲ期シテ結果ナル也

形ノ塗板ヲ要セサル可ラサル所以也  
 而メ此形ヤ△▽ケノ二種ノ置  
 法ニ過サル也而メ三式中管生式ハ  
 其終ヲ拳レハ僅々六七ヲ出サル也  
 而メ修学美麗式ヲ固有ス  
 ○六角ハ三箇ノ平行線ヲ以テ成  
 立ス而メ中心皆銳角トナル其本  
 性ノ六角ノ如キハ皆鈍角也中心銳  
 ヲ二箇合シテ鈍ヲナス也  
 ○小兒ヲシテ必スシモ之ヲ記セヨト言ハ  
 非ス唯成年ノ后ヲ期シテ結果ナル也

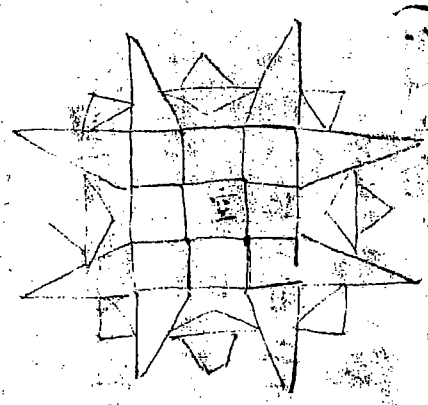
○總テ三式中修學式ヲ以テ學生  
 摘美ヲ生シ而終始結合ノ理合  
 ヲ以テ小兒ヲ導クベシモシ之ヲ失フトキ  
 ハ其本旨ヲ錯マルモ計ル可ラストス  
 此形ハ等三角ニケテ此面ヲ覆  
 フニ當ル而メ鈍一ヶ銳ニケト具  
 有ス而メ三式中摘美ヲ種々有ス  
 學生式ハ尤小也修學式學生ニ次ク  
 各種アリトイヘトモ其實一途ニシテ其  
 目煩シ故ニ園師タルモノ自己ノ權識  
 ト而メ思想ノ卓越ヲ以テ有道人  
 導カスニハ有ラス



○總テ三式中修學式ヲ以テ學生  
 摘美ヲ生シ而終始結合ノ理合  
 ヲ以テ小兒ヲ導クベシモシ之ヲ失フトキ  
 ハ其本旨ヲ錯マルモ計ル可ラストス  
 此形ハ等三角ニケテ此面ヲ覆  
 コトニ當ル而メ鈍一ヶ銳ニケト具  
 有ス而メ三式中摘美ヲ種々有ス  
 學生式ハ尤小也修學式學生ニ次ク  
 各種アリトイヘトモ其實一途ニシテ其  
 目煩シ故ニ園師タルモノ自己ノ權識  
 ト而メ思想ノ卓越ヲ以テ有道人  
 導カスニハ有ラス

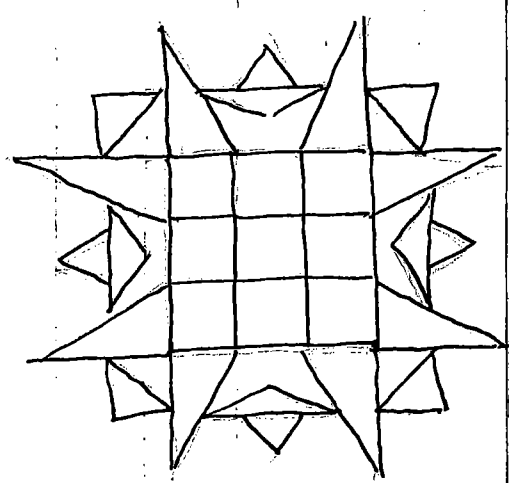


○小兒イヨイヨ園制ニ熟知ニタルトキ  
 ハ總テノ形板ヲ以テ美科ハ式ハ營  
 生式ヲ造ル然レトモ之レ小兒ニハ害アリ  
 トモ益ナキト言故ニ園師之ヲ胸中ニ  
 知ツテ参考ニ充<sup>サ</sup>サル可ラサル也  
 タトヘハ



如此ニシテ  
 千態方板  
 アリト  
 イヘトモ  
 其一端  
 ノミ

○小兒イヨイヨ園制ニ熟知ニタルトキ  
 ハ總テノ形板ヲ以テ美科ハ式ハ營  
 生式ヲ造ル然レトモ之レ小兒ニハ害アリ  
 トモ益ナキト言故ニ園師之ヲ胸中ニ  
 知ツテ参考ニ充<sup>サ</sup>サル可ラサル也  
 タトヘハ



如此ニシテ  
 千態方板  
 アリト  
 イヘトモ  
 其一端  
 ノミ

○フレーベル曰園師、稍々モスレハ  
 高尚ニナルヲ患ト之ハ如何ト云フニ  
 師カ小児ヲシテ己トノコトヲ為サシム  
 ル心持ニナル也是其患フル所也  
 而モ<sup>シテ</sup>モレト及<sup>テ</sup>対シテ却テ自心ヲ小  
 児ニサシメ小児ト俱ニ<sup>ト</sup>遊シ小児ト  
 俱ニ遊フノ方向ニ至リ其小児ノ為  
 セル形容ゴソ己レガ師ナリ己レカ注  
 意所ト勘考ヲ廻ラスベシ而メ  
 大人ニ在ツテハ如何ニモ愚カ氣ナルコトガ  
 未タ幾多ノ<sup>ノ</sup>驗徑ナキ小児ニハ至ツテ

○フレーベル曰園師、稍々モスレハ	高尚ニナルヲ患ト之ハ如何ト云フニ	師カ小児ヲシテ己トノコトヲ為サシム	ル心持ニナル也是其患フル所也	而モ <sup>シテ</sup> モレト及 <sup>テ</sup> 対シテ却テ自心ヲ小	児ニサシメ小児ト俱ニ <sup>ト</sup> 遊シ小児ト	俱ニ遊フノ方向ニ至リ其小児ノ為	セル形容ゴソ己レガ師ナリ己レカ注	意所ト勘考ヲ廻ラスベシ而メ	大人ニ在ツテハ如何ニモ愚カ氣ナルコトガ	未タ幾多ノ <sup>ノ</sup> 驗徑ナキ小児ニハ至ツテ
------------------	------------------	-------------------	----------------	--	-------------------------------	-----------------	------------------	---------------	---------------------	--------------------------------



面白ク且ツ歡ハシキモノ也是モ機  
會ヲ失セズ注意ナス所也

○曾テ日耳國ニ於テ園師日々

説話ヲナスニ日々ノコトナレハ尽シト

シテ園師モ殆シト迷困セリ小兒シキ

リニ望ニテ止マス稍ク馬ノ話シテ

ナシ則チ畢ル又請フテ止マス益々

困迷ス是ニ至テ小兒言次ニ牛ノ

話ヲナスベシト茲ニ於テ園師大ニ感

銘スルコトアツテ之則チ取モ直サス

小兒ハ我師也ト言ヒシトソ

面白ク且ツ歡ハシキモノ也是其機

會ヲ失セズ注意ナス所也

○曾<sup>かつ</sup>テ<sup>よるこ</sup>日耳國ニ於テ園師日々

説話ヲナスニ日々ノコトナレハ尽シト

シテ園師モ殆シト迷困セリ小兒シキ

リニ望ニテ止マス稍<sup>しほち</sup>ク馬ノ話シテ

ナシ則チ畢<sup>おひ</sup>ル又請フテ止マス益々

困迷ス是ニ至テ小兒言次ニ牛ノ

話ヲナスベシト茲ニ於テ園師大ニ感

銘スルコトアツテ之則チ取モ直サス

小兒ハ我師也ト言ヒシトソ

是聊カ小事ト曰モ稍幼稚園ノ  
 本旨ニ至リト謂テ可之モノ也如何  
 トナレハ小兒馬ノ話尽キテ園師苦シ  
 ム際牛ニ思想ノ走ムキシ則チ一  
 知覺ノ出タルヤ明ケシ  
 ○曾テ小兒厲行シテ帰ルトキ或ハ戯  
 レテ去ルアリ或ハ謹行ニ去ルアリ教  
 師之ヲ目送スル際一小兒ノ殊ニ戯  
 ムレテ行アリ師之ヲ誠ム見言ク吾  
 ヨリ先キヘ往ク人之ヲナス故ニ吾モ亦ナ  
 スト答師曰汝先キナル小兒ヲ習フ  
 ナレハ吾汝ヲ教ルニ及ハス如何トナレハ

是聊カ小事トイヘトモ稍幼稚園ノ  
 本旨ニ至リニト謂テ可之モノ也如何  
 トナレハ小兒馬ノ話尽キテ園師苦シ  
 ム際牛ニ思想ノ走ムキシ則チ一  
 知覺ノ出タルヤ明ケシ  
 ○曾テ小兒厲行<sup>カキコウ</sup>シテ帰ルトキ或ハ戯  
 レテ去ルアリ或ハ謹行ニ去ルアリ教  
 師之ヲ目送スル際一小兒ノ殊ニ戯  
 ムレテ行アリ師之ヲ誠ム見言ク吾  
 ヨリ先キヘ往ク人之ヲナス故ニ吾モ亦ナ  
 スト答師曰汝先キナル小兒ヲ習フ  
 ナレハ吾汝ヲ教ルニ及ハス如何トナレハ

吾ハ曰ク汝ニ教エニカ為メ如此シテ  
 汝等ト俱ニ歡嬉ス然ルヲ汝如何  
 ナレハ先キナル惡小兒ヲ習フヤ吾  
 以往汝ニ教ユル不能ト誠シム是トキ  
 小兒大ニ愧テ其夕師ノ元ニ來タリ  
 謝テ曰々往如此コトヲナサスト言之ニ  
 因テ師大ニ開明セシ一端トナリシトソ  
 之則小兒ハ吾カ師ト言所以也  
 ○園師者ハ殊ニ細目へ注意スレハ  
 大ナル誤リナカル可シ  
 ○ヘレーベルハ四十年幼稚園教育

吾ハ曰々汝ニ教エニカ為メ如此シテ  
 汝等ト俱ニ歡嬉ス然ルヲ汝如何  
 ナレハ先キナル惡小兒ヲ習フヤ吾  
 以往汝ニ教ユル不能ト誠シム是トキ  
 小兒大ニ愧テ其夕師ノ元ニ來タリ  
 謝テ曰々往如此コトヲナサスト言之ニ  
 因テ師大ニ開明セシ一端トナリシトソ  
 之則小兒ハ吾カ師ト言所以也  
 ○園師者ハ殊ニ細目へ注意スレハ  
 大ナル誤リナカル可シ  
 ○ヘレーベルハ四十年幼稚園教育

ニ尽カシ終ニ在世中世ニ擴充スル  
 ヲ得サリシ也蓋シ是トキノ政府ヨリ嫌疑  
 ヲ招キモ然レトモ範テ後人ノ教  
 育ノ大基礎要件タルヲ知ツテ  
 今欧州英國ロンドンニ全盛ヲ極  
 ム米國ニモ盛ニ行ハル唯獨リ  
 怪シムハ其本國タル獨乙國ニ英國  
 ノ日ト異ナルト云

ニ尽カシ終ニ在世中世ニ擴充スル
ヲ得サリシ也蓋シ是トキノ政府ヨリ嫌疑
ヲ招キモ然レトモ範テ後人ノ教
育ノ大基礎要件タルヲ知ツテ
今欧州英國ロンドンニ全盛ヲ極
ム米國ニモ盛ニ行ハル唯獨リ
怪シムハ其本國タル獨乙國ニ英國
ノ日ト異ナルト云

二月一日講義

○遊戯ノ具タルヤ天然ニ因ラズンハ有ル可  
 ラス故第一ニ六球ヲ用テ以テ天然ノ成  
 立ヲ示セ也其大サニ寸ニシテ口中ニ入  
 ル能ハス兎手ニ握リナルヲ以テ適中  
 トス是前ニモ既ニ已陳ヘシ如ク自然  
 ノ球ヨリ初メテ自然ノ実体粘土模  
 型ニテ終ル○球ヲ以テ自然法ノ初トスル  
 ハ一比例ヲ掲ルトキハ大凡<sup>おおよそ</sup>天地間中  
 自然ニ成立植物種子ヲ見ヨ十三八  
 九迄ハ球形ヲナス木果モ是也大  
 陽形地球形是也又一変シテ自身

二月一日講義

○遊戯ノ具タルヤ天然ニ因ラズンハ有ル可  
 ラス故第一ニ六球ヲ用テ以テ天然ノ成  
 立ヲ示セ也其大サニ寸ニシテ口中ニ入  
 ル能ハス兎手ニ握リナルヲ以テ適中  
 トス是前ニモ既ニ已陳ヘシ如ク自然  
 ノ球ヨリ初メテ自然ノ実体粘土模  
 型ニテ終ル○球ヲ以テ自然法ノ初トスル  
 ハ一比例ヲ掲ルトキハ大凡<sup>おおよそ</sup>天地間中  
 自然ニ成立植物種子ヲ見ヨ十三八  
 九迄ハ球形ヲナス木果モ是也大  
 陽形地球形是也又一変シテ自身

体ヲ及ルキハ頭首又一変シテ卵  
 生ノモノヲ見ヨ皆球形ヲ稍々ナ  
 也是園師者茲ニ理解ヲ保ツベシ  
 ○粘土模型法ハ一実体ノ部也トス  
 而メ泥土ニ稍々類セル故汗穢ヲ覺  
 ヲ人或ハ是ヲ同シテ大ニ及對論ヲ  
 主張ス然レトモ我ニ在ツテハ其汗穢  
 ナルヲ好ス所以也如何トナレハ汗穢道  
 ニ入ラスニハ其意モ不知精潔ナルヲ  
 覺ラス而又汗穢中ヨリ精潔ヲモ  
 生ス是其要スル所也○タトヘハ左  
 實職人ハ人之ヲ目シテ泥穢ヲ取

体ヲ及ルトキハ頭首又一変シテ卵  
 生ノモノヲ見ヨ皆球形ヲ稍々ナス  
 也是園師者茲ニ理解ヲ保ツベシ  
 ○粘土模型法ハ一実体ノ部也トス  
 而メ泥土ニ稍々類セル故汗穢ヲ覺  
 ヲ人或ハ是ヲ同シテ大ニ及對論ヲ  
 主張ス然レトモ我ニ在ツテハ其汗穢  
 ナルヲ好ス所以也如何トナレハ汗穢道  
 ニ入ラスニハ其意モ不知精潔ナルヲ  
 覺ラス而又汗穢中ヨリ精潔ヲモ  
 生ス是其要スル所也○タトヘハ左  
 實職人ハ人之ヲ目シテ泥穢ヲ取

穢 = きたは  
き た  
は い  
け れ

扱フ穢者ト見ルヲ知ル然レトモ彼レ  
 其心中何ソ汗穢ニ染漫センヤ又  
 此汗穢ヲ以テ人評ヲ謹ム等ノ要意  
 ニ最モ肝要トス  
 ○其模型法タルヤ一ツ掲クレハ茲ニ  
 一小兒一馬足ヲ模造ス教師其  
 不形ナルヲ可一更スヘキヲ思ヒテ其  
 意ヲ容レ而メ不形ナル場所ヲハ之  
 ヲ精整シヤルベシ而メ一馬足ヲ換  
 型シテ教師ヨリ其之ヲ指示シテ受  
 シコトアレハ其兒真ノ馬ヲ視ルコト


扱フ穢者ト見ルヲ知ル然レトモ彼レ  
 其心中何ソ汗穢ニ染漫センヤ又  
 此汗穢ヲ以テ人評ヲ謹ム等ノ要意  
 ニ最モ肝要トス  
 ○其模型法タルヤ一ツ掲クレハ茲ニ  
 一小兒一馬足ヲ模造ス教師其  
 不形ナルヲ可笑スヘキヲ思ヒテ其  
 意ヲ容レ而メ不形ナル場所ヲハ之  
 ヲ精整シヤルベシ而メ一馬足ヲ換  
 型シテ教師ヨリ其之ヲ指示シテ受  
 シコトアレハ其兒真ノ馬ヲ視ルコト

怡あはモ大人ノ如シ之則一ノ感發ヲ  
 起シタル證ニ具忽セナラサルコト如此也  
 ○此細エヲ為ストキハ机上ニ板片ヲ布  
 キ其上ニテナスヲ宜シトス或ハ油紙ホ  
 用ユルモ可也トス  
 ○粘土ヲヨリ鍊リ小兒手ニ握リ  
 タケニナシ球シテ以テ壹寸方ナル○  
 トシ先ツ極々單一ノ物ヨリ初テ而  
 追々高尚ニ至ラシムルヲ要ス也仮令ハ  
 一球形ヲナシタルトキ細小ナル楊枝ニテ  
 モ指ニ得ルトキハ一ノ梨果形ヲナス是

怡あはモ大人ノ如シ之則一ノ感發ヲ  
 起シタル證ニ具忽セナラサルコト如此也  
 ○此細エヲ為ストキハ机上ニ板片ヲ布  
 キ其上ニテナスヲ宜シトス或ハ油紙等ヲ  
 用ユルモ可也トス  
 ○粘土ヲヨリ鍊リ小兒手ニ握リ  
 タケニナシ球シテ以テ壹寸方ナル○  
 トシ先ツ極々單一ノ物ヨリ初テ而  
 追々高尚ニ至ラシムルヲ要ス也仮令ハ  
 一球形ヲナシタルトキ細小ナル楊枝ニテ  
 モ指ニ得ルトキハ一ノ梨果形ヲナス是




ヲ初級トシテ種々各々〇



〇小兒ハ此細エラナスニ多ク食物  
果實等ニ類似セルヲ好ムモノ也故ニ  
之レカ兒情ヲ察シ兒ト問答ノトキハ其  
心ヲ以テ容テハスナルモ其情ニ察ラ  
ス之ヲ賞賛シ之ヲ乾カシガラズニ  
相<sup>みあ</sup>等ニ入レ置テ後ノ獎勵ニ備フル  
ヲ以テ一目的トス而メ小兒稍々  
高尚ニナルニ從テ模型造モ從テ

其他不<sup>いれよなし</sup>違

ヲ初級トシテ種々各々〇



其他不<sup>いれよなし</sup>違


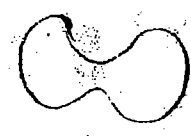
〇小兒ハ此細エラナスニ多ク食物  
果實等ニ類似セルヲ好ムモノ也故ニ  
之レカ兒情ヲ察シ兒ト問答ノトキハ其  
心ヲ以テ容テハスナルモ其情ニ察ラ  
ス之ヲ賞賛シ之ヲ乾カシガラズニ  
相<sup>みあ</sup>等ニ入レ置テ後ノ獎勵ニ備フル  
ヲ以テ一目的トス而メ小兒稍々  
高尚ニナルニ從テ模型造モ從テ


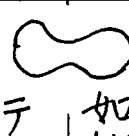
高尚ニテス可シ

○滿三年前位ノ小兒ハ真ノ粘土ヲ以テ模造ハ甚ク難シ故ニ砂ヲ水ニテ鍊リ推突形式ハ杯等ノモノヘ砂ヲ盛り机上ノ板上ヘホツホツト掘リ一且是月ぬモウリノ歡ヲ係ルモノ也而シ此業稍々熟スルノチ粘土ヲ與フベシ是粘土模型ノ始メ也  
○濡系ヲ以テ石盤上ヘ各種ノ模形ヲナス法ハ先ツキヌ糸ハ寸ヲ以テ水ニ濡テ石盤モトモニ面へ懸

高尚ニテス可シ

○滿三年前位ノ小兒ハ真ノ粘土ヲ以テ模造ハ甚ク難シ故ニ砂ヲ水ニテ鍊リ推突形式ハ杯等ノモノヘ砂ヲ盛り机上ノ板上ヘホツホツト掘リ也是最モ小兒ノ歡ヲ係ルモノ也而シ此業稍々熟スルノチ粘土ヲ与フベシ是粘土模型ノ始メ也  
○濡系ヲ以テ石盤上ヘ各種ノ模形ヲナス法ハ先ツキヌ糸ハ寸ヲ以テ水ニ濡テ石盤モトモニ面へ懸

テ与へ而メ先ツ最初盤上へ○  
 キ形ヲナシ  次ニハ石筆ヲ以テ尖リ  
 之先キニテクボキ所ヲナシ又次ニハ  
 如此ノ形ヲナシ順序稍々如此シ  
 テ摘美式ノ如キハ各種ノ花  
 或ハ葉等ヲ模擬スルニ至ルハ実ニ  
 驚クヘシ此科モ三式ハ最モ有ス而メ  
 美麗ヲ最モ多也トス  
 ○置環法モ線ノ極点ナレトモ此系  
 ハ一筋ノ系也環ハ一々切レメアルノ  
 差別有

テ与へ而メ先ツ最初盤上へ○  
 キ形ヲナシ  次ニハ石筆ヲ以テ尖リ  
 シ先キニテクボキ所ヲナシ又次ニハ  
 如此ノ形ヲナシ順序稍々如此シ  
 テ摘美式ノ如キハ各種ノ花  
 或ハ葉等ヲ模擬スルニ至ルハ実ニ  
 驚クヘシ此科モ三式ハ最モ有ス而メ  
 美麗ヲ最モ多也トス  
 ○置環法モ線ノ極点ナレトモ此系  
 ハ一筋ノ系也環ハ一々切レメアルノ  
 差別有

○小兒ハ一ノ実物也実物ト對シ之レ  
カ教則アルハ則実物ト教則トノ  
媒チ則園師是也故ニ園師ハ説話  
ヲ多クナシ之ヲ導ヲナス如何トナレハ  
如何ニ敏捷ナル小兒アリ側ラニ之  
カ智能ヲ資タル所ノ名器アリト  
イヘトモ之ヲヨク理解スルノ媒則説  
話ナケレハ其敏捷モ名器モ水  
沫ニ屈ス総テ此理合也  
○ヘレーベルハ小兒ノ一教案ヲ設  
ケ一室三十人位ニ見込モ人

○小兒ハ一ノ実物也実物ト對シ之レ  
カ教則アルハ則実物ト教則トノ  
媒チ則園師是也故ニ園師ハ説話  
ヲ多クナシ之ヲ導ヲナス如何トナレハ  
如何ニ敏捷ナル小兒アリ側ラニ之  
カ智能ヲ資タル所ノ名器アリト  
イヘトモ之ヲヨク理解スルノ媒則説  
話ナケレハ其敏捷モ名器モ水  
沫ニ屈ス総テ此理合也  
○ヘレーベルハ小兒ノ一教案ヲ設  
ケ一室三十人位ニ見込モ人

ノ定限ヲ要スルハ大ニ有用ニナリ  
 如何トナレハ三十人中五ハ不行儀  
 右作法更ニ困却ヲナス五ハ行  
 義正シク方正謹慎也五ハ勉強ヲ  
 嫌フ小兒ナリ然レトモ甲ノ五正方行  
 強心ヲモ引興スモノ也其理一々  
 迹ルニ違<sup>い</sup>アラス  
 ○諺曰今日ノ小兒ハ明日ノ大人  
 也ト。又言小兒ハ大人ノ師也ト

ノ定限ヲ要スルハ大ニ有用ニナリ  
 如何トナレハ三十人中五ハ不行儀  
 右作法更ニ困却ヲナス五ハ行  
 義正シク方正謹慎也五ハ勉強ヲ  
 嫌フ小兒ナリ然レトモ甲ノ五正方行  
 議ニ自然束縛ヲ受ケ不知々々勉  
 強心ヲモ引興スモノ也其理一々  
 迹ルニ違<sup>い</sup>アラス  
 ○諺曰今日ノ小兒ハ明日ノ大人  
 也ト。又言小兒ハ大人ノ師也ト

○凡何ノ業ヲ問フスヘレーヘル氏ノ  
 規則中ノ業ハ悉皆三式ヲ有  
 ス曰修學式曰學生式曰摘  
 美式也

○凡何ノ業ヲ問フスヘレーヘル氏ノ  
 規則中ノ業ハ悉皆三式ヲ有  
 ス曰修學式曰學生式曰摘  
 美式也

二月四日講義

附言第八恩物置形法ハ  
已ニ前ニ出シカトモ茲ニ再出ス

○第八恩物既ニ前ニ詳細説クト

雖茲ニ再出スルモ再聽ヒニ因テ也

○其ニ等辺三角ハ直角ノ斜断

シテ得シ所ノ三角也故ニ直角ハ二

銳ヲ俱ス是ニ其數ニテニケテ

以テ美装ナル炉ヲ造リ得式ハ五十

ハケニテ蒸氣船ヲ造リ而メ船ノ公

用汎ク世界ニ通シ之カ必用ナル趣

此船鑑ノ為海外前回ト親奴ヲ

二月四日講義

附言第八恩物置形法ハ  
已ニ前ニ出シカトモ茲ニ再出ス

○第八恩物既ニ前ニ詳細説クト

イハトモ茲ニ再出スルモ再聽ヒニ因テ也

○其ニ等辺三角ハ直角ヲ斜断

シテ得シ所ノ三角也故ニ直角ハ二

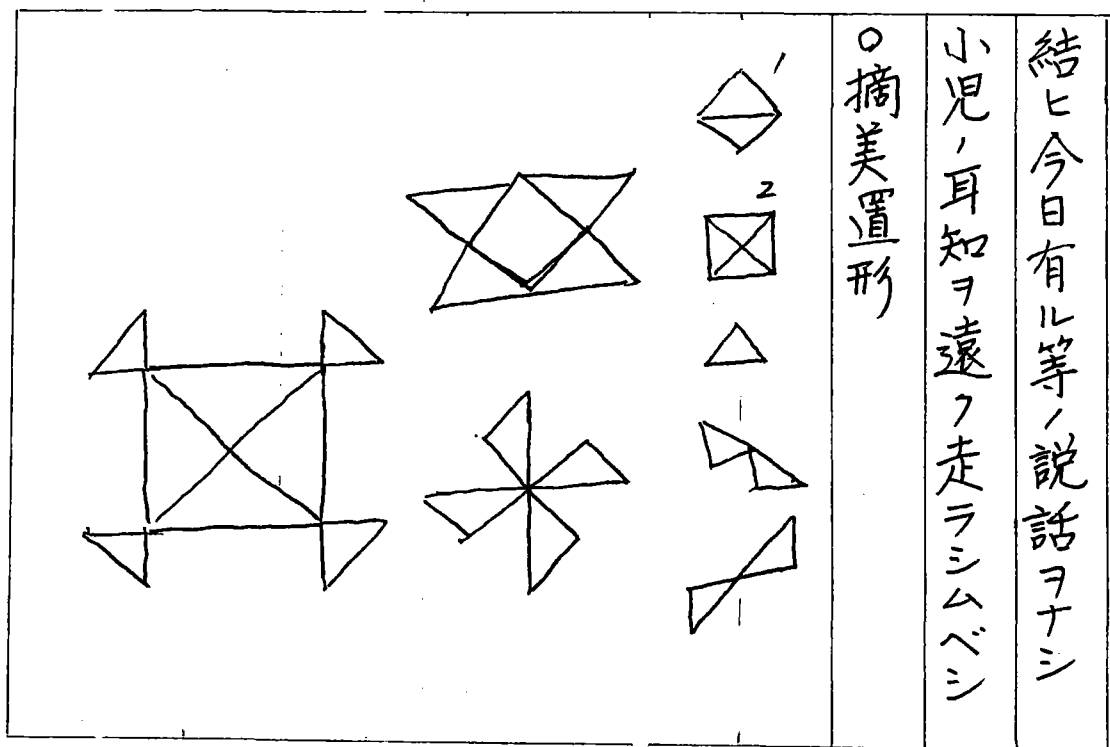
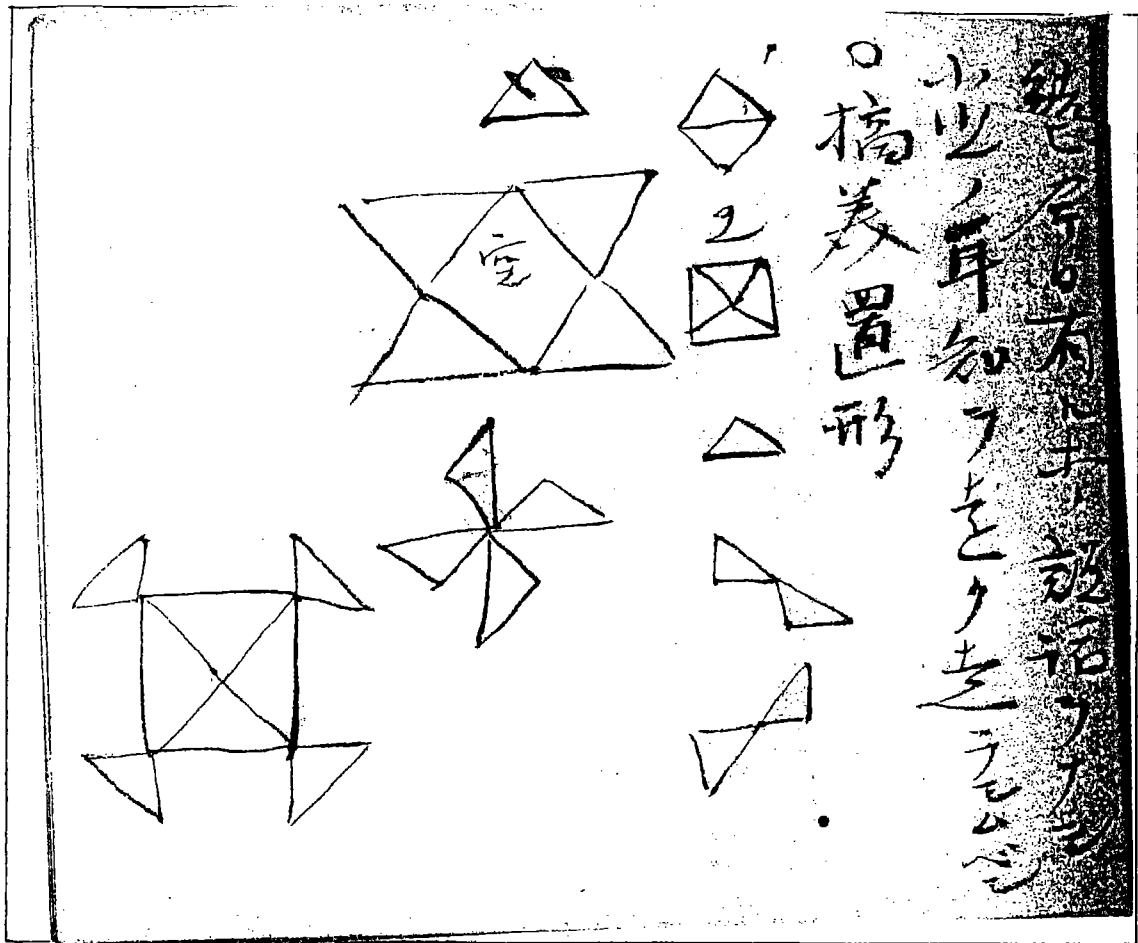
銳ヲ俱ス是ニ其數ニテニケテ

以テ美装ナル炉ヲ造リ得式ハ五十

ハケニテ蒸氣船ヲ造リ而メ船ノ公

用汎ク世界ニ通シ之カ必用ナル趣

此船鑑ノ為海外前回ト親奴ヲ





人之所同好者有五  
 知交名勇利是也。雖  
 人之志各異而此五好則皆出  
 於自然一若同之好美色耳。  
 之好美聲足以勉人以成美  
 事。

										人之所同好者有五	知交名勇利是也雖	人之志各異而此五好則皆出	於自然一若同之好美色耳	之好美聲足以勉人以成美	事
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------	----------	--------------	-------------	-------------	---